

官報

号外
昭和四十年五月十七日

○第四十八回 参議院會議録第十九号(その一)

昭和四十年五月十七日(月曜日)
午前十一時十九分開議

○議事日程 第二十二号

昭和四十年五月十七日
午前十時開議

第一 千九百六十四年七月十日にウイーンで作成された万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第五 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 公害防止事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一六 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一七 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一八 首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)

一、日程第一 千九百六十四年七月十日にウイーンで作成された万国郵便連合憲章、万国郵便条約及び関係

諸約定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

一、日程第二 日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

一、日程第三 日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

一、日程第四 結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

一、日程第五 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第六 地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第七 国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第八 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第九 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第一〇 公害防止事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第一一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第一二 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第一三 昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第一六 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)
一、日程第一七 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、日程第一八 首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	久保 等君
地方行政委員	北畠 教真君
法務委員	山口 重彦君
外務委員	上林 忠次君
文教委員	大野木秀次郎君
同	館 哲二君
社会労働委員	近藤 鶴代君
同	村山 道雄君
同	藤原 道子君
運輸委員	和田 鶴一君
通信委員	占部 秀男君
予算委員	山本 杉君
決算委員	柴谷 要君
懲罰委員	武内 五郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
内閣委員	占部 秀男君
地方行政委員	大野木秀次郎君
法務委員	藤原 道子君
外務委員	和田 鶴一君
文教委員	北畠 教真君
同	近藤 鶴代君
社会労働委員	館 哲二君
同	山本 杉君
同	山口 重彦君

六四〇

皇室經濟法及び皇室經濟法施行法の一部を改正

する法律案可決報告書

首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案可決報告書

大蔵省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案可決報告書

結社の自由及び団結権の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案可決報告書

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案可決報告書

国家公務員法の一部を改正する法律案可決報告書

地方公務員法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

著作権法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

著作権法の一部を改正する法律案

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済局長中山賀博君及び外務省情報文化局長曾野明君の第四十八回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第四十八回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

外務省経済局長事務代理 加藤 匡夫君

外務省情報文化局長事務代理 針谷 正之君

去る十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

許可した。

外務委員 大蔵委員

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 草葉 隆圓君

同 青木 一男君

同 太田 正孝君

同 田中 茂徳君

同 津島 壽一君

同 村松 久義君

同 中野 文門君

同 二木 謙吾君

同 久保 勘一君

同 館 哲二君

同 山崎 啓一君

同 上林 忠次君

同 丸茂 重貞君

同 増原 恵吉君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

外務委員 館 哲二君

同 中野 文門君

同 山崎 啓一君

同 上林 忠次君

同 丸茂 重貞君

同 増原 恵吉君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

議院運営委員 丸茂 重貞君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 長谷川 仁君

同 十七号等特別委員

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

国民年金法等の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

農地購買取等に対する給付金の支給に関する法律案

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員須藤五郎君提出福岡県八女市助役選任に関する自治省の不当な干渉及び和歌山県海南市議会の憲法、地方自治法等違反事件についての質問に対する答弁書

同日人事院総裁から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく昭和三十九年の人事院の業務状況報告書を受領した。

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和三十九年度第二・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済局長事務代理加藤匡夫君外一名(去る十三日議長承認)を第四十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一、昨十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 大谷 實雄君

同 藤原 道子君

同 林屋亀次郎君

同 上林 忠次君

同 山口 重彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 林屋亀次郎君

同 山口 重彦君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

議院運営委員 丸茂 重貞君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

大蔵委員

社会労働委員

同

運輸委員

大谷 實雄君

藤原 道子君

上林 忠次君

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、

国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議なしと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議なしと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、千九百六十四年七月十日にウイーンで作成された万国郵便連合憲草、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件、

日程第二、日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件、

日程第三、日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件、

(いずれも衆議院送付)

以上三件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議なしと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議なしと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議なしと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議なしと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議なしと認めます。

昭和四十年五月十七日 参議院会議録第十九号(その一)

議長の報告 会議 議事日程追加の件 国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員) 千九百六十四年七月十日にウイーンで作成された万国郵便連合憲草、万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件外二件

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その一)

千九百六十四年七月十日にウイーンで作成された万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び蘭印諸約定の締結について承認を求める件外四件
締結について承認を求める件外四件

六四二

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長小柳牧衛君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

千九百六十四年七月十日にウイーンで作成された万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び蘭印諸約定の締結について承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月二十七日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

千九百六十四年七月十日にウイーンで作成された万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び蘭印諸約定の締結について承認を求める件

千九百六十四年七月十日にウイーンで作成された万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び蘭印諸約定の締結について承認を求める件

万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び蘭印諸約定(価格表記の書状及び箱物に関する約定、郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定、郵便振替に関する約定、郵便振替に貯金の国際業務に関する約定)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求める件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月二十七日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求める件

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便為替の交換に関する約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便為替の交換に関する約定
〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月二十七日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求める件
日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に関する件

関する約定の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に関する約定
〔本号(その二)に掲載〕

〔小柳牧衛君登壇、拍手〕

○小柳牧衛君 ただいま議題となりました条約三件につき、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、一九六四年七月、ウイーンで作成された万国郵便連合の憲章、一般規則、郵便条約及び蘭印諸約定は、現行の万国郵便条約及び蘭印諸約定にかわるもので、万国郵便連合の機構の恒久的基礎を定めるとともに、国際間の郵便物の交換が激増しつつある今日の事態に即応し、郵便業務に関する規定に改善を加えたものであります。

次に、日英及び日印間の郵便為替約定について申し上げます。

日英間の郵便為替業務は、戦前締結された約定に基づいて行なわれており、今日の実情に適合しない点が多く、また、インドとの間の郵便為替業務は、現在英国の仲介により行なわれておりますが、仲介にたよることは、為替の送達に日数もかかり、料金も高くなる等、種々不便があるものであります。これらの事情にかんがみ、英国とは現行約定にかわる新約定を、インドとは直接交換のための約定を締結することになったのであります。

これらの二約定は、いずれも、郵便為替の交換経路、為替の表示通貨、料金等、双方の郵政庁が郵便為替の交換業務を行なうために必要な基本的事項を定めております。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

五月十三日、採決の結果、三件は、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

三件全部を議題に供します。三件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて三件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求める件(衆議院送付)。

日程第五、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、

日程第六、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案、

日程第七、国家公務員法の一部を改正する法律案、

日程第八、地方公務員法の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上五件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。国際労働条約第八十七号等特別委員長安井謙君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求める件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月二十一日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

結社の自由及び団結権の保護に関する条約
(第八十七号)の締結について承認を求め
るの件

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

結社の自由及び団結権の保護に関する条約
(第八十七号)

国際労働機関の総会は、理事會によりサン・フランシスコに招集され、千九百四十八年六月十七日にその第三十一回会期として会合し、

この会期の議事日程の第七議題である結社の自由及び団結権の保護に関する提案を条約の形式により採択することを決定し、

国際労働機関憲章の本文が、「結社の自由の原則の承認は労働条件を改善し、かつ、平和を確立する手段である」と宣言していることを考慮し、フィラデルフィア宣言が、「表現及び結社の自由は不断の進歩のために欠くことができない」とことを再確認していることを考慮し、

国際労働機関が、その第三十回会期において、国際的規制の基礎となる原則を全会一致で採択したことを考慮し、

国際連合総会が、その第二回会期において、この原則を承認し、かつ、一又は二以上の国際条約を採択することができるようあらゆる努力を続けることを国際労働機関に要請したことを考慮して、

次の条約(引用に際しては、千九百四十八年の結社の自由及び団結権保護条約と称することができ、千九百四十八年七月九日に採択する。

第一部 結社の自由

第一条

この条約の適用を受ける国際労働機関の各加盟国は、次の諸規定を実施することを約束する。

第二条

労働者及び使用者は、事前の認可を受けることなく、自ら選択する団体を設立し、及びその団体の規約に従うことのみを条件としてこれに加入する権利をいかなる差別もなしに有する。

第三条

1 労働者団体及び使用者団体は、その規約及び規則を作成し、自由にその代表者を選び、その管理及び活動について定め、並びにその計画を策定する権利を有する。

2 公の機関は、この権利を制限し又はこの権利の合法的な行使を妨げるよういかなる干渉をも差し控へなければならない。

第四条

労働者団体及び使用者団体は、行政的権限によつて解散せられ又はその活動を停止せられなければならない。

第五条

労働者団体及び使用者団体は、連合及び総連合を設立し並びにこれらに加入する権利を有し、また、これらの団体、連合又は総連合は、国際的な労働者団体及び使用者団体に加入する権利を有する。

第六条

この条約第二条、第三条及び第四条の規定は、労働者団体及び使用者団体の連合及び総連合に適用する。

第七条

労働者団体及び使用者団体並びにそれぞれの連合及び総連合による法人格の取得については、この条約第二条、第三条及び第四条の規定の適用を制限するよういかなる性質の条件を付してはならない。

第八条

1 この条約に規定する権利を行使するに当たつては、労働者及び使用者並びにそれぞれの団体は、他の個人又は組織化された集団と同様に国内法令を尊重しなければならない。

2 国内法令は、この条約に規定する保障を阻害するよういかなるものであつてはならず、また、これを阻害するよういかなる適用してはならない。

を阻害するよういかなる適用してはならない。

第九条

1 この条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲は、国内法令で定める。

2 国際労働機関憲章第十九条8に掲げる原則に従い、加盟国によるこの条約の批准は、この条約の保障する権利を軍隊又は警察の構成員に与えている既存の法律、裁定、慣行又は協約に影響を及ぼすものとみなされない。

第十条

この条約において「団体」とは、労働者又は使用者の利益を増進し、かつ、擁護することを目的とする労働者団体又は使用者団体をいう。

第二部 団結権の保護

第十一条

この条約の適用を受ける国際労働機関の各加盟国は、労働者及び使用者が団結権を自由に行使することができ、これを確保するために、必要にしてかつ適当なすべての措置をとることを約束する。

第三部 雑則

第十二条

1 この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、千九百四十六年の国際労働機関憲章の改正文書によつて改正された国際労働機関憲章第三十五条に掲げる地域のうち同条4及び5に掲げる地域以外のものについては、批准と同時に又はその後なるべくすみやかに、次の事項を述べた宣言を国際労働事務局長に通知しなければならない。

(a) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えることなく適用することを約束する地域

(b) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目

(c) この条約を適用することができない地域及びその適用することができない理由

(d) 当該加盟国が決定を留保する地域

一部とみなされ、かつ、批准と同一の効力を有する。

3 いずれの加盟国も、1(b)、(c)又は(d)に基づきその最初の宣言において行なつた留保の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも取り消すことができる。

4 いずれの加盟国も、第十六条の規定に従つてこの条約を廃棄することができ、期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、かつ、指定する地域に関する現況を述べる宣言を事務局長に通知することができる。

第十三条

1 この条約の主題たる事項がいずれかの非本土地域の自治権内にあるときは、当該地域の国際関係について責任をもつ加盟国は、当該地域の政府と合意して、当該地域のためにこの条約の義務を受諾する宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

2 この条約の義務を受諾する宣言は、次のものが国際労働事務局長に通知することができる。

(a) 国際労働機関の二以上の加盟国の共同の権力の下にある地域については、その二以上の加盟国

(b) 国際連合憲章又はその他によつて国際機関が施政の責任をもつ地域については、その国際機関

3 1及び2の規定に従つて国際労働事務局長に通知する宣言は、当該地域内でのこの条約の規定を変更を加えることなく適用するか又は変更を加えて適用するかを示さなければならない。その宣言は、この条約の規定を変更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならない。

4 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、前の宣言において示した変更を適用する権利の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも放棄することができる。

5 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、第十六条の規定に従つてこの条約を

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その一) 結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件外四件

六四四

廢棄することが出来る期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、かつ、この条約の適用についての現況を述べる宣言を国際労働事務局局長に通知することができる。

第十四条 最終規定

第十五条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局局長に通知しなければならない。

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局局長により登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二加盟国の批准が事務局局長により登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十六条

1 この条約を批准した各加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年の期間の満了の後、登録のため国際労働事務局局長に通知する文書によつてこの条約を廢棄することが出来る。その廢棄は、それが登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した各加盟国で、1に掲げる十年の期間の満了の後一年以内にこの条約に定める廢棄の権利を行使しないものは、さらに十年間拘束を受けるものとし、その後は、この条約に定める条件に基づいて、十年の期間が満了することによりこの条約を廢棄することができる。

第十七条

1 国際労働事務局局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廢棄の登録をすべての加盟国に通告しなければならない。

2 事務局局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第十八条

国際労働事務局局長は、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准、宣言及び廢棄の完全な明細を国際連合憲章第百二条による登録のため国際連合事務局局長に通知しなければならない。

第十九条

国際労働機関の理事会は、この条約の効力発生の後十年の期間が満了することにより、この条約の運用に関する報告を総会に提出しなければならない。また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議しなければならない。

第二十条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国による改正条約の批准は、改正条約の効力発生を条件として、第十六条の規定にかかわらず、当然この条約の即時の廢棄を伴う。

(b) 加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正条約が効力を生ずる日に終了する。

第二十一条

この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、サン・フランシスコで開催されて千九百四十八年七月十日に閉会を宣言されたその第三十一回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証憑として、われわれは、千九百四十八年八月三十一日に署名した。

総会議長

ジュスタン・ゴダール

国際労働事務局局長

エドワード・フィラン

「審査報告書は都合により追録に掲載」

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月二十一日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

える。

第二十一条第二項第二号を次のように改める。

二 職員、公共企業体の役員又は組合の組合員若しくは役員

第四十条第一項中「(第四十条第一項但書に規定する者を除く。)」及び「(昭和二十二年法律第二百十号)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項を、前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第七条の改正規定及び第四十条の改正規定(同条第一項の改正規定中法律第二十号以外の改正に係る部分を除く。並びに附則第三条及び附則第五号から附則第八号までの規定は、政令で定める日から施行する。)(経過措置)

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の第四条第一項ただし書に規定する者について改正前の同条第二項の規定により定められている範囲は、この法律の施行の際現に存する組合に係る改正後の同項に規定する者について、改正後の同項の規定により公共企業体等労働委員会が認定したものとする。

第三条 改正前の第七条に規定する事項については、改正後の同条の規定にかかわらず、^{同条改正の正規定}この法律の施行の日から起算して二年間は、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本専売公社法の一部改正)
第五条 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項ただし書を削る。

第二十六条中「公共企業体等労働関係法」の下に「(昭和二十三年法律第二百五十七号)」を加える。

(日本国有鉄道法の一部改正)

第六条 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項ただし書を削る。

第三十五条中「公共企業体等労働関係法」の下に「(昭和二十三年法律第二百五十七号)」を加える。

(日本電信電話公社法の一部改正)

第七条 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項ただし書を削る。

第三十六条中「公共企業体等労働関係法」の下に「(昭和二十三年法律第二百五十七号)」を加える。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)

第八条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「その月数の二分の一に相当する月数」の下に「(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七條第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をすることを要しなかつた期間については、その月数)を加える。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月二十一日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)
地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律

地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第四條中「第七條第一号但書」を「第五條第二項第八号、第七條第一号ただし書を削る。同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 労働委員会は、職員が結成し、又は加入する労働組合(以下「組合」という。)について、職員のうち労働組合法第二條第一号に規定する者の範囲を認定して告示するものとする。

第六條を次のように改める。

(組合のための職員の行為の制限)
第六條 職員は、組合の業務にもつぱら従事することができない。ただし、地方公営企業の許可を受けて、組合の役員としてもつぱら従事する場合、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、地方公営企業が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、地方公営企業は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により組合の役員としてもつぱら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて三年(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五條の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務にもつぱら従事したことがある職員については、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間)をこえることができない。

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が組合の役員として当該組合の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

第七條を次のように改める。

(団体交渉の範囲)

第七條 第十三條第二項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、地方公営企業の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
二 昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項
三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項
四 前三号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項

第十一條第一項前段中「職員の労働組合は、」を「組合は、地方公営企業に対して」に改め、同項後段中「職員」の下に「並びに組合の組合員及び役員」を加える。

第十三條第二項を削る。

(苦情処理)
第十三條 地方公営企業及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、地方公営企業を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。

2 苦情処理共同調整会議の組織その他苦情処理に関する事項は、団体交渉で定める。

第十五條第四号を次のように改める。

四 労働委員会があつせん又は調停を開始した後二月を経過して、なお労働争議が解決しない場合において、関係当事者の一方が仲裁の申請をしたとき。

第十六條中「第十條の規定は当該地方公営企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする仲裁裁定について」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第一項 地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その一) 結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件外四件

六四六

る。

仲裁裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。また、地方公共団体の長は、当該仲裁裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、当該地方公共団体の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする仲裁裁定については、第十條の規定を準用する。

第十六條の次に次の二條を加える。

(第五條第二項の事務の処理)
第十六條の二 第五條第二項の規定による労働委員会の事務の処理には、公益を代表する委員のみが参与する。

(不当労働行為の申立て等)

第十六條の三 第十二條の規定による解雇に係る労働組合法第二十七條第一項の申立てがあつた場合において、その申立てが当該解雇がなされた日から二月を経過した後になされたものであるときは、労働委員会、同条第二項の規定にかかわらず、これを受けることができない。

2 第十二條の規定による解雇に係る労働組合法第二十七條第一項の申立て又は同条第五項若しくは第十一項の再審査の申立てを受けたときは、労働委員会は、申立ての日から二月以内に命令を発するようになければならない。

第十七條を次のように改める。

(小規模の地方公共団体の職員)

第十七條 地方公共団体の第三十九條第一項の規定は、地方公共企業(同法第四章の規定が適用されるものを除く)に勤務する職員について準用する。

2 地方公共企業法第三十七條、第三十八條及び第三十九條第二項の規定は、前項に規定する職員(同法第三十七條第一項の政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く)について準用する。

附則第四項中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削り、「第十條」の下に、「第十一條」を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第六條の改正規定及び附則第四項の改正規定(同項の法律番号以外の改正に係る部分を除く)並びに附則第三條の規定は、政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行の際現に改正前の第五條第二項ただし書に規定する者について改正前の同条第二項の条例で定められている範囲は、この法律の施行の際現に存する組合に係る改正後の同項に規定する者について、改正後の同項の規定により労働委員会が認定したものとみなす。

第三條 改正前の第六條(改正前の附則第四項において準用する場合を含む)に規定する事項については、改正後の同条(改正後の附則第四項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して二年間は、なお従前の例による。

第四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方公共企業法の一部改正)

第五條 地方公共企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六條を次のように改める。

(職員の労働関係の特例)

第三十六條 地方公共企業に従事する職員の労働関係については、地方公共企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の定めるところによる。

第三十七條第一項中「企業職員」を「第十五條の職員(政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く。以下「企業職員」という。)」に改める。

第三十九條を次のように改める。

(地方公務員法の適用除外)

第三十九條 第三十六條の職員については、地方公務員法第三十七條、第四十六條から第四十九條まで、第五十二條から第五十六條まで及び第五十八條並びに行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)の規定は、適用しない。

2 企業職員については、地方公務員法第五條、第八條(第一項第五号、第三項及び第四項を除く)、第二十三條から第二十六條まで、第三十六條、第三十九條第三項、第四十條第二項及び第四十五條第二項から第四項までの規定は、適用しない。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国家公務員法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十年四月二十一日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

(小字は衆議院修正)

国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

国家公務員法目次中「人事院」を「中央人事行政機関」に、「第八節 退職年金制度」を「第九節 退職年金制度」に改める。

第一条第三項中、「人事院規則又は人事院指令」を又はこの法律に基づく命令に改める。

第二条第三項第四号の二を削り、同項第八号中「総理府総務長官」を削る。

「第二章 人事院」を「第二章 中央人事行政機関」に改める。

第三條の見出しを「(人事院)」に改め、同条第二項中「国家公務員に関する事務を掌理するため」を削り、「内閣総理大臣を」内閣に改め、同条第三項を次のように改める。

人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、職階制、試験及び任免、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。

第三條第四項中「この法律」を「法律」に改め、「その定める手続により、」を削り、同条第一項を削る。

第十二條第六項第二号を次のように改める。

第十二條第六項第十三号を次のように改める。

第十三條 削除

第十二條第六項中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 第八條の三第六項の規定による職員団体の登録の効力の停止及び取消し

第十三條第三項後段中「この法律を完全に実施するため」を削り、同条第四項を削る。

第十四條第一項中、「この法律の目的を達成するための諸般の計画を樹立し」、「この法律の目的を達成するために必要な、適当で、且つ、法令の規定に従つた諸般の措置を行い」及び「及び人事主任官會議の議長」を削り、同条第二項を削る。

第十六條第一項中「この法律の執行に關し必要な事項について」を「その所掌事務について、法律を実施するため、又は法律の委任に基づいて」に改める。

第十七條第一項を次のように改める。

人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行政に關する事項に關し調査することができる。

第十八條の次に次の一條を加える。

(内閣総理大臣)

第十八條の二 内閣総理大臣は、法律の定めると

第五十六条ただし書を削る。

第三章中第八節の次に次の一節を加える。

前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以

（職員団体の登録）

は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要

前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続いて登録されている

登録された職員団体が職員団体でなくなつた

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件外四件

とき、登録された職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録された職員団体が次項の規定による届出をなしたときは、人事院は、人事院規則で定めるところにより、六十日をこえない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。人事院は、職員団体の登録を取り消すときは、あらかじめ口頭審理を行なわなければならないものとし、口頭審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開して行なわれなければならない。

書」と読み替へるものとする。

(交渉)

第八八条の五 当局は、登録された職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に關し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生の活動を含む適法な活動に係る事項に關し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

職員団体と当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。

国の事務の管理及び運営に關する事項は、交渉の対象とすることができない。

職員団体が交渉することのできる当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる当局とする。

交渉は、職員団体と当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と当局の指名する者との間において行なわれなければならない。交渉に当たつては、職員団体と当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。

前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができ、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。

交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは国の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができ、本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができるものとする。

職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

らない。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第八八条の六 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

前項ただし書の許可は、所轄庁の長が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

第一項ただし書の規定により登録された職員団体の役員としてもつぱら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて三年(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二項第二号の職員として同法第七号)第一項ただし書の規定により労働組合の業務にもつぱら従事したことがある職員については、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間をこえることができる。

第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とする。

職員は、人事院規則で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第八八条の七 職員は、職員団体の構成員であること、これを結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその職員団体の正当な行為をしたことのために不利益な取扱いを受けない。

第九九条第十四号を削る。

第一百十條第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第一百十條第一項第十六号を次のように改める。

十六 削除

第一百十條第十七号中「第五項を」第二項に改め、同項第二十号を次のように改める。

第二十 第八八条の二第五項の規定に違反して団体を結成した者

第一百十條中「第一百十條第一項第一号」を「前条第一項第一号、第三号に」、「第十六号」を「第十五号」に改める。

附則第十三条中「人事院規則」の下に「(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令)」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定(第八節 退職年金制度を「第八節 退職年金制度」に改める部分に限る。、第十二条第六項の改正規定(同項第一号及び第十三号を改める部分を除く。、第九十八条の改正規定(第一号の改正規定(同条第三項を削る部分に限る。、第三章第八節の次に「節を加える改正規定(第九十八条の改正規定(第十六号)を「第十五号」に改める部分に限る。並びに次条第六項から第九項までを除く。、附則第六号、附則第九号、附則第十二号、附則第十四号第一号中「第三号から第五項まで」を「第二号から第四項まで」に改める部分を除く。、附則第十八号から附則第二十号まで、附則第二十三号、附則第二十七号及び附則第二十八号の規定は、政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行〇の際現に存する改正前法をいう。以下この項、第四項及び第五項において同じ。の国家公務員法(以下「旧法」という。)の規定に基づき登録をされた職員団体は、この法律の施行の日から起算して一年以内に、改正後の国家公務員法(以下「新法」という。)第八八条の三の規定による登録の申請をすることができる。この場合において、人事院は、申請を受理した日から起算して三十日以内に、新法第八八条の三の規定による登録をした旨又はしない旨の通知をしなければならない。

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件外四件

とき、登録された職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録された職員団体が次項の規定による届出をなしたときは、人事院は、人事院規則で定めるところにより、六十日をこえない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。人事院は、職員団体の登録を取り消すときは、あらかじめ口頭審理を行なわなければならないものとし、口頭審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開して行なわれなければならない。

書」と読み替へるものとする。

(交渉)

第八八条の五 当局は、登録された職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に關し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生の活動を含む適法な活動に係る事項に關し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

職員団体と当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。

国の事務の管理及び運営に關する事項は、交渉の対象とすることができない。

職員団体が交渉することのできる当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる当局とする。

交渉は、職員団体と当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と当局の指名する者との間において行なわれなければならない。交渉に当たつては、職員団体と当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。

前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができ、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。

交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは国の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができ、本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができるものとする。

職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

らない。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第八八条の六 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

前項ただし書の許可は、所轄庁の長が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

第一項ただし書の規定により登録された職員団体の役員としてもつぱら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて三年(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二項第二号の職員として同法第七号)第一項ただし書の規定により労働組合の業務にもつぱら従事したことがある職員については、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間をこえることができる。

第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とする。

職員は、人事院規則で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第八八条の七 職員は、職員団体の構成員であること、これを結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその職員団体の正当な行為をしたことのために不利益な取扱いを受けない。

第九九条第十四号を削る。

第一百十條第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第一百十條第一項第十六号を次のように改める。

十六 削除

第一百十條第十七号中「第五項を」第二項に改め、同項第二十号を次のように改める。

第二十 第八八条の二第五項の規定に違反して団体を結成した者

第一百十條中「第一百十條第一項第一号」を「前条第一項第一号、第三号に」、「第十六号」を「第十五号」に改める。

附則第十三条中「人事院規則」の下に「(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令)」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定(第八節 退職年金制度を「第八節 退職年金制度」に改める部分に限る。、第十二条第六項の改正規定(同項第一号及び第十三号を改める部分を除く。、第九十八条の改正規定(第一号の改正規定(同条第三項を削る部分に限る。、第三章第八節の次に「節を加える改正規定(第九十八条の改正規定(第十六号)を「第十五号」に改める部分に限る。並びに次条第六項から第九項までを除く。、附則第六号、附則第九号、附則第十二号、附則第十四号第一号中「第三号から第五項まで」を「第二号から第四項まで」に改める部分を除く。、附則第十八号から附則第二十号まで、附則第二十三号、附則第二十七号及び附則第二十八号の規定は、政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行〇の際現に存する改正前法をいう。以下この項、第四項及び第五項において同じ。の国家公務員法(以下「旧法」という。)の規定に基づき登録をされた職員団体は、この法律の施行の日から起算して一年以内に、改正後の国家公務員法(以下「新法」という。)第八八条の三の規定による登録の申請をすることができる。この場合において、人事院は、申請を受理した日から起算して三十日以内に、新法第八八条の三の規定による登録をした旨又はしない旨の通知をしなければならない。

- 2 この法律の施行の際現に存する旧法の規定に基づく登録をされた職員団体で、前項の規定による登録の申請をしないものの取扱ひについては、この法律の施行の日から起算して一年を経過するまでの間、同項の規定による登録の申請をしたものの取扱ひについては、同項の規定による登録をした旨又はしない旨の通知を受けるまでの間は、なお従前の例による。ただし、新法第八八条の五の規定の適用があるものとする。
- 3 旧法の規定に基づく法人たる職員団体で第一項の規定による登録をした旨の通知を受けたもののうち、その通知を受ける前に新法の規定に基づく法人となる旨を人事院に申し出たものは、その通知を受けた時に新法の規定に基づく法人となり、同一性をもつて存続するものとする。
- 4 前項の規定により新法の規定に基づく法人たる職員団体として存続するものを除き、旧法の規定に基づく法人たる職員団体でこの法律の施行の際現に存するものは、第一項の規定による登録の申請をしなかつたものにあつては、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日において、同項の規定による登録をした旨又はしない旨の通知を受けた時において、それぞれ解散するものとし、その解散及び清算については、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行の日から起算して二年間は、新法第八八条の六第一項の規定を適用せず、職員は、なお従前の例により、登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事することができる。
- 6 この法律の施行○前(前条ただし書の規定による施行を含む)に於てした行為に対する罰則の規定の適用については、なお従前の例による。
- 7 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもつて規定すべき事項を規定するものは、この法律の

- 施行の日から起算して九月間は、政令としての効力を有するものとする。
- 8 この法律の施行前に法令の規定に基づいて人事院若しくは大蔵大臣がした決定、処分その他の行為又は人事院若しくは大蔵大臣に対してした請求その他の行為は、この法律の施行後は内閣総理大臣がすべき決定、処分その他の行為又は内閣総理大臣に対してすべき請求その他の行為に該当するものは、この法律の施行後における法令の相当規定に基づいて内閣総理大臣がした決定、処分その他の行為又は内閣総理大臣に対してした請求その他の行為とみなす。
- 9 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、人事院規則(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令)で定める。
- (内閣法の一部改正)
- 第三条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。
- 第二条第一項中「並びに従来の各省大臣及び國務大臣の定数以内を」と及び「十七人以上」に改める。
- (総理府設置法の一部改正)
- 第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。
- 第三条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
- 二 人事行政に關する事務
- 第四条中第十九号を第二十号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。
- 十六 各行政機関が行なう国家公務員等の人事管理に關する方針、計画等に関し、その統一保持上必要な総合調整を行なうこと。
- 第五条第一項中「四局」を「五局」に、「賞勲局」を「賞勲局」に改める。
- 第五条の二第一項中「恩給局」を「人事局及び

- 恩給局」に、「一人」を「各一人」に改める。
- 第六条の二の次に次の一条を加える。
- (人事局の事務)
- 第六条の三 人事局においては、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 国家公務員に關する制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。
- 二 国家公務員等の人事管理に關する各行政機関の方針、計画等の総合調整に關すること。
- 三 一般職の国家公務員の能率、厚生、服務その他の人事行政(人事院の所掌に屬するものを除く)に關すること。
- 四 国家公務員等の退職手当に關すること。
- 五 特別職の国家公務員の給与制度に關すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、国家公務員等の人事行政に關する事務(他の行政機関の所掌に屬するものを除く)に關すること。
- 第十四条の二の次に次の一条を加える。
- (公務員制度審議会)
- 第十四条の三 本府に、公務員制度審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。
- 審議会は、内閣総理大臣の諮問に應じて、国家公務員、地方公務員及び公共企業体の職員の労働關係の基本に關する事項について調査審議し、及びこれらの事項に關して内閣総理大臣に建議する。
- 三 審議会は、学識経験のある者、国、地方公共団体及び公共企業体を代表する者並びに国、地方公共団体及び公共企業体の職員を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する二十人以上の委員で組織する。
- 四 前二項に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。
- 第十九条第二項を削り、同条第三項中「充てることができる」を「充てる」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を

- 同条第三項とする。
- 第二十條第一項中「一人」を「二人」に改める。
- 第二十一條を次のように改める。
- 第二十一條 削除
- 第二十二條中、「總務副長官及び總務長官秘書官」及び「總務副長官」に改める。
- 第二十三條中、「總務長官秘書官」を削り、「三千九百七十四人」を「三千九百八十二人」に改める。
- (大藏省設置法の一部改正)
- 第五條 大藏省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。
- 第八條中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号及び第二十二号を一号ずつ繰り上げる。
- 第四十九條第一項の表中「一六、二五九人」を「一六、二五四人」に、「六七、二二〇人」を「六七、二〇五人」に改める。
- (國家公務員等退職手当法の一部改正)
- 第六條 國家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
- 第七條第四項中「公共企業体等労働關係法」を「同法第八八条の六第一項ただし書若しくは公共企業体等労働關係法」に改め、「規定する事由」の下に「又はこれらに準ずる事由」を加える。
- 第八條第一項第三号中「第九十八條第六項」を「第九十八條第三項」に改める。
- (その他の法律の改正等)
- 第七條 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
- 第三十九條中、「總理府總務長官」を削り、「内閣官房副長官」の下に、「總理府總務副長官」を加える。
- 第四十二條第二項中、「總理府總務長官」を削り、「内閣官房副長官」の下に、「總理府總務副長官」を加える。
- 第八條 國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に關する法律(昭和二十二年法

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件外四件

六五〇

律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一項ただし書中「国家公務員法第六十六条の人事委員会規則を人事院規則(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令)に改める。

第九号 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十号第三号中「第九十八号第二項の職員は組合その他の団体を、第九十八号の二第一項の職員団体に改める。

第十号 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十一号 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三号第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十二号 公共企業体等労働関係法の一部を次のように改正する。

第四十号第一項第一号中「第三項から第五項まで」を「第二項から第四項まで」に、「第九十八号(第一項及び第四項を除く)」を「第九十八号第二項及び第三項」に、「第九十一条第三項及び」を「第九十八号の二から第九十八号の七まで並びに」に改める。

第十三号 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十一号第二項中「人事院規則」を「命令」に改め、「人事院の」を削る。

第十四号 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十号第一項中「総理府総務長官」を削り、「内閣官房副長官」の下に「総理府総務副長官」を加える。

第十五号 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号の二を削り、第四号の三を第四号の二とする。

第三条第三項及び第四項、第九号、第十号並びに第十三号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

別表第一中「総理府総務長官」を削る。

第十六号 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八十九号第一項第一号中「総理府総務長官」を削り、「内閣官房副長官」の下に「総理府総務副長官」を加える。

第十七号 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教育訓練」を「研修」に改める。

第十八号 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五号第一項第二号及び第二百九十六号第一項第二号中「第九十八号」を「第九十八号の四」に改める。

第十九号 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四号中「休暇の日」を「許可を受けて勤務しなかつた日」に改める。

第二十号 国家公務員災害補償法第四号第一項に規定する期間中に職員団体の業務にもつぱら従事するための休暇の日がある場合における同項の平均給与額の計算については、なお従前の例による。

第二十一号 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「人事院規則」の下に「政令又は命令」を加える。

第二十二号 外務公務員法(昭和二十七年法律第

四十一号)の一部を次のように改正する。

第十七号第二項及び第十八号第二項中「その職員の所轄庁の長」を「内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長」に改める。

第二十三号 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一号第一項第三号中「第九十八号(職員の団体)」を「第九十八号の二(職員団体)」に改める。

第二十四号 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十号第一項後段中「人事院規則」を「政令」に、「人事院及び」を「内閣総理大臣及び」に改める。

第二十五号 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六号 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項及び附則第四項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十七号 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第九十九号第四項中「第九十八号」を「第九十八号の二」に改める。

第二十八号 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第八号第四号ロ中「第九十八号第二項」を「第九十八号の二」に改める。

第二十九号 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「及び内閣官房副長官」を、「内閣官房副長官及び総理府総務副長官」に改める。

審査報告書は都合により追録に掲載

地方公務員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月二十一日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

(小字は衆議院修正)

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第八号第二項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務

第八号第七項中「第二項各号」を「第二項第一号及び第二号」に改める。

第二十五号第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

第五十二号を次のように改める。

(職員団体)

第五十二号 この法律において「職員団体」とは、

職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

2 前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以

外の職員をいう。

3 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、管理若しくは監督の地位にある職員又は機密の事務を取り扱う職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

4 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。

5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

第五十三条第一項を次のように改める。
職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会又は公平委員会に登録を申請することができる。

第五十三条第二項第二号中「業務」を「目的及び業務」に改め、同項第五号中「代表者を削り、同条第三項中「その構成員たるすべての職員」を「すべての構成員」に、「全員の多数決」を「全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）」に、「単位職員団体の連合体」を「連合体である職員団体」に、「多数決で」を「投票者の過半数で」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの

又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめておくこと、及び当該職員団体の役員である者を構成員としておくことを妨げない。

第五十三条第七項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「人事委員会」を「人事委員会又は公平委員会」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「規約を変更したときは」を「規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは」に、「人事委員会」を「人事委員会又は公平委員会」に、「第一項後段」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が次項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、六十日をこえない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。人事委員会又は公平委員会は、職員団体の登録を取り消すときは、あらかじめ口頭審理を行なわなければならないものとし、口頭審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開して行なわれなければならない。

第五十四条を次のように改める。

（法人たる職員団体）

第五十四条 登録を受けた職員団体は、法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出ることににより法人となることができる。民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）中民法第三十四条に規定する法人に関する規定（民法第三十八条第二項、第五十六条、第六十七条及び第七十一条を除く。）は、本条の法人について準用する。この場合において、これらの規定中「主務官庁」とあるのは「人事委員会又は公平委員会」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替へるほか、民法第四十六条第一項第四号中「設立許可」とあるのは「法人トナル旨ノ申出」と、同法第六十八条第一項第四号中「設立許可」とあるのは「登録」と、非訟事件手続法第二百二十条中「許可書」とあるのは「法人トナル旨ノ申出ノ受理証明書」と読み替へるものとする。

第五十五条第一項を次のように改める。
地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に關し、及びこれに附帯して、社会的又は厚生の活動を含む適法な活動に係る事項に關し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに必ずしも地位に立つものとする。第五十五条第四項を削り、同条第三項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

第五十五条第二項中「前項の場合において、」を削り、同項を同条第九項とし、同条第一項の次に次の七項を加える。

2 職員団体と地方公共団体の当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。

3 地方公共団体の事務の管理及び運営に關する事項は、交渉の対象とすることができない。

4 職員団体が交渉することのできる地方公共団体の当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局とする。

5 交渉は、職員団体と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体のその役員の中から指名する者と地方公共団体のその局の指名する者との間において行なわれなければならない。交渉に当たつては、職員団体と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。

6 前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。

7 交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは地方公共団体の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができる。

8 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中において行なうことができる。
第五十五条の次に次の一条を加える。
（職員団体のための職員の行為の制限）
第五十五条の二 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により登録を受けた職員団体の役員としてもつぱら従事する期間は、

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その一) 結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件外四件

六五二

職員としての在職期間を通じて三年(地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第六條第一項ただし書(同法附則第四項において準用する場合を含む。))の規定により労働組合の業務にもつばら従事したことがある職員については、三年からそのもつばら従事した期間を控除した期間)をこえることができない。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の(前条ただし書の規定による施行をいう。以下この条において同じ)の現行に存する改正前

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつばら従事する者でなくかつたときは、取り消されるものとする。

5 この法律の施行の日から起算して二年間は、新法第五十五條の二第一項の規定は適用せず、職員は、なお従前の例により、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつばら従事することができ。

5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

6 職員の、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

第五十八條第三項中「労働基準法第二條、」の下に「第二十四條第一項、」を、「第三十七條中勤務条件に関する部分」の下に、「第五十三條第一項」を加える。

2 この法律の施行の際現に存する旧法第五十三條第一項の規定により登録を受けた職員団体で前項の規定による登録の申請をしないものの取扱については、この法律の施行の日から起算して三月を経過するまでの間、同項の規定による登録の申請をしたものの取扱については、同項の規定により登録をした旨又はしない旨の通知を受けるまでの間は、なお従前の例による。ただし、新法第五十五條の規定の適用があるものとする。

第六十條第二号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第三号中「第二項」を「第三項」に改める。

3 旧法の規定に基づく法人たる職員団体で第一項の規定による登録をした旨の通知を受けたもののうち、その通知を受ける前に新法の規定に基づく法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出たものは、その通知を受けた時に新法の規定に基づく法人となり、同一性をもつて存続するものとする。

20 地方自治法附則第八條に規定する職員については、当分の間、当該職員を第五十二條第一項に規定する職員とみなして、第三章第九節の規定を適用する。

4 前項の規定により新法の規定に基づく法人たる職員団体として存続するものを除き、旧法の規定に基づく法人たる職員団体でこの法律の施行の際現に存するものは、第一項の規定による登録の申請をしなかつたものにあつては、この法律の施行の日から起算して三月を経過した日において、同項の規定による登録の申請をした

第六十條第二号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第三号中「第二項」を「第三項」に改める。

5 この法律の施行の日から起算して二年間は、新法第五十五條の二第一項の規定は適用せず、職員は、なお従前の例により、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつばら従事することができ。

第六十條第二号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第三号中「第二項」を「第三項」に改める。

6 職員の、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

第五十八條第三項中「労働基準法第二條、」の下に「第二十四條第一項、」を、「第三十七條中勤務条件に関する部分」の下に、「第五十三條第一項」を加える。

2 この法律の施行の際現に存する旧法第五十三條第一項の規定により登録を受けた職員団体で前項の規定による登録の申請をしないものの取扱については、この法律の施行の日から起算して三月を経過するまでの間、同項の規定による登録の申請をしたものの取扱については、同項の規定により登録をした旨又はしない旨の通知を受けるまでの間は、なお従前の例による。ただし、新法第五十五條の規定の適用があるものとする。

第六十條第二号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第三号中「第二項」を「第三項」に改める。

3 旧法の規定に基づく法人たる職員団体で第一項の規定による登録をした旨の通知を受けたもののうち、その通知を受ける前に新法の規定に基づく法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出たものは、その通知を受けた時に新法の規定に基づく法人となり、同一性をもつて存続するものとする。

20 地方自治法附則第八條に規定する職員については、当分の間、当該職員を第五十二條第一項に規定する職員とみなして、第三章第九節の規定を適用する。

4 前項の規定により新法の規定に基づく法人たる職員団体として存続するものを除き、旧法の規定に基づく法人たる職員団体でこの法律の施行の際現に存するものは、第一項の規定による登録の申請をしなかつたものにあつては、この法律の施行の日から起算して三月を経過した日において、同項の規定による登録の申請をした

第六十條第二号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第三号中「第二項」を「第三項」に改める。

5 この法律の施行の日から起算して二年間は、新法第五十五條の二第一項の規定は適用せず、職員は、なお従前の例により、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつばら従事することができ。

第六十條第二号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第三号中「第二項」を「第三項」に改める。

6 職員の、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

第五十八條第三項中「労働基準法第二條、」の下に「第二十四條第一項、」を、「第三十七條中勤務条件に関する部分」の下に、「第五十三條第一項」を加える。

2 この法律の施行の際現に存する旧法第五十三條第一項の規定により登録を受けた職員団体で前項の規定による登録の申請をしないものの取扱については、この法律の施行の日から起算して三月を経過するまでの間、同項の規定による登録の申請をしたものの取扱については、同項の規定により登録をした旨又はしない旨の通知を受けるまでの間は、なお従前の例による。ただし、新法第五十五條の規定の適用があるものとする。

第六十條第二号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第三号中「第二項」を「第三項」に改める。

3 旧法の規定に基づく法人たる職員団体で第一項の規定による登録をした旨の通知を受けたもののうち、その通知を受ける前に新法の規定に基づく法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出たものは、その通知を受けた時に新法の規定に基づく法人となり、同一性をもつて存続するものとする。

20 地方自治法附則第八條に規定する職員については、当分の間、当該職員を第五十二條第一項に規定する職員とみなして、第三章第九節の規定を適用する。

4 前項の規定により新法の規定に基づく法人たる職員団体として存続するものを除き、旧法の規定に基づく法人たる職員団体でこの法律の施行の際現に存するものは、第一項の規定による登録の申請をしなかつたものにあつては、この法律の施行の日から起算して三月を経過した日において、同項の規定による登録の申請をした

第六十條第二号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第三号中「第二項」を「第三項」に改める。

5 この法律の施行の日から起算して二年間は、新法第五十五條の二第一項の規定は適用せず、職員は、なお従前の例により、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつばら従事することができ。

第六十條第二号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第三号中「第二項」を「第三項」に改める。

6 職員の、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

第五十八條第三項中「労働基準法第二條、」の下に「第二十四條第一項、」を、「第三十七條中勤務条件に関する部分」の下に、「第五十三條第一項」を加える。

2 この法律の施行の際現に存する旧法第五十三條第一項の規定により登録を受けた職員団体で前項の規定による登録の申請をしないものの取扱については、この法律の施行の日から起算して三月を経過するまでの間、同項の規定による登録の申請をしたものの取扱については、同項の規定により登録をした旨又はしない旨の通知を受けるまでの間は、なお従前の例による。ただし、新法第五十五條の規定の適用があるものとする。

第六十條第二号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第三号中「第二項」を「第三項」に改める。

3 旧法の規定に基づく法人たる職員団体で第一項の規定による登録をした旨の通知を受けたもののうち、その通知を受ける前に新法の規定に基づく法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出たものは、その通知を受けた時に新法の規定に基づく法人となり、同一性をもつて存続するものとする。

20 地方自治法附則第八條に規定する職員については、当分の間、当該職員を第五十二條第一項に規定する職員とみなして、第三章第九節の規定を適用する。

4 前項の規定により新法の規定に基づく法人たる職員団体として存続するものを除き、旧法の規定に基づく法人たる職員団体でこの法律の施行の際現に存するものは、第一項の規定による登録の申請をしなかつたものにあつては、この法律の施行の日から起算して三月を経過した日において、同項の規定による登録の申請をした

第六十條第二号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第三号中「第二項」を「第三項」に改める。

5 この法律の施行の日から起算して二年間は、新法第五十五條の二第一項の規定は適用せず、職員は、なお従前の例により、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつばら従事することができ。

第六十條第二号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第三号中「第二項」を「第三項」に改める。

6 職員の、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

第五十八條第三項中「労働基準法第二條、」の下に「第二十四條第一項、」を、「第三十七條中勤務条件に関する部分」の下に、「第五十三條第一項」を加える。

2 この法律の施行の際現に存する旧法第五十三條第一項の規定により登録を受けた職員団体で前項の規定による登録の申請をしないものの取扱については、この法律の施行の日から起算して三月を経過するまでの間、同項の規定による登録の申請をしたものの取扱については、同項の規定により登録をした旨又はしない旨の通知を受けるまでの間は、なお従前の例による。ただし、新法第五十五條の規定の適用があるものとする。

第六十條第二号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第三号中「第二項」を「第三項」に改める。

3 旧法の規定に基づく法人たる職員団体で第一項の規定による登録をした旨の通知を受けたもののうち、その通知を受ける前に新法の規定に基づく法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出たものは、その通知を受けた時に新法の規定に基づく法人となり、同一性をもつて存続するものとする。

20 地方自治法附則第八條に規定する職員については、当分の間、当該職員を第五十二條第一項に規定する職員とみなして、第三章第九節の規定を適用する。

4 前項の規定により新法の規定に基づく法人たる職員団体として存続するものを除き、旧法の規定に基づく法人たる職員団体でこの法律の施行の際現に存するものは、第一項の規定による登録の申請をしなかつたものにあつては、この法律の施行の日から起算して三月を経過した日において、同項の規定による登録の申請をした

ものにあつては、同項の規定による登録をした旨又はしない旨の通知を受けた時において、それぞれ解散するものとし、その解散及び清算については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の日から起算して二年間は、新法第五十五條の二第一項の規定は適用せず、職員は、なお従前の例により、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつばら従事することができ。

第三條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中、「第三十八條及び第五十二條」及び「第三十八條」に改める。

第二十一條の三の次に次の一條を加える。

(公立学校の職員の職員団体)

第二十一條の四 地方公務員法第五十三條及び第五十四條並びに地方公務員法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)附則第二條の規定の適用については、一の都道府県内の公立学校の職員のみをもつて組織する地方公務員法第五十二條第一項に規定する職員団体(当該都道府県内の一の地方公共団体の公立学校の職員のみをもつて組織するものを除く。)は、当該都道府県内の職員をもつて組織する同項に規定する職員団体とみなす。

2 前項の場合において、同項の職員団体は、当該都道府県内の公立学校の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていないことを妨げない。

3 公立学校の職員に係る地方公務員法第五十二條第三項ただし書に規定する管理職員等の

範囲は、同条第四項の規定にかかわらず、国立学校の職員の例に準じ、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。

第二十五條の六を削る。

(地方公営企業労働関係法の一部改正)

第四條 地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項前段中「この法律」の下に「(第十七條を除く。及び地方公営企業法第三十七條から第三十九條までの規定)を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、同法第三十九條第一項中「第四十九條まで、第五十二條から第五十六條まで」とあるのは、「第四十九條まで」と読み替へるものとする。

(郵便貯金法の一部改正)

第五條 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第十條第三号中「第五十二條第三項」を「第五十二條第一項」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第六條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第三号中「職員団体の組織」を「職員団体」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二百六條の四に次の一項を加える。

2 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二條の職員団体の事務にもつばら従事する前項に規定する組合員については、当該職員団体を国家公務員法第八條の二に規定する職員団体とみなして第九十九條第四項の規定を適用する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第八條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年

法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第百十三條第四項中「(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五條の六の職員団体を含む。)」を削る。

第百四十二條第二項の表第百十三條第四項の項中「(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五條の六の職員団体を含む。)」を削り、「第九十八條」を「第百八條の二」に改め、同条に次の一項を加える。

6 地方公務員法第五十二條の職員団体の事務にもつばら従事する国の職員である組合員について第二項の規定を適用する場合においては、同項の表中「国家公務員法第百八條の二」とあるのは、「地方公務員法第五十二條」とする。

「安井謙君登壇、拍手」

○安井謙君 ただいま議題となりました「結社の自由及び団結権の保護に関する条約の締結について承認を求めの件」、「公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案」、「地方公務員法の一部を改正する法律案」、「国家公務員法の一部を改正する法律案」及び「地方公務員法の一部を改正する法律案」について、国際労働条約第八十七号等特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本条約締結承認案件及びこれに伴う関係国内法の改正案につきましては、昭和三十五年の第三十四回国会以来、過去六回にわたり、政府から提案がなされたのでありますが、いずれも衆議院において審査未了となった経緯をもっていることは、すでに御承知のとおりでございます。政府は、去る一月二十二日、今国会に、第七回目の提案をいたしましたのであります。幸いにいたしました。今回は、去る四月二十一日、衆議院において、関係国内法改正案について、三党共同修正が行なわれ、本院に送付してまいりました。本院におきましては、すでに設置されておりました特別

委員会において、直ちに本審査に入る運びとなつたものであります。

まず、結社の自由及び団結権の保護に関する条約について申し上げます。

本条約は、一九四八年七月の第三十一回総会において採択されたものでありますが、国際労働機関におきましては、最も基本的かつ重要な条約の一つとされております。すなわち、労働者及び使用者は、事前の認可を受けずに、みずからが選択する団体を設立し、加入することができると。労使の団体は、規約をつくり、自由にその代表者を選び、管理、活動を定めることができること。行政機関は、これらの権利を制限したり、その合法的な行使を妨げたり、団体を解散させたり、活動を停止させたりしないこと。他方、労使団体は、これらの権利を行使するに際しては、国内法令を尊重しなければならないこと。また、国内法令は、この条約に規定する保障を害するようなものであつてはならないこと等を、おもな内容とし、要するに、労働者及び使用者に対し、結社の自由を保障し、その団結権を保護することについての一般原則を規定したものであります。しかして、本条約は、批准登録の日から一年後にその効力を発生することになっておるのであります。わが国が本条約を批准するにあたりましては、国内法を条約の諸規定に適合させる必要があるところから、締結承認案件にあわせて、関係国内法改正案として、四法律の改正案が同時に提出されたのであります。以下これらの概要について申し上げます。

まず、公労法及び地公労法の改正案につきましては、第一に、職員の団結権に関する規定を整備するため、その企業の職員でなければ当該組合の組合員または役員にすることができない旨の規定、及び、管理、監督職員等に関する団結権禁止の規定を削除すること。第二に、在籍専従の取り扱いについては、当局が相当と認めた場合に、在

職期間を通じて三年以内に限り許可する方針に改めること。その他、公共企業体等及び地方公営企業等の業務の正常な運営を確保するため、所要の改正を伴う改正案が政府から提出されましたが、衆議院において、右のうち、在籍専従に関する規定については、その施行を「別に政令で定める日」からとすることに修正されました。

次に、国家公務員法の改正案について申し上げます。本改正案のおもな内容は、

第一に、新たに職員団体に關する一節を設け、職員団体の目的及び性格を明確にし、管理職員等の団結権に關しても新たに規定を設けて、管理職員等とこれら以外の職員とは同一の職員団体を組織し得ないものとするほか、職員団体の登録の關係においても、職員以外の者の役員への就任を認めることとする。また、登録職員団体の交渉に關しては、その適法な交渉申し入れに對して、当局はこれに應ずべき地位に立つものとして、その応諾義務を明らかにするほか、交渉の手續及びその要件等について必要な事項を法定すること。さらに、在籍専従については、公労法の改正案と同様な改正を行なうこと。

第二に、新たに内閣総理大臣を中央人事行政機関の一とし、それに伴い、内閣総理大臣を補佐する総理府総務長官は國務大臣をもつて充て、その事務を担当するため、総理府に人事局を設置すること。

第三に、国家公務員、地方公務員及び公共企業体職員の労働関係の基本に關する事項を調査審議すること等が、政府提出案の内容でありましたが、衆議院において、職員団体に關する部分の規定については、その施行を「別に政令で定める日」からとすることに修正されております。

次に、地方公務員法の改正案につきましては、職員団体に關する改正、在籍専従に關しての規定上の整備を、国家公務員法の改正に準じて行なう

ほか、職員の給与の直接全額支払いについての原則を明定すること等を内容とした政府提出案に對して、衆議院において、国家公務員法の場合と同じように、在籍専従に關する規定を含め、職員団体に關する改正部分についての施行期日を「別に政令で定める日」からとする修正が加えられたのであります。

以上が関係国内法改正案の概要であります。右の四法律案に對する衆議院における修正の趣旨につきましては、修正案提出者から、これらの諸点に對しては、新たに設けられる公務員制度審議會において審議の上、答申が行なわれた場合、これを尊重して所要の改正を行なうため、その施行を延期したものであるとの説明がなされました。

本特別委員会におきましては、四月二十二日各担当大臣から提案理由を聴取した後、修正案提出者である衆議院議員藤枝泉介君から衆議院における修正の要旨について説明を受け、続いて、同二十八日から五回にわたり、岡田宗司君、亀井光君、小林武治君、横川正市君、渋谷邦彦君、田畑金光君、北村暢君、中村順造君、占部秀男君及び鈴木強君から、それぞれ熱心なる質問があり、これに對し、佐藤内閣総理大臣、椎名外務大臣、愛知文部大臣、石田労働大臣、吉武自治大臣、増原國務大臣、佐藤人事院総裁、高辻法制局長官その他政府委員、及び、衆議院修正案提出者藤枝泉介君、多賀谷真穂君、栗山礼行君から、それぞれ見解の表明がございましたが、そのおもなものは、次のとおりであります。

まず、「政府はドライヤー委員会の提案を受諾したが、これについてどのような積極的な措置をとったか」との質問に對しては、石田労働大臣から、「政府はこの提案を受諾した直後、総理大臣の命令によつて、官房長官と私が総評の幹部に對し定期会議の開催を申し入れ、以後それについて協議を重ねているが、五月末に開かれるILO理事会の前に第一回の会合が開けるよう努力中である」との答弁があり、また、「本条約の批准

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その一)

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件外四件臨時措置法の一部を改正する法律案

六五四

に伴い、将来いかなる方針で労働組合の結社の自由を確保していく考えか」との質問に対しましては、「その団結の自由の意図するところを、労使双方とも正しく理解し、また、その社会的任務と責任を互いによく認識し、その上に立つて、労使関係の問題を、話し合いにより、良識をもって処理するよう正しく運用したい」との答弁がありました。

次に、衆議院修正案提出者に対し、衆議院における修正の解釈についてたゞしましたところ、「修正は、三党の意見が一致した上で行なつたものである。ただ延期をした条項の施行期日は、あけて政令にゆだねているが、政府としては、当面の本委員会の議論あるいは衆議院における修正の趣旨を十分尊重して善処するものと期待している」との発言がありました。

次に、「公務員制度審議会の答申に対して、政府はいかにこれを取り扱うか」との質問に対しては、佐藤総理大臣から、「新しい労使関係を

つくる意味合いにおいて、この答申をどこまでも
 尊重していくことをはっきり申し上げる」との答
 弁がありました。なお、審議会の構成及び答申の
 時期等に関しては、佐藤総理より、「審議会
 の構成については、新たな労使関係をつくろうと
 いう意欲を持っているので、その人選については

慎重に行ないたいが、おおむね労使の代表者は同意とし、大部分は学識経験者中の適任者をもって充てたい。また、審議会はなるべくすみやかに発

足させ、その審議は自主的におやり願うが、政府としては、重要な事項が施行延期となっているので、慎重な審議のうちにも、一年以内というところ

ろで結論を出していたくことを期待している」との答弁がありました。また、審議会に対し諮問する内容につきましては、「国内法改正の問題点

おける労働基本権のあり方、及び、公共企業体、政府関係機関における当事者能力の問題、その

他、労働関係の基本的な問題について研究をお願いする考えである」旨述べられました。

次に、「現在最大の焦点となっている中央交渉問題について、政府はどう処置するか」との質問に對しましては、「政府としては、この問題は勞使關係における交渉そのものではなく、話し合いと解釈し、この話し合いを困難にしている相互不信を解消するため、定期会合を行なうことによつてこれを処理してまいりたい」との答弁がありました。

その他、条約に抵触した場合の国内法の効力の問題、労使紛争に対する警察権介入の問題及び紛争処理機関の機能の充実の問題、労働基本権の制限に対する代償措置の確保等について、詳細な質疑応答があり、また、特に公務員法の改正に關しましては、登録制度と条約との関連、管理職員等の範囲の決定方針及びその団体の性格、消防職員に關する團結権、その他管理運営事項の内容、人

て、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、順次採決の結果、条約につきましては、全会一致をもって承認すべきものと決定し、また、四法律案につきましても、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつ

て、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 次に、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、地方公営企業労働

關係法の一部を改正する法律案、国家公務員法の一部を改正する法律案及び地方公務員法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よつて、四案は可決せられました。（拍手）

○議長(重宗雄三君) 日程第九、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長阿部松竹君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十年五月七日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重光 雄三

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律

第二百十九号)の一部を次のように改正する。
 第十一条を第十五条とし、第十条を第十四条とし、第九条の次に次の四条を加える。

第十条 国は、産炭地域のうち政令で定める地区内において、関係道府県が国から負担金若しくは補助金の交付を受けることとなる、又は国が

次に、次に掲げる施設の整備に係る事業（災害復

旧に係るものを除く。で政令で定めるものについて、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに算定した当該道府県の通常の負担額をこえる負担額の支出の財源に充てるものとして、昭和四十年年度以降の各年度において当該道府県が発行を許可された地方債で利率が年三厘五厘をこえるものにつき、年四厘五厘の率を乗じて得た額を限度として、昭和四十年年度以降の

各年度において、当該地方債の当該年度の利子支払額のうち、利率を年三分五厘として計算して得た額をこえる部分に相当する金額を当該道府県に補給するものとする。

一 道路、港湾施設等の輸送施設

二 住宅

三 その他政令で定める主要な施設

第四十年度以降の各年度において関係市町村が国から負担金若しくは補助金の交付を受けて行な

う事業のうち、次に掲げる施設に係る事業（災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を負担するもの及び当該事業に係る経費を当該市町村が負担しないものを除く。）で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に

下「国の負担割合」という。は、次項に定めるところにより算定するものとする。

- 一 道路 滑津加路等の軌道施設
- 二 住宅
- 三 下水道
- 四 教育施設及下水道施設

五 その他政令で定める主要な施設

二 特定事業に係る経費に対する国の負担割合

に對する通常の国の負担割合に、第一号の標準算式により算定した数（前条に規定する地区が

第1号に規定する地区と重複する場合において当該重複する部分をその区域とする市町村にあっては、第1号の標準算式により算定した数又

は第二号の特別算式により算定した数のうちい
ずれか大きい数。小数点以下二位未満は、切り

一 標準算式

1+
0.25×
当該市町村の標準負担額
当該市町村の標準負担額をこ
え、その2倍にいたるまでの額

二 特別算式

1+
0.15×
当該市町村の標準負担額
当該市町村の標準負担額をこ
え、その2倍にいたるまでの額

上げるものとする。以下「引上率」という。を乗
じて算定するものとする。

当該市町村の財政力指数(財
政力指数が0.72をこえと
すべし0.72)

0.75+0.25×
0.72-
当該市町村の財政力指数

0.75+0.25×
0.72-
当該市町村の財政力指数(財
政力指数が0.72をこえと
すべし0.72)

0.75+0.25×
0.72-
当該市町村の財政力指数

の二十となるように国の負担割合を定める。

5 通商産業大臣は、第二項に規定する引上率を
算定し、特定事業に係る事務を所掌する各省各
庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)
第二十條第二項に規定する各省各庁の長をい
う。並びに関係道府県知事及び関係市町村長に
通知するものとする。

第十二条 関係市町村であつて地方財政再建促進
特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)第三
条第四項に規定する財政再建団体であるものに
係る特定事業のうち、当該特定事業に係る経費
について同法第十七條の規定により算定した国
の負担割合(以下この項において「地方財政再
建促進特別措置法による国の負担割合」とい
う。が当該特定事業に係る経費について前条の
規定により算定した国の負担割合(以下この項
において「この法律による国の負担割合」とい
う。をこえるものについては、同条の規定にか
かわらず、地方財政再建促進特別措置法第十七
條の規定を適用し、地方財政再建促進特別措
置法による国の負担割合がこの法律による国の負
担割合をこえないものについては、同条の規定
にかかわらず、前条の規定を適用する。

2 国は、前条の規定にかかわらず、北海道の区
域における関係市町村に係る特定事業のうち、
第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる
国の負担割合をこえるものについては、第一号
に掲げる国の負担割合により算定した額に相当
する額を、同号に掲げる国の負担割合が第二号
に掲げる国の負担割合をこえないものについて
は、同号に掲げる国の負担割合により算定した
額に相当する額を負担し又は補助するものとす
る。

一 北海道の区域以外の区域における当該特定
事業に相当する事業に係る経費に対する通常
の国の負担割合に前条第二項の規定により当
該市町村について算定した引上率を乗じて得
た国の負担割合

二 北海道の区域における当該特定事業に係る
経費に対する国の負担割合

3 前条第四項の規定は、前項第一号に掲げる国
の負担割合を算定する場合について準用する。
4 前条第五項の規定は、国が第二項の規定によ
り同項第一号に掲げる国の負担割合により算定
した額に相当する額を負担し又は補助すること
となる場合について準用する。この場合におい
て、「各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律
第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各
庁の長をいう。とあるのは、「各省各庁の長
(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二
十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。及
び北海道開発庁長官」と読み替へるものとする。
5 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第
百十七号)第十條の規定に基づいて内閣総理大
臣が承認した新産業都市建設基本計画又は工業
整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第
百四十六号)第三條の規定に基づいて内閣総理
大臣が承認した工業整備特別地域整備基本計画
に基づいて第十條に規定する地区内において
国、関係道府県又は関係市町村が行なう事業で
あつて、新産業都市建設及び工業整備特別地域
整備のための国の財政上の特別措置に関する法

律(昭和四十年法律第 号)第二条又は第
三条若しくは第五條第二項の規定の適用を受け
るものに關する第十條又は前条若しくは第二項
の規定の適用については、政令で定める。

第十三条 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八
号)第四條第一項の規定による港務局は、この
法律の適用については地方公共団体とみなす。
2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
第二百八十四條第一項の規定による一部事務組
合、同法第二百九十八條第一項の規定による地
方開発事業団及び港務局の行なう事業について
この法律を適用するために必要な事項は、政令
で定める。

3 第十條の規定による利子の補給及び第十一條
又は前条第二項の規定により通常の国の負担割
合をこえて国が負担し又は補助することとなる
額の交付に關し必要な事項は、政令で定める。
附則第二項中「なお従前の例による」を「なお従
前の例により、昭和四十年年度以降この法律の失効の
日を含む年度の終了の日までに道府県が発行を許
可された地方債に係る利子の補給については、昭
和五十五年年度の終了の日まで、市町村に係る特定
の事業の経費に対する国の負担又は補助の割合の
特例については、この法律の失効の日を含む年度
の終了の日まで、この法律の失効の日を含む年度
に係る国の負担金又は補助金については、当該年
度の翌年度の終了の日まで、なお従前の例によ
る」に改める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の第十一條及び第十二條第二項の規定
は、昭和四十年年度分の予算に係る国の負担金又
は補助金から適用し、昭和三十九年度分の予算
に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越
したものについては、なお従前の例による。

「阿部竹松君登壇、拍手」
○阿部竹松君 ただいま議題となりました法律案
について、石炭対策特別委員会における審査の経

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その一) 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

六五五

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案 公害防止事業団法案

六五六

過及び結果を御報告申し上げます。

本法は、御承知のように、産炭地域の地方公共団体の財政状態が悪化し、産炭地域の振興に必要な公共事業を十分に実施できない実情にあり、その促進をはかるため、国が地方公共団体に對し財政上の援助をすることを定めようとするものであります。したがって、本法は、産炭地域振興臨時措置法を改正いたしまして、道、県に對しては、特定の公共事業につき、通常以上の経費を負担した場合に、そのために発行された地方債に對し、年利四分五厘の限度内で国から利子の一部を補給し、市町村に對しても、特定の公共事業について通常以上に負担した場合に、二割五分増しの範囲内で国の負担割合を引き上げることとしたものであります。さらに、疲弊の著しい市町村については、衆議院において、政府修正により基準を緩和し、できるだけ多くの市町村がこの特別措置の適用を受けられるように追加されているのであります。

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第十、公害防止事業団法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。産業公害対策特別委員長紅露みつ君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

公害防止事業団法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月三十日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

公害防止事業団法案

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 役員及び職員(第七条—第十七条)
- 第三章 業務(第十八条—第二十一条)
- 第四章 財務及び会計(第二十二条—第三十条)
- 第五章 監督(第三十一条—第三十二条)
- 第六章 雑則(第三十三条—第三十五条)
- 第七章 罰則(第三十六条—第三十八条)

第一章 総則

(目的)

第一条 公害防止事業団は、工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う大気の汚染、水質の汚濁等による公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域におけるこれらの公害の防止に必要な業務を行ない、もつて生活環境の維持改善及び産業の健全な発展に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 公害防止事業団(以下「事業団」という。)

は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(登記)

第四条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第五条 事業団でない者は、公害防止事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団に準用する。

(役員)

第七条 事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第八条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生大臣及び通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命及び任期)

第九条 理事長及び監事は、厚生大臣及び通商産業大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

受けて、理事長が任命する。

3 役員の任期は、四年とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の解任)

第十一条 厚生大臣及び通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十二条 厚生大臣及び通商産業大臣は、理事長又は監事が次の各号の一に該当するときは、これを解任することができる。

一 一身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

2 理事長は、理事が前項各号の一に該当するときは、その他理事たるに適しないと認めるときは、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員の兼職禁止)

第十三条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣及び通商産業大臣が役員

としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十四条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員等の地位)

第十七条 事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁等による公害（以下「産業公害」という。）が著しく、又は著しくなるおそれがある地域において、工場又は事業場の共同の利用に供するばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設（これに附屬する施設を含む。）を設置し、及び譲渡すること。

二 前号に規定する地域において、産業公害を防止するために行なわれる工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な建物（これに附屬する建物を含む。）を設置し、及び譲渡すること。

三 第一号に規定する地域における産業公害を防止するために移転する工場若しくは事業場が集団して設置されるのに必要な敷地を造成

し、又はこれとあわせて当該工場若しくは事業場のための同号に規定する施設を設置し、及びこれらを譲渡すること。

四 第一号に規定する地域のうち産業公害が発生するおそれが特に著しい地域において、その発生を防止するために設置することが必要な施設（工場又は事業場の共同の利用に供する施設であつて、当該地域の工場又は事業場の従業員及び住民の福利に資するものに限る。）を設置し、及び譲渡すること。

五 第一号に規定する施設その他の産業公害を防止するための施設（これに附屬する施設を含む。）であつて政令で定めるものを設置し、うとする者に対し、その設置に必要な資金の貸付けを行なうこと。

六 前五号の業務に附帶する業務を行なうこと。

(業務の委託)

第十九条 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第五号の業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定による厚生大臣及び通商産業大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第二十条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令、通商産業省令で定める。

(事業実施計画)

第二十一条 事業団は、第十八条第一号から第四

号までの業務を行なうとするときは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定による協議をするに当たつては、関係市町村長の意見をきかなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十三条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生大臣及び通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣及び通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十五条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を

減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び公害防止債券)

第二十六条 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は公害防止債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受け、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社に準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(交付金)

第二十七条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、その事務に要する費用に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第二十八条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債その他厚生大臣及び通商産業大臣の指

定する有価証券の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行その他厚生大臣及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(給与及び退職手当の支給の基準)

第二十九条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(厚生省令、通商産業省令への委任)

第三十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生省令、通商産業省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十一条 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣が監督する。

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第三十二条 厚生大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは受託金融機関に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託金融機関の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることが出来る。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十三条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十四条 厚生大臣及び通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第十九条第一項、第二十条第二項、第二十条第三項又は第二十六条第一項、第二項ただし書若しくは第六項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十条第二項又は第三十条の厚生省令、通商産業省令を定めようとするとき。

三 第二十四条第一項又は第二十九条の規定による承認をしようとするとき。

四 第二十八条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第三十五条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)その他の政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第三十六条 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により厚生大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十八条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十一条第二項の規定による厚生大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。

第三十八条 第五条の規定に違反して公害防止事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 厚生大臣及び通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 厚生大臣及び通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を厚生大臣及び通商産業大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 この法律の施行の際現に公害防止事業団という名称を用いている者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 事業団の最初の事業年度は、第二十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に、「公害防止事業団」を、「簡易保険郵便年金福祉事業団法」の下に、「公害防止事業団法」を加え、同条第三十号の次に次の一号を加える。

三十ノ二 公害防止事業団が公害防止事業団法第十八条第三号ノ業務ノ為ニスル土地ノ所有權ノ取得ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十三の次に次の一号を加える。

六ノ十三ノ二 公害防止事業団が公害防止事業団法第十八条第一号乃至第三号及第五号ノ業務ニ關シ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和四十年法律第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「被害復旧事業団」の項の次に次のように加える。

公害防止事業団
法律第一号

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和四十年法律第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「港務局」の項の前に次の

ように加える。

公害防止事業団法(昭和四十年法律第百九十五号)

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に、「公害防止事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十九 公害防止事業団が公害防止事業団法(昭和四十年法律第 号)第十八条第一号から第四号までに規定する業務の用に供する不動産

(行政管理庁設置法の一部改正)

第十四条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に、「公害防止事業団」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第十五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三条の二の次に次の一号を加える。三十一の二 公害防止事業団を監督すること。

第九条の二第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 公害防止事業団を監督すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項に次の一号を加える。

十七 公害防止事業団に関すること。

第九条第二項中「第十六号」を「第十七号」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十七条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十

十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に、「公害防止事業団」を加える。

〔紅露みつ君登壇、拍手〕

○紅露みつ君 ただいま議題となりました公害防止事業団法案につきまして、産業公害対策特別委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、産業活動に伴って発生する大気汚染、水質汚濁等による公害防止の業務を行なわせるために、公害防止事業団を設立し、もって生活環境の維持改善と産業の健全な発展をはかることとするものであります。

本法律案の要旨を申し上げます。

まず、事業団の業務についてであります。事業団は、工場、事業場の集中地域における産業公害を防止するために、第一に、ばい煙、汚水等の共同処理施設、共同利用建物の設置及び譲渡、第二に、工場、事業場の集団移転に必要な敷地の造成及び譲渡、第三に、公害防止のための緩衝施設等の共同福祉施設の設置及び譲渡、第四に、産業公害防止施設を設置しようとする者に対する長期低利の融資等の業務を行なうこととあります。

次に、事業団の費用であります。事務費については政府が予算の範囲内で交付すること、また、事業団は長期または短期の借入れ金をし、債券を発行することができることとしております。

委員会においては、厚生大臣、通産大臣並びに政府委員に対して、公害の定義、産業公害防止対策の理念の明確化、公害関係行政機構の一元化、公害対策の年次計画の策定、公害に関する調査研究並びに防止技術の開発の推進、公害防止事業団の資金量の拡大並びに貸し付け条件の緩和、中小企業に対する助成措置の拡充、現行公害防止関係諸法令の整備並びに規制の強化、油による海水の汚濁の防止のための国際条約の批准の促進、公害防

止のための総合対策の樹立等の諸問題について、熱心なる質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会におきましては、全会一致をもって次のような附帯決議を行ないました。

附帯決議

政府は、本法施行にあつて、次の事項について措置を講ずべきである。

一、公害防止事業団による公害防止のための事業を強化するため、低利の事業資金を大幅に増額するとともに、中小企業に対する運用条件等の改善に努めること。

二、産業公害対策の基礎的調査並びに技術の研究開発に当つては、民間と協力し、統一的総合的に推進すること。

三、現行公害防止関係法を実施に即して所要の改正措置を講ずるよう検討すること。

右決議する。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第十一、恩給法等の一部を改正する法律案、

日程第十二、昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案、

日程第十三、昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案、

日程第十四、皇室経済法及び皇室経済法施行法

の一部を改正する法律案、

日程第十五、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長衆田栄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

恩給法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月八日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

恩給法等の一部を改正する法律案
恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「十一万円」を「十五万円」に、「五十五万円」を「七十五万円」に、「七十七万円」を「百五万円」に、「六十六万円」を「九

十万円」に、「九十九万円」を「百三十五万円」に、「百三十万円」を「百八十万円」に改める。

第二十四条の七 附則第二十四条の五の規定は、旧軍人、旧準軍人若しくは旧軍属で附則第二十四条第六項及び第七項の規定の適用によりその在職年が普通恩給についての最短期間年限に達することとなるもの又はこれらの者の遺族について準用する。この場合において、附則第二十四条の五第一項中「昭和三十六年十月一日」とあるのは「昭和四十年十月一日」と、同条第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十一年十月一日から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十一年十月一日から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和四十年十月一日から」と読み替へるものとする。

附則第二十六条中「第二十四条の五」の下に「第二十四条の六及び第二十四条の七において準用する場合を含む。」を加える。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一

階級	級	仮定俸給年額
大將		九七七、八〇〇
中將		八一八、〇〇〇
少將		六三六、八〇〇
大佐		五三九、五〇〇
中佐		五〇八、七〇〇
少佐		四〇〇、三〇〇
大尉		三三三、四〇〇
中尉		二五二、七〇〇
少尉		二二二、〇〇〇
准士官		一九四、八〇〇
曹長又は上等兵曹		一六一、四〇〇
軍曹又は一等兵曹		一五三、七〇〇
伍長又は二等兵曹		一四七、七〇〇
兵		一二九、八〇〇

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第三(中)

率	階級
一・二〇〇割	大將
一・九〇〇割	中將
一・七〇〇割	少將
一・五〇〇割	大佐
一・四〇〇割	中佐
一・三〇〇割	少佐
一・二〇〇割	大尉
一・一〇〇割	中尉
一・〇〇〇割	少尉
〇・九〇〇割	准士官
〇・八〇〇割	曹長
〇・七〇〇割	上等兵曹
〇・六〇〇割	一等兵曹
〇・五〇〇割	二等兵曹
〇・四〇〇割	伍長
〇・三〇〇割	兵

を

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その一) 恩給法等の一部を改正する法律案外四件

率	階級
三・六割	大將
三・四割	中將
三・二割	少將
三・〇割	大佐
二・八割	中佐
二・六割	少佐
二・四割	大尉
二・二割	中尉
二・〇割	少尉
一・八割	准士官
一・六割	曹長
一・四割	上等兵曹
一・二割	一等兵曹
一・〇割	二等兵曹
〇・八割	伍長
〇・六割	兵

に改める。

附則別表第三(中)

率	階級
二・五割	大將
二・三割	中將
二・一割	少將
一・九割	大佐
一・七割	中佐
一・五割	少佐
一・三割	大尉
一・一割	中尉
〇・九割	少尉
〇・七割	准士官
〇・五割	曹長
〇・三割	上等兵曹
〇・一割	一等兵曹
〇・〇割	二等兵曹
〇・〇割	伍長
〇・〇割	兵

を

率	階級
一・六割	大將
一・四割	中將
一・二割	少將
一・〇割	大佐
〇・八割	中佐
〇・六割	少佐
〇・四割	大尉
〇・二割	中尉
〇・〇割	少尉
〇・〇割	准士官
〇・〇割	曹長
〇・〇割	上等兵曹
〇・〇割	一等兵曹
〇・〇割	二等兵曹
〇・〇割	伍長
〇・〇割	兵

に改める。

附則別表第四中「三三、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「三五、〇〇〇円」を「七五、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「五七、〇〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に、「二一、〇〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に、「十分の八・五」を「十分の七・五」に改める。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表中

率	階級
一〇・〇割	大將
一〇・〇割	中將
一〇・〇割	少將
一〇・〇割	大佐
一〇・〇割	中佐
一〇・〇割	少佐
一〇・〇割	大尉
一〇・〇割	中尉
一〇・〇割	少尉
一〇・〇割	准士官
一〇・〇割	曹長
一〇・〇割	上等兵曹
一〇・〇割	一等兵曹
一〇・〇割	二等兵曹
一〇・〇割	伍長
一〇・〇割	兵

を

附則

率	階級
一・七割	大將
一・五割	中將
一・三割	少將
一・一割	大佐
〇・九割	中佐
〇・七割	少佐
〇・五割	大尉
〇・三割	中尉
〇・一割	少尉
〇・〇割	准士官
〇・〇割	曹長
〇・〇割	上等兵曹
〇・〇割	一等兵曹
〇・〇割	二等兵曹
〇・〇割	伍長
〇・〇割	兵

に改める。

(施行期日)

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 恩給法等の一部を改正する法律案外四件

第一条 この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。

(昭和三十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた文官等の恩給年額の改定)

第二条 昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」といふ。)附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」といふ。)を除く。以下附則第十條において同じ。若しくは公務員に準ずる者(法律第五十五号附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」といふ。))を除く。以下附則第十條において同じ。又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十年十月分(同年十月一日以降給与事由の生ずる者については、その給与事由の生じた月の翌月分)以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

一 第二号及び第三号に掲げる普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第四十号)以下「法律第四十号」といふ。)附則第十一條の規定が適用されてゐる普通恩給及び扶助料については、同条の規定が適用されてゐないとしたならば受けるべきであつた年額の計算の基礎となるべき俸給年額。以下この条において同じ。にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

二 法律第四十号附則第二條第二号に掲げる普通恩給及び扶助料又は特別職の職員に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の規定による俸給を受けた者で昭和二十九年一月一日以後に退職し、若しくは死亡したもの若しくはその遺族に給する普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

三 法律第四十号附則第二條第三号に掲げる普通恩給及び扶助料又は裁判官の報酬等に關する法律(昭和二十三年法律第七十五号)若しくは檢察官の俸給等に關する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の規定による俸給を受けた者で昭和二十九年一月一日以後に退職し、若しくは死亡したもの若しくはその遺族に給する普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

第三条 前条の規定により年額を改定された普通恩給(増加恩給又は傷病年金と併給される普通恩給を除く。又は扶助料(妻又は子に給する扶助料を除く。))で、次の表の上欄に掲げる月分のものについては、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における当該普通恩給又は扶助料を受ける者の年齢(扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうちの年長者の年齢)が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、改定年額と改定前の年額との差額にそれぞれ当該年齢の区分の欄に定める割合を乗じて得た額を停止する。

月 分	年 齢	区 分
昭和四十年十月分から 昭和四十一年六月分まで	六十歳未満	六十歳以上 六十五歳未満
昭和四十一年七月分から 昭和四十二年六月分まで	六十歳以上 六十五歳未満	六十五歳以上 七十歳未満
昭和四十二年七月分から 昭和四十三年六月分まで	七十歳以上 七十五歳未満	七十五歳以上 八十歳未満
昭和四十三年七月分から 昭和四十四年六月分まで	八十歳以上 八十五歳未満	八十五歳以上 九十歳未満
昭和四十四年七月分から 昭和四十五年六月分まで	九十歳以上 九十五歳未満	九十五歳以上 百歳未満
昭和四十五年七月分から 昭和四十六年六月分まで	百歳以上	百歳以上

月 分	年 齢	区 分
昭和四十年十月分から 昭和四十一年六月分まで	六十歳未満	六十歳以上 六十五歳未満
昭和四十一年七月分から 昭和四十二年六月分まで	六十歳以上 六十五歳未満	六十五歳以上 七十歳未満
昭和四十二年七月分から 昭和四十三年六月分まで	七十歳以上 七十五歳未満	七十五歳以上 八十歳未満
昭和四十三年七月分から 昭和四十三年六月分まで	八十歳以上 八十五歳未満	八十五歳以上 九十歳未満
昭和四十三年七月分から 昭和四十三年六月分まで	九十歳以上 九十五歳未満	九十五歳以上 百歳未満
昭和四十三年七月分から 昭和四十三年六月分まで	百歳以上	百歳以上

2 前条の規定により年額を改定された扶助料で、妻又は子に給する次の表の上欄に掲げる月分のものについては、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における当該扶助料を受ける者の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、改定年額と改定前の年額との差額にそれぞれ当該年齢の区分の欄に定める割合を乗じて得た額を停止する。

2 昭和三十九年九月三十日以前に給与事由の生じた増加恩給(第七項症の増加恩給を除く。以下この条において同じ。))を受けている者については、同年十月分以降、その年額(恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。))を、改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2 昭和四十年九月三十日以前に給与事由の生じた増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

2 昭和四十年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の金額の計算については、なお従前の例による。

2 昭和四十年九月三十日以前に給与事由の生じた第七項症の増加恩給を受けている者については、同年十月分以降、その年額(法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。))を、改正後の法律第五十五号附則別表第四の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2 昭和四十年九月三十日以前に給与事由の生じた第七項症の増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

2 昭和四十年九月三十日以前に現に傷病年金を受けている者については、同年十月分以降、その年額(妻に係る加給の年額(法律第五十五号附則第三條の規定により同法による改正前の恩給

法第六十五条ノ二第三項の規定の例によることとされた加給の年額で妻に係るもの及び法律第五十五号附則第二十二條の三又は恩給法の一部を改正する法律等（昭和三十一年法律第五十一号）附則第二條の規定による加給の年額をいり。以下この項において同じ。）を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改正後の同法附則別表第五の年額が従前の年額（妻に係る加給の年額を除く。）に達しない者については、この改定を行なわない。

2 昭和四十年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第八條 昭和四十年九月三十日において現に旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和四十年十月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の同法附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 附則第三條の規定は、前項の規定により年額を改定された普通恩給及び扶助料について準用する。

第九條 昭和四十年九月三十日において現に旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により扶助料を受けている者については、昭和四十年十月分以降、その年額を、改正後の同法及び改正後の法律第五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 附則第三條の規定は、前項の規定により年額を改定された扶助料について準用する。

（昭和三十五年四月一日以後に給与事由の生じた文官等の恩給年額の改定）

第十條 昭和三十五年四月一日以後に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この条において同じ。）した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族で、昭和四十年九月三十日において現に普通恩給又は扶助料を受けているものについては、同年十月分以降、その年額を、昭和三十三年三月三十一日において施行されていた給与に関する法令（以下「旧給与法令」といふ。）がこれらの者の退職の日まで施行されていたとしたならば、これらの者の旧給与法令の規定により受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 附則第二條ただし書の規定は前項の規定による恩給年額の改定について、附則第三條の規定は前項の規定により年額を改定された普通恩給及び扶助料について準用する。

（職権改定）

第十一條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、前条の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十二條 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和四十年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。この場合において、普通恩給の支給年額は、この法律の附則の規定による改定前の年額の普通恩給について改正前の恩給法第五十八條ノ四又は法律第十四号附則第十三條の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額

仮 定 俸 給 年 額

八六、〇〇〇円	一〇三、二〇〇円
八八、三〇〇	一〇六、〇〇〇
九〇、四〇〇	一〇八、五〇〇
九三、三〇〇	一一二、〇〇〇
九五、一〇〇	一一四、一〇〇
九八、四〇〇	一一八、一〇〇
一〇三、二〇〇	一二三、八〇〇
一〇八、二〇〇	一二九、八〇〇
一一三、一〇〇	一三五、七〇〇
一一八、二〇〇	一四一、八〇〇
一二三、一〇〇	一四七、七〇〇
一二八、一〇〇	一五三、七〇〇
一三一、三〇〇	一五七、六〇〇
一三四、五〇〇	一六一、四〇〇
一三八、二〇〇	一六五、八〇〇
一四三、四〇〇	一七二、一〇〇
一四七、八〇〇	一七七、四〇〇
一五二、一〇〇	一八二、五〇〇
一五七、二〇〇	一八八、六〇〇
一六二、三〇〇	一九四、八〇〇
一六七、九〇〇	二〇一、五〇〇
一七三、六〇〇	二〇八、三〇〇
一八〇、七〇〇	二一六、八〇〇
一八五、〇〇〇	二二二、〇〇〇
一九〇、八〇〇	二二九、〇〇〇
一九六、四〇〇	二三五、七〇〇
二〇七、七〇〇	二四九、二〇〇
二一〇、六〇〇	二五二、七〇〇
二一九、一〇〇	二六二、九〇〇
二二三、五〇〇	二七六、六〇〇
二四三、一〇〇	二九一、七〇〇
二四九、五〇〇	二九九、四〇〇
二五五、六〇〇	三〇六、七〇〇
二六四、四〇〇	三一七、三〇〇
二六九、五〇〇	三二三、四〇〇

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その一) 恩給法等の一部を改正する法律案外四件

二八四、五〇〇	三四一、四〇〇
二九一、九〇〇	三五〇、三〇〇
二九九、六〇〇	三五九、五〇〇
三〇四、六〇〇	三七七、五〇〇
三二九、七〇〇	三九五、六〇〇
三三三、六〇〇	四〇〇、三〇〇
三四六、〇〇〇	四一五、二〇〇
三六三、七〇〇	四三六、四〇〇
三八一、二〇〇	四五七、四〇〇
三九二、〇〇〇	四七〇、四〇〇
四〇二、六〇〇	四八三、一〇〇
四二二、九〇〇	五〇八、七〇〇
四四二、三〇〇	五三九、五〇〇
四四九、六〇〇	五五九、九〇〇
四六六、六〇〇	五八五、六〇〇
四八八、〇〇〇	六一一、三〇〇
五〇九、四〇〇	六三六、八〇〇
五三〇、七〇〇	六五二、九〇〇
五四四、一〇〇	六七〇、一〇〇
五五八、四〇〇	七〇三、二〇〇
五八六、〇〇〇	七三六、六〇〇
六一三、八〇〇	七五三、四〇〇
六二七、八〇〇	七六九、七〇〇
六四一、四〇〇	八〇二、八〇〇
六六九、〇〇〇	八一八、〇〇〇
六八一、七〇〇	八三六、〇〇〇
六九六、七〇〇	八六九、二〇〇
七二四、三〇〇	九〇五、三〇〇
七五四、四〇〇	九二二、九〇〇
七六九、九〇〇	九四一、五〇〇
七八四、六〇〇	九六〇、〇〇〇
八〇〇、〇〇〇	九七七、八〇〇
八一四、八〇〇	一、〇一三、九〇〇
八四四、九〇〇	一、〇五〇、〇〇〇
八七五、〇〇〇	一、〇六七、八〇〇
八八九、八〇〇	一、〇八六、二〇〇
九〇五、二〇〇	

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その年額に百分の百二十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。)を仮定俸給年額とする。

附則別表第二

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
(イ) 秘書官 又はその遺族の恩給	(イ) 秘書官 又はその遺族の恩給
二五四、七〇〇円	三〇五、六〇〇円
三〇四、五〇〇	三六五、四〇〇
三五四、三〇〇	四二五、二〇〇
四一〇、一〇〇	四九二、一〇〇
四六五、九〇〇	五五九、一〇〇
五二二、〇〇〇	六二六、四〇〇
五七七、八〇〇	六九三、四〇〇
六三三、六〇〇	七六〇、三〇〇
七五五、八〇〇	九〇七、〇〇〇
七八八、七〇〇	九四六、四〇〇
八一九、一〇〇	九八二、九〇〇
八六三、八〇〇	一、〇三六、六〇〇
九一九、二〇〇	一、一〇三、〇〇〇
九九五、八〇〇	一、一九五、〇〇〇
一、〇四六、九〇〇	一、二五六、三〇〇
一、一二三、五〇〇	一、三四八、二〇〇
一、四〇四、三〇〇	一、六八五、二〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、附則別表第一の例による。

附則別表第三

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
一八五、一〇〇円	二二二、一〇〇円
一九六、五〇〇	二三五、八〇〇
二〇七、九〇〇	二四九、五〇〇
二二〇、四〇〇	二七六、五〇〇
二四二、七〇〇	二九一、二〇〇
二七〇、三〇〇	三二四、四〇〇
二九七、〇〇〇	三五六、四〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、附則別表第一の例による。

一、三二九、六〇〇	三九五、五〇〇
一、三四〇、五〇〇	四〇八、六〇〇
一、三八二、四〇〇	四五八、九〇〇
一、四〇九、六〇〇	四九一、五〇〇
一、四六五、七〇〇	五五八、八〇〇
一、五〇六、五〇〇	六〇七、八〇〇
一、五一六、三〇〇	六一九、六〇〇
一、五五八、九〇〇	六七〇、七〇〇
一、六二三、五〇〇	七四八、二〇〇
一、六六九、三〇〇	八〇三、二〇〇
一、七二五、〇〇〇	八七〇、〇〇〇
一、七八五、八〇〇	九四三、〇〇〇
一、八四六、七〇〇	一、〇一六、〇〇〇
一、九〇七、八〇〇	一、〇八九、四〇〇
一、九一九、二〇〇	一、一〇三、〇〇〇
一、九九五、八〇〇	一、一九五、〇〇〇
一、〇四六、九〇〇	一、二五六、三〇〇
一、一二三、五〇〇	一、三四八、二〇〇
一、四〇四、三〇〇	一、六八五、二〇〇

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年五月十三日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十年度における旧令による共済組合等

昭和四十年五月十七日 参議院会議録第十九号(その一) 恩給法等の一部を改正する法律案外四件

からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律

(特別措置法による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定)

第一条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。)第六条第一項第一号の規定により改定された年金又は同法第七條の二第一項の規定により支給される年金のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に

関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「施行法」という。)第二条第一項第二号に規定する旧法(以下「旧法」という。)の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当するものについては、昭和四十年十月分以後、その額を、昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十三年法律第十六号。以下「昭和三十三年法律第十六号」という。)第一条の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給(同条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

3 第一項の規定により年金額を改定された年金のうち、旧法の規定による退職年金又は遺族年金に相当するもの(次項第二号に掲げる遺族年金を除く。)については、昭和四十二年六月分(これらの年金を受ける者が同年五月三十一日までに六十歳に達した場合には、その達した日の属する月分)までは、改定年金額と従前の年金額との差額の支給を停止する。この場合において、当該遺族年金に相当する年金を受ける者が二人あるときは、そのうちの年長者が六十歳に達する月をもつて、その二人の者が六十歳に達する月とみなす。

金額との差額の支給を停止する。この場合において、当該遺族年金に相当する年金を受ける者が二人あるときは、そのうちの年長者が六十歳に達する月をもつて、その二人の者が六十歳に達する月とみなす。

4 第一項の規定により年金額を改定された年金については、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる割合を改定年金額と従前の年金額との差額に乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

一 六十歳に達した月の翌月分(旧法の規定による廃疾年金に相当する年金については、昭和四十年十月分)から六十五歳に達する月分までの年金(次号に掲げるものを除く。)昭和四十一年六月分までは三分の二、同年七月分から同年十二月分までは三分の一、昭和四十二年一月分から同年六月分までは三分の一

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金のうち妻、子又は孫に支給するものでこれらの者が六十五歳に達する月分までのもの昭和四十年十二月分までは三分の二、昭和四十一年一月分から同年十二月分までは三分の一

三 六十五歳に達した月の翌月分から七十歳に達する月分までの年金 昭和四十一年十二月分までは二分の一

5 第三項後段の規定は、前項第一号及び第三号の場合について準用する。この場合において、第三項中「六十歳」とあるのは、「六十五歳又は

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その一) 恩給法等の一部を改正する法律案外四件

七十歳」と読み替えるものとする。

(特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)
第二条 特別措置法第六条第一項第二号の規定により改定された年金のうち、公務による傷病を

給付事由とする年金(以下「障害年金」という。)、公務による死亡を給付事由とする年金(以下「殉職年金」という。)

又又は公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金(以下「障害遺族年金」という。)

については、昭和四十年十月分以後、その額を、昭和三十七年法律第百十六号第二條第一項の規定により改定された年金

の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給(同条第四項において準用する同法第一條第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年

金額とした年金については、同法第二條第一項の規定により年金額を改定したものとした場合

において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の仮定俸給

を俸給とみなし、それぞれ旧陸軍共済組合、特別措置法第一條に規定する共済協会又は同法第二條に規定する外地関係共済組合が支給した年

金の算定の例(その算定の際俸給月額に乘すべき月数は、障害年金及び障害遺族年金にあつては、同法第六條第三項の規定により改定された

月数によるものとし、殉職年金にあつては、別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給に應じ同表

の下欄に掲げる率を二箇月に乘じた月数によるものとする。)

により算定した額に改定する。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に

満たないときは、昭和四十年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第三に定める障害の等級に

対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に

該当するものにあつては三万一千円を、三級から六級までに該当するものにあつては七千

円をそれぞれ加算した額とする。)

二 殉職年金 九万二千円

三 障害遺族年金 五万五千二百円

3 前項第二号の殉職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族(戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)第二十四條に

規定する遺族(夫、子、父、母、孫、祖父、祖母又は同条に規定する入夫婚姻による妻の父若しくは母にあつては、同法第二十五條第一項各

号の条件に該当するものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)があるときは、前項第二

号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族が一人である場合 五千円

二 扶養遺族が二人以上である場合 七千円

4 前条第二項の規定は第一項の規定による障害年金の年金額の改定の場合について、同条第二

項から第五項までの規定は第一項の規定による殉職年金及び障害遺族年金の年金額の改定の場

合について、同条第三項から第五項までの規定は第二項の規定による殉職年金及び障害遺族年金の年金額の改定の場合について、それぞれ準

用する。

(旧法による年金の額の改定)
第三条 旧法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(同法第九十四條の二の規定により

において準用する同法第一條第二項の規定によ

り従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同法第三條第一項又は第二項の規

定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき

仮定俸給)に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額

に改定する。

2 旧法第九十條の規定による年金のうち、障害年金、殉職年金又は障害遺族年金については、

昭和四十年十月分以後、その額を、昭和三十七年法律第百十六号第三條第三項の規定により改

定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給(同条第四項において準用する

同法第一條第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同法

第三條第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定

の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法第九十條に

規定する従前の法令の規定の例(その算定の際俸給月額に乘すべき月数は、殉職年金にあつて

は、別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給に應じ同表の下欄に掲げる率を二箇月に乘じた月数

によるものとする。)

により算定した額に改定する。

3 第一條第二項から第五項までの規定は第一項の規定による年金額の改定の場合について、前

年金の額の改定)
第四條 昭和三十五年三月三十一日以前に国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八

号。以下「新法」という。)の退職(死亡を含む。以下同じ。)をした組合員(第三項の規定の適用

を受ける者を除く。)に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金

(施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。次条第一項において同じ。)

については、その者又はその遺族の請求により、昭和四十年十月分以後、その額を、次の各号に掲

げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新

法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号

に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額と

みなし、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十三号)に

よる改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の俸給年額 昭和二十八年十二月三十一日において施行されていた給与に關する法令(以下この条において「旧給与法令」と

いう。)がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給に基づき、新法

第四十二條第二項の計算の基礎となるべき俸給を求め、その俸給(その額が三万四千五百円以下である場合には、その額にそれぞれ対応

する旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律(昭和三十三年法律第百二十六号。以下「昭和三十三年法律第百二十六号」という。)

別表第一の仮定俸給)を昭和三十三年法律第百十六号別表第一の上欄に掲げる仮定俸給とみなして同表の下欄に掲

げる仮定俸給の額を算出し、その額を基礎として同項の規定の例により算定した俸給年額に

一・二を乗じて得た額をいう。

一 仮定恩給法の俸給年額 旧給与法令がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給を基礎として、恩給法(大正十二年法律第四十八号)に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した俸給年額を求め、その年額(その年額が四十一万四千円以下である場合には、その年額に対応する恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二百二十四号。以下「昭和三十三年法律第二百二十四号」という。)附則別表第一から附則別表第三までに掲げる仮定俸給年額)を恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二百十四号。以下「昭和三十三年法律第二百十四号」という。)附則別表第一から附則別表第三までの上欄に掲げる俸給年額とみなしてこれらの表の下欄に掲げる仮定俸給年額を算出し、その額に対応する恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号。以下「昭和四十年法律第 号」という。)附則別表第一から附則別表第三までの下欄に掲げる仮定俸給年額を求めた場合におけるその仮定俸給年額をいう。

一 仮定旧法の俸給年額 旧給与法令がその者の退職の日まで施行されていたとしたならば、その者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給を基礎として、旧法第十九条の規定の例により算定した俸給に相当する額を求め、その額（その額が三万四千五百円以下である場合には、その額に対応する昭和三十三年法律第百二十六号別表第一の仮定俸給）を昭和三十七年法律第百十六号別表第一の上欄に掲げる仮定俸給とみなして同表の下欄に掲げる仮定俸給を算出し、その額に対応する別表第一の下欄に掲げる仮定俸給を求めた場合におけるその仮定俸給の額の十二倍に相当する金額をいう。

第一条第二項の規定は前項の規定による年金額をいう。

3

額の改定の場合について、同条第三項から第五項までの規定は前項に規定する年金（減額退職年金及び公務による廃疾年金を除く。）の額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「改定年金額」とあるのは「改定年金額のうちその計算の基礎となつた恩給公務員期間又は旧長期組合員期間に対応する部分の金額」と、「従前の年金額」とあるのは「従前の年金額のうちその計算の基礎となつた恩給公務員期間又は旧長期組合員期間に対応する部分の金額」と読み替へるものとする。

衛視等（新法附則第十三条第一項に規定する衛視等を含み、施行法第五十一条の第三項の規定により衛視等であつたものとみなされる者を含む。以下同じ。）で昭和三十五年三月三十一日以前に新法の退職（衛視等でなくなることを含む。以下同じ。）で昭和三十五年三月三十一日以前に新法の退職（衛視等でなくなることを含む。以下同じ。）をしたものに係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金（施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。次条第二項において同じ。）については、その者又はその遺族の請求により、昭和四十年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定衛視等の新法の俸給年額又は仮定衛視等の恩給法の俸給年額をそれぞれ新法附則第十三条の二第二項若しくは施行法第二条第一項第三号又は同項第十七号の二に規定する衛視等の俸給年額又は衛視等の恩給法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定衛視等の新法の俸給年額 旧給与法令がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給に基づき、新法附則第十三条の二第二項の計算の基礎となるべき俸給を求め、その俸給（その額が三万四千五百円以下である場合には、その額にそれぞれ対応する昭和三十三年法律第百二十六号別表第

一の仮定俸給)を昭和三十七年法律第百十六号別表第一の上欄に掲げる仮定俸給とみなして同表の下欄に掲げる仮定俸給の額を算出し、その額を基礎として同項の規定の例により算定した衛視等の新法の俸給年額に一・二を乗じて得た額をいう。

二 仮定補償等の恩給法の俸給年額 旧給与法令がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した俸給年額を求め、その年額（その年額が四十一万四千円以下である場合には、その年額に対応する昭和三十三年法律第百二十四号附則別表第一に掲げる仮定俸給年額）を昭和三十七年法律第百十四号附則別表第一の上欄に掲げる俸給年額とみなして、同表の下欄に掲げる仮定俸給年額を算出し、その額に付する昭和四十年法律第 号附則

1

金額の改定の場合について、同条第三項から第五項までの規定は前項に規定する年金（減額退職年金及び公務による廃疾年金を除く。）の額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「改定年金額」とあるのは「改定年金額のうちその計算の基礎となつた恩給公務員期間に対応する部分の金額」と、「従前の年金額」とあるのは「従前の年金額のうちその計算の基礎となつた恩給公務員期間に対応する部分の金額」と読み替へるものとする。

宗 理

（昭和四十年九月三十日以前の新法による年金の額の改定）

第五條 昭和三十五年四月一日以後に新法の退職

をした組合員（次項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃除年金又は遺族年金で、昭和四十年九月三十日において現に支給されているものについては、その者又はその遺族の請求により、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定（昭和三十九年十月一日前に退職した者については、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律による改正前の新法又は施行法の規定。次項において同じ。）を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の俸給年額 昭和三十五年三月三十一日において施行されていた給与に關する法令（以下この条において「旧給与法令」といふ。）がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給に基づき、新法第四十二条第二項の計算の基礎となるべき俸給を求め、その俸給の額を基礎として同項の規定の例により算定した俸給年額に一・二を乗じて得た額をいう。

二 仮定恩給法の俸給年額 旧給与法令がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した俸給年額を求め、その年額に対応する昭和四十年法律第 号附則別表第一から附則別表第三までの下欄に掲げる仮定俸給年額を求めた場合におけるその仮定俸給年額をいう。

三 仮定旧法の俸給年額 旧給与法令がその者の退職の日まで施行されていたとしたならば

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 恩給法等の一部を改正する法律案外四件

その者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給を基礎として、旧法第十九条の規定の例により算定した俸給に相当する額を求め、その額に付する別表第一の下欄に掲げる仮定俸給を求めた場合におけるその仮定俸給の額の十二倍に相当する金額をいう。

2

昭和三十五年四月一日以後に新法の退職をした者等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、磨疾年金又は遺族年金で、昭和四十年九月三十日において現に支給されているものについては、その者又はその遺族の請求により、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定俸給等の新法の俸給年額又は仮定俸給等の恩給法の俸給年額をそれぞれ新法附則第十三条の二第二項若しくは施行法第二十条第一項第三号又は同項第十七号の二に規定する俸給等の俸給年額又は俸給等の恩給法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定俸給等の新法の俸給年額 旧給与法令がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給に基づき、新法附則第十三条の二第二項の計算の基礎となるべき俸給を求め、その俸給の額を基礎として同項の規定の例により算定した俸給年額に一・二を乗じて得た額をいう。

二 仮定俸給等の恩給法の俸給年額 旧給与法令がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した俸給年額を求め、その年額に付する昭和四十年法律第 号附則別表第一の下欄に掲げる仮定俸給年額を求めた場合におけるその仮定俸給年額をいう。

前条第二項及び第五項の規定は第一項の規定による年金額の改定の場合について、同条第四

項及び第五項の規定は前項の規定による年金額の改定の場合について、それぞれ準用する。

(端数計算)

第六条 第一条から前条までの規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。

(費用の負担)

第七条 第一条から第五条までの規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、次に定めるところによる。

一 第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。

二 第四条及び第五条の規定による年金額の改定により増加する費用(次号に掲げる費用を除く。)のうち、施行法第二十一条第一項第四号(同法第四十二条において準用する場合を含む。)の施行日以後の組合員期間以外の期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、国が負担し、同法の施行日以後の組合員期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、新法第九十九条第二項第二号及び第四項、第二百二十五条並びに第二百二十六条第二項の規定の例による。

三 第四条及び第五条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち公務による磨疾年金又は公務に係る遺族年金についての費用は、国が負担する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。ただし、附則第三条中特別措置法第七条の二の改正規定、附則第四条並びに附則第五条中施行法第七條第一項第五号及び第五十五條第一項の改正規定並びに施行法第四十九條の次

に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法との調整)

第二条 この法律の施行の際、特別措置法の規定による年金のうち公務による傷病又は死亡を給付事由とするものを受ける権利を有する者で、同一の事由により戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による年金を受ける権利を有する者であるものについては、この法律は、適用しない。

(他の法律の一部改正)

第三条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「若しくは昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十七年法律第十六号)第一号若しくは第二号」を、「昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十七年法律第十六号)第一号若しくは第二号若しくは昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十年法律第 号)第一号若しくは第二号」に改める。

第四条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第九十九條第四項中「から第四号まで」を「及び第四号」に改め、「職員団体の負担金」の下に「と、同項第二号中「国の負担金百分の五十七・五」とあるのは「国の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」を加える。

第二百二十五條中「から第四号まで」を、「第三号及び第四号」に改め、「組合の負担金」の下に「と、同項第二号中「国の負担金百分の五十七・五」とあるのは「国の負担金百分の十五、組合の

負担金百分の四十二・五」を加える。

第五条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号ただし書中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、「同条第四項第一号」の下に「又は第三号」を加え、同項第五号中「旧特別調達行法(昭和二十二年法律第七十八号)に規定する特別調達行に勤務する者で職員に相当するもの」を「職員に準ずる者で政令で定めるもの」に改める。

第十五條第二項及び第三項中「十一万円」を「十五万円」に、「五十五万円」を「七十五万円」に改める。

第三十三條を次のように改める。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障)

第三十三條 新法第八十八條第一項第一号又は第三十一條の規定による遺族年金の額が七千七百六十四円(当該遺族年金を受ける遺族につきその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するものがあるときは、その一人につき四千八百円を加算した金額とし、第十二条各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。)より少ないときは、当分の間、その額を当該遺族年金の額とする。

第四十九條の次に次の一条を加える。

(厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員の取扱い)

第四十九條の二 施行日前に厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)による厚生年金保険の被保険者期間を有していた更新組合員(当該更新組合員であつた者で再び組合員となつたものを含む。以下この条において同じ。)で政令で定めるものの当該被保険者であつた期間(その期間の計算については、同法の規定による被保険者期間の計算の例による。)は、この法律の規定の適用については、

政令で定めるところにより、旧長期組合員期間に該当するものであつたものとみなす。

2 前項の規定により旧長期組合員期間に該当するものとみなされた期間につき長期給付の額を算定する場合に、その期間に係る長期給付の額の百分の二十に相当する金額（政令で定めるところにより計算した金額）を控除する。

3 第一項の規定により旧長期組合員期間とみなされた期間は、施行日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。第五十五条第一項中「及び第四十九条を」と、別表中「二五、〇〇〇円を」「二九一、二〇〇円を」「一三三、〇〇〇円を」「一九四、二〇〇円を」「七八、〇〇〇円を」「一三四、二〇〇円」に改める。

第六条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条中「附則第十六条第二項の下に」「昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十年法律第 号）附則第十条」を加える。

（特別措置法の改正に伴う経過措置）

第七条 附則第三条の規定による改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七條の二の規定による年金は、附則第一条ただし書に規定する日（以下「一部施行日」という。）の属する月分以後の年金から適用する。

（国家公務員共済組合法の改正に伴う経過措置）

第八条 附則第四条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第九十九条第四項及び第二百二十五条（同法第二百二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、一部施行日の属する月分以後の負担金について適用し、同月前の月分の負担金については、なお従前の例による。

（施行法の改正に伴う経過措置）

昭和四十年五月十七日 参議院会議録第十九号（その一） 恩給法等の一部を改正する法律案外四件

第九条 附則第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第二条第一項第七号（同法第四十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する更新組合員（同法第四十一条第一項各号に掲げる者を含む。）がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に退職し、又は死亡した場合において、昭和四十年法律第 号による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）及び改正後の施行法の規定を適用するとし、同法は退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、同法の規定により、昭和四十年十月分から、その者若しくはその遺族に退職年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又は同月分からその者若しくはその遺族のこれらの年金の額を、これらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3 第一項の規定の適用を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩給の支給を受け、又は改正後の施行法第二条第一項第二号の二に規定する旧法等、国家公務員共済組合法若しくは改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定による退職一時金、廢疾一時金若しくは遺族一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（国家公務員共済組合法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同項の規定による額から当該一時恩給又はこれらの一時金の額（同条第一項ただし書の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下この項において「支給額等」といふ。）の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。）の十五分の一に相当する金額に達するまでの金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

4 改正後の施行法第十五条、第三十三条及び別表の規定は、昭和四十年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金、公務による遺族年金及び公務による廢疾年金についても、同年十月分以後適用する。

別表第一

昭和三十七年法律第百十六号別表第一
の仮定俸給

仮 定 俸 給

七、一六七	八、六〇〇
七、三五八	八、八三〇
七、五三三	九、〇四〇
七、七七五	九、三三〇
七、九二五	九、五一〇
八、二〇〇	九、八四〇
八、六〇〇	一〇、三三〇
九、〇一七	一〇、八二〇
九、四二五	一一、三一〇
九、八五〇	一一、八二〇
一〇、二五八	一二、三一〇
一〇、六七五	一二、八一〇
一〇、九四二	一三、一三〇
一一、二〇八	一三、四五〇
一一、五一七	一三、八二〇
一一、九五〇	一四、三四〇
一二、三二七	一四、七八〇
一二、六七五	一五、二一〇
一二、一〇〇	一五、七二〇
一三、五二五	一六、二三〇
一三、九九二	一六、七九〇
一四、四六七	一七、三六〇
一五、〇五八	一八、〇七〇
一五、四一七	一八、五〇〇

第十条 政府は、厚生年金保険特別会計の積立金のうち、改正後の施行法第四十九条の二の規定により組合員期間に算入されることとなつた厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十二号）附則第十六条第二項の規定により交付された部分を除く。）を、政令で定めるところにより、昭和四十二年度までに厚生年金保険特別会計から組合に交付するものとする。

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 恩給法等の一部を改正する法律案外四件

一五、九〇〇	一九、〇八〇
一六、三六七	一九、六四〇
一七、三〇八	二〇、七七〇
一七、五五〇	二一、〇六〇
一八、二五八	二一、九一〇
一九、二〇八	二二、〇五〇
二〇、二五八	二四、三一〇
二〇、七九二	二四、九五〇
二一、三〇〇	二五、五六〇
二二、〇三三	二六、四四〇
二二、四五八	二六、九五〇
二三、七〇八	二八、四五〇
二四、三二五	二九、一九〇
二四、九六七	二九、九六〇
二六、二一七	三一、四六〇
二七、四七五	三二、九七〇
二七、八〇〇	三三、三六〇
二八、八三三	三四、六〇〇
三〇、三〇八	三六、三七〇
三一、七六七	三八、一二〇
三二、六六七	三九、二〇〇
三三、五五〇	四〇、二六〇
三三、三二五	四二、三九〇
三七、一〇八	四四、五三〇
三七、四六七	四四、九六〇
三八、八八三	四六、六六〇
四〇、六六七	四八、八〇〇
四二、四五〇	五〇、九四〇
四四、二二五	五三、〇七〇
四五、三四二	五四、四一〇
四六、五三三	五五、八四〇
四八、八三三	五八、六〇〇
五一、一五〇	六一、三八〇
五二、三一七	六二、七八〇
五三、四五〇	六四、一四〇
五五、七五〇	六六、九〇〇
五六、八〇八	六八、一七〇
五八、〇五八	六九、六七〇
六〇、三五八	七二、四三〇

別表第二

假 定 律 給	率
五三、〇六七円以上のもの	二一・六割
四八、八〇〇円をこえ五三、〇六七円未満のもの	二二・三割
四六、六五八円をこえ四八、八〇〇円以下のもの	二三・〇割
四四、九五八円をこえ四六、六五八円以下のもの	二三・二割
三一、四五八円をこえ四四、九五八円以下のもの	二三・四割
二九、九五八円をこえ三一、四五八円以下のもの	二三・九割
二六、九五〇円をこえ二九、九五八円以下のもの	二四・五割
二一、九五〇円をこえ二六、九五〇円以下のもの	二五・二割
一九、〇八四円をこえ二一、九五〇円以下のもの	二五・七割
一九、六四二円をこえ一九、〇八四円以下のもの	二六・一割
一九、〇八四円をこえ一九、六四二円以下のもの	二七・二割
一八、五〇〇円をこえ一九、〇八四円以下のもの	二七・五割
一六、二三四円をこえ一八、五〇〇円以下のもの	二七・九割
一四、三四二円をこえ一六、二三四円以下のもの	二八・三割
一三、八一七円をこえ一四、三四二円以下のもの	二九・〇割
一三、四五〇円をこえ一三、八一七円以下のもの	二九・九割
一三、一三三円をこえ一三、四五〇円以下のもの	三〇・六割
一二、八〇八円をこえ一三、一三三円以下のもの	三〇・九割
一二、三〇八円をこえ一二、八〇八円以下のもの	三一・三割
一一、八一七円をこえ一二、三〇八円以下のもの	三一・三割
一一、八一七円以下のもの	三一・九割

別表第三

障 害 の 等 級	年 金 額
一 級	三〇、一〇〇円

二	級	二四四、〇〇〇円
三	級	一九六、〇〇〇円
四	級	一四七、〇〇〇円
五	級	一一四、〇〇〇円
六	級	八七、〇〇〇円

備考

一 障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十九号）別表第二に基づいて大蔵大臣の定めるところによる。

二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法別表第一号表の二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣の定めるところにより、その障害の程度が四級に相当するものにあつては、「一四七、〇〇〇円」とあるのは、「一七一、五〇〇円」と読み替えるものとし、その障害の程度が五級又は六級に該当するものにあつては、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年五月十三日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律

（旧法による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定）

第一条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号。以下本則において「法」という。）第三条第一項に規定する共済組合（以下「共済組合」という。）が支給する年金のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第二条第一項第二号に規定する旧法（以下「旧法」という。）の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金（旧法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）に相当する年金については、昭和四十年十月分以後、その額を、

昭和三十七年度における旧法による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十七年法律第十六号。以下「法律第十六号」という。）第四条において準用する同法第三条第一項又は第二項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同法第四条において準用する同法第三条第四

項において準用する同法第一条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同法第四条において準用する同法第三条第一項又は第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

2 前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

3 第二項の規定により年金額を改定された年金（妻、子又は孫に支給する旧法の規定による遺族年金に相当する年金を除く。）で、次の表の上欄に掲げる月分のものについては、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における当該年金を受ける者の年齢（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が二人あり、かつ、その二人が当該年金を受けているときは、そのうちの年長者の年齢）が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、改定年金額と従前の年金額との差額にそれぞれ当該年齢の区分の欄に定める割合を乗じて得た額に相当する金額の支給を停止する。

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その一) 恩給法等の一部を改正する法律案外四件

月 分	年 齢 の 区 分	年 分
昭和四十年十月分から 昭和四十一年六月分まで	六十歳未満	六十歳以上 六十五歳未満
昭和四十一年七月分から 同年十二月分まで	三十分の三十(旧法の規定に よる廃疾年金に相当する年金 にあつては、三十分の二十)	三十分の二十 三十分の十五
昭和四十二年一月分から 同年六月分まで	三十分の三十(旧法の規定に よる廃疾年金に相当する年金 にあつては、三十分の十)	三十分の十五 三十分の十

4 第一項の規定により年金額を改定された妻、子又は孫に支給する旧法の規定による遺族年金に相当する年金で、次の表の上欄に掲げる月分のものであるときは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における当該年金を受ける者の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、改定年金額と従前の年金額との差額にそれぞれ当該年齢の区分の欄に定める割合を乗じて得た額に相当する金額の支給を停止する。

月 分	年 分	年 齢 の 区 分
昭和四十年十月分から 同年十二月分まで	六十歳未満	六十歳以上 六十五歳未満
昭和四十一年一月分から 同年六月分まで	三十分の二十	三十分の十五
昭和四十二年一月分から 同年六月分まで	三十分の十五	三十分の十

(旧法による障害年金、殉職年金又は障害遺族年金の額の改定)

第二条 共済組合が支給する旧法第九十条の規定による年金に相当する年金のうち、公務による傷病を給付事由とする年金(以下この条において「障害年金」という。)、公務による死亡を給付事由とする年金(以下この条において「殉職年金」という。又は公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金(以下この条において「障害遺族年金」という。))については、昭

和四十年十月分以後、その額を、法律第十六号第四十条において準用する同法第三項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給(同法第四十条において準用する同法第三項第四項において準用する同法第一項第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同法第四十条において準用する同法第三項第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の仮定俸給を

俸給とみなし、旧法第九十条に規定する従前の法令の規定の例(その算定の際俸給月額に乘すべき月数は、殉職年金にあつては、別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給に同じ同表の下欄に掲げる率を二箇月に乗じた月数によるものとする。)により算定した額に改定する。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第三に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては三万一千円を、三級から六級までに該当するものにあつては七千円をそれぞれ加算した額とする。)

二 殉職年金 九万二千円

三 障害遺族年金 五万五千二百円

3 殉職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族(戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第七十七号)第二十四条に規定する遺族(夫、子、父、母、孫、祖父、祖母又は同条に規定する入夫婚姻による妻の父若しくは母にあつては、同法第二十五条第一項各号の条件に該当するものに限り)をいう。以下この項において同じ。)があるときは、前項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族が一人である場合 五千円

二 扶養遺族が二人以上である場合 七千円

4 前条第二項の規定は第一項の規定による障害年金の年金額の改定の場合について、同条第二項から第四項までの規定は第一項の規定による殉職年金及び障害遺族年金の年金額の改定の場合について、同条第三項及び第四項の規定は第二項の規定による殉職年金及び障害遺族年金の年金額の改定の場合について、それぞれ準用する。(昭和四十年九月三十日以前の退職に係る法による年金の額の改定)

六七二

第三条 昭和四十年九月三十日以前に法の退職(死亡を含む。以下この項において同じ。)をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者又はその遺族の請求により、同年十月分以後、その額を、昭和二十八年十二月三十一日において組合員に適用されていた俸給又はこれに準ずるもの(以下この項において「昭和二十八年俸給表等」という。)がその者の退職の日まで適用されていたとしたならばその者が昭和二十八年俸給表等により受けるべきであつた俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給に基づき、法第十七条第一項の計算の基礎となるべき俸給を求め、その俸給(その額が三万四千五百円以下である場合には、その額にそれぞれ対応する旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)別表第一の仮定俸給)を法律第十六号別表第一の上欄に掲げる仮定俸給とみなして同表の下欄に掲げる仮定俸給の額を算出し、その額を基礎として同項の規定の例により算定した俸給年額に一・二を乗じて得た額を同項に規定する俸給年額とみなし、法の規定(昭和三十九年十月一日前に退職した者については、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第五十三号)による改正前の法の規定)を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第二項の規定は前項の規定による年金額の改定の場合について、同条第三項及び第四項の規定は前項に規定する年金(減額退職年金を除く。)の額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「改定年金額」とあるのは「改定年金額のうちその計算の基礎となつた法附則第五項第一項各号に掲げる期間に対応する部分の金額」と、「従前の年金額」とあるのは「従前の年金額のうちその計算の基礎となつた法附則第五項第一項各号に

掲げる期間に対応する部分の金額」と読み替へるものとする。

(端数計算)

第四条 第一条から前条までの規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。

(費用の負担)

第五条 第一条及び第二条の規定による年金額の改定により増加する費用は、日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社が負担する。

2 第三条の規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、次に定めるところによる。

一 法附則第五項各号に掲げる期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社が負担する。

二 前号の費用以外の費用については、法第六十四條第一項並びに第六十六條第一項第二号及び第三項第二号の規定の例による。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。ただし、次条中公共企業体職員等共済組合法第六十六條の改正規定及び附則第三條の規定は、公布の日から施行する。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第六十六條第一項第二号中「(専従職員及び組合に使用される組合員に係るものを除く。)」を削り、「[百分の五十七・五]の下に「(専従職員及び組合に使用される組合員に係る長期給付に要する費用については、百分の十五)」を加え、同条第三項第二号中「[百分の五十七・五]を「[百分の四十二・五]」に改める。

附則第五條第一項第一号ただし書及び附則第九條中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、「同条第四項第一号」の下に「又は第三号」を加える。

(公共企業体職員等共済組合法の改正に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法第六十六條第一項第二号及び第三項第二号の規定は、附則第一号ただし書に規定する日の属する月分以後の負担金について適用し、同月前の月分の負担金については、なお従前の例による。

第四条 公共企業体職員等共済組合法附則第四條第二項に規定する更新組合員(同法附則第二十六條第一項に規定する転入組合員及び当該更新組合員又は転入組合員であつた者で再びものと共済組合の組合員となつた者を含む。以下「更新組合員等」という。であつた者)更新組合員等で死亡したものを含む。以下同じ。又はその遺族で、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」という。附則第二十四條の七において準用する同法附則第二十四條の五の規定により新たに普通恩給である軍人恩給又はこれに係る扶助料(以下「軍人普通恩給等」という。)を受ける権利又は資格を取得したもの(以下「施行日」という。の前日において当該更新組合員等であつた者の退職又は死亡により退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有していたときは、当該年金の基礎となつてゐる組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除外して、昭和四十年十月分から、当該年金の額を改定する。ただし、当該年金の基礎となつてゐる組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除外した残りの期間が年金たる給付の基礎となるべき期間に満たないときは、その者又はその遺族は、施行日において当該年金を受ける権利を喪失するものとする。

2 前項ただし書の場合において、その者又はその遺族が施行日の前日までに既に支給を受けた年金の額が、当該年金の基礎となつてゐる組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除外した残りの期間を基礎として算出した退職一時金基礎額に相当する額に満たないときは、施行日から起算して百二十日以内に、当該退職一時金基礎額に相当する額から既に支給を受けた年金の額を差し引いた残りの額に相当する金額をその者又はその遺族に支給する。

3 前項に規定する退職一時金基礎額の算出の基礎となつた期間は、公共企業体職員等共済組合法第六十一條の二第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

4 第一項の規定に該当する者が、施行日から起算して九十日以内に、総理府令で定めるところにより、当該軍人普通恩給等を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者は、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

第五条 更新組合員等が法律第五十五号附則第二十四條の七において準用する同法附則第二十四條の五の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得した場合において、施行日から起算して九十日以内に、総

理府令で定めるところにより、当該軍人恩給を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者は、当該軍人恩給を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

第六条 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十一号)附則第七條第一項又は第二項の一時金の支給を受けた更新組合員等であつた者又はその遺族で、法律第五十五号附則第二十四條の七において準用する同法附則第二十四條の五の規定により新たに軍人普通恩給等を受けることとなつたもの(附則第四條第四項の申出をした者を含む。)については、共済組合は、当該一時金に相当する額をその者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金又は附則第四條第二項の規定による給付金の額から控除するものとする。

2 前項に規定する一時金の支給を受けた更新組合員等で、法律第五十五号附則第二十四條の七において準用する同法附則第二十四條の五の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得したもの(前条の申出をした者を含む。)については、共済組合は、当該一時金に相当する額をその者の退職又は死亡に係る給付金の額から控除するものとする。

別表第一

法律第六十六號別表第一の仮定俸給	仮 定 俸 給
七、一六七円	八、六〇〇円
七、三五八	八、八三〇
七、五三三	九、〇四〇
七、七七五	九、三三〇
七、九二五	九、五一〇

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その一) 恩給法等の一部を改正する法律案外四件

八、二〇〇
八、六〇〇
九、〇一七
九、四二五
九、八五〇
一〇、二五八
一〇、六七五
一〇、九四二
一一、二〇八
一一、五一七
一一、九五〇
一二、三一七
一二、六七五
一二、一〇〇
一二、五二五
一三、九二二
一四、四六七
一五、〇五八
一五、四一七
一五、九〇〇
一六、三六七
一七、三〇八
一七、五五〇
一八、二五八
一九、二〇八
二〇、二五八
二〇、七九二
二一、三〇〇
二二、〇三三
二二、四五八
二三、七〇八
二四、三二五
二四、九六七
二六、二一七
二七、四七五
二七、八〇〇
二八、八三三
三〇、三〇八

九、八四〇
一〇、三二〇
一〇、八二〇
一一、三二〇
一一、八二〇
一二、三二〇
一二、八二〇
一三、一三〇
一三、四四〇
一三、八二〇
一四、三二〇
一四、七八〇
一五、二二〇
一五、七二〇
一六、二二〇
一六、七九〇
一七、三六〇
一八、〇七〇
一八、五〇〇
一九、〇八〇
一九、六四〇
二〇、七七〇
二一、〇六〇
二一、九一〇
二二、〇五〇
二二、三二〇
二二、九一〇
二四、九一〇
二四、九五〇
二五、五六〇
二六、四四〇
二六、九五〇
二八、四九〇
二九、一九〇
二九、九六〇
三一、四六〇
三一、九七〇
三三、三六〇
三四、六〇〇
三六、三七〇

別表第二

五三、〇六七円以上のもの
四八、八〇〇円をこえ五三、〇六七円未満のもの
四六、六五八円をこえ四八、八〇〇円以下のもの
四四、九五八円をこえ四六、六五八円以下のもの
三一、四五八円をこえ四四、九五八円以下のもの
二九、九五八円をこえ三一、四五八円以下のもの
二六、九五〇円をこえ二九、九五八円以下のもの

假 定 俸 給

率

三一、七六七
三一、六六七
三五、五五〇
三七、三二五
三七、一〇八
三七、四六七
三八、八八三
四〇、六六七
四二、四五〇
四四、二二五
四四、五三三
四六、五三三
四八、八三三
五一、一五〇
五一、三一七
五三、四五〇
五五、七五〇
五八、八〇八
六〇、三五八
六二、八六七
六四、一五八
六五、三八三
六六、六六七
六七、九〇〇
七〇、四〇八
七二、九一七
七四、一五〇
七五、四三三

三八、一二〇
三九、二〇〇
四〇、二六〇
四二、三九〇
四四、五三〇
四四、九六〇
四六、六六〇
四八、八〇〇
五〇、九四〇
五三、〇七〇
五四、四一〇
五五、八四〇
五八、六〇〇
六一、三八〇
六二、七八〇
六四、一四〇
六六、九〇〇
六八、一七〇
六九、六七〇
七一、四三〇
七五、四四〇
七六、九九〇
七八、四六〇
八〇、〇〇〇
八一、四八〇
八四、四九〇
八七、五〇〇
八八、九八〇
九〇、五二〇

二一・六割
二二・三割
二三・〇割
二三・二割
二三・四割
二三・九割
二四・五割

別表第三

二二、九〇八円をこえ二六、九五〇円以下のもの	二五・二割
二一、〇五八円をこえ二一、九〇八円以下のもの	二五・七割
一九、六四二円をこえ二一、〇五八円以下のもの	二六・一割
一九、〇八三円をこえ一九、六四二円以下のもの	二七・二割
一八、五〇〇円をこえ一九、〇八三円以下のもの	二七・五割
一六、二二三円をこえ一八、五〇〇円以下のもの	二七・九割
一四、三四二円をこえ一六、二二三円以下のもの	二八・三割
一三、八一七円をこえ一四、三四二円以下のもの	二九・〇割
一三、四五〇円をこえ一三、八一七円以下のもの	二九・九割
一二、一三三円をこえ一三、四五〇円以下のもの	三〇・六割
一二、八〇八円をこえ一二、一三三円以下のもの	三一・〇割
一一、三〇八円をこえ一二、八〇八円以下のもの	三一・三割
一一、八一七円をこえ一一、三〇八円以下のもの	三一・九割
一一、八一七円以下のもの	三二・九割

障 害 の 等 級	年 金 額
一 級	三〇一、〇〇〇円
二 級	二四四、〇〇〇円
三 級	一九六、〇〇〇円
四 級	一四七、〇〇〇円
五 級	一一四、〇〇〇円
六 級	八七、〇〇〇円

備考

一 障害の等級の区分については、大蔵大臣、運輸大臣及び郵政大臣の定めるところによる。

二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣、運輸大臣及び郵政大臣の定めるところにより、その障害の程度が四級に該当するものにあつては、「一四七、〇〇〇円」とあるのは、「一七一、五〇〇円」と読み替へるものとし、その障害の程度が五級又は六級に該当するものにあつては、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月二十七日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

（小字及び一は衆議院修正）

皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律

（皇室経済法の一部改正）

第一条 皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第四号に次のただし書を加える。

ただし、成年に達した者に対しては、定額の十分の三に相当する額の金額とする。

（皇室経済法施行法の一部改正）

第二条 皇室経済法施行法（昭和二十二年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「五百十万円」を「六百二十万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日、昭和四十年四月一日から施行する。昭和四十年四月一日から適用する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月二十七日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

（小字及び一は衆議院修正）

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削り、同条第三項中「銀行局に」の下に「保険部及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十一条第二項を削る。

第十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 保険部においては、前項第一号の事務のうち生命保険業及び損害保険業に係るもの並びに同項第八号の事務（検査部の所掌に属するものを除く）をつかさどる。

第二十五条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十九条第一項の表中「一六、二五九人」を「一六、三六四人」に、「五〇、九五一人」を「五一、一五一人」に、「六七、二二〇人」を「六七、五一五人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第四十九条第一項の表の改正規定は、昭和四十年四月一日から適用する。

（国家公務員法の一部を改正する法律の一部改正）

2 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「一六、二五九人」を「一六、三六四人」に改める。

附 則

この法律は、公布の日、昭和四十年四月一日から施行する。昭和四十年四月一日から適用する。

（国家公務員法の一部を改正する法律の一部改正）

2 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「一六、二五九人」を「一六、三六四人」に改める。

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その一) 恩給法等の一部を改正する法律案外四件

六四人に、「一六、二五四人」を「一六、三五九人」に、「六七、二〇人」を「六七、五一五人」に、「六七、二〇五人」を「六七、五一〇人」に改める。

〔柴田榮君登壇、拍手〕

○柴田榮君 ただいま議題となりました法律案五件につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、恩給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の改正点は、第一に、旧軍人及び文官並びにこれらの者の遺族の恩給年額を、一般退職者及びその遺族については、原則として二割、公務傷病者及び公務死没者の遺族については三割前後、それぞれ増額すること、第二に、この措置は昭和四十年十月から三カ年にわたる年次計画により処理することとし、その実施については、公務傷病者、遺家族、高齢者を先にすること、第三に、旧軍人軍属の抑留期間について、加算年に準ずる在職年の割増しをすること等でありました。

当委員会におきましては、本法律案について質疑を重ね、慎重に審査を行ないましたが、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りまして、自由民主党を代表して栗原委員より、自民、社会、公明三党の共同提案にかかる次の附帯決議を付して、本法律案に賛成する旨の発言がありました。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は

- 一、本改正による恩給増額の三年に亘る段階的措置を、速かに短縮すること。
- 二、生活水準の向上、物価の上昇並びに現職公務員の給与に即応して、恩給年額を引上げること。
- 三、残された文武両等の不均衡是正、未処遇の解決及び傷病恩給の改善等の措置を講ずること。

四、外国政府、外国特殊法人職員の恩給最短年限をこえる在職年の通算等の早期実現を図ること。

以上の問題について、速かに検討の上、善処するよう要望する。

右決議する。

次いで、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、また、附帯決議案も全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、この附帯決議について、白井総理府総務長官より、「御趣旨に沿ひ検討する」旨の発言がありました。

次に、昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案、並びに、昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案について申し上げます。

旧令共済組合等に関する法律案のおもな内容

は、第一に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、旧国家公務員共済組合法及び現行の国家公務員共済組合法の規定により支給されている年金額について、今回の恩給の改正措置に準ずる引き上げを行なうこと、第二に、この引き上げ措置は、受給者の年齢に依りて、三カ年にわたる年次計画により実施することとする。現行の国家公務員共済組合法施行日以後の期間に対応する部分については、直ちに全額支給すること、第三に、年額の改定に要する費用は、従前と同様、全額国が負担することとする。現行の国家公務員共済組合法施行日以後の期間に対応するものは、国及び組合員が負担すること等でありました。

また、公共企業体職員等共済組合に関する法律案の内容は、旧国家公務員共済組合法及び現行の公共企業体職員等共済組合法による既裁定の共済年金受給者の年金について、今回の恩給額の改定措

置に準じ、旧令共済組合等からの共済年金の改定と同様に、その年金額の引き上げを行なうとともに、所要の整備を行なうこと等でありました。

当委員会におきましては、この両法律案を一括して審査いたしました。その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、両法律案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して伊藤委員より、両法律案に対し、それぞれ、自民、社会、公明三党の共同提案にかかる次の附帯決議を付して両法律案に賛成する旨の発言がありました。

昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議案

政府は、次の諸点につきすみやかに検討の上善処すべきである。

- 一、物価の値上がり、生活水準の向上並びに現職公務員の給与に即応して年金額を引き上げよう、スライド制の確立とその財源措置について検討すること。
- 二、共済組合の年金額引上げは、従来、恩給法の改正に追いついてきたが、将来は、共済組合の自主性を考慮して措置するよう検討すること。
- 三、本改正案の三年に亘る段階的増額の措置は、極力短縮するよう措置すること。
- 四、短期給付については、医療費の増加に伴う組合財源の困窮及び組合員の負担増加の現状にかんがみ、これが健全化及び組合員の負担の緩和をはかるため国庫負担の導入について検討すること。
- 五、国家公務員共済組合及びその連合会の民主的運営について、第四十六回国会における委員会の附帯決議の趣旨を早急に実現すること。

右決議する。

また、昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議案は、ただいま朗読いたしました附帯決議案の一から四までと同趣旨のものであります。

討論を終わり、両法律案を一括して採決の結果、両法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、附帯決議案も、それぞれ採決の結果、いずれも全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、附帯決議に対し、田中大蔵大臣より、すみやかに結論を出すよう検討する旨、また松浦運輸大臣より、できるだけ趣旨を尊重して努力する旨、それぞれ発言がありました。

最後に、皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案、並びに、大蔵省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の改正点は、第一に、独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王のうち、成年に達した方に対して支出する皇族費の年額を、定額の十分の三に相当する額に増額すること。第二に、皇族費算出の基礎となる定額五百十万円を六百二十万円に増額すること等でありました。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案の改正点は、第一に、銀行局に保険部を、長崎税関に鑑査部を、それぞれ新設するとともに、国有財産局の臨時費金庫処理部を廃止すること、第二に、税関、国税庁及び造幣局を通じて職員三百五十人を増員すること等でありました。

なお、右の二法律案は、衆議院において、施行期日について所要の修正が行なわれております。本委員会におきましては、この両法律案について、慎重に審査を行ないましたが、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

二法律案とも質疑を終わり、別に討論もなく、それぞれ採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ

れより採決をいたします。
五案全部を問題に供します。五案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって五案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第十六、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長豊田雅孝君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和四十年三月十日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案
海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第十條に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は経済企画庁長官に意見を提出することができる。
第十三條を次のように改める。

(役員欠格事項)

第十三條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることのできない。
第十四條第一項中「前条各号の一」を「前条の規定により役員となることができない者」に改める。

第二十九條の次に次の三條を加える。
(借入金及び海外経済協力基金債券)

第二十九條の二 基金は、その業務を行なうために必要な資金の財源に充てるため、特に必要があるときは、経済企画庁長官の認可を受けて、借入金をし、又は海外経済協力基金債券(以下「債券」という。)を発行することができる。
2 前項の規定による債券の債権者は、基金の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 基金は、経済企画庁長官の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
5 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九條から第三百一十一條まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。
(借入金等の限度額)

第二十九條の三 前條第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する債券の元本に係る債務の現在額の合計額は、第四條に規定する資本金及び第二十九條第一項に規定する積立金の額の合計額に相当する額をこえることとなつてはならない。
(交付金)

第二十九條の四 政府は、予算の範囲内において、基金に對し、その業務に要する費用の一部に相當する金額を交付することができる。
附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔豊田雅孝君登壇、拍手〕

○豊田雅孝君 たいだいま議題となりました法律案について御報告申し上げます。
海外経済協力基金は、アジアその他の低開発地域に對して開發資金を供給する目的で、昭和三十六年に設立されたものでありますが、最近、經濟協

力について要望が高まり、わが国もこの基金の資金を増加する必要に迫られて、本改正法案が提出されたのであります。
改正の要点は、第一に、基金は、借入れ金をし、または債券を発行することとし、その兩者を合わせた限度は、基金の資本金と積み立て金の合計額までとすること、第二に、今後もし、基金が、その運用収入だけをもつては經營困難になるような場合、政府は費用の一部を交付できるようにすることでありま。

当委員会では慎重に審査いたしました。が、質疑のおもなものは、「現在、多額の余裕金を持つてゐる際、急速に、かつ多額の資金量を用意する理由」、「韓国や台湾などに対する貸し付けに關する諸問題」、「アメリカの援助の肩がわりとなるおそれはないか。等で、広範な問題に及びましたが、その詳細は會議録によつて御承知願ひます。

質疑を終わつて、討論に入りましたが、別に発言もなく、次いで採決に入りましたところ、本法案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第十七、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長天坊裕彦君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和四十年四月三十日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に關する法律案
新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に關する法律案

律

第一条 この法律は、新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第七十七号)第十條の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した新産業都市建設基本計画又は工業整備特別地域整備促進法(昭和三十一年法律第四十六号)第三條の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した工業整備特別地域整備基本計画を達成するために必要な国の財政上の特別措置について規定するものとする。

(地方債の利子補給)
第二条 国は、新産業都市建設基本計画又は工業整備特別地域整備基本計画に基づいて関係都道府県が国から負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が関係都道府県に負担金を課して行ない、又は国が関係都道府県に施設の整備に係る事業(災害復旧に係るものを除く)で政令で定めるものについて、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに算定した当該都道府県の通常の負担額をこえる負担額の支出の財源に充てるものとして、昭和四十年から昭和五十年までの各年度において、当該都道府県が発行を許可された地方債で利率が年三分五厘をこえるものにつき、年四分五厘の率を乗じて得た額を限度として、昭和四十年から昭和五十五年までの各年度において、当該地方債

整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の施行に關すること。

(後進地域の開発に關する公共事業に係る国の負担割合の特例に關する法律の一部改正)

4 後進地域の開発に關する公共事業に係る国の負担割合の特例に關する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項第十号を次のように改める。

十 空港

第二条第二項に次の一号を加える。

十一 農地及び農業用施設

〔天坊裕彦君登壇、拍手〕

○天坊裕彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地方行政委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新産業都市の建設並びに工業整備特別地域の整備の促進に資するため、国は、新産業都市建設基本計画または工業整備特別地域整備基本計画に基づいて行なわれる国の直轄事業、または、国庫補助事業で、特定の事業に要する経費のうち、関係地方公共団体の通常の負担額をこえる負担額に財政援助を行なうとするものでありまして、第一に、都道府県については、住宅、道路、港湾等の基幹的な施設の整備に要する経費について、地方債の利子補給を行ない、第二に、市町村については、住宅、道路、港湾、下水道、教育施設及び厚生施設等、基幹的な施設の整備に要する事業について、国の負担割合を引き上げることとし、また、後進地域の開発に關する公共事業に係る国の負担割合の特例に關する法律の一部を改正して、新たに、空港及び農地にかかるとする事業を同法の対象事業とすること等を、おもな内容としております。

委員会におきましては、吉武自治大臣から提案理由の説明を聴取し、基本計画実施のために必要な年度別事業計画の策定、地元負担に対する特別措置等について、熱心に質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつてごらん願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましてところ、竹中委員は、本法律案に賛成し、あわせて各派共同提案による附帯決議案を提出されました。その要旨は、基本計画の再検討、年度別事業計画の策定、対象事業の範囲の拡大、財政援助措置の強化、地方債ワクの拡大等を要望するものであります。

次いで採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。続いて附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第十八、首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長中村順造君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十年三月十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に關する法律案 首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案

首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案

首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案

(首都圏整備法の一部改正)

第一条 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項及び第五項を次のように改める。

4 この法律で「近郊整備地帯」とは、既成市街地の近郊で、第二十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

5 この法律で「都市開発区域」とは、既成市街地及び近郊整備地帯以外の首都圏の地域のうち第二十五条第一項の規定により指定された区域をいう。

第十七条第二項第三号中「イ、ニ、ト及びチに掲げる事項及び同号リ」を「イ、ホ、チ及びリに掲げる事項並びに同号ヌ」に改め、同項第四号中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯及び都市開発区域」に改め、同条第三項第一号中「ロ、ハ、ホ及びヘに掲げる事項、同号リに掲げる事項で政令で定めるもの及び」を「ロからニまで、ヘ及びトに掲げる事項、同号ヌに掲げる事項で政令で定めるもの及び」に改める。

第二十一条第三項第一号中「近郊地帯及び市街地開発区域」を「近郊整備地帯及び都市開発区域」に改め、同号中リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 電気通信等の通信施設の整備に關する事項

第二十一条第三項第二号を次のように改める。

二 既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域の整備に關連して交通通信体系又は水の供給体系を広域的に整備する必要がある場合における前号ロからニまでに掲げる事項又は同号ヘ及びトに掲げる事項

第二十一条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 整備計画は、公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

第二十四条から第二十六条までを次のように改める。

(近郊整備地帯の指定)

第二十四条 委員会は、既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域を近郊整備地帯として指定することができる。

第二十一条第三項第二号を次のように改める。

二 既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域の整備に關連して交通通信体系又は水の供給体系を広域的に整備する必要がある場合における前号ロからニまでに掲げる事項又は同号ヘ及びトに掲げる事項

第二十一条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 整備計画は、公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

第二十四条から第二十六条までを次のように改める。

(近郊整備地帯の指定)

第二十四条 委員会は、既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域を近郊整備地帯として指定することができる。

2 委員会は、近郊整備地帯を指定しようとするときは、関係地方公共団体及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 近郊整備地帯の指定は、委員会が委員会規則の定めるところにより告示することによつて、その効力を生ずる。

(都市開発区域の指定)

第二十五条 委員会は、既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、首都圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため必要があると認めるときは、既成市街地及び近郊整備地帯以外の首都圏の地域のうち、工業都市、住居都市その他の都市として発展させることを適当とする区域を都市開発区域として指定することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の都市開発区域の指定について準用する。

(近郊整備地帯等の整備に關する法律)

第二十六条 前二条に定めるもののほか、近郊

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その一)

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に關する法律案 首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案

六七九

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その一) 首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案

整備地帯内及び都市開発区域内における宅地の造成その他近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關し必要な事項は、別に法律で定める。

(首都圏市街地開発区域整備法の一部改正)

第二条 首都圏市街地開発区域整備法(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律

目次中「第二節 測量、調査及び土地の収用等(第八条―第十七条)」を「第二節 測量、調査及び土地の取得等(第八条―第十七条)」と、事業計画及び処分管理計画(第十八条―第十八条の二)に、「第十八条」を「第十九条」に、「第三十条」を「第三十条の三」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十九条」を「第四十条」に改める。

第一条中「市街地開発区域内」を「近郊整備地帯内及び都市開発区域内」に、「市街地開発区域」を「近郊整備地帯及び都市開発区域」に、「市街地開発区域を工業都市又は住居都市」を「近郊整備地帯において計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全し、及び都市開発区域を工業都市、住居都市その他の都市」に改める。

第二条第一項中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「市街地開発区域内」を「近郊整備地帯内又は都市開発区域内」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「市街地開発区域事業計画」を「近郊整備地帯事業計画」又は「都市開発区域事業計画」に、「第四項」を「第五項」に、「市街地開発区域整備計画」を「それぞれ近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「市街地開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発

区域整備計画」に、「市街地開発区域」を「それぞれ近郊整備地帯又は都市開発区域」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律で「都市開発区域」とは、法第二十五条第一項の規定により指定された区域をいう。

第二条に次の一項を加える。

9 この法律で「公共施設」とは、道路、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

第三条の見出し中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯等」に改め、同条第一項中「市街地開発区域」を「都市開発区域」に改め、同条第二項中「市街地開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の場合において、建設大臣が、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第一項、第五十条第一項若しくは第三項、第五十二条第一項、第五十六条第一項、第五十九条第一項、第五十九条の二第一項、第五十九条の三第一項、第六十条第一項又は第六十八条第一項の規定により、都市計画の施設として、地域、地区又は街区の指定をするときは、同法第四十八条第二項及び第五十九条の三第二項中「関係市町村」とあるのは、「関係都県知事」とする。

4 前項の場合において、都県知事が建築基準法の規定により地域、地区又は街区の指定の申出をしようとするときは、関係市町村の意見をきかなければならない。

第四条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 次に掲げる区域内にあつて、それぞれ当該区域の整備発展の中核となるべき相当規模の区域であること。

イ 近郊整備地帯内において工業市街地として整備することが適当な区域

ロ 工業都市として発展させることが適当な都市開発区域

二 前号イの区域については近郊整備地帯整備計画が、同号ロの区域については当該都市開発区域に係る都市開発区域整備計画が整備されていること。

第四条第一項第四号中「昭和二十五年法律第二百一十号」を削る。

第七条第二項中「都県、都県の加入する一部事務組合(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合をいう。以下同じ。)」を「地方公共団体」に改める。

第二章第二節の節名中「収用等」を「取得等」に改める。

第十四条の次に次の三項を加える。

(事業の施行について周知させるための措置)

第十四条の二 第七条第二項の申出をしたときは、施行者は、すみやかに、建設省令で定める事項を公告するとともに、建設省令で定めるところにより、自己が工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地又は土地及びこれに定着する建築物その他の工作物(以下「土地建物等」という。)の有償譲渡について、次条の規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自己が施行する工業団地造成事業の概要について、その施行すべき土地の区域内の土地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるように努めなければならない。

(土地建物等の先買)

第十四条の三 前条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地建物等を有償で譲渡しようとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金

銭に見積もつた額。以下この条において同じ。)及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他建設省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。ただし、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)第四十六条(同法第五十六条の十四において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものである場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出があつた後三十日以内に施行者が届出をした者に対し届出に係る土地建物等を買収する旨の通知をしたときは、当該土地建物等について、施行者と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

3 第一項の届出をした者は、前項の期間(その期間内に施行者が届出に係る土地建物等を買収しない旨の通知をしたときは、その時点までの期間)内は、当該土地建物等を譲り渡してはならない。

(土地の買取請求)

第十四条の四 都市計画事業として決定された工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地の所有者は、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、当該土地の時価で買収すべきことを請求することができる。ただし、当該土地が他人の権利の目的となつてゐる場合及び当該土地に建築物その他の工作物又は立木に關する法律(明治四十二年法律第二十二号)第一条第一項に規定する立木がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定により買収するべき価額については、施行者と土地の所有者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、施行者又は土地の所有者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

4 前項の規定による収用委員会の裁決及びそ

の裁決に不服がある場合の訴えについては、土地収用法第九十四条第三項から第十二項まで及び第百三十三条の規定の例による。

第二章第二節中第十七条の次に次の一条を加える。

(生活再建のための措置)

第十七条の二 施行者は、工業団地造成事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失ふこととなる者の申出があつた場合において、事情の許す限り、その者に対し、住宅のあつせんその他その受ける補償と相まつて行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第十八条を削り、第二章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 事業計画及び処分管理計画

(事業計画)

第十八条 施行者は、建設省令で定めるところにより、工業団地造成事業に関する事業計画(以下「事業計画」という。)を定めなければならない。

2 施行者は、事業計画を定めたときは、建設省令で定めるところにより、これを建設大臣に届け出なければならない。事業計画を変更したときも、同様とする。

3 施行者は、事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画又はその変更に関する公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める者に協議しなければならない。

(処分管理計画)

第十八条の二 施行者である地方公共団体又は日本住宅公団は、首都圏整備委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定めるところにより、造成敷地等の処分及び管理に関する計画(以下「処分管理計画」という。)を定めなければならない。

2 施行者である地方公共団体又は日本住宅公

団は、処分管理計画を定めたときは、委員会規則で定めるところにより、これを首都圏整備委員会に届け出なければならない。

3 首都圏整備委員会は、前項の届出があつた場合においては、関係行政機関の長の意見をきき、この法律及び近郊整備地帯整備計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域整備計画の趣旨に照らして必要があると認めるときは、当該処分管理計画の変更を求めることができる。

4 前二項の規定は、施行者である、又は施行者であつた地方公共団体又は日本住宅公団(以下「地方公共団体等」と総称する。)が処分管理計画を変更した場合に準用する。

5 前条第三項の規定は、処分管理計画を定め、又は変更しようとする場合に準用する。

(工事の完了の公告)

第十九条 施行者は、製造工場等の敷地の造成に関する工事(事業計画で特に定める工事を除く)を完了したときは、遅滞なく、その旨を都県知事(施行者が日本住宅公団であるときは、建設大臣。以下この条において同じ。)に届け出なければならない。

2 都県知事は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る工事が事業計画に適合していると認めるときは、遅滞なく、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。

第二十条 第一項中「都県等」を「地方公共団体等」に、「造成敷地等処分管理計画」を「処分管理計画」に改め、同条第二項中「都県等(日本住宅公団を除く。以下この項において同じ。)」を「地方公共団体等」に、「造成工場敷地」を「造成敷地等」に、「都県等の」を「地方公共団体の」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理)

公共施設は、第十九条第二項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づき管理すべき者が別にあるとき、又は処分管理計画に特に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

2 地方公共団体等は、第十九条第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 地方公共団体等は、第十九条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により地方公共団体等からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合においては、その公共施設に関する工事が事業計画に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第二十条の三 工業団地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第十九条第二項の公告の日の翌日において地方公共団体等に帰属するものとし、これに代わるものとして処分管理計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び処分管理計画が特別の定めをした

ものを除き、第十九条第二項の公告の日の翌日において、当該公共施設を管理すべき者(その者が、国の機関であるときは国、地方公共団体の機関であるときは当該地方公共団体)に帰属するものとする。

第二十一条、第二十三条及び第二十四条中「都県等」を「地方公共団体等」に改める。

第二十五条第一項中「第十九条の公告があつた日」を「第十九条第二項の公告の日の翌日」に、「都県等」を「地方公共団体等」に改める。

第二十六条第一項中「都県等は、造成工場敷地を譲渡したときは、当該造成工場敷地を、地方公共団体等は、第十九条第二項の公告があつたときは、造成工場敷地を、」を「当該造成工場敷地の存する区域を」に改め、同条第二項中「第十九条の公告があつた日」を「第十九条第二項の公告の日の翌日」に改め、同条第三項中「都県等」を「地方公共団体等」に、「第十九条の公告があつた日」を「第十九条第二項の公告の日の翌日」に改める。

(書類の送付に代わる公告)

第二十七条の二 施行者又は地方公共団体等は、工業団地造成事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなく、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつた場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

第二十八条第一項中「施行者の行なう工事が工業団地造成事業につき都市計画法第三条の規定により決定された都市計画事業の内容を」を「施行者が定めた事業計画又は施行者が行なう工事が、この法律、この法律に基づく命令若しくは

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号、その二
首郛圏整備法及び首郛圏市街地開発区域整備法の一郛を改正する法律案

工業団地造成事業につき都市計画法第三条の規定により決定された都市計画事業の内容又は事業計画」に、「その工事の中止又はを」事業計画の変更又は工事の中止若しくは」に改め、同条第二項中「都県若しくは都県の加入する一部事務組合若しくはそれらの長」を「地方公共団体若しくはその長」に改める。

第二十九条第二項中「建設大臣は、施行者に對して、」を「建設大臣は施行者に對して、都県知事は施行者である市町村に對して、それぞれその施行する」に改め、同条第二項中「首都圏整備委員会は、都県若しくは都県の加入する一部署務組合若しくはそれらの長又は日本住宅公団に對して、」を「首都圏整備委員会は地方公共団体若しくはその長又は日本住宅公団に對して、都県知事は施行者である、若しくは施行者であつた市町村又はその長に對して、それぞれその行なう」に改める。

第三十条中「都県等」を「地方公共団体等」に改める。

第二章第四節中第三十條の次に次の二条を加える。

（不動産登記法の特例）

第三十條の二 工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の特例を定めることができる。

(政令への委任)

第三十條の三 この章に特に定めるもののはか、この章の規定によりすべき公告の方法その他この章の規定の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第三十一条から第三十三条までの規定中「市街地開発区域事業計画」を「近郊整備地帯事業計画又は都市開発区域事業計画」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第三十二条の二 低開発地域工業開発促進法
(昭和三十六年法律第二百十六号)第五条の規

定その他政令で定める法律の規定が適用される場合を除き、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、政令

て定める地方公共団体が、都市開発区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減取額(固定資産税に関するこれらの措置による減取額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減取額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第三十四条第一項中「工業都市として発展させることを適当とする市街地開発区域内」を「近郊整備地帯内又は都市開発区域内」に、当該市街地開発区域に係る市街地開発区域整備計画を「近郊整備地帯整備計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域整備計画」に改める。

第三十五条第一項中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯又は都市開発区域」に改め、同条第二項中「市街地開発区域内」を「近郊整備地帯内又は都市開発区域内」に、「当該市街地開発区域に係る市街地開発区域整備計画」を

「近郊整備地帯整備計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域整備計画」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)

第三十五条の二 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務のうち、第三条第三項の規定によるもの及び工業団地造成事業に関するもの（都県が施行する工業団地造成事業に係るものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都県知事に関する規定（第三条第四項を除く。）は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第三十九条を第四十条とし、第三十八条の次の一条を加える。

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十四条の三第一項の規定に違反して、
届出をしないで土地建物等を有償で譲り渡

した者

二 第十四条の三第一項の届出について、虚

三 第十四条の第三項の規定に違反して、偽の届出をした者

四 第二十五条第一項の承認について、虚偽

附則　の申請をした者

施行期日)

この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 第一条の規定

二 第二条中首都圏市街地開発区域整備法の題名並びに同法第一条から第三条まで、第四条

第一項第一号及び第二号並びに第三十一条から第三十五条までの改正規定（第三十三条の次に一条を加える改正規定を含む、第三条に二項を加える改正規定及び第三十五条の次に一条を加える改正規定を除く。）

三 附則第五項及び附則第七項から第十項までの規定

(經過措置)

首都圏整備委員会は、前項ただし書の政令で定める日前においても、同項第一号及び第二号に掲げる規定による改正後の規定の施行の準備のため必要な限度において、近郊整備地帯及び首都圏整備区域の指定並びに首都圏整備計画の改定のために必要な手続その他の行為を改正後の規定の例により行うことができる。ただし、従前の市街地開発区域の区域により都市開発区域を指定し、かつ、当該都市開発区域に係る整備計画を当該市街地開発区域に係る整備計画と同一の内容に定めようとするときは、首都圏整備委員会規則の定めるところにより、その旨を告示すれば足りるものとする。

この法律の施行の際現に

団地造成事業については、この法律による改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第十四条の二から第十四条の四までの規定は、適用せず、また、政令で、同法中事業計画及び処分管理計画に関する規定並びに工業団地造成事業の施行により公共施設が設置された場合の公共施設の管理及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する規定を適用しない旨を定め、又はこれらの規定の特例を定めることができる。

附則第一項ただし書の政令で定める目までの間は、この法律による改正後の首都圏市街地開発区域整備法第十八条第三項中「公共施設」とあるのは「公共施設、道路、下水道その他政令で定めるもの」とする。

める公共の用に供する施設をいう。以下同じ。』
と、前項及び附則第六項の規定による改正後の
公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)中
「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整
備に関する法律」とあるのは「首都圏市街地開
発区域整備法」とする。

5 都市計画法(大正八年法律第三十六号)の一
部を次のように改正する。

第十三条第一項を次のように改める。
都市計画区域内に於ける工業市街地ヲ整備シ
又ハ工業都市トシテ発展セシムルコトヲ適当
トスル首都圏整備法第二条第四項ノ近郊整備
地帯内又ハ同条第五項ノ都市開発区域内ノ土
地ニ付テハ其ノ近郊整備地帯又ハ都市開発区
域ノ整備発展ヲ図ル為首都圏の近郊整備地帯
及び都市開発区域の整備に関する法律ノ定ム
ル所ニ依リ工業団地造成事業ヲ施行スルコト
ヲ得

6 公有水面埋立法の一部を次のように改正す
る。

第一条第三項中「土地区画整理法」の下に
「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の
整備に関する法律」を加える。
第二十六条中「土地区画整理法第五十五条」の下
に「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域
の整備に関する法律第二十条の三」を加える。

7 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の四及び別表第二第二号
(一)中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯又
は都市開発区域」に改める。
別表第三第一号(五)及び別表第四第二号
(一)中「首都圏市街地開発区域整備法」を「首
都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に
関する法律」に改める。

8 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)
(建設省設置法の一部改正)

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)
(建設省設置法の一部改正)

の一部を次のように改正する。

第三条第五号の十中「首都圏市街地開発区域
整備法」を「首都圏の近郊整備地帯及び都市開
発区域の整備に関する法律」に改める。
(租税特別措置法の一部改正)

9 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六
号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「首都圏市街地開
発区域整備法」を「首都圏の近郊整備地帯及び都
市開発区域の整備に関する法律」に改める。
(水資源開発促進法の一部改正)

10 水資源開発促進法(昭和三十三年法律第二百
十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項を第四項とし、第二項の次
に次の一項を加える。
3 首都圏整備計画と基本計画との調整は、内
閣総理大臣が首都圏整備委員会と審議会の意
見をきいて行なうものとする。

〔中村順造君登壇、拍手〕

○中村順造君 ただいま議題となりました首都圏
整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を
改正する法律案について、建設委員会における審
議の経過並びに結果を御報告いたします。
本法案の趣旨は、首都圏整備の現状から、首都
近郊地帯の無秩序な市街地化の防止、都市開発区
域の建設の促進等をはかるうとするものでありま
して、改正の主要な点は、
まず、首都圏整備法については、現行の「近郊
地帯」を「近郊整備地帯」に、「市街地開発区域」を
「都市開発区域」に改め、既成市街地周辺地域の計
画的な整備と、立地条件にふさわしい衛星都市と
しての開発地域の整備をはかることとしておりま
す。

首都圏市街地開発区域整備法については、題名
を「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整
備に関する法律」に改め、用途地域の指定につい
ては、従来市町村の申し出に基づいて行なわれて
いたものを、知事の申し出により建設大臣が指定
することとし、また、工業団地造成事業について
は、新たに市町村がその施行者となり得ること、
同事業に伴う土地建物等の先買、土地の買取り
請求等に関する規定を設けたこと、並びに都市
開発区域における地方税の不均一課税に伴う地方
交付税の補てん措置をはかったこと等でありま
す。

本委員会におきましては、現在の首都圏及び近
畿圏の整備の実際、特に緑地帯の現状、「近郊地
帯」を「近郊整備地帯」と改めた理由並びにその整
備方法、首都圏整備委員会の権限と行政官庁との
間における計画の実施のそご等に関し、熱心なる
質疑を行なうとともに、首都近郊の現況を实地に
視察するなど、慎重な審議を行なってきたのであ
ります。

質疑を終了、討論に入りましたところ、日本社
会党を代表して瀬谷委員から、各会派共同による
附帯決議を付して賛成する旨の発言があり、討論
を終結、採決の結果、全会一致をもって原案とお
り可決すべきものと決定いたしました。

次いで、附帯決議案を採決の結果、全会一致を
もって本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。その要旨は、首都圏の総合的な土地利用計
画を樹立し、地価騰貴の抑制、緑地の保存並びに
確保、工場誘致の抑制に関し、万全の措置を講ず
べきであるというものであります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ
れより採決をいたします。
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって
本案は可決せられました。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時十四分散会

出席者は左のとおり。
議長 重宗 雄三君

議員

副議長

重政 庸徳君

市川 房枝君

林 堀君

北口 龍徳君

石田 次男君

中尾 辰義君

浅井 享君

前田佳都男君

森部 隆輔君

小平 芳平君

森 八三二君

野本 品吉君

渋谷 邦彦君

三木與吉郎君

村上 義一君

木暮武太夫君

笹森 順造君

中上川アキ君

源田 実君

山崎 齊君

植垣弥一郎君

川上 為治君

坪山 徳弥君

天坊 裕彦君

鈴木 万平君

亀井 光君

大谷 賛雄君

青柳 秀夫君

山本 利壽君

藤野 繁雄君

紅露 みつ君

田中 茂穂君

寺尾 豊君

谷口 慶吉君

鍋島 直昭君

川野 三曉君

日高 広為君

村山 道雄君

山高しげり君

鈴木 市蔵君

二木 謙吾君

鳥島徳次郎君

北條 雋八君

大竹平八郎君

鈴木 恭一君

加賀山之雄君

鈴木 一弘君

上原 正吉君

松平 勇雄君

奥 むめお君

白木義一郎君

野田 俊作君

太田 正孝君

鈴木 一司君

森田 タマ君

久保 勘一君

井川 伊平君

谷村 貞治君

仲原 善一君

豊田 雅孝君

竹中 恒夫君

江藤 智君

山下 春江君

佐藤 芳男君

平島 敏夫君

堀 末治君

西郷吉之助君

木内 四郎君

大野木秀次郎君

西川甚五郎君

徳永 正利君

栗原 祐幸君

丸茂 重貞君

温水 三郎君

木島 義夫君

大谷 藤之助君	柴田 栄君
西田 信一君	石井 桂君
吉江 勝保君	中野 文門君
井上 清一君	梶原 茂嘉君
田中 啓一君	高野 一夫君
斎藤 昇君	堀見 俊二君
村松 久義君	小柳 牧衛君
増原 恵吉君	高橋 衛君
林屋 亀次郎君	郡 祐一君
安井 謙君	石原 幹市郎君
木村 憲太郎君	迫水 久常君
高橋 文五郎君	矢山 有作君
野々山 一三君	稲葉 誠一君
渡辺 勘吉君	林 虎雄君
佐野 廣君	後藤 義隆君
小柳 勇君	柴谷 要君
横山 フク君	白井 勇君
伊藤 顯道君	小林 武治君
宮澤 喜一君	大倉 精一君
戸叶 武君	松澤 兼人君
大矢 正君	近藤 鶴代君
杉原 荒太君	小沢 久太郎君
田中 一君	藤原 道子君
野澤 勝君	加藤 シヅエ君
鈴木 強君	阿部 竹松君
岩間 正男君	小林 武君
松本 賢一君	佐野 芳雄君
中村 順造君	藤田 藤太郎君
横山 正市君	相澤 重明君
森 元治郎君	占部 秀男君
光村 甚助君	田上 松衛君
向井 長年君	藤田 進君
亀田 得治君	阿具根 登君
大和 与一君	田畑 金光君
柳岡 秋夫君	北村 暢君
中田 吉雄君	小酒井 義男君
中村 正雄君	椿 繁夫君
成瀬 暢治君	鈴木 壽君
木村 清八郎君	岡田 宗司君

曾根益君

國務大臣

外務大臣	椎名悦三郎君
大蔵大臣	田中 角榮君
厚生大臣	神田 博君
通商産業大臣	櫻内 義雄君
運輸大臣	松浦周太郎君
労働大臣	石田 博英君
自治大臣	吉武 恵市君
国務大臣	小山 長規君
国務大臣	高橋 衛君
国務大臣	増原 恵吉君

政府委員

内閣法制局第一部長	関 道雄君
総理府総務長官	白井 莊一君
農林政務次官	谷口 慶吉君
郵政政務次官	服部 安司君

福岡県八女市助役選任に関する自治省の不当な干渉及び和歌山県海南市議会の憲法、地方自治法等違反事件についての質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

昭和四十年五月四日

参議院議長 重宗 雄三殿

須藤 五郎

福岡県八女市助役選任に関する自治省の不当な干渉及び和歌山県海南市議会の憲法、地方自治法等違反事件についての質問主意書
地方自治体はその本旨に基づいて地域住民の利益を守る義務を負っている。

しかるに佐藤内閣はもつぱら米・日独占資本に奉仕し、地方自治体をして、地域人民を収奪し抑圧する反動的な国家の下部機関として再編成しようとしており、官僚的統制と直接的干渉を強めている。

したがって、この立場から最近起きている左記

事例について質問する。

一、福岡県八女市の助役選任について自治省は、昭和四十年二月十七日自治総第一八六号自治事務次官名の公文書をもつて、戦時中、軍需省軍需監理官であり、当時熊本行政監察長官であつた広重茂氏を八女市助役に選任するよう一方的に、かつ、強力で推せんを働きかけ、同市議会はやむなく同氏を助役に選任した。

このことは、地方自治法の本旨を自治省みずからがふみにじる行為である。自治省はいかなる意図をもつてこれを行なつたのか。またいかなる根拠に基づいてこれを行なつたのか。

二、和歌山県海南市議会は、昭和四十年二月二十二日の本会議一般質問で同市議員岸裏俊司氏が水道料の問題で「ぼつたり料金云々」と発言した事とらえて、岸裏議員を地方自治法第一三二条(不当な言論の禁止)違反であるとし、懲罰にかけ、「ぼつたり料金云々」の発言は懲罰の対象になるとして同年四月九日岸裏議員を戒告処分とした。これは明らかに憲法に保障された言論の自由を不当に制限し、地方自治法第一三二条を悪用し、これを乱用したものであつて、同市議会の行為は憲法並びに地方自治法に違反した行為である。

また同市議会は、前記懲罰委員会の設置に際し、議会の同意を経ずして岸裏議員本人を同席させたまま、本会議で懲罰委員会設置を多数で議決しており、(本人は反対投票)更に懲罰委員の選出の際も本人が会議に出席している。これは明らかに地方自治法第一一七条に違反した違法の行為であり、これまた無効の議決である。

したがってこの違法の手段により設置された懲罰委員会の岸裏議員に対する懲罰は全く無効なものである。

かかる海南市議会の事態に対し自治省は、これを黙殺しておるが、これはいかなる見解に基づくものか。

右質問する。

内閣参質四八第六号

昭和四十年五月十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議員須藤五郎君提出福岡県八女市助役選任に関する自治省の不当な干渉及び和歌山県海南市議会の憲法、地方自治法等違反事件についての質問に対し、別紙答弁書を交付する。

参議院議員須藤五郎君提出福岡県八女市助役選任に関する自治省の不当な干渉及び和歌山県海南市議会の憲法、地方自治法等違反事件についての質問に対する答弁書
一 元熊本行政監察局長広重茂氏は、八女地方の出身であり、同地方の事情にもくわしく、行政経験も豊富で、八女市の助役として適任と考えられたので、推せんしたものであり、自治省が「二方的に、かつ、強力で推せんを働きかけ」というような事情にはないものである。

二 議員に対する懲罰の議決は、議会内部の規律を維持するための自律作用として地方自治法上認められているものであつて、議会における議員の発言が懲罰事由に当たるかどうか、また、いかなる懲罰を科するかは、議会が自主的に判断して決定すべき事柄である。

また、本件懲罰事案の審議の過程において、当該議員が懲罰委員会の設置及びその委員の選任の議事に際して除斥されなかつたことについて瑕疵が認められるが、その後の懲罰委員会及び本会議の本案審議においては除斥され、正規の議決がなされているので、本件懲罰議決の効力には影響がないものと考ええる。

〔参照〕

五月十四日及び五月十五日は、会議を開くに至らなかったが、参照のため左に議事日程を掲載する。

議事日程 第二十号

昭和四十年五月十四日(金曜日)

午前十時開議

第一 千九百六十四年七月十日にウイーンで作

成された万国郵便連合憲章、万国郵便連合一
般規則、万国郵便条約及び関係諸約定の締結
について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 日本国とグレート・ブリテン及び北部ア
イルランド連合王国との間の郵便為替の交換
に関する約定の締結について承認を求めるの
件(衆議院送付)

第三 日本国とインドとの間の国際郵便為替の
交換に関する約定の締結について承認を求め
るの件(衆議院送付)

第四 結社の自由及び団結権の保護に関する条
約(第八十七号)の締結について承認を求める
の件(衆議院送付)

第五 公共企業体等労働関係法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 地方公営企業労働関係法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 国家公務員法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第八 地方公務員法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第九 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 公害防止事業団法案(内閣提出、衆議
院送付)

第一一 恩給法等の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

第一二 昭和四十年年度における旧令による共済
組合等からの年金受給者のための特別措置法
等の規定による年金の額の改定に関する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 昭和四十年年度における公共企業体職員
等共済組合法に規定する共済組合が支給する
年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

第一四 皇室経済法及び皇室経済法施行法の一
部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 大蔵省設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第一六 海外経済協力基金法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

第一七 新産業都市建設及び工業整備特別地域
整備のための国の財政上の特別措置に関する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一八 首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域
整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

議事日程 第二十一号
昭和四十年五月十五日(土曜日)
午前十時開議

第一 千九百六十四年七月十日にウィーンで作
成された万国郵便連合憲章、万国郵便連合一
般規則、万国郵便条約及び関係諸約定の締結
について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 日本国とグレート・ブリテン及び北部ア
イルランド連合王国との間の郵便為替の交換
に関する約定の締結について承認を求めるの
件(衆議院送付)

第三 日本国とインドとの間の国際郵便為替の
交換に関する約定の締結について承認を求め
るの件(衆議院送付)

第四 結社の自由及び団結権の保護に関する条
約(第八十七号)の締結について承認を求める
の件(衆議院送付)

第五 公共企業体等労働関係法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 地方公営企業労働関係法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 国家公務員法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第八 地方公務員法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第九 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 公害防止事業団法案(内閣提出、衆議
院送付)

第一一 恩給法等の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

第二二 昭和四十年年度における旧令による共済
組合等からの年金受給者のための特別措置法
等の規定による年金の額の改定に関する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第二三 昭和四十年年度における公共企業体職員
等共済組合法に規定する共済組合が支給する
年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

第二四 皇室経済法及び皇室経済法施行法の一
部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二五 大蔵省設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第二六 海外経済協力基金法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

第二七 新産業都市建設及び工業整備特別地域
整備のための国の財政上の特別措置に関する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二八 首都圏整備法及び首都圏市街地開発区
域整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔第十六号参照〕
審査報告書
港則法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和四十年四月二十二日

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における港湾整備の進展に
ともなう港湾事情の著しい変化に対応して、運
送に必要なる交通規制を実施することができ
るよう、港の区域及び特定港を政令で定めること
とし、また、これにともない港域法を廃止する
とともに、港の区域の統一を維持するため、従
来同法の規定によつていた関係法律の規定を整
理しようとするものであつて、妥当な措置と認
める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
農林省設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和四十年四月二十二日

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、農林省本省の附属機関として、
さとり及び原産種農場ならびに農林研修所を新
設すること、大宮種畜牧場を白河市に移転し、
その名称を白河種畜牧場に改めることおよび農
林省の職員定数を四十六人増加しようとするも
のであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に伴い必要な経費として、三億四千
二十七万七千円が昭和四十年年度一般会計予算に
計上されている。

審査報告書
自治省設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和四十年四月二十二日

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、自治省の定員一人を外務省に移
し替へようとするものであつて、妥当な措置と
認める。

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その一) 質問主意書及び答弁書

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

農業機械化促進法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年四月二十二日

農林水産委員長 仲原 善一
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、農業機械化の促進に資するため、高性能農業機械導入基本方針及び高性能農業機械導入計画に関する規定を設けるとともに、農業機械化研究所の監事の権限及び役員の欠格事項の整備を行ふこととし、また、同研究所に対し政府が新たに埼玉県大宮市日進町一丁目にある国有の土地、建物等を出資することができるとする等の改正をしようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法の施行に伴い、農業機械化研究所に対し政府が出資する国有の土地等の価額は台帳価格で約一億四千五百六十二万円が見込まれてゐる。

附帯決議

政府は高性能農業機械の導入に当り次の通り措置すべきである。

一、高性能農業機械の導入に当つては、農業者の営農改善の意欲と、その計画を充分尊重することをたてまえとし、そのため系統農業協同組合の体系的利用事業の自主的計画を基とし、これを育成助長するための適切な施策を講ずること。

一、高性能農業機械を、農業経営改善のため効率的にとりいれるよう栽培体系と機械化体系の確

立を同時併行的に行なうこと。

一、農林漁業用ガソリン税の全免措置については、四十一年度より実施するよう善処すること。

一、農用トラクター、コンバイン、スピードスプレーヤー等を道路運送車両法に定める自動車から除外し別建てで取扱ふこと。

一、高性能農業機械の導入による実効を得るまで一定の期間はその共同利用を助長するため積極的助成措置をとるとともに、これらに対する固定資産税を四十一年度より免除するよう善処すること。

一、農業機械化研究所付属実験農場については、今後合目的な施設を講ずること。

審査報告書

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年四月二十二日

商工委員長 豊田 雅孝
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、高圧ガスの大量消費の増加にもなつて発生が予想される災害の防止を図るため、特定高圧ガス消費者に対して、消費の開始等の届出、技術上の基準の遵守、定期自主検査等の義務を課するとともに、高圧ガス容器の附属品についても、装着義務及び規格を定めるなど、規制を強化しようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年四月二十二日

石炭対策特別委員長 小柳 勇
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、石炭鉱業の最近の事情にかんがみ、石炭鉱業の合理化及び安定を図るため、石炭鉱業合理化事業団の業務に、石炭資源の開発に必要な設備資金の貸付け及び石炭鉱業の経営改善資金借入れに係る債務の保証を加えるとともに、鉱区の調整を容易にするほか、採掘権者又は租鉱権者が毎年合理化事業団に納付する納付金の額の引上げ、合理化事業団の余裕金の運用、監事の意見の提出等の規定を行なうものであつて、おおむね妥当な措置であると認める。

一、費用

昭和四十年年度一般会計予算に、石炭鉱業合理化事業団田資金のうち新鉱開発田資金として二億円、信用保証基金田資金として一億円が計上されている。

審査報告書

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年四月二十二日

石炭対策特別委員長 小柳 勇
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、家屋等について生じている鉱害の復旧を促進するため、家屋等の復旧工事に係る国及び都道府県の補助率を現行の二分の一から百分の六十五に引き上げるものであつて、おお

むね妥当な措置であると認める。

一、費用

昭和四十年年度一般会計予算に、家屋等一般鉱害復旧事業費補助金として約五億六千三百万円が計上されている。

審査報告書

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年四月二十二日

石炭対策特別委員長 小柳 勇
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害を防止するための措置を促進するため、鉱害賠償基金の業務に鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付けを加えるとともに、同基金の名称を鉱害基金に改めるものであつて、おおむね妥当な措置であると認める。

一、費用

昭和四十年年度一般会計予算に計上されている鉱害賠償基金田資金三億円のうち一億円と財政投融資から鉱害賠償基金への融資十一億円のうち二億円が、これに予定されている。

官報

号外 昭和四十年五月十七日

○第四十八回 参議院會議録第十九号(その二)

〔本号(その一)参照〕

万国郵便連合憲章

前文

郵便業務の效果的運営によつて諸国民間の通信連絡を増進し、かつ、文化、社会及び経済の分野における国際協力という崇高な目的の達成に貢献するため、
締約国政府の全権委員は、批准を条件として、この憲章を採択した。

第一編 組織規定

第一章 総則

第一条 連合の範囲及び目的

1 この憲章を採択する諸国は、通常郵便物の相互交換のため、万国郵便連合の名称で、単一の郵便領域を形成する。超越し自由は、連合の全領域において保障される。

2 連合は、郵便業務の組織化及び完成を確保し、かつ、この分野において国際協力の増進を助長することを目的とする。

3 連合は、加盟国が要請する郵便に関する技術援助にできる限り参加する。

第二章 連合員

次に掲げる国は、連合加盟国とする。

(a) この憲章の効力発生の日に連合員の資格を有する国
(b) 第十一条の規定に従つて連合員となつた国

第三条 連合の領域

連合の領域は、次に掲げるものから成る。

(a) 加盟国の領域

(b) 連合に含まれない地域に加盟国が設置した郵便局

(c) 連合員ではないが郵便上は加盟国に従属することによつて連合に含まれる地域

第四条 例外的関係

連合に含まれない地域と業務連絡がある郵政庁は、他の郵政庁の仲介者となるものとする。条約及びその施行規則の規定は、この例外的関係に適用する。

第五条 連合の所在地

連合及びその常設機関の所在地は、ベルヌとする。

第六条 連合の公用語

連合の公用語は、フランス語とする。

第七条 基準貨幣

連合の文書において貨幣単位として採用するフランは、重量三十一分の十グラムであつて品位千分の九百である百サンチムの金フ

ランとする。

第八条 限定連合、特別取極

1 加盟国又は、その国の法令に反しない限り、その郵政庁は、限定連合を設立することができ、また、国際郵便業務に関する特別の取極を締結することができる。ただし、関係加盟国が当事国となつて文書に規定されているところに比して公衆に不利な規定をこの取極に入れないことを条件とする。

2 限定連合は、連合の大会議、小会議その他の会議並びに執行理事会及び郵便研究諮問委員会にオブザーヴァーを派遣することができる。

3 連合は、限定連合の大会議、小会議その他の会議にオブザーヴァーを派遣することができる。

第九条 国際連合との関係

連合と国際連合との関係は、その本文がこの憲章に附属している協定によつて規律される。

第十条 国際機関との関係

連合は、国際郵便の分野における緊密な協力を確保するため、利害関係及び活動について関連がある国際機関と協力することができる。

第二章 連合への加入又は加盟、連合からの脱退

第十一条 連合への加入又は加盟、手続

1 いずれの国際連合加盟国も、連合に加入することができる。

2 国際連合加盟国でないいずれの主権国も、自国の連合加盟国としての加盟を請求することができる。

3 連合への加入又は加盟請求は、憲章その他連合の義務的な文書への正式の加入宣言を伴わなければならない。この加入又は加盟請求は、外交上の経路を通じてスイス連邦政府に対して行ない、同政府が加盟国政府に通知する。

4 国際連合加盟国でない国は、その請求が少なくとも連合加盟国の三分の二によつて承認されたときは、加盟国として加盟したものとされる。四箇月の期間内に回答しない加盟国は、棄権したものとみなされる。

5 加入又は連合員としての加盟は、スイス連邦政府が加盟国政府に通告する。加入又は加盟は、この通告の日から効力を生ずる。

第十二条 連合からの脱退、手続

1 各加盟国は、外交上の経路を通じてスイス連邦政府に対して行ない憲章の廃棄通告によつて、連合から脱退する権能を有するものとし、同政府は、この通告を加盟国に通知する。

2 連合からの脱退は、スイス連邦政府が1の廃棄通告を受領した日から一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

第三章 連合の組織

第十三条 連合の機関

1 連合の機関は、大会議、事務小会議、執行理事会、郵便研究諮問委員会、特別委員会及び国際事務局とする。

2 連合の常設機関は、執行理事会、郵便研究諮問委員会及び国際事務局とする。

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

六八八

第十四条 大会議

- 1 大会議は、連合の最高機関とする。
- 2 大会議は、加盟国の代表者で構成する。

第十五条 臨時大会議

臨時大会議は、少なくとも三分の二の連合加盟国の請求により又はその同意を得て開催することができる。

第十六条 事務小会議

事務的性格を有する問題を審議すべき小会議は、少なくとも三分の二の加盟国の郵政庁の請求により又はその同意を得て開催することができる。

第十七条 執行理事会

- 1 大会議から大会議までの間においては、執行理事会(CE)が、連合の文書の規定に従つて、連合の事業の継続を確保する。
- 2 執行理事会の理事国は、連合の名において、かつ、連合のためにその職務を行なう。

第十八条 郵便研究諮問委員会

郵便研究諮問委員会(CCEP)は、郵便業務に関する技術上、業務上及び経済上の問題について研究し、かつ、意見を表明することを任務とする。

第十九条 特別委員会

特別委員会は、大会議又は事務小会議の委託により、特定の問題の研究を行なうことができる。

第二十条 国際事務局

万国郵便連合国際事務局の名称で連合の所在地において任務を遂行し、事務局長に統括され、かつ、スイス連邦政府の監督を受ける中央局は、郵政庁のための連絡、通報及び諮問の機関となる。

第四章 連合の財政

第二十一条 連合の経費、加盟国の分担金

- 1 各大会議は、連合の経常費の年額の最高限を定める。
- 2 1の経常費の最高限は、やむを得ない場合には、一般規則の関係規定に従うことを条件として、超過することができる。
- 3 連合の臨時費は、大会議、事務小会議又は特別委員会の開催に要する費用及び国際事務局に委託された特別の事業に伴う費用とする。
- 4 連合の経常費(場合により、2の規定の対象である経費を含む)及び臨時費は、加盟国が共同で負担する。このため、加盟国は、大会議により一定数の分担等級に区分される。
- 5 第十二条の規定による加入又は加盟の場合には、スイス連邦政府は、当該国政府と合意の上、連合の経費の分担に関してその国が属する分担等級を決定する。

第二編 連合の文書

第一章 総則

第二十二条 連合の文書

- 1 憲章は、連合の基本的文書とする。憲章は、連合の組織規定を内容とする。

- 2 一般規則は、憲章の適用及び連合の運営を確保するための規定を内容とする。一般規則は、すべての加盟国について義務的な文書とする。

- 3 万国郵便条約及びその施行規則は、国際郵便業務に適用される共通の規則及び通常郵便の業務に関する規定を内容とする。これらの文書は、すべての加盟国について義務的な文書とする。

- 4 連合の約定及びその施行規則は、その当事国である加盟国間の業務(通常郵便の業務を除く)を規律する。約定及びその施行規則は、その当事国のみを拘束する。

- 5 3及び4に規定する施行規則は、条約及び約定を実施するために必要な細目手続を内容とするものとし、関係加盟国の郵政庁が定める。

- 6 3、4及び5に規定する連合の文書に場合により附属する最終議定書は、当該文書に対する留保を内容とする。

第二十三条 加盟国が国際関係を処理する地域に対する連合の文書の適用

- 1 いずれの国も、連合の文書の受諾が、自国が国際関係を処理するすべての地域又はそれらのうちのあるもののみを包含することを、いつでも、宣言することができる。
- 2 1の宣言は、次の国の政府に対して行なわなければならない。

(a) 宣言が当該文書の署名の際に行なわれる場合には、大会議開催国

る場合には、大会議開催国

(b) その他の場合には、スイス連邦

- 3 各加盟国は、自国が国際関係を処理する地域でその地域のために1の宣言を行なつたものに対する連合の文書の適用を廃棄する通告を、いつでも、スイス連邦政府に対して行なうことができる。この通告は、スイス連邦政府がこれを受領した日の後一年で効力を生ずる。

- 4 1及び3に規定する宣言及び通告は、これらを受領した国の政府が加盟国に通知する。

- 5 1から4までの規定は、加盟国が国際関係を処理する地域で連合員の資格を有するものには、適用しない。

第二十四条 国内法令

連合の文書の規定は、これらの文書で明らかに定めていない事項については、各加盟国の法令に影響を及ぼすものではない。

第二章 連合の文書の受諾及び廃棄

第二十五条 連合の文書への署名及びこれらの文書の批准

その他の承認

- 1 全権委員による連合の文書への署名は、大会議の終了の際に行なう。
- 2 憲章は、署名国ができる限りすみやかに批准する。

- 3 憲章以外の連合の文書の承認は、各署名国の憲法上の規則に従つて行なわれる。

4 いずれかの国が憲章を批准せず、又はその署名したその他の文書を承認しない場合にも、憲章及びその他の文書は、これらを批准し又は承認した国に關しては、効力を害されることがない。

第二十六条 連合の文書の批准その他の承認の通告

憲章の批准書及び場合により連合の他の文書の承認書は、最も短い期間内にスイス連邦政府に送付し、同政府がこれについて加盟国政府に通知する。

第二十七条 約定への加入

1 加盟国は、第二十二條4に規定する一又は二以上の約定に、いつでも加入することができる。

2 加盟国の約定への加入は、第十一條3の規定に従つて通告する。

第二十八條 約定の廢棄

各加盟国は、第十二條に規定する条件に従つて、一又は二以上の約定への参加を終止する権能を有する。

第三章 連合の文書の改正

第二十九條 議案の提出

1 加盟国の郵政庁は、自国が当事国となつてゐる連合の文書に關する議案を大會に、又は大會から大會議までの間において提出する權利を有する。

2 もつとも、憲章及び一般規則に關する議案は、大會議にのみ提出することができる。

第三十條 憲章の改正

1 この憲章に關する議案で大會に提出されたものは、採択されるためには、少なく

とも連合加盟国の三分の二により承認されなければならない。

2 大會議が採択した改正は、追加議定書の対象となり、その大會議において反対の決定がされない限り、その大會議において更新された文書と同時に効力を生ずる。この改正は、加盟国ができる限りすみやかに批准するものとし、その批准書は、第二十六條に定めるところに従つて取り扱う。

第三十一條 條約、一般規則及び約定の改正

1 條約、一般規則及び約定は、それぞれ当該文書に關する議案の承認のための条件を定める。

2 1の各文書は、同時に効力を生じ、かつ、同一の有効期間を有する。前回の大會議の文書は、1の各文書の効力発生につき大會議が定める日に廢止する。

第四章 紛議の解決

第三十二條 仲裁

連合の文書の解釈又はその適用から生ずる郵政庁の責任に關し、二以上の加盟国の郵政庁の間に紛議が生じた場合には、係争問題は、仲裁により解決する。

第三編 最終規定

第三十三條 憲章の効力発生及び有効期間 この憲章は、千九百六十六年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全權委員は、連合所在国の政府に寄託されるべきこの憲章の本書一通に署名した。大會議開催国の政府は、その贈本一通を各当事国に送付する。

千九百六十四年七月十日にウィーンで作成した。

アフガニスタンのために

M・アジーム・グラン

南アフリカ共和国のために

アルバニア人民共和国のために

ガゴ・ネシ

アルジェリア民主人民共和国のために

A・アムラーニ

ドイツのために

リヒャルト・シュテックレン

ドクトル シュタインメッツ

アメリカ合衆国のために

ウィリアム・J・ハーティガン

フレデリック・E・パトラス

グリーヴァー・アラン

デイヴィッド・S・グッドソン

フランシス・L・クローリッジ

アーモンド・J・リウー

レイモンド・K・ハンコック

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために

ウィリアム・J・ハーティガン

フレデリック・E・パトラス

グリーヴァー・アラン

デイヴィッド・S・グッドソン

フランシス・L・クローリッジ

アーモンド・J・リウー

レイモンド・K・ハンコック

サウディ・アラビア王国のために

イブラヒム・ザライ

A・アッキ

アリ・シェイク

M・S・カルカダーン

アルゼンティン共和国のために

アントニオ・パヘス・ララヤ

アルフレド・バルトロメ・ガソロ

E・カルベルマッテン

オーストラリア連邦のために

R・J・ペーじ

W・K・ウオーターソン

E・A・ヤング

オーストリア共和国のために

ドクトル B・シャギンガー

ドクトル グラシャ

ドクトル P・マホルト

ベルギーのために

L・コロ

E・ストウリュイフ

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

P・アフナシエフ

ビルマのために

フラ・ジョウ

ボリヴィアのために

A・A・エステンソロ

ブラジル合衆国のために

カルロス・フレデリコ・ドゥアルト・

ゴンサルヴェス・デ・ロシヤ

クリストパン・アラウジ

ブルガリア人民共和国のために

V・マカルスキー

ブルンディ王国のために

ベルナル・ヌタウイガヤ

カンボディア王国のために

フォット・サム・アット

カメルーン連邦共和国のために

トンバ・ギヨム

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

六九〇

W・H・ウィルソン F・パジヨ R・ゴスラン W・M・マックリーン 中央アフリカ共和国のために T・ソコニ セイロンのために W・S・A・グナセケラ チリのために A・ウルラ・ピント 中国のために 王季微 于潤生 薛聘文 サイプラス共和国のために P・ハジオアヌ コロンビア共和国のために テルモ・ムニョス・ボラノス A・サラサル J・C・カステイリヨ H・シンメルマン コンゴ共和国(ブラザヴィル)のために マティアス・マウニャ コンゴ共和国(レオポルドヴィル)のために テオフィル・シンブソン ガストン・ケンダ シモン・ムケンディ ルイ・エルマン アモス・G・ムビアイ 大韓民国のために 李昌熙 方文基 コスタ・リカ共和国のために G・L・エルソグ 象牙海岸共和国のために S・シソコ キューバ共和国のために D・ボルテラ	ドクトル ルイス・ソラ・ピラ バルデス ダホメ共和国のために ガブリエル・グノンベ デンマーク王国のために アルネ・クログ J・M・S・アンデルセン T・W・マトセン ドミニカ共和国のために A・A・アスマール・サンチエス エル・サルヴァドル共和国のために J・コントゥレーラス エクアドル共和国のために ラモン・デ・イカサ スペインのために J・デ・エリセ マヌエル・ゴンサレス アニバル・マルティン サトゥルニノ・カサス ローベ・ヒメネス アフリカにおけるスペインの領土のために フリアン・アイエスタ・プレデス R・アバロス エティオピアのために マルコス・ハンナ タメラット ゲザヘン・ゲイブル・ウォルド フィンランド共和国のために オイヴァ・サロイラ タウノ・プロランネ フランス共和国のために イヴァン・カパンヌ ジョーデル ラシャブト シャパール ムイユソ グーロン R・モリオン A・ヴァテオンヌ	フランスの海外郵便電気通信庁によつて代 表される地域全体のために E・スキナジ M・シャブロン L・シャブ ガボン共和国のために E・ムファヌ ガーナのために J・M・アグリー 海峽諸島及びマン島を含むグレート・ブリ テン及び北部アイルランド連合王国のために K・S・ホームズ K・ハインド H・C・ヘインワース C・E・ヘインズ T・スコット V・C・ルーカス グレート・ブリテン及び北部アイルランド 連合王国政府が国際関係を処理する海外領土 のために K・S・ホームズ K・ハインド H・C・ヘインワース C・E・ヘインズ T・スコット V・C・ルーカス ギリシャのために ディモプーロス G・ヤンノプーロス P・キオセオグル グアテマラ共和国のために R・メリダ ギニア共和国のために モンレイ ディアラ ハイティ共和国のために 上ヴォルタ共和国のために H・ヤメオゴ R・ギントラン	ホンデラス共和国のために R・メリダ ハンガリー人民共和国のために ホルン・デジュ インドのために M・ダヤル S・M・ゴシシュ K・ラジャ インドネシア共和国のために シマトゥパン イランのために ミルハスキャンダリ イラク共和国のために ナスラト・アルムダリス アイルランドのために オブロイン P・A・ドウィグナン アイスランド共和国のために G・ブリーム ラフン・ジュリユソン イスラエルのために C・ベン・メナヘム A・ラナン Y・L・ランダウ イタリヤのために アウレリオ・ボンシリオーネ ブルネット・ブルネット ジャマイカのために ケニス・A・ジョーンズ H・A・フエアウエザ 日本国のために 内田藤雄 ジョルダン・ハシエミット王国のために ミシエル・オー クウェイトのために I・Y・ラザック ラオス王国のために イヴァン・カパンヌ ジョーデル
--	---	---	--

ラシャプト
シヤパール
ムイユソ
グーヨン
R・モリオン
A・ヴァテオンヌ
レバノン共和国のために
ミシエル・オー
リベリア共和国のために
バツカス・ペー
L・ベンジャミン・アンドリュース
リビアのために
K・マラブタシ
A・B・シェハーブ
リヒテンシュタイン公国のために
ビュッヒエル
ルクセンブルグのために
ロース
R・フルネル
マレイシアのために
イブラヒム・ヴァルシャイ
ケン・リアン・オン
マルティン
マダガスカル共和国のために
ジャン・ラヴィヴァオ
アンリ・ラビエラ
マリ共和国のために
ブバカル・ディア
モロッコ王国のために
エル・ファッ
ベラーダ
メキシコ合衆国のために
ラウロ・F・ラミレス
モナコ公国のために
H・マヌジャン
蒙古人民共和国のために
マダサリン・チミドドルジ
ナツアグドルジ
ネパールのために

J・L・サチャル
ニカラグアのために
ドクトル・グロヘール
ニジェール共和国のために
ムドゥール・ザカラ
アマドゥ・ムムニ
ナイジェリア連邦共和国のために
O・パッシー
ノールウェーのために
カール・ヨハネセン
ウイリアム・シェーグレン
E・デーヴィング
K・ストレムスネス
ニュー・ジールランドのために
B・ダーネル
L・T・ヒース
F・J・ジェフリー
ウガンダのために
H・Z・E・ラモジ
R・H・ニューウェル
パキスタンのために
H・B・カー
A・シャークル
Z・N・アーマド
パナマ共和国のために
パラグアイのために
カルル・ベネ
オランダのために
ホルボーム
オランダ領アンティール及びスリナムのた
めに
E・G・レーデ
P・H・J・ブリュセルス
ペルー共和国のために
H・メリノ
エルネスト・カセレス
フィリピン共和国のために
パロマル

ナバロ
ポーランド人民共和国のために
ファウステイン・ラドシ
ポルトガルのために
マルクス・デ・フォンテス・ペレイ
ラ・デ・メーロ・フォンセカ
ジョルジ・ブラガ
ドミンゴ・ドゥアルテ・ペーロ
マトス・ペレイラ
ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・
デ・マトス
カルロス・アウグスト・デ・メロ
西部アフリカにおけるポルトガルの諸州の
ために
東部アフリカとアジアとオセアニアにお
けるポルトガルの諸州のために
アラブ連合共和国のために
A・バキル
T・H・アブデル・ラフマーン
アワト・ハミット・ハッガール
アフマト・ソブヒ・エルハダリ
ルーマニア人民共和国のために
マリニ・グリゴール
P・マテウス
I・ペトラール
P・ポステルニク
I・セーフエルド
ルワンダ共和国のために
ガブリエル・カマンジ
サン・マリノ共和国のために
ドメニコ・フォルチェリーニ
ドクトル・ヴィルヘルム・ミュラー
フェンベック
セネガル共和国のために
I・スディエ
M・ウアタラ
A・サルダ
D・ソウ

ミニエ
シエラ・レオネのために
クリストファー・デイヴィス
ソマリアのために
ジュゼッペ・トレル
スーダン共和国のために
M・S・スリマン
H・I・ベシール
スウェーデンのために
ヴィクトール・スワルトリン
カール・アクセル・レーフグレン
K・H・イエーデル
スイス連邦のために
トゥアブ
サウザー
ブッチ
シャブイ
マルゲラ
シリア・アラブ共和国のために
アブデル・カーデル・バグダディ
ムハンマド・エルハマハミド
タンガニカ・ザンジバル連合共和国のた
めに
R・ユスフ
チャード共和国のために
J・ゴルサ
チュエッコスロヴァキア社会主義共和国のた
めに
マニヤーク
タイのために
T・キーラン
S・スカネート
チャオ・トンマ
T・ヤワカン
トーゴ共和国のために
E・ローソン
I・エクエ
トリニダード・トバゴのために
カマルディン・モハメッド
ジョージ・リー

憲章への加入

N・ウォーレン
カーマディーン
チニジアのために
サラハ・ベッサウイヤ
フェンドウリ
トルコのために
F・アルブイスケンデル
A・クトカン
N・エキンジ
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために
G・シンチェンコ
ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
K・セルゲイチュク
ウルグアイ東方共和国のために
カルロス・ワシントン・アリセリス
ヴァチカン市国のために
G・プリジョーネ
ヘルベルト・ミースラー
フランツ・ムシウル
ヴェネズエラ共和国のために
オスカール・ミズレ・リプス
J・マンデ・サンチェス
ヴィエトナムのために
トラン・ヴァン・ヴィエン
ヴォ・ヴァン・カット
イエメン・アラブ共和国のために
ムハンマド・ザイド
ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のために

P・ヴァシリエヴィッチ
M・ミチッチ
ドラグーチン・パタキ
クリステイッチ・メロジ

万国郵便連合憲章の最終議定書

下名の全権委員は、本日付けで締結された万国郵便連合憲章に署名するに際し、次のとおり協定した。

憲章に署名しなかつた連合加盟国は、いつでもこれに加入することができる。加入書は、外交上の経路を通じて連合所在国の政府に送付し、同政府がこれについて連合加盟国の政府に通知する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、規定が憲章の本文中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するこの議定書を作成し、連合所在国の政府に寄託されるべき本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その購本一通を各当事国に送付する。

千九百六十四年七月十日にウィーンで作成した。

アフガニスタンのために
M・アジーム・格蘭
南アフガニスタンのために

アルバニア人民共和国のために
ガゴ・ネシヨ

アルジェリア民主人民共和国のために
A・アムラーニ

ドイツのために

リヒャルト・シュテュックレン
ドクトル シュタインメッツ
アメリカ合衆国のために
ウィリアム・J・ハーティガン
フレデリック・E・パトラス
グリーヴァー・アラン
デイヴィッド・S・グッドソン
フランシス・L・クローリッジ
アーモンド・J・リウー
レイモンド・K・ハンコック

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために
ウィリアム・J・ハーティガン

フレデリック・E・パトラス
グリーヴァー・アラン
デイヴィッド・S・グッドソン
フランシス・L・クローリッジ
アーモンド・J・リウー
レイモンド・K・ハンコック
サウデー・アラビア王国のために
イブラヒム・ザライ
A・アッキ
アリ・シェイク
M・S・カルカダーン
アルゼンティン共和国のために
アントニオ・パレス・ララヤ
アルフレド・バルトロメ・ガソロ
E・カルベルマッテン
オーストラリア連邦のために
R・J・ペー
W・K・ウオーターソン
E・A・ヤング
オーストラリア共和国のために
ドクトル B・シャギンガー
ドクトル グラシャ
ドクトル P・マホルト
ドクトル J・パロウベク
ベルギーのために
L・コロ
E・ストウリユイフ
白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

P・アフアナシエフ
ビルマのために
フラ・ジョウ
ボリヴィアのために
A・A・エステンソロ
ブラジル合衆国のために
カルロス・フレデリコ・ドゥアルト
ゴンサルヴェス・デ・ロシヤ
ルベンス・リクベロ
クリストバン・アラウジョ

ブルガリア人民共和国のために
V・マカルスキー
ブルンディ王国のために
ベルナル・スタウイガヤ
カンボディア王国のために
フォット・サム・アット
カメルーン連邦共和国のために
トンバ・ギヨム
カナダのために
W・H・ウィルソン
F・バジョ
R・ゴスラン
W・M・マッククリン
中央アフリカ共和国のために
T・ソコニ
セイロンのために
W・S・A・グナセケラ
チリのために
A・ウルラ・ピント
中国のために
王季微
于潤生
薛聘文
サイプレス共和国のために
P・ハジオアス
コロンビア共和国のために
テルモ・ムニョス・ボラノス
A・サラサル
J・C・カステリリ
H・シンメルマン
コンゴ共和国(ブラザヴィル)のために
マティアス・マウニ
コンゴ共和国(レオポルドヴィル)のために
テオフィル・シンブソン
ガストン・ケンダ
シモン・ムケンディ
ルイ・エルマン
アモス・G・ムビアイ

大韓民国のために

李昌熙

方文基

コスタ・リカ共和国のために

G・L・エルソグ

象牙海岸共和国のために

S・シソコ

キューバ共和国のために

D・ポルテラ

ドクトル ルイス・ソラ・ピラ

バルデス

ダホメ共和国のために

ガブリエル・グノンベ

デンマーク王国のために

アルネ・クログ

J・M・S・アンデルセン

T・W・マトセン

ドミニカ共和国のために

A・A・アスマール・サンチエス

エル・サルヴァドル共和国のために

J・コントゥレーラス

エクアドル共和国のために

ラモン・デ・イカサ

スペインのために

J・デ・エリセ

マヌエル・ゴンサレス

アニバル・マルティン

サトゥルニノ・カサス

ローペ・ヒメネス

アフリカにおけるスペインの領土のために

フリアン・アイエスタ・ブレンデス

R・アバロス

エテオピアのために

マルコス・ハンナ

タメラット

ガザヘン・ゲイブル・ウォルド

フィンランド共和国のために

オイヴァ・サロイラ

タウノ・プロランネ

フランス共和国のために

イヴァン・カパンヌ

ジョーデル

ラシャブト

シャパール

ムイユソ

グーヨン

R・モリヨン

A・ヴァテオンヌ

フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体のために

E・スキナジ

M・シャブロン

L・シャブ

ガボン共和国のために

E・ムファヌ

ガーナのために

J・M・アグリ

海峡諸島及びマン島を含むグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

K・S・ホームズ

K・ハインド

H・C・ヘインワース

C・E・ヘインズ

T・スコット

V・C・ルーカス

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土のために

K・S・ホームズ

K・ハインド

H・C・ヘインワース

C・E・ヘインズ

T・スコット

V・C・ルーカス

ギリシャのために

デモブローロス

G・ヤンブローロス

P・キオセオグル

グアテマラ共和国のために

R・メリダ

ギニア共和国のために

モンリイ

ディアラ

ハイティ共和国のために

上ヴォルタ共和国のために

H・ヤメオゴ

R・ギントラン

ホンデラス共和国のために

R・メリダ

ハンガリー人民共和国のために

ホルン・デジュ

インドのために

M・ダヤル

S・M・ゴージュ

K・ラジャ

インドネシア共和国のために

シマトゥパン

イランのために

ミルIIエスカンダリ

イラク共和国のために

ナスラト・アルIIムダッリス

アイルランドのために

オプロイン

P・A・ドゥイグナン

アイスランド共和国のために

G・ブリーム

ラフン・ジュリエットソン

イスラエルのために

C・ベン・メナヘム

A・ラナン

Y・L・ランダウ

イタリヤのために

アウレリオ・ボンシリオーネ

ブルネット・ブルネット

ジャマイカのために

ケニス・A・ジョーンズ

H・A・フェアウェザー

日本国のために

内田藤雄

ジョルダン・ハシェミット王国のために

ミシエル・オー

クウェイトのために

I・Y・ラザック

ラオス王国のために

イヴァン・カパンヌ

ジョーデル

ラシャブト

シャパール

ムイユソ

グーヨン

R・モリヨン

A・ヴァテオンヌ

レバノン共和国のために

ミシエル・オー

リベリア共和国のために

バックラス・ペー

L・ベンジャミン・アンドリュース

リビアのために

K・マラブタシ

A・B・シェハーブ

リヒテンシュタイン公国のために

ピュッヒル

ルクセンブルグのために

ロース

R・フルネル

マレイシアのために

イブラヒム・ヴァルシャイ

ケン・リアン・オン

マルティン

マダガスカル共和国のために

ジャン・ラライヴァ

マリ共和国のために

ブバカル・ディアラ

モロッコ王国のために

エル・ファッシ ベラーダ メキシコ合衆国のために ラウロ・F・ラミレス モナコ公国のために H・マスマジャン 蒙古人民共和国のために マダサリン・チミドドルジ ナツアグドルジ ネパールのために J・L・サチャル ニカラグアのために ドクトル・グロヘール ニジエール共和国のために ムドゥール・ザカラ アマドゥ・ムムニ ナイジェリア連邦共和国のために O・バッシ ノールウエーのために カール・ヨハネセン ウイリアム・シエーグレン E・デーヴィンゲ K・ストレムスネス ニユー・ジールランドのために B・ダーネル L・T・ヒース F・J・ジェフリー ウガンダのために H・Z・E・ラモジ R・H・ニユーウエル パキスタンのために H・B・カージ A・シャクル Z・N・アーマド パナマ共和国のために パラグアイのために カルル・ベネ オランダのために	ホルボーム オランダ領アンティユ及びスリナムのた めに E・G・レーデ P・H・J・ブリューセルス ペルー共和国のために H・メリノ エルネスト・カセレス フィリピン共和国のために パロマル ナバロ ポーランド人民共和国のために ファウステイン・ラドシ ポルトガルのために マルクス・デ・フォンテス・ペレイラ デ・メーロ・フォンセカ ジョルジ・ブラガ ドミンゴ・ドウアルテ・ペーロ マトス・ペレイラ ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・ デ・マトス カルロス・アウグスト・デ・メロ 西部アフリカにおけるポルトガルの諸州の ために 東部アフリカとアジアとオセアニアにお けるポルトガルの諸州のために アラブ連合共和国のために A・バキル T・H・アブデル・ラフマーン アワト・ハミット・ハッガীগ アフマト・ソブヒ・エルリダリ ルーマニア人民共和国のために マリシ・グリゴレ P・マテイスク I・ペトラール P・ポステルニク I・セーフエルド	ルワンダ共和国のために ガブリエル・カマンジ サン・マリノ共和国のために ドメニコ・フォルチェリーニ ドクトル・ヴィルヘルム・ミューラーII フエンベック セネガル共和国のために I・ヌディアエ M・ウアタラ A・サルダ D・ソウ ミニエ シエラ・レオネのために クリストファー・デイヴィス ソマリアのために ジュゼッペ・トレル スーダン共和国のために M・S・スリマン H・I・ベシール スウェーデンのために ヴィクトール・スワルトリンク カール・アクセル・レーフグレン K・H・イエーデル スイス連邦のために トゥアゾン サウザ ブッチ シャブイ マルゲラ シリア・アラブ共和国のために アブデル・カーデル・バグダディ ムハンマド・エルハマーミド タンガニカ・ザンジバル連合共和国のた めに R・ユスフ チャード共和国のために J・ゴルサラ チェッコスロヴァキア社会主義共和国のた めに	マニヤーク タイのために T・キーラナン S・スカネート チャオ・トンマ T・ヤワカン トーゴ共和国のために E・ローソン I・エクエ トリニダード・トバゴのために カマルディン・モハメッド ジョージ・リー N・ウォーレン カーマディン テニジアのために サラハ・ベツサウイヤ フエンドウリ トルコのために F・アルプイスケンデル A・クトカン N・エキンジ ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国の ために G・シンチェンコ ソヴィエト社会主義共和国連邦のために K・セルゲイチュク ウルグアイ東方共和国のために カルロス・ワシントン・アリセリス ヴァチカン市国のために G・プリジョーネ ヘルベルト・ミースラー フランツ・ムシエル ヴェネズエラ共和国のために オスカル・ミスレ・リプス J・マンデ・サンチエス ヴィエトナムのために トラン・ヴァン・ヴィエン ヴォ・ヴァン・カッタ イエメン・アラブ共和国のために
---	---	---	--

ムハンマド・ザイド
ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国の
ために

P・ヴァシリエヴィッチ
M・ミチツチ
ドラグーチン・パタキ
クリステイッチ・メロジ

国際連合と万国郵便連合との間の協定
前文

国際連合憲章第五十七条の規定により国際連合に課される義務にかんがみ、国際連合及び万国郵便連合は、次のとおり協定する。

第一条

国際連合は、万国郵便連合(以下「連合」という。)がその基本的文書で定める目的を達成するためにその文書に基くすべての措置を執ることを任務とする専門機関であることを認める。

第二条 相互の代表

1 国際連合の代表者は、連合の大会議、事務小会議及び委員会に出席し、かつ、これらの会合の討議に投票権なしで参加するよう招請される。

2 国際連合の経済社会理事会(以下「理事会」という。)又はその委員会若しくは小委員会の会合において連合が関係を有し、かつ、議事日程に記載された問題が取り扱われる場合には、連合の代表者は、これらの会合に出席し、かつ、これらの諸機関の討議に投票権なしで参加するよう招請される。

3 連合の代表者は、連合の権限内にある問題が討議される総会の会合に諮問的資格で出席し、かつ、連合が関係を有する問題を取り扱う総会の主要な委員会の討議に投票権なしで参加するよう招請される。

4 国際連合事務局は、連合が提出するすべての文書による通知を、場合に応じ、総

会、理事会及びその機関並びに信託統治理事会の構成員に配布する。同様に、連合は、国際連合が提出する文書による通知を連合員に配布する。

第三条 議事日程への問題の記載

必要とされることがある事前の協議を留保して、連合は、国際連合が連合に提起する問題を、連合の大会議、事務小会議若しくは委員会の議事日程に記載し、又は、必要があるときは、万国郵便条約に規定する手続に従つて連合員に提出する。相互的に、理事会並びにその委員会及び小委員会並びに信託統治理事会は、連合が付託する問題をそれぞれの議事日程に記載する。

第四条 国際連合の勧告

1 連合は、国際連合が連合にあてて行ふすべての正式の勧告を、万国郵便条約に規定する手続に従つて、有用な目的のため、その大会議、事務小会議及び委員会又は連合員にできる限りすみやかに付託するため、に、すべての措置を執るものとする。その勧告は、連合にあてて行ふものとし、直接に連合員にあてて行ふてはならない。

2 連合は、前記の勧告に関し、国際連合の請求により国際連合と意見を交換し、また、連合又は連合員がその勧告について執つた措置又はその勧告を考慮したために生じた他のすべての結果について、適当な時に国際連合に報告する。

3 連合は、専門機関の活動と国際連合の活動との効果的な調整を確保するために必要な他のすべての措置に協力する。特に、連合は、理事会がこの調整を容易にし、かつ、その目的を達成するために必要な情報を提供するため設置するすべての機関と協力する。

第五条 情報及び書類の交換

1 ある種類の書類の秘密の保持に必要な措置を留保して、情報及び書類の最も完全で

迅速な交換が国際連合と連合との間に行われなければならない。

2 1の規定の一般性に影響を及ぼすことなく、

(a) 連合は、業務年報を国際連合に提供する。

(b) この協定の第十一条の規定を留保して、連合は、国際連合が連合に対して行うことがある特別報告、研究又は情報の請求にできる限り応ずる。

(c) 連合は、その権限内にある問題に関し、信託統治理事会が連合に求めることがある意見書を提出する。

(d) 国際連合事務総長は、連合の国際事務局長の請求により、連合に特別に關係がある情報を連合に提供しようとする意見の交換を連合の国際事務局長と行ふ。

第六条 国際連合に対する援助

1 連合は、国際連合並びにその主要機関及び補助機関と協定すること並びに万国郵便条約の規定に合致する範囲内でこれらに援助を提供することに同意する。

2 国際連合加盟国に関しては、連合は、国際連合憲章第三十三条の規定に従い、万国郵便条約及びこれに附属する約定のいずれの規定も、国際連合に対する当該加盟国の義務の遵守を妨げ又は制限するものとして援用することができないことを承認する。

第七条 職員に関する取極

国際連合及び連合は、職員の雇用条件をできる限り統一するため及びその募集上の競争を避けるため、必要な範囲内で協力する。

第八条 統計業務

1 国際連合及び連合は、情報及び統計資料の最大の効果及び利用を確保するために協力することに同意する。

2 連合は、国際連合が諸国際機関の一般的目的に役立つ統計の収集、分析、発表、統

一及び改良を行う中央機関であることを承認する。

3 国際連合は、連合がその固有の分野に關する統計の収集、分析、発表、統一及び改良を行ふ資格を有する機関であることを承認する。ただし、この統計が国際連合自体の目的の実現のため及び全世界にわたる統計の発達のために重要である限り、国際連合がこの統計に対して関心を有することを妨げるものではない。

第九条 事務上及び技術上の業務
1 国際連合及び連合は、その職員及び資源を最もよく利用するため、相互に競争する業務又は重複する業務の創設を避けることが望ましいことを承認する。

2 国際連合及び連合は、公文書の登録及び保管のためすべての有用な措置を執る。

第十条 予算規定

連合の年次予算は、国際連合に通知し、総会は、これに關して連合の大会議に勧告を行う権能を有する。

第十一条 特別業務費の支弁

国際連合がこの協定の第五条その他の規定により特別報告、研究又は情報を請求したために連合が多額の臨時費の支出を要するに至つた場合には、この費用の支弁の最も公正な方法を決定するため意見を交換する。

第十二条 機関間の協定

連合は、連合が他の専門機関又は他の政府機関と締結するすべての協定の性質及び範囲について理事会に通報する。なお、連合は、この種類の協定の準備について理事会に通報する。

第十三条 連絡

1 前記の諸規定を協定する国際連合及び連合は、同規定がこれらの機関の間に有効な連絡を確保するために貢献することを希望する旨を表明し、また、合意によりこのために必要な措置を執る意思を確認する。

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

六九六

2 この協定に定める連絡に関する規定は、連合と附属業務及び地域的業務を含む国際連合との関係に対し、望ましい限り、適用する。

第十四条 協定の実施

国際連合事務総長及び連合の実施連絡委員会委員長は、この協定の適用のため、国際連合及び連合の経験にかんがみて望ましいと認められるすべての補足的取極を締結することができる。

第十五条 効力発生

この協定は、千九百四十七年にパリで締結された万国郵便条約に附属する。この協定は、国際連合の総会の承認を得た後、最も早い場合においても条約と同時に、効力を生ずる。

第十六条 改正

この協定は、国際連合及び連合のいずれかの一方による六箇月の予告の後、これらの機関の間の合意により改正することができ

千九百四十七年七月四日パリにおいて

万国郵便連合第十二回大会議長

J・J・ル・ムエル

専門機関との交渉を委任される経済社会理事会の小委員会臨時議長 ヤン・バナク

国際連合と万国郵便連合との間の協定の追加協定

経済社会理事会在千九百四十八年二月二十五日に採択した決議第百三十六(四)により、国際連合事務総長が、国際連合の特権及び免除に関する条約第七条に規定する便宜を自己の職員に与える補足的協定の締結を請求するすべての専門機関との間にその協定を締結すること並びにこの種類のすべての補足的協定を

承認のために総会に提出することを要請されているので、また、

万国郵便連合が、国際連合憲章第六十三条の規定に従つて国際連合と万国郵便連合との間に締結された協定を補足するためのこの種類の補足的協定を締結することを希望しているので、

ここに次のとおり協定される。

第一条

次の条項は、国際連合と万国郵便連合との間の協定に補足条文として追加する。

「万国郵便連合の職員は、第十四条の規定に基いて締結する特別取極に従つて国際連合通行証を利用する権利を有する。」

第二条

この協定は、国際連合総会及び万国郵便連合によつて承認された時から効力を生ずる。

万国郵便連合のために

千九百四十九年七月十三日パリにおいて

万国郵便連合実施連絡委員会委員長

J・J・ル・ムエル

国際連合のために

千九百四十九年七月二十七日ニュー・ヨーク州レーク・サクスセスにおいて

事務総長代理 バイロン・プライス

万国郵便連合一般規則

連合加盟国の政府の全権委員である下名は、万国郵便連合憲章第二十二條2の規定にかんがみ、憲章の適用及び連合の運営を確保するための次の規定を、合意により、この一般規則で定めた。

第一章 連合の機関の運営

第一百一条 大会議、臨時大会議、事務小会議及び特別委員会の組織及び会議

1 加盟国の代表者は、前回の大会議の文書の効力発生の日の後五年以内に、大会議として会合する。

2 各加盟国は、その政府が必要な権限を付与した一人又は二人以上の全権委員に大会議において自国を代表させる。各加盟国は、必要があるときは、他の加盟国の代表団に自国を代表させることができる。ただし、一代表団は、自国のほかに、二以上の加盟国を代表することができない。

3 各加盟国は、審議において、一個の投票権を有する。

4 原則として、各大会議は、次回の大会議が開催される国を指定する。この指定をすることができないこと又は指定のとおりに実施することができないことが判明した場合、大会議が開催される国の指定は、執行理事会在当該国と合意の上で行なう。

5 招請政府は、国際事務局と合意の上、大会議の確定期日及び正確な場所を定める。招請政府は、原則としてこの期日の一年前に、各加盟国政府に招請状を発する。この招請状は、直接に、又は他の政府若しくは国際事務局長の仲介により送付することができる。招請政府は、また、大会議において行なわれた決定をすべての加盟国政府に通告するものとする。

6 招請政府なしに大会議を開催しなければならぬときは、国際事務局は、執行理事会的同意を得て、かつ、スイス連邦政府と合意の上、連合所在国に大会議を招集しかつ主催するために必要な措置を執る。この場合には、国際事務局が、招請政府の職務を行なう。

7 臨時大会議の開催地は、この大会議を発議した加盟国が国際事務局と合意の上で決定する。

2 から6までの規定は、臨時大会議に準用する。

9 事務小会議の開催地は、小会議を発議した郵政庁が国際事務局と合意の上で決定する。招集状は、小会議開催国の郵政庁が発送する。

10 特別委員会は、国際事務局が、必要があるときはこの委員会が開催される加盟国の郵政庁と合意の上で招集する。

第二百二条 執行理事会的構成、運営及び会議

1 執行理事会是、二十七の理事国から成り、理事国は、大会議から大会議までの間において、その職務を行なう。

2 執行理事会的の理事国は、衡平な地理的配置に基づいて大会議が指定する。理事国の少なくとも半数は、各大会議に際して交代するものとする。いかなる加盟国も、三回の大会議において引き続き選出されること

3 執行理事会的の各理事国の代表者は、その国の郵政庁が指定する。この代表者は、郵政庁の資格のある職員でなければならない。

4 執行理事会的の理事国の職務は、無報酬とする。理事会的の事務費は、連合の負担とする。

5 執行理事会的の権限は、次のとおりとする。

- (a) 国際郵便業務の完成のため、加盟国の郵政庁と最も緊密な接触を維持すること。
- (b) 国際技術協力の範囲内において郵便に関する技術援助の増進を助長すること。
- (c) 国際郵便業務に関係がある行政上、立法上及び司法上の問題を研究し、かつ、

この研究の結果を郵政庁に通知すること。

(d) 第百一条4に規定する場合において、次回の大会議の開催国を指定すること。

(e) 第百四条3の規定に従つて研究課題を郵便研究諮問委員会の運営理事会に付託すること。

(f) 郵便研究諮問委員会の運営理事会が作成する年次報告書及び、必要があるときは、この運営理事会が提出する議案を検討すること。

(g) 加盟国の郵政庁の承認を得るために提出すべき報告書の研究及び作成のため、国際連合並びにその理事会及び委員会並びに専門機関その他の国際機関と有益な接触を保つこと。必要があるときは、これらの国際機関の会議に連合の名において参加するため、連合の代表者を派遣すること。大会議に代表者を出すよう招請すべき政府間国際機関を適当な時に指定し、かつ、国際事務局長に、必要な招請状を発送させること。

(h) 必要があるときは、憲章第三十一条1及び一般規則第百二十条の規定に従つて加盟国の承認を得るために提出する議案を作成し、又は、議案が大会議により執行理事会に付託された研究に関するとき、若しくはこの条に定める執行理事会自体の活動の結果であるときは、大会議の承認を得るために提出する議案を作成すること。

(i) 第百九条の規定に従つて一加盟国の郵政庁が国際事務局に送付する議案をその郵政庁の請求により検討すること、この議案に関する意見書を作成すること及び、承認を得るため加盟国の郵政庁にこの議案を提出する前に、国際事務局局長に、この意見書を当該議案に附属として添附させること。

(j) この一般規則の範囲内において、

一 国際事務局の活動を監督し、及び、必要があるかつかつスイス連邦政府の提議があるときは、国際事務局長を任命すること。

二 国際事務局長の提議により、加盟国の郵政庁が推薦した候補者の職務上の能力に関する資格を審査した後、大陸間の衡平な地理的配分、言語その他のすべての関係事項を考慮し、かつ、昇級に関する国際事務局の内部制度を尊重して、高級職員並びに一級俸、二級俸及び三級俸の職員の任命を承認すること。

三 連合の活動に関して国際事務局が作成する年次報告書を承認し、かつ、必要があるときはこれに関する意見書を提出すること。

四 やむを得ない場合には、経常費の最高限の超過を認めることを監督当局に勧告すること。

6 国際事務局長を任命する場合及び高級職員の任命を承認する場合には、執行理事会は、これらの地位を占める者が原則として異なる連合加盟国の国民でなければならぬことを考慮する。

7 執行理事会は、その第一回の会議（前回の大会議の議長が招集する）において、その理事国のうちから議長一人及び副議長四人を選挙し、かつ、その内部規則を定める。国際事務局長は、執行理事会の事務局長の職務を行ない、かつ、投票権なしで討議に参加する。

8 執行理事会は、その議長の招集により、原則として一年に一回、連合の所在地で会合する。国際事務局は、執行理事会の活動のための準備を行ない、並びに各会期のすべての書類を執行理事会の理事国の郵政

庁、限定連合及びこれらの書類を請求する他の加盟国の郵政庁に送付する。

9 執行理事会の各理事国の代表者は、空路、海路又は陸路による一等往復切符の代金の償還を受ける権利を有する。

10 執行理事会が会合する国の郵政庁は、当該国が執行理事会の理事国でないときは、オブザーヴァーとして会議に参加するよう招請される。

11 執行理事会は、国際機関の代表者その他資格のある者で執行理事会が自己の活動への参加を希望するものに対し、投票権なしでその会議に参加するよう招請することが出来る。執行理事会は、また、その議事日程に掲げられた問題に関係がある加盟国の郵政庁の代表者を同様の条件で招請することが出来る。

第百三条 執行理事会の活動に関する報告書

1 執行理事会は、その各会期の終了後に、概要報告書を郵政庁に参考のために送付すること。

2 執行理事会は、大会議の開会の少なくとも二箇月前に、大会議にあてて自己の活動の全体に関する報告書を作成し、これを郵政庁に送付する。

第百四条 郵便研究諮問委員会の組織及び会議

1 連合加盟国は、当然に、郵便研究諮問委員会の構成員となる。

2 大会議は、大会議から大会議までの間において委員会の活動を指導し、促進し、かつ、調整することを任務とする運営理事会の二十六の理事国を選出する。

3 大会議は、委員会の活動の計画を審議し、かつ、採択する。大会議から大会議までの間においては、執行理事会も、研究課題を運営理事会に付託することが出来る。大会議から大会議までの間において特別の

問題の研究を提議することを希望する加盟国は、運営理事会の議長に対してその研究を要請するものとする。

4 委員会は、大会議のために定められた場所及び期日において会合する。委員会は、6に定める問題の審議について、大会議の委員会として活動する。

5 大会議から大会議までの間においては、委員会の会議は、運営理事会の議長が、少なくとも三分の二の委員会の構成員の請求により又はその同意を得て、執行理事会議長及び国際事務局長と合意の上で招集することが出来る。

6 大会議における委員会の権限は、次のとおりとする。

(a) 運営理事会が大会議と大会議との間に行なつた活動について検討すること。

(b) 大会議にあてて運営理事会が作成する全般的報告書を検討し、及び、場合によりこれに関する意見を附して、承認すること。

(c) 将来の活動に関する運営理事会の提案を検討し、かつ、大会議に提出すべき計画案を作成すること。

(d) 新たに選出される運営理事会に参加することを申請した加盟国の表を大会議に提出すること。

(e) 大会議から付託される他のすべての問題を研究すること。

7 委員会の事務費は、連合の負担とする。

8 委員会及びその機関の構成員は、職務を行なうに当たつてなんらの報酬も受けない。委員会及びその機関に参加する郵政庁の代表者の旅費及び滞在費は、当該郵政庁の負担とする。

第百五条 郵便研究諮問委員会の運営理事会

1 運営理事会に対する授權は、大会議から

大会議までの間の期間について行なわれ
る。

2 運営理事会の各理事国の代表者は、その国の郵政庁が指定する。この代表者は、郵政庁の資格のある職員でなければならぬ。

3 運営理事会は、原則として毎年会合する。会議の場所及び期日は、その議長が執行理事会議長及び国際事務局長と合意の上で決定する。

4 運営理事会は、その第一回の会議(大会議)の議長が召集し、かつ、開会する。において、その理事国のうちから議長一人及び副議長三人を選出する。

5 運営理事会の議長及び三人の副議長は、運営理事会の指導委員会を構成する。指導委員会は、運営理事会の各会期の活動のための準備を行ない、及びその活動を指導し、並びに運営理事会がこれに委任することとを決定したすべての任務を行なう。

6 運営理事会は、その内部規則を定める。理事国の任務は、次の三専門分科会に配分される。

(a) 技術分科会
(b) 業務分科会
(c) 経済分科会
これらの分科会は、特に次のことを行なう。

一 すべての連合加盟国の郵政庁が関心を有する最も重要な技術上、業務上及び経済上の問題の研究を行ない、並びにこれらの問題に関する情報及び意見を作成すること。

二 郵便業務の技術、業務又は経済の分野において諸国が得た経験及び進歩を研究し及びこれらを普及させるため、必要な措置を執ること。

三 発展途上にある新興国における郵便業務の現状及びその郵便業務が必要とする

ものを研究し、かつ、これらの国における郵便業務の改善の方向及び手段について適切な勧告を作成すること。

四 執行理事会議と合意の上、すべての連合加盟国、特に発展途上にある新興国との技術協力の分野において適当な措置を執ること。

8 運営理事会の各副議長は、一の分科会の議長となる。

9 分科会は、特定の問題を研究することを任務とする作業部会を設置する。運営理事会の理事国は、取りあげられた問題の研究に実際に参加する。運営理事会に属さない加盟国は、申請を行なった上で作業部会の活動に協力することができる。

10 運営理事会は、その各会期において次のことを行なう。

(a) 実施された活動又は実施中の活動について意見の交換を行ない、かつ、必要があるときはこれについて勧告を行なうこと。

(b) 次の会期までに行なう活動の計画を決定し、及び分科会の活動を調整すること。

(c) 郵便研究諮問委員会の構成員から提出され、又は執行理事会議から付託される他のすべての問題を検討すること。

11 運営理事会は、必要があるときは、表明された意見又は行なわれた研究の結論から直接に生ずる議案を作成する。これらの議案は、次の機関に提出する。

(a) 執行理事会議の権限に属する問題に関する場合には、執行理事会議
(b) その他の場合には、郵便研究諮問委員会の承認を条件として、大会議
運営理事会及びその機関は、次の者に対し、投票権なしでその会議に参加するよう招請することができる。

(a) 国際機関の代表者その他資格のある者

であつて、運営理事会及びその機関が自己の活動への参加を希望するもの
(b) 運営理事会に属さない加盟国の郵政庁の代表者

13 運営理事会及びその機関の事務局の事務は、国際事務局が行なう。国際事務局は、指導委員会の指示に従つて運営理事会の活動のための準備を行ない、並びに各会期のすべての書類を運営理事会の理事国の郵政庁、運営理事会の理事国ではないが作業部会に参加する国の郵政庁、限定連合及びこれらの書類を請求する加盟国の郵政庁に送付する。

第百六条 郵便研究諮問委員会の運営理事国の活動に関する報告書
運営理事会は、

(a) その各会期の終了後に、概要報告書を加盟国の郵政庁及び限定連合に参考のために送付し、

(b) 執行理事会議にあつて自己の活動に関する年次報告書を作成し、及び

(c) 大会議の開会の少なくとも二箇月前に、大会議にあつて自己の活動の全体に関する報告書を作成し、これを加盟国の郵政庁に送付する。

第百七条 大会議、事務小会議及び特別委員会の内部規則
各大会議、各事務小会議及び各特別委員会は、その内部規則を定める。この規則が採択されるまでは、審議に関する限り、当該機関の前回の会議で定めた内部規則の規定を適用する。

第百八条 書類の発行、審議及び業務上の通信に使用する言語

1 連合の書類は、加盟国又はその集団からの請求に応じ、国際事務局の仲介により、又は国際事務局と協力する地域の機関により、いずれの言語によつても提供される。

2 国際事務局の仲介によつて作成される書類は、請求された各言語について同時に配布される。

3 いずれの言語によるかを問はず、国際事務局又はその仲介による書類の発行に関する費用(場合により翻訳の費用を含む)は、当該言語による書類を受領することを請求した加盟国又はその集団の負担とする。

4 加盟国の集団が負担すべき費用は、これらの加盟国の間で、連合の一般経費についての分担金の額に比例して分担する。

5 国際事務局は、加盟国がその選択した言語について行なう変更の請求を、二年をこえない一定の期間の後に処理する。

6 連合の機関の会議における審議のためには、電子装置を用い又は用いない通訳施設により、フランス語、英語、スペイン語及びロシア語を使用することができる。通訳施設の選択は、会議の主催者が、国際事務局局長及び関係加盟国と協議した上で裁量によつて行なう。

7 他の言語も、また、6の審議及び会議のために使用することを認められる。

8 他の言語を使用する代表団は、6の施設に必要な技術上の変更を加えることができる。この施設により、又は特別の通訳者により、6に掲げる一の言語への同時通訳を保障する。

9 通訳業務の費用は、同一言語を使用する加盟国の間で、連合の一般経費についての分担金の額に比例して分担する。ただし、装置の設置及び維持の費用は、連合の負担とする。

10 郵政庁は、相互の間における業務上の通信のために使用する言語について合意することができる。このような合意がないときは、使用すべき言語は、フランス語とする。

第二章 国際事務局

第九九条 加盟国の表

国際事務局は、各加盟国の分担金の等級を表示した連合加盟国の表を作成し、これを常に現状に合致させておくものとする。同局は、また、約定及びその当事国である加盟国の表を作成し、これを常に現状に合致させておくものとする。

第一百条 国際事務局長の職務及び権限

1 国際事務局長の職務及び権限は、連合の文書により明らかに国際事務局長に属せられた職務及び権限並びに国際事務局に属せられた事務に基づく職務及び権限とする。

2 国際事務局長は、国際事務局を統括する。

3 国際事務局長及びその代理者は、大会議、事務小会議及び特別委員会の会議に出席し、かつ、投票権なしで審議に参加する。

第一百一十一条 大会議、事務小会議及び特別委員会の活動のための準備

国際事務局は、大会議、事務小会議及び特別委員会の活動のための準備を行なう。国際事務局は、書類の印刷及び配布を行なう。

第一百十二条 通報、意見、文書の解釈及び改正の請求、諮問、清算への関与

1 国際事務局は、郵便業務に関する問題について必要な情報を執行理事会、郵便研究諮問委員会及び郵政庁に提供するため、いつでも、これらからの要請に応じなければならない。

2 国際事務局は、特に、国際郵便業務に関する各種の情報を収集し、整理し、公表し、及び配布すること、当事者の請求により

り係争問題について意見を表明すること、連合の文書の解釈及び改正についての請求を処理すること並びに、一般に、連合の文書の規定により国際事務局に付託され又は国際事務局が連合のために委託される研究及び編集又は記録に関する事務を行なうことを任務とする。

3 国際事務局は、また、郵政庁が特定の問題について他の郵政庁の意見を知るために請求する照会を行なう。照会の結果は、議決の性質を有せず、また、拘束力を有しない。

4 国際事務局は、有益と認めるときは、郵便研究諮問委員会の権限に属する問題を同委員会の運営理事会の議長に委託する。

5 国際事務局は、清算機関としての仲介を請求する郵政庁間において、国際郵便業務に関する各種の勘定の清算の仲介を行なう。

第一百三十三条 技術協力

国際事務局は、国際技術協力の範囲内において郵便に関するすべての形式の技術援助を増進することを任務とする。

第一百四十四条 国際事務局が供給する式紙

国際事務局は、郵便本人票、国際返信切手券、郵便旅行小為替及び小為替帳の表紙を製造すること並びにこれらを請求する郵政庁に実費で供給することを任務とする。

第一百五十五条 限定連合の文書及び特別取極

1 憲章第八条の規定に基づいて締結された限定連合の文書及び特別取極は、その連合の事務局又は、事務局がない場合には、その締結国の一が国際事務局に二部送付しなければならない。

2 国際事務局は、限定連合の文書及び特別取極が連合の文書に規定されているところ

に比して公衆に不利な条件を規定しないように監視し、並びに限定連合及び特別取極の存在を郵政庁に通知する。国際事務局は、この規定に従って確認した違反を執行理事会に通知する。

第一百六条 連合の機関誌

国際事務局は、利用することができる書類を参考資料として、ドイツ語、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語で機関誌を編集する。

第一百七条 連合の活動に関する年次報告書

国際事務局は、連合の活動に関して年次報告書を作成し、これを郵政庁及び国際連合に送付する。この年次報告書は、執行理事会により承認されなければならない。

第三章 連合の文書を改正する議案の提出及び審査の手続

第一百八条 大会議への議案の提出手続

1 加盟国の郵政庁による大会議への議案の提出は、次の手続による。

(a) 大会議の確定期日の少なくとも六箇月前に国際事務局に到着する議案は、議案集と称する特別の冊子に採録する。

(b) 編集上の議案は、大会議の確定期日の六箇月前は認められない。

(c) 本質的な議案であつて、大会議の確定期日の六箇月前の日の後、当該確定期日の四箇月前の日までの期間において国際事務局に到着するものは、少なくとも二郵政庁が支持しない限り、議案集に採録しない。

(d) 本質的な議案であつて、大会議の確定期日の前の四箇月間に国際事務局に到着するものは、少なくとも八郵政庁が支持しない限り、議案集に採録しない。

(e) 支持の通知は、関係議案の提出期間と

同一の期間内に国際事務局に到着しなければならない。

2 編集上の議案は、これを提出する郵政庁が「Proposition d'ordre rédactionnel」の記載をその上部に附するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を附して、これを議案集に採録する。この記載を有しない議案であつて、編集のみに関する議案と国際事務局が認めるものは、適宜の注を附して議案集に採録する。国際事務局は、大会議のためにこれらの議案の表を作成する。

3 1及び2に定める手続は、すでに提出された議案の修正には、適用しない。

第一百九条 大会議から大会議までの間における議案の提出手続

1 条約又は約定に關していづれかの郵政庁が大会議から大会議までの間において提出した各議案は、審議に付されるためには、少なくとも他の二郵政庁の支持を得なければならない。この議案は、国際事務局がこれと同時に必要数の支持の通知を受領しないときは、審議されない。

2 この議案は、国際事務局の仲介により、他の郵政庁に送付される。

第一百二十条 大会議から大会議までの間における議案の審査

1 議案は、次の手続に付される。加盟国の郵政庁は、国際事務局の回章によつて通告された議案を審査し、かつ、必要があるときは意見を国際事務局に送付するため、二箇月の期間を与えられる。修正は、認められない。国際事務局は、回答を取りまとめて、議案に対する賛否の表明の勧誘とともに郵政庁に通知する。二箇月の期間内に投票を送付しない郵政庁は、棄権したものとみなさ

第二百二十八条 国際連合との協定に
関する議案

万国郵便連合と国際連合との間に締結された協定がその規定の改正の条件を規定していない限り、第二百二十七条に定める承認の条件は、この協定の改正を目的とする議案にも適用する。

第二百二十九条 一般規則の効力発生
及び有効期間

この一般規則は、千九百六十六年一月一日に効力を生じ、次回の大會議の文書が効力を生ずるまで効力を有する。

以上の証として、加盟国政府の全権委員は、連合所在国の政府に寄託されるべきこの一般規則の本書一通に署名した。大會議開催国の政府は、その謄本一通を各当事国に送付する。

千九百六十四年七月十日にウィーンで作成した。

アフガニスタンのために

M・アジーム・グラン

南アフリカ共和国のために

アルバニア人民共和國のために

ガゴ・ネシヨ

アルジェリア民主人民共和國のために

A・アムラーニ

ドイツのために

リヒャルト・シュテュックレン

ドクトル・シュタインメッツ

アメリカ合衆国のために

ウィリアム・J・ハートイガン

フレデリック・E・パトラス

グリーヴァー・アラン

デイヴィッド・S・グッドソン

フランシス・L・クーリッジ

アーマンド・J・リウー

第五章 仲裁

第二百二十六条 仲裁手続

1 仲裁により解決すべき紛争が生じた場合には、当事者である各郵政庁は、係争に直接の利害關係を有しない加盟国の郵政庁を選定する。二以上の郵政庁が一方の当事者であるときは、これらの郵政庁は、この規定の適用上、単一の郵政庁とみなされる。

2 当事者である郵政庁の一方が仲裁の提議に対して六箇月の期間内に措置を執らない場合には、国際事務局は、請求があるときは、その措置を執らない郵政庁に対して仲裁者の指定を促し、又は職権により自ら仲裁者を指定する。

3 係争当事者は、単一の仲裁者を指定することを合意することができる。この仲裁者は、国際事務局とすることができ、

4 仲裁者の判定は、投票の過半数で行なう。

5 投票が同数である場合には、仲裁者は、紛争を解決するため、同様に係争に利害關係を有しない他の一郵政庁を選定する。選定に關して合意に至らないときは、国際事務局は、仲裁者からの申出がない郵政庁のうちから、この郵政庁を指定する。

6 約定の一についての紛争に關する場合に、その約定に参加している郵政庁以外の郵政庁のうちから仲裁者を指定することができない。

第六章 最終規定

第二百二十七条 一般規則に關する議案の承認の条件

この一般規則に關する議案で大會議に提出されたものは、実施されるためには、大會議に代表された加盟国の過半数によつて承認されなければならない。投票の際には、連合加盟国の三分の二が出席していなければならない。

4 連合に加入し又は連合員として加盟した国及び連合から脱退する国は、その加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間についてその分担金を支払わなければならない。

5 スイス連邦政府は、必要な立替を行ない、かつ、大會議が定めた経費の限度内における国際事務局の出納事務及び会計事務を監査する。

6 5の規定によりスイス連邦政府が立て替えた金額は、できる限りすみやかに、かつ、おそくとも計算書の発送の年の十二月三十一日までに、借方郵政庁が償還しなければならぬ。この期間が経過したときは、支払うべき金額は、スイス連邦政府のため、この期間が満了した日から年五分の割合で利子を生ずる。

第二百二十四条 分担等級

加盟国は、憲章第二十一条4の規定に従い、七等級に分けられ、次の割合で連合の経費を分担する。

- 一等級 二十五単位
- 二等級 二十単位
- 三等級 十五単位
- 四等級 十単位
- 五等級 五単位
- 六等級 三単位
- 七等級 一単位

第二百二十五条 国際事務局が供給する物品に對する支払

国際事務局が郵政庁に有償で供給する物品に對する支払は、できる限りすみやかに、かつ、おそくとも国際事務局が計算書を発送した月の翌月の一日から起算して六箇月の期間内に行なわなければならない。この期間が経過したときは、支払うべき金額は、この金額を立て替えたスイス連邦政府のため、この期間が満了した日から年五分の割合で利子を生ずる。

れる。これらの期間は、国際事務局の回章の日付の日から起算する。

2 議案が約定若しくはその施行規則又はそれらの最終議定書に關するときは、その約定の当事国である加盟国の郵政庁のみが、1に定める手続に参加することができる。

第二百二十一条 大會議から大會議までの間において採択された決定の通告

1 条約及び約定並びにこれらの文書の最終議定書に對する改正は、スイス連邦政府が国際事務局の請求により作成して加盟国政府に送付するものとされる外交上の宣言によつて確定する。

2 施行規則及びその最終議定書に對する改正は、国際事務局が確認し、かつ、郵政庁に通告する。条約第六十九条2(c)及び約定のこれに相當する規定に規定する解釈についても、同様とする。

第二百二十二条 大會議から大會議までの間において採択された決定の実施

採択された決定は、その通告の日から少なくとも三箇月の後でなければ、実施されない。

第四章 財政

第二百二十三条 連合の経費の決定及び決済

1 連合の経費は、年額三百七十一万金フランをこえることができない。

2 監督当局は、やむを得ない場合には、執行理事会の勧告により、1に定める最高限の超過を認めることができる。

3 1の經常費の最高限の超過は、大會議の年の翌年については、認めることができる。

翌翌年以後においては、この最高限は、一年につき百分の五を限度として超過することができる。

レイモンド・K・ハンコック
信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含む
アメリカ合衆国の領土全体のために

ウィリアム・J・ハーティガン
フレデリック・E・バトラス
グリーヴァー・アラン
デイヴィッド・S・グッドソン
フランシス・L・クーリッジ
アーモンド・J・リウー
レイモンド・K・ハンコック
サウディ・アラビア王国のために
イブラヒム・ザライ
A・アッキー
アリ・ミューク
M・S・カルカダーン
アルゼンティン共和国のために
アントニオ・パヘス・ララヤ
アルフレド・バルトロメ・ガソロ
E・カルベルマッテン
オーストラリア連邦のために
R・J・ページ
W・K・ウォーターソン
E・A・ヤング
オーストリア共和国のために
ドクトル B・シャギンガー
ドクトル グラシャート
ドクトル P・マホルト
ドクトル J・パロウベク
ベルギーのために
L・コロ
E・ストウリエイフ
白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のため

P・アフアナシエフ
ビルマのために
フラ・ジヨウ
ボリヴィアのために
A・A・エステンソロ
ブラジル合衆国のために

カルロス・フレデリコ・ドゥアルト・

ゴンサルヴェス・デ・ロシヤ

ルベンス・リクペロ

クリストバン・アラウジョ

ブルガリア人民共和国のために

V・マカルスキー

ブルンディ王国のために

ベルナル・ヌタウイガヤ

カンボディア王国のために

フォット・サム・アット

カメルーン連邦共和国のために

トンバ・ギヨム

カナダのために

W・H・ウイリソン

F・パジヨ

R・ゴスラン

W・M・マッククリーン

中央アフリカ共和国のために

T・ソコニ

セイロンのために

W・S・A・グナセケラ

チリのために

A・ウルラ・ピント

中国のために

王季微

于潤生

薛聘文

サイプラス共和国のために

P・ハジオアス

コロンビア共和国のために

テルモ・ムニョス・ボラノス

A・サラサル

J・C・カステイリヨ

H・シンメルマン

コンゴ共和国(ブラザヴィル)のために

マティアス・マヴニア

コンゴ共和国(レオポルドヴィル)のため

テオフィル・シンブソン

ガストン・ケンダ

シモン・ムケンディ

ルイ・エルマン

アモス・G・ムビアイ

大韓民国のために

李昌熙

方文基

コスタ・リカ共和国のために

G・L・エルソグ

象牙海岸共和国のために

S・シソコ

キューバ共和国のために

D・ボルテラ

ドクトル ルイス・ソラ・ピラ

バルデス

ダホメ共和国のために

ガブリエル・グノンベ

デンマーク王国のために

アルネ・クログ

J・M・S・アンデルセン

T・W・マトセン

ドミニカ共和国のために

A・A・アスマール・サンチエス

エル・サルヴァドル共和国のために

J・コントウレラス

エクアドル共和国のために

ラモン・デ・イカサ

スペインのために

J・デ・エリセ

マヌエル・ゴンサレス

アニバル・マルティン

サトゥルニノ・カサス

ローベ・ヒメネス

アフリカにおけるスペインの領土のために

フリアン・アイエスタ・ブレンデス

R・アバロス

エテイオピアのために

マルコス・ハンナ

タメラット

ゲザヘン・ゲイブル・ウォルド

フィンランド共和国のために

オイヴァ・サロイラ

タウノ・プオランネ

フランス共和国のために

イヴァン・カパンヌ

ジョーデル

ラシャブト

シャパール

ムイユソ

グーヨン

R・モリヨン

A・ヴァテオンヌ

フランスの海外郵便電気通信庁によつて代

表される地域全体のために

E・スキナジ

M・シャブロン

L・シャブ

ガボン共和国のために

E・ムファヌ

ガーナのために

J・M・アグリー

海峡諸島及びマン島を含むグレート・ブリ

テン及び北部アイルランド連合王国のために

K・S・ホームズ

K・ハインド

H・C・ヘインワース

C・E・ヘインズ

T・スコット

V・C・ルーカス

グレート・ブリテン及び北部アイルランド

連合王国政府が国際関係を処理する海外領土

のために

K・S・ホームズ

K・ハインド

H・C・ヘインワース

C・E・ヘインズ

T・スコット

V・C・ルーカス

ギリシャのために

デ・モブ・プロス

G・ヤン・ブーロス

P・キオセオグルー

グアテマラ共和国のために

R・メリダ

ギニア共和国のために

モンルイ

ディアラ

ハイティ共和国のために

上ヴォルタ共和国のために

H・ヤメオゴ

R・ギントラン

ホンデラス共和国のために

R・メリダ

ハンガリー人民共和国のために

ホルン・デ・ジュ

インドのために

M・ダヤル

S・M・ゴシユ

K・ラジャ

インドネシア共和国のために

シマトゥパン

イランのために

ミル・エスカンダリ

イラク共和国のために

ナスラト・アル・ムダッリス

アイルランドのために

オブローイン

P・A・ドゥイグナン

アイスランド共和国のために

G・ブリーム

ラフン・ジュリユソン

イスラエルのために

C・ベン・メナヘム

A・ラナン

Y・L・ランダウ

イタリヤのために

アウレリオ・ボンシリオーネ

ブルネット・ブルネット

ジャマイカのために

ケニス・A・ジョーンズ

H・A・フエアウエザ

日本国のために

内田藤雄

ジョルダン・ハシエミット王国のために

ミシエル・オリ

クウェイトのために

I・Y・ラザック

ラオス王国のために

イヴァン・カバンヌ

ジョ・デール

ラシャブト

シャパール

ムイユソ

グーヨン

R・モリオン

A・ヴァテオンヌ

レバノン共和国のために

ミシエル・オリ

リベリア共和国のために

バツカス・ペー

L・ベンジャミン・アンドリュース

リビアのために

K・マラブタシ

A・B・シエハーブ

リヒテンシュタイン公国のために

ピュウヒル

ルクセンブルグのために

ロース

R・フルネル

マレイシアのために

イブラヒム・ヴァルシャイ

ケン・リアン・オン

マルティン

マダガスカル共和国のために

ジャン・ラライヴァオ

アンリ・ラビエラ

マリ共和国のために

ブバカル・ディアル

モロコシ王国のために

エル・ファウシ

ベラーダ

メキシコ合衆国のために

ラウロ・F・ラミレス

モナコ公国のために

H・マスマジャン

蒙古人民共和国のために

マダサリン・チミドドルジ

ナツアグドルジ

ネパールのために

J・L・サチャル

ニカラグアのために

ドクトル・グロヘル

ニジェール共和国のために

ムドゥール・ザカラ

アマドゥ・ムムニ

ナイジェリア連邦共和国のために

O・バツシ

ノールウェーのために

カール・ヨハネセン

ウイリアム・シェーグレン

E・デーヴィング

K・ストレムスネス

ニュー・ジブラルダのために

B・ダーネル

L・T・ヒース

F・J・ジェフリー

ウガンダのために

H・Z・E・ラモジ

R・H・ニューウェル

パキスタンのために

H・B・カージ

A・シャクトル

Z・N・アーマド

パナマ共和国のために

バラグアイのために

カルル・ベネ

オランダのために

ホルボーム

オランダ領アンティル及びスリナムのた

めに

E・G・レーデ

P・H・J・ブリーセルス

ペルー共和国のために

H・メリノ

エルネスト・カセレス

フィリピン共和国のために

パロマル

ナバロ

ポーランド人民共和国のために

ファウステイン・ラドシ

ポルトガルのために

マルクス・デ・フォンテス・ペレイ

ラ・デ・メロ・フォンセカ

ジョルジ・ブラガ

ドミンゴ・ドゥアルテ・ペーロ

マトス・ペレイラ

ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・

デ・マトス

カルロス・アウグスト・デ・メロ

西部アフリカにおけるポルトガルの諸州の

ために

東部アフリカとアジアとオセアニアにお

けるポルトガルの諸州のために

アラブ連合共和国のために

A・バキル

T・H・アブデル・ラフマーン

アワト・ハミット・ハッガグ

アフマト・ソブヒ・エル・ダリ

ルーマニア人民共和国のために

マリノ・ギリゴレ
P・マテースク
I・ペトラール
P・ボステルニク
I・セーフエルド
ルワンダ共和国のために
ガブリエル・カマンジ
サン・マリノ共和国のために
ドメニコ・フォルチエリーニ
ドクトル ヴイルヘルム・ミュラー
フェンベック
セネガル共和国のために
I・スディアエ
M・ウアタラ
A・サルダ
D・ソウ
ミニ
シエラ・レオネのために
クリストファー・デイヴィス
ソマリヤのために
ジュゼッペ・トレル
スーダン共和国のために
M・S・スリマン
H・I・ベシール
スウェーデンのために
ヴィクトール・スワルトリンダ
カール・アクセル・レーフグレン
K・H・イエーデル
スイス連邦のために
トゥアゼン
サウザ
ブッチ
シャバイ
マルゲラ
シリア・アラブ共和国のために
アブデル・カーデル・バグダディ
ムハンマド・エルリマハミド
タンガニイカ・ザンジバル連合共和国のた
めに

R・ユスフ
チャード共和国のために
J・ゴルサラ
チュッコスロヴァキア社会主義共和国のた
めに
マニヤーク
タイのために
T・キーラナン
S・スカネット
チャオ・トンマ
T・ヤワカン
トーゴ共和国のために
E・ローソン
I・エクエ
トリニダード・トバゴのために
カマルディン・モハメッド
ジョージ・リー
N・ウォーレン
カーマディン
テュニジアのために
サラハ・ベッサウイヤ
フェンドウリ
トルコのために
F・アルブイスケンデル
A・クトカン
N・エキンジ
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国の
ために
G・シンチェンコ
ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
K・セルゲイチュク
ウルグアイ東方共和国のために
カルロス・ワシントン・アリセリス
ヴァチカン市国のために
G・ブリジョーネ
ヘルベルト・ミースラー
フランツ・ムシュル
ヴェネズエラ共和国のために
オスカール・ミスレ・リプス

J・マンデ・サンチエス
ヴィエトナムのために
トラン・ヴァン・ヴィエン
ヴォ・ヴァン・カウ
イエメン・アラブ共和国のために
ムハンマド・ザイド
ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国の
ために
P・ヴァシリエヴィッチ
M・ミチッチ
ドラグチン・バタキ
クリスティッチ・メロシ
万国郵便連合一般規則の最終議定書
下名の全権委員は、本日付けで締結された
万国郵便連合一般規則に署名するに際し、次
のとおり協定した。
第一条 執行理事会及び郵便研究諮
問委員会運営理事会
一般規則の規定のうち執行理事会及び郵便
研究諮問委員会運営理事会の組織及び運営に
関する規定は、一般規則の効力発生前に実施
することができる。
第二条 書類の発行に使用する言語
1 憲章第三十三條及び一般規則第二百二十九
條の規定にかかわらず、一般規則第八條
に規定する新たな恒久的言語制度の施行に
ついては、執行理事会が新制度の実施に伴
つて実上必要となる事項を考慮して定め
る。
2 国際事務局は、当分の間、いずれの言語
による連合の文書の供給の請求に対して
も、翻訳業者の使用、多数言語制度を採用
する他の専門機関との契約の締結等の暫定
的措置により処理するものとする。
3 執行理事会は、必要があるとき
は、このための措置を執ることができ
る。
第三条 連合の経費
一般規則第二百二十九條の規定にかかわら
ず、一般規則第二百三十三條1に規定する連合

の經常費の年額の最高限は、千九百六十四年
一月一日から実施する。
以上の証拠として、下名の全権委員は、規
定が一般規則の本文中にある場合と同一の効
力及び同一の価値を有することの議定書を作成
し、連合所在国の政府に寄託されるべき本書
一通に署名した。大会議開催国の政府は、そ
の謄本一通を各当事国に送付する。
千九百六十四年七月十日にウィーンで作成
した。
アフガニスタンのために
M・アジーム・グラ
南アフリカ共和国のために
アルバニア人民共和国のために
ガゴ・ネシ
アルジェリア民主人民共和国のために
A・アムラーニ
ドイツのために
リヒャルト・シュテックレン
ドクトル シュタインメッツ
アメリカ合衆国のために
ウィリアム・J・ハーティガン
フレデリック・E・バトラス
グリーヴァー・アラン
デイヴィッド・S・グッドソン
フランシス・L・クリーリッ
アイマンド・J・リウ
レイモンド・K・ハンコック
信託統治の下にある太平洋諸島の地域を占
むアメリカ合衆国の領土全体のために
ウィリアム・J・ハーティガン
フレデリック・E・バトラス
グリーヴァー・アラン
デイヴィッド・S・グッドソン
フランシス・L・クリーリッ

アーマンド・J・リウー レイモンド・K・ハンコック サウディ・アラビア王国のために イブラヒム・ザライ A・アッキー アリ・シェイク M・S・カルカダーン アルゼンティン共和国のために アントニオ・パレス・ラヤ アルフレド・バルトロメ・ガソロ E・カルベルマッテン オーストラリア連邦のために R・J・ペー W・K・ウオーターソン E・A・ヤング オーストラリア共和国のために ドクトル B・シャギンガー ドクトル グラシャ ドクトル P・マホルト ドクトル J・パロウベク ベルギーのために L・コロ E・ストウリュイフ 白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のため P・アフアナシエフ ビルマのために フラ・ジョウ ボリヴィアのために A・A・エステンソ ブラジル合衆国のために カルロス・フレデリコ・ドゥアルト・ ゴンサルヴェス・デ・ロシャ ルベンス・リクペロ クリストバン・アラウジョ ブルガリア人民共和国のために V・マカルスキー ブルンディ王国のために ベルナル・ヌタウイガヤ	カンボディア王国のために フォット・サム・アット カメルーン連邦共和国のために トンバ・ギヨム カナダのために W・H・ウィルソン F・パジョー R・ゴスラン W・M・マックリーン 中央アフリカ共和国のために T・ソコニ セイロンのために W・S・A・グナセセラ チリのために A・ウルラ・ピント 中国のために 王季徴 于潤生 薛聘文 サイプラス共和国のために P・ハジオアス コロンビア共和国のために テルモ・ムニョス・ボラノス A・サラサル J・C・カステイリョ H・シンメルマン コンゴ共和国(ブラザヴィル)のために マティアス・マウニャ コンゴ共和国(レオポルドヴィル)のため に テオフィル・シンブソン ガストン・ケンダ シモン・ムケンディ ルイ・エルマン アモス・G・ムビアイ 大韓民国のために 李昌熙 方文基 コスタ・リカ共和国のために	G・L・エルソーグ 象牙海岸共和国のために S・シニコ キューバ共和国のために D・ポルテラ ドクトル ルイス・ソラ・ピラ バルデス ダホメ共和国のために ガブリエル・グノンベ デンマーク王国のために アルネ・クロック J・M・S・アルデルセン T・W・マトセン ドミニカ共和国のために A・A・アスマール・サンチエス エル・サルヴァドル共和国のために J・コントゥレーラス エクアドル共和国のために ラモン・デ・イカサ スペインのために J・デ・エリセ マヌエル・ゴンサレス アニバル・マルティン サトゥルニノ・カサス ローベ・ヒメネス アフリカにおけるスペインの領土のために フリアン・アイニスタ・ブレンデス R・アバロス エチオピアのために マルコス・ハンナ タメラット ゲザヘン・ゲイブル・ウウルド フィンランド共和国のために オイヴァ・サロイラ タウノ・ブオランネ フランス共和国のために イヴァン・カパンヌ ジョーデル ラシャブト	シャパール ムイユソー グーロン R・モリオン A・ヴァテオンヌ フランスの海外郵便電気通信庁によつて代 表される地域全体のために E・スキナジ M・シャブロン L・シャブ ガボン共和国のために E・ムファヌ ガーナのために J・M・アグリー 海峡諸島及びマン島を含むグレート・ブリ テン及び北部アイルランド連合王国のために K・S・ホームズ K・ハイン H・C・ヘインワース C・E・ヘインズ T・スコット V・C・ルーカス グレート・ブリテン及び北部アイルランド 連合王国政府が国際関係を処理する海外領土 のために K・S・ホームズ K・ハインド H・C・ヘインワース C・E・ヘインズ T・スコット V・C・ルーカス ギリシャのために デイモブロー G・ヤンノブロー P・キオセオグル グアテマラ共和国のために R・メリダ ギニア共和国のために モンルイ
---	--	--	---

ディアラ
ハイティ共和国のために

上ヴォルタ共和国のために

H・ヤメオゴ

R・ギントラン

ホンデラス共和国のために

R・メリダ

ハンガリー人民共和国のために

ホルン・デジュ

インドのために

M・ダヤル

S・M・ゴシシュ

K・ラジャ

インドネシア共和国のために

シマトゥパン

ミルハエスカンダリ

イラク共和国のために

ナスラト・アルムダッリス

アイルランドのために

オブロイン

P・A・ドゥイグナン

アイスランド共和国のために

G・ブリーム

ラフン・ジュリユソン

イスラエルのために

C・ベン・メナヘム

A・ラナン

Y・L・ランダウ

イタリヤのために

アウレリオ・ボンシリオーネ

ブルネット・ブルネッティ

ジャマイカのために

ケニス・A・ジョーンズ

H・A・フエアウエザ

日本国のために

内田藤雄

ジョルダン・ハシエミット王国のために

ミシエル・オー
クウェイトのために

I・Y・ラザック

ラオス王国のために

イヴァン・カパンヌ

ジョーデル

ラジャブト

シャパール

ムイユソ

グーヨン

R・モリヨン

A・ヴァテオンヌ

レバノン共和国のために

ミシエル・オー

リベリア共和国のために

バックス・ページ

L・ベンジャミン・アンドリュース

リビアのために

K・マラブタシ

A・B・シエハープ

リヒテンシュタイン公国のために

ビュッヒエル

ルクセンブルグのために

ロース

R・フルネル

マレーシアのために

イブラヒム・ヴァルシヤイ

ケン・リアン・オン

マルティン

マダガスカル共和国のために

ジャン・ライヴァオ

アンリ・ラビエラ

マリ共和国のために

ブバカル・ディアラ

モロッコ王国のために

エル・ファウシ

ペラーダ

メキシコ合衆国のために

ラウロ・F・ラミレス

モナコ公国のために

H・マスマジャン

蒙古人民共和国のために

マグサリン・チミドドルジ

ナツアグドルジ

ネパールのために

J・L・サチャル

ニカラグアのために

ドクトル・グロヘル

ニジニール共和国のために

ムドゥール・ザカラ

アマドゥ・ムムニ

ナイジェリア連邦共和国のために

O・バウシ

ノールウェーのために

カール・ヨハネセン

ウイリアム・シェーグレン

R・デーヴィング

K・ストレムスネス

ニユー・ジラランドのために

B・ダーネル

L・T・ヒース

E・J・ジェフリー

ウガンダのために

H・Z・Eラモジ

R・H・ニューウェル

パキスタンのために

H・B・カージ

A・シャクル

Z・N・アーマド

パナマ共和国のために

パラグアイのために

カルル・ベネ

オランダのために

ホルボーム

オランダ領アンティユ及びスリナムのた
めに

E・G・レーデ

P・H・J・ブリーセルス
ペルー共和国のために

H・メリーノ

エルネスト・カセレス

フィリピン共和国のために

パロマール

ナバロ

ポーランド人民共和国のために

ファウスティン・ラドシ

ポルトガルのために

マルクス・デ・フォンテス・ペレイ

ラ・デ・メーロ・フォンセカ

ジョルジ・ブラガ

ドミンゴ・ドゥアルテ・ペーロ

マトス・ペレイラ

ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・

デ・マトス

カルロス・アウグスト・デ・メロ

西部アフリカにおけるポルトガルの諸州の

ために

東部アフリカとアジアとオセアニアにお

けるポルトガルの諸州のために

アラブ連合共和国のために

A・バキル

T・H・アブデル・ラフマーン

アワト・ハミット・ハッガド

アフマト・ソブヒ・エルハダリ

ルーマニア人民共和国のために

マリン・グリゴレ

P・マテウス

I・ペトラール

P・ポステルニク

I・セーフェルド

ルワンダ共和国のために

ガブリエル・カマンジ

サン・マリノ共和国のために

ドメニコ・フォルチエリニ

ドクトル ヴイルヘルム・ミューラー
フエンベック
セネガル共和国のために
I・スデアアエ
M・ウアタラ
A・サルダ
D・ソウ
ミニエ
シエラ・レオネのために
クルストファー・ディヴィス
ソマリヤのために
ジュゼッペ・トレル
スーダン共和国のために
M・S・スリマン
H・I・ベシール
スウェーデンのために
ヴァクトール・スワルトリン
カール・アクセル・レーフグレン
K・H・イエーデル
スイス連邦のために
トゥアゾン
サウザ
ブッチ
シャブイ
マルゲラ
シリア・アラブ共和国のために
アブデル・カーデル・バグダディ
ムハンマド・エル・マハミド
タンガニカ・ザンジバル連合共和国のため
めに
R・ユスフ
チオード共和国のために
J・ゴルサラ
チェッコスロヴァキア社会主義共和国のため
に
マニヤーク
タイのために
T・キーラナン
S・スカネート

チオオ・トシマ
T・ヤワカン
トーゴ共和国のために
E・ローソン
I・エクエ
トリニダード・トバゴのために
カマルディン・モハメッド
ジョージ・リー
N・ウォーレン
カーマディン
テニジアのために
サラハ・ベッサウイヤ
フエンドウリ
トルコのために
F・アルブイスケンデル
A・クトカン
N・エキン
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のため
に
G・シンチエンコ
ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
K・セルゲイチュク
ウルグアイ東方共和国のために
カルロス・ワシントン・アリセリス
ヴァチカン市国のために
G・ブリジョーネ
ヘルベルト・ミースラー
フランツ・ムシニル
ヴェネズエラ共和国のために
オスカール・ミスレ・リプス
J・マンデ・サンチエス
ヴィエトナムのために
トラン・ヴァン・ヴィエン
ボ・ヴァン・カッタ
イエメン・アラブ共和国のために
ムハンマド・ザイド
ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のため
に
P・ヴァシリエヴィッチ

M・ミチツチ
ドラグーチン・バタキ
クリステイツ・メロシ

万国郵便条約

連合加盟国の政府の全権委員である下名は、万国郵便連合憲章第二十二條の規定にかんがみ、国際郵便業務に適用する共通の規則及び通常郵便の業務に関する規定を、合意により、この条約で定めた。

第一部 国際郵便業務に適用する共通の規則

第一章 郵便物の自由

1 憲章第一条に原則が定められている郵便物の自由は、各郵政庁につき、他の郵政庁から引き渡される閉袋及び開袋通常郵便物を、常に、自国の郵便物に利用される最も速達の方法によつて送達する義務を生ずる。この義務は、仲介郵政庁が航空通常郵便物の送達に参加するかどうかを問はず、航空通常郵便物にも及ぶ。

2 死滅しやうい若しくは腐敗しやうい生物學上の材料又は放射性物質を包有する書状の交換に参加しない加盟国は、この郵便物の自国の領域を経由する開袋郵便物を許さない権能を有する。第二十八條に規定する郵便物についても、同様とする。

3 価格表記の書状及び箱物の業務を行なわない加盟国又は自国の海路業務若しくは航空業務により行なう送達に關して有価物につき責任を認めない加盟国であつても、この郵便物の自国の領域を経由する開袋郵便物又は自国の海路若しくは航空路による運送を拒むことができない。ただし、これらの国の責任は、書留郵便物について規定するところをもつて限度とする。

4 陸路及び海路により送達される小包郵便物の送達し自由は、この業務に参加する国の領域内に限定する。

5 航空小包の送達し自由は、連合の全境域において保障する。ただし、小包郵便物に關する約定の当事国でない加盟国は、航空小包の平面路による送達に参加すること強制されない。

6 小包郵便物に關する約定の当事国である加盟国は、自国が価格表記小包郵便物を許さないときも、また、自国の海路業務又は航空業務により行なう送達に關してこの種類の郵便物につき責任を認めないときも、閉袋で送達するこの種類の郵便物の送達しを行なうものとする。この場合には、これらの国の責任は、価格表記としない同一重量の小包について規定するところをもつて限度とする。

第二章 郵便物の自由の不遵守

送達し自由に關する憲章第一条及びこの条約第一条の規定を遵守しない加盟国があるときは、他の加盟国の郵政庁は、その国との郵便業務を廃止する権利を有する。これらの郵政庁は、この措置についてあらかじめ関係郵政庁に電報で通知しなければならない。

第三章 業務の一時停止

特別の事情により郵政庁が業務の実施の全部又は一部を一時停止しなければならなくなつたときは、この郵政庁は、直ちにその旨を関係郵政庁に通知しなければならない。この通知は、必要があるときは、電報によつて行なう。

第四章 郵便物の所屬

郵便物は、名あての法令に基づいて差し押えられた場合を除くほか、権利者に交付されるまでは、差出人に屬する。

第五章 料金

1 各種の国際郵便業務に關する料金は、この条約及び約定で定める。
2 この条約及び約定に規定する料金以外の郵便料金は、種類のいかんを問はず、徴収することを禁止する。

第六條 相当額

各加盟国は、その国の通貨で金フランの値にできる限り正確に相当する額により、料金を定める。

第七條 郵便料金の免除

郵便料金の免除は、この条約及び約定並びにこれらの文書の最終議定書で明らかに定められている場合に限り行なう。

第八條 捕虜及び文民たる被抑留者

補償及び文民たる被抑留者に関する郵便物のための郵便料金の免除

1 第五十四条2に規定するところを留保して、通常郵便物、価格表記の書状及び箱物、小包郵便物並びに郵便為替であつて、直接に、又は捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第二百二十二条に規定する情報局及び同条約第二百二十三条に規定する中央捕虜情報局の仲介により、捕虜にあつては、又は捕虜から差し出すものについては、すべての料金を免除する。中立国内に収容され、かつ、抑留された交戦者は、この規定の適用上、捕虜とみなされる。

2 1の規定は、通常郵便物、価格表記の書状及び箱物、小包郵便物並びに郵便為替であつて、直接に、又は戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第三百三十六条に規定する情報局及び同条約第四百条に規定する中央情報局の仲介により、他国から到着しかつ同条約に規定する文民たる被抑留者にあつては、又はこれらの者から差し出すものにも、適用する。

3 前記の各国の情報局及び中央情報局も、1及び2に掲げる者に関する通常郵便物、価格表記の書状及び箱物、小包郵便物並びに郵便為替であつて、これらの局が1及び2に規定する条件で直接に又は仲介者とし

て発受するものについて、郵便料金の免除の利益を享有する。

4 小包は、郵便料金を免除して、重量五キログラムまで許される。この重量制限は、包有品を分割することができない郵便物及び捕虜に分配するために収容所又はその代表者にあつては郵便物については、十キログラムとする。

第九條 点字郵便物のための郵便料金の免除

第五十四条2に規定するところを留保して、点字郵便物については、前納料金並びに書留、到達証、別配達、取調請求及び代金引換の取扱ひに関する特別料金を免除する。

第十條 郵便切手

料金前納用の郵便切手は、郵政庁のみが発行する。

第十一條 式紙

1 郵政庁がその相互の間において使用する式紙は、関係郵政庁が直接の合意により別段の取極をしない限り、行間対訳を附して又は附さないで、フランス語で作成しなければならない。

2 公衆用の式紙は、フランス語で印刷しないときは、これにフランス語による行間対訳を附さなければならない。

3 1及び2の式紙の字句、色及び大きさは、この条約及び約定の施行規則で定めるものでなければならない。

第十二條 郵便本人票

1 各郵政庁は、郵便本人票を認めない旨を通告しなかつた加盟国において行なわれる郵便上の取扱ひについて証提書類として効力を有する郵便本人票を、その請求者に交付することができる。

2 本人票を交付する郵政庁は、その交付のため、一フランをこえない料金を徴収することができる。

3 郵便物の交付又は為替の払渡しが正規の

本人票の提示の上で行なわれたことが立証されたときは、郵政庁は、すべての責任を免れる。郵政庁は、また、正規の本人票の亡失、盗取又は詐欺使用によつて生ずることがある結果については、責任を負わなければならない。

4 本人票は、発行の日から起算して五年間有効とする。ただし、本人の容ぼうが写真又は特微書と一致しない程度に変わったときは、本人票は、効力を失う。

第十三條 勘定の決済

郵便業務から生ずる国際勘定の郵政庁間の決済は、取極があるときは、通常の取引とすることができ、かつ、関係加盟国の通常の国際的義務に従つて行なうことができる。この種の取極がないときは、勘定の決済は、施行規則の規定に従つて行なう。

第十四條 処罰に関する約束

加盟国の政府は、次の目的のために必要な措置を執ること又は自国の立法機関にその措置を提議することを約束する。

(a) 郵便切手(通用を廃止したものを含む)、国際返信切手券及び郵便本人票の偽造を処罰すること。

(b) 次のものの使用又は流布を処罰すること。
一 偽造した郵便切手(通用を廃止したものを含む)又はすでに使用した郵便切手及び料金計器又は印刷機の印影で偽造し又はすでに使用したもの

二 偽造した国際返信切手券

三 偽造した郵便本人票

(c) 正規の郵便本人票の詐欺使用を処罰すること。

(d) いずれかの加盟国の郵政庁によつて発行される切手類と混同しやすいような偽造又は模造の郵便業務用の切手類を製造し及び流布する詐欺行為を禁止し、かつ、抑圧すること。

(e) あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬及び爆発性の又は発火しやすい性質の物質を郵便物に入れることを防止し、かつ、必要があるときはこれを処罰すること。ただし、これらを入れることがこの条約及び約定により明らかに許される場合を除く。

第二部 通常郵便に関する規定

第一章 総則

第十五條 通常郵便物

通常郵便物は、書状、通常郵便葉書、往復郵便葉書、印刷物、点字郵便物、商品見本、小形包装物及び録音郵便物とする。

第十六條 料金及び一般条件

1 連合の全境域における通常郵便物の運送に対する前納料金並びに重量及び大きさの制限は、次の表に示すところに従つて定めらる。第十七条3に規定する例外を除くほか、この料金は、名あて国において配達業務が実施されている限り、郵便物の名あて人の住所への配達費用を包含する。

郵便物	重量の単位	料金	制限	
1 郵便物	2 重量の単位	2 料金	4 重量	5 大きさ
	グラム	フラン		
	100	1	4	最大限
				長さ、幅及び厚さを合計して九〇センチメートル。ただし、長さは、六〇センチメートルをこえることがで

書 状		郵便葉書		印刷物		点字郵便物 商品見本	
最初の重量段階 追加の各段階		往 常 復 常		最初の重量段階 追加の各段階		最初の重量段階	
二〇 二五		一五 三〇		五〇 一二 六		五〇 一二	
二キログラム				三キログラム(書 籍については、五 キログラム。この 制限は、関係郵政 庁間の合意によ り、一〇キログラ ムを引き上げるこ とができる。)		七キログラム 五〇〇グラム	
きない。 巻物については、長さとし ての二倍とで一〇四センチ メートル。ただし、長さは 九〇センチメートルをこえ ることができない。		きない。 巻物については、長さとし ての二倍とで一七センチ メートル。ただし、長さは、 一〇センチメートルを下る ことができない。もつと も、この最小限に達しない 郵便物も、長さ一〇センチ メートル、幅七センチメー トルを下らない方形の厚紙 又は耐力がある紙の名あて 札を附することを条件とし て許される。		きない。 巻物については、長さとし ての二倍とで一七センチ メートル。ただし、長さは、 一〇センチメートルを下る ことができない。もつと も、この最小限に達しない 郵便物も、長さ一〇センチ メートル、幅七センチメー トルを下らない方形の厚紙 又は耐力がある紙の名あて 札を附することを条件とし て許される。		きない。 巻物については、長さとし ての二倍とで一七センチ メートル。ただし、長さは、 一〇センチメートルを下る ことができない。もつと も、この最小限に達しない 郵便物も、長さ一〇センチ メートル、幅七センチメー トルを下らない方形の厚紙 又は耐力がある紙の名あて 札を附することを条件とし て許される。	
最小限 長さ一〇センチメートル、 幅七センチメートル		最大限 長さ一五センチメートル 幅一〇・七センチメー トル		最小限 長さ一〇センチメートル、 幅七センチメートル		書状に同じ。	
追加の各段階		最低料金		最低料金		最低料金	
五〇 二〇		五〇 二〇		五〇 二〇		五〇 二〇	
小形包装物		最低料金		最低料金		最低料金	
五〇 二〇		五〇 二〇		五〇 二〇		五〇 二〇	
録音郵便物		最低料金		最低料金		最低料金	
五〇 二〇		五〇 二〇		五〇 二〇		五〇 二〇	
1 1に定める重量及び大きさの制限は、第 二十三条の郵便業務に関する通常郵便物に は、適用しない。また、同一名あて地の同 一名あて地にある印刷物で一又は二以上 の特別の郵袋に納められたものには、1に 定める印刷物の重量制限を適用しない。		2 同一名あて地の同一名あて地にある印 刷物で特別の郵袋に納められたものに適用 する料金は、郵袋の総重量に達するまで 五〇グラムの段階により計算する。各郵政 庁は、特別の郵袋により発送する印刷物に ついて百分の十を限度として料金の引下げ を許容する権能を有する。		3 施行規則で定める条件に従つて包装さ れ、かつ、票符を附された死滅しやうい又 は変敗しやうい生物学上の材料は、書状の 一般料金率に従ふものとし、適格性のある 公認の研究所の間に限つて交換することが できる。この交換は、また、相互に又は一 方的にこの郵便物を受領することに郵政庁 が同意を表明した加盟国の間の関係に限定 される。		4 放射線物質は、施行規則で定める条件に 従つて、郵送を許される。この物質は、書 状の一般料金率に従ふものとし、正当に認 められた差出人に限り出することができ る。この種の郵便物は、最も速達の方法 (通例の場合には航空路)によつて送達す る。この交換は、また、相互に又は一 方的にこの郵便物を受領することに郵政庁が同 意を表明した加盟国の間の関係に限定され る。	
5 各郵政庁は、自国内で発行される新聞紙 及び定期刊行物について、百分の五十を限 度として、印刷物の一般料金率の引下げを 許容する権能を有する。ただし、各郵政庁 は、新聞紙の料金率で運送するために国内 規則によつて必要とされる条件を満たす新 聞紙及び定期刊行物にこの引下げを限定す る権能を留保する。目録、目録見書、定価 表等の商用印刷物は、その発行が定期的で あるかどうかを問はず、この引下げから除 外する。新聞紙及び定期刊行物に添附する 紙片に印刷した広告についても、同様とす る。		6 郵政庁は、書籍、冊子、楽譜及び地図で その表紙又はとびらに掲げる広告類以外に なんらの広告類も有しないものについて も、同一の引下げを許容することができ る。		7 封かんした封筒による書留書状以外の郵 便物は、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参 入払有価証券、加工した又は加工しない白 金、金又は銀、宝石、珠玉その他の貴重品 を包有することができない。		8 差出国及び名あて地の郵政庁は、差出 人、名あて人及びこれらの者の同居者を除 く者の間で交換される現実的かつ対人的な 通信の性質を有する書類を包有する書状を 自国の法令に従つて取り扱う権能を有す る。	
9 書状、印刷物、点字郵便物、商品見本及 び小形包装物は、郵便物の差出国の郵便切 手又は料金前納用の印影によつて料金を前 納した返信用のカード又は封筒を包有する ことができない。		10 書状、印刷物、点字郵便物、商品見本及 び小形包装物は、郵便物の差出国の郵便切 手又は料金前納用の印影によつて料金を前 納した返信用のカード又は封筒を包有する ことができない。		10 書状、印刷物、点字郵便物、商品見本及 び小形包装物は、郵便物の差出国の郵便切 手又は料金前納用の印影によつて料金を前 納した返信用のカード又は封筒を包有する ことができない。		10 書状、印刷物、点字郵便物、商品見本及 び小形包装物は、郵便物の差出国の郵便切 手又は料金前納用の印影によつて料金を前 納した返信用のカード又は封筒を包有する ことができない。	

11 施行規則に規定する例外を除くほか、印刷物、点字郵便物、商品見本及び小形包装物は、

(a) 容易に点検することができるように包装しなければならない。

(b) 現実的かつ対人的な通信の性質を有する記載を有し、又はこのような書類を包有することができる。

(c) 消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金前納用証券又は価格を表示する証券を包有することができない。

12 録音郵便物の業務は、相互に又は一方的にこの郵便物を受領することに郵政庁が同意を表明した加盟国に限定される。

13 異なる種類の郵便物を単一の郵便物として合括することは、施行規則で定める条件に従つて許される。

14 この条約及びその施行規則に規定する例外を除くほか、この条約の規定及びこの条約の施行規則によつて要求される条件を満たさない郵便物は、郵送しない。誤つて引き受けられた郵便物は、差出郵政庁に返送しなければならない。ただし、名あて郵政庁は、これを名あて人に配達することができ、この場合において、その郵便物には、必要があるときは、包有品、重量又は大きさに従つてその郵便物が属すべき種類の通常郵便物について規定する料金を適用する。1に定める重量の最大限をこえる郵便物に關しては、その実際の重量に従つて料金を課することができ。

第十七条 特別料金

1 郵政庁は、締結時刻後にその差立業務に差し出される郵便物について、自国の法令の規定に従つて、差出人から附加料金を徴収することができる。

2 名あて国の郵政庁は、留置とされている郵便物に対し、内国制度の同種の郵便物

について自国の法令で定めることがある特別料金を課することができる。

3 名あて国の郵政庁は、名あて人に配達する各小形包装物について、最高六十サンチムの特別料金を徴収することができる。住所配達の場合には、この料金に最高三十サンチムを加えることができる。

第十八条 保管料

名あて郵政庁は、重量五百グラムをこえる印刷物、小形包装物及び録音郵便物であつて名あて人が無料で引き取ることができ期間内に引き取らなかつたものについて、自国の法令の規定に従つて保管料を徴収することができる。

第十九条 料金前納

1 第八条、第九条及び第二十三条に規定する郵便物を除くほか、第十五条に掲げる郵便物については、原則として、差出人が料金を完全に前納しなければならない。

2 書状及び通常郵便物以外の郵便物で料金の未納若しくは不足のものは往復郵便物で差出しの際にその往信部及び返信部の料金を完全に前納しないものは、郵送しない。

3 料金の未納又は不足の書状又は通常郵便物葉書が多数差し出されたときは、差出国の郵政庁は、これらを差出人に還付する権能を有する。

第二十条 料金前納の方法

1 料金前納は、郵便物に印刷し若しくははりつけた郵便切手であつた差出国において効力を有するものによつて、若しくは公に採用され、かつ、郵政庁の直接の監督の下に使用される料金計器による印影によつて行ない、又は印刷機その他の印影(差出郵政庁の規則がそのような押印制度を認めるときに限る)によつて行なう。

2 同一名あて地の同一名あて人にある印刷物で特別の郵袋に納められたものの料金を

前納は、その総額について、郵袋の外部票札上に、1に規定する方法の一によつて行なう。

3 往復郵便物葉書の返信部であつてその発行国の郵便切手又は料金前納の印影を印刷し、はりつけ、又は押しあはせるもの、郵便物であつて最初の運送に対し正規に料金を前納し、かつ、補充料金が転送前に支払われたもの並びに新聞紙又は新聞紙の包装物及び定期刊行物であつて表記面に「Abonnement-poste」又は「Abonnement direct」の記載を有し、かつ、新聞紙及び定期刊行物の予約に關する約定により發送するものは、正当に料金を前納したものとみなす。

「Abonnement-poste」又は「Abonnement direct」の記載の次に、[「Take per que」若しくは「T.P.」又は「Port payé」若しくは「P.P.」の記載を行なう。

第二十一条 船舶内における通常郵便物の料金前納

1 航海の始点若しくは終点又は寄港地の一に停泊中に船舶内で差し出される通常郵便物については、停泊国の郵便切手によりその国の料金を前納しなければならない。

2 公海において船舶内で通常郵便物を差し出すときは、關係郵政庁間に特別の合意がない限り、当該船舶の所屬国又は維持国の郵便切手によりその国の料金を前納し、料金を前納することができる。

第二十二条 料金の未納又は不足の場合の料金

1 料金の未納又は不足の場合には、書留郵便物については第三十六条7に、また、ある種の転送郵便物については施行規則第四百四十四條3、4及び5に規定する例外を除くほか、書状及び通常郵便物葉書について、名あて人から、又は配達不能の郵便物に關するときは差出人から、不納額の二倍の金

額を基礎として、配達国が採用している書状の最初の重量段階の料金と差出国が採用している同様の料金との間の割合に比例して算出した料金を徴収する。ただし、徴収する料金は、十サンチムを下ることができない。

2 名あて国に誤つて送達されたその他の通常郵便物についても、前記の場合には、同様の取扱いは適用することができる。

第二十三条 郵政庁及びその郵便局並びに国際事務局のた

めの郵便料金の免除

第五十四条4に規定するところを留保して、郵便業務に關する通常郵便物で次に掲げるものについては、すべての郵便料金を免除する。

(a) 郵政庁の間で交換するもの
(b) 郵政庁と国際事務局との間で交換するもの
(c) 加盟国の郵便局の間で交換するもの
(d) 郵便局と郵政庁との間で交換するもの

第二十四条 国際返信切手券

1 国際返信切手券は、加盟国において売りさばく。

2 国際返信切手券の売りさばき価格は、当該郵政庁が決定する。ただし、四十サンチム又は発売国の通貨によるその相当額を下ることができない。

3 各返信切手券は、各加盟国において、その国から外国にあてて発する最初の重量段階の普通書状の前納料金を表示する一枚又は二枚以上の郵便切手と引き換えられる。十分な枚数の返信切手券が提出されたときは、郵政庁は、航空路により發送する二十グラムをこえない普通書状の料金前納に必要な郵便切手を提供しなければならない。

4 なお、加盟国の郵政庁は、返信切手券とその返信切手券の引換えによつて料金を前

納すべき通常郵便物とを同時に差し出すことを要求する権能を留保する。

第二十五条 別配達郵便物

- 1 郵政庁が同意する国においては、通常郵便物は、差出人の請求により、到着の後直ちに特使をもつて住所に配達する。
- 2 この郵便物は、「別配達郵便物」と称し、普通郵便物のほかに、最初の重量段階の普通書状の前納料金額を最低とし、八十サンチーム(差出国の内国業務において適用する料金額が八十サンチームより高額の場合にはその額)を最高とする特別料金をこれに課する。この料金は、完全に前納しなくてはならない。
- 3 2の特別料金は、往復郵便物の返信部の別配達については、返信部の差出人でなければ、有効に支払うことができない。
- 4 名あて人の住所が名あて局の配達区域外にある場合には、名あて郵政庁は、別配達については、内国制度の同種の郵便物について定める補充料の額を限度とする補充料を徴収することができる。もつとも、この場合には、別配達は、義務的ではない。
- 5 前納すべき料金の全額が完全に前納されていない別配達郵便物は、差出局が別配達として取り扱ったものでない限り、普通の方法によつて配達する。差出局が別配達として取り扱ったものである場合には、その郵便物には、第二十二条の規定に従つて料金を課する。
- 6 郵政庁は、別配達の試みを一回のみにとどめることができる。その試みが目的を達しなかつたときは、その郵便物は、普通の郵便物として取り扱うことができる。
- 7 名あて郵政庁の規則が許すときは、名あて人は、書留とした又は書留としない自己あての郵便物が到着した後直ちに別配達によつて配達されることを配達局に請求することができる。この場合には、名あて郵政

庁は、内国業務において適用する料金を配達に際して徴収することができる。

第二十六条 取りもどし、名あての変更又は訂正

- 1 通常郵便物の差出人は、次の場合に限り、郵便物を取りもどし、又はその名あてを変更することができる。
 - (a) 郵便物が名あて人に配達されていない場合
 - (b) 郵便物が権限のある当局によつて第二十八条の規定に抵触したことによる没収又は棄却をされていない場合
 - (c) 郵便物が名あて国の法令に基づく差押えをされていない場合
- 2 各郵政庁は、自国の法令が許すときは、他の郵政庁の業務に差し出された通常郵便物に関する取りもどし又は名あて変更の請求を受理するものとする。
- 3 取りもどし又は名あて変更の請求は、差出人の費用で、郵便又は電信により送達する。差出人は、各請求につき、最高六十サンチームの料金を支払わなければならない。差出人は、さらに、次の料金を支払わなければならない。
 - (a) 請求が郵便により送達されなければならないときは、書留料及び場合により相当する航空増料金
 - (b) 請求が電信により送達されなければならないときは、相当する電報料金
- 4 差出人が取りもどし又は名あて変更の請求に対して名あて局が執つた措置について航空路又は電信により通知を受けることを希望するときは、差出人は、このために、所要の航空増料金又は電報料金を支払わなければならない。
- 5 同一差出人から同一名あて人に対して同一郵便局に同時に差し出された二個以上の郵便物に関する取りもどし又は名あて変更

の各請求については、3に規定する料金又は増料金は、一個分のみを徴収する。

第二十七条 転送、配達不能の郵便物

- 1 通常郵便物は、名あて人の住所変更の場合には、差出人が名あて国において通用する言語で表記面に行なつた記載によつてその転送を禁止していない限り、直ちに名あて人に転送する。ただし、一国から他国への転送は、郵便物が新運送のために必要な条件を満たす場合に限り行なう。差出人又は名あて人の請求によつて航空路により転送し又は返送する通常郵便物については、第六十二条から四まで及び施行規則第八十三条の規定を準用する。
- 2 各郵政庁は、転送を行なう期間を、内国業務における転送を行なう期間と一致するように定める権能を有する。
- 3 内国業務において転送請求に対して料金を徴収する郵政庁は、国際業務において同一の料金を徴収することができる。
- 4 配達不能の郵便物は、直ちに差出国に返送しなければならない。
- 5 名あて人のために保管される郵便物又は留置とされている郵便物の保管期間は、名あて郵政庁の規則で定める。ただし、この期間は、名あて郵政庁が最長二箇月まで延長することを必要と認める特別の場合を除く。
- 6 単なる名あての訂正(名あて人の氏名又は身分の変更を伴わないもの)は、差出人から名あて局に直接に、すなわち、諸手続をふむことなく、かつ、3に規定する料金を支払ふことなく、請求することができる。
- 7 取りもどし又は名あて変更の請求に基づき郵便物の差出人への返送又は新名あて地への転送は、相当する航空増料金を支払ふことを差出人が約束するときは、航空路によつて行なう。

くほか、原則として一箇月をこえることができない。差出国への返送は、差出人が名あて国において通用する言語で表記面に行なつた記載によつて請求したときは、一層短い期間内に行なわなければならない。

第二十八条 禁制

- 1 差出人の住所氏名の記載がない郵便書は、返送しない。配達不能の印刷物の差出人への返送は、差出人が名あて国において通用する言語で郵便物面に行なつた記載によつて返送を請求した場合を除くほか、義務的ではない。書留印刷物及び書留は、必ず返送しなければならない。
- 2 通常郵便物の一国から他国への転送又は差出国への返送については、施行規則に規定する例外を除くほか、なんらの追加料金も徴収しない。
- 3 転送され又は配達不能の郵便物として差出人へ返送される通常郵便物は、差立て若しくは到着に際して又は最初の運送の後の転送のために途中で課された料金の支払と引換えに、名あて人又は差出人に配達する。この場合には、名あて人が取り消さない関税その他の特別の費用は、償還しなければならない。
- 4 他国への転送又は配達不能の場合には、留置郵便料、通関料、保管料、手数料、別配達補充料及び小形包装物の名あて人への配達のための特別料金は、取り消す。
- 5 第二十八條 禁制
 - (a) 次に掲げる物品の発送は、禁止する。
 - ① 性質上又は包装上、取扱者に危害を及ぼし、又は通常郵便物を汚染し若しくは損傷するおそれがある物品(但し参照)
 - (b) 関税を課されることがある物品(第二十九條に規定する例外を除く)及び関税の徴収を免れる目的で多数発送する商品見本
 - (c) あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

(d) 名あて国において輸入又は流布を禁止する物品

(e) 次のものを除く生きた動物

一 みつばち、水ひる及び蚕

二 害虫の寄生虫及び捕食虫であつて害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの

(f) 爆発性又は発火性の物質その他危険性がある物質。ただし、第十六条4及び5の死滅しやすし又は変敗しやすし生物学的上の材料及び放射性物質は、この禁制の適用を受けない。

(g) わいせつな又は不道徳な物品

2 1に掲げる物品を包有する郵便物であつて誤つて引き受け送られたものは、これを発見した郵政庁が属する国の法令に従つて取り扱う。

3 もつとも、1(c)、(f)及び(g)に掲げる物品を包有する郵便物については、いかなる場合にも、名あて地への送達、名あて人への配達及び差出元への返送を行なわない。

4 誤つて引き受け送られた郵便物について差出元への返送及び名あて人への配達が行なれないときは、差出郵政庁は、その郵便物に適用された取扱について詳細に通報されるものとする。

5 なお、各加盟国は、書状及び郵便葉書以外の通常郵便物であつて自国内における発行又は流布の条件を定める法規に抵触するものについては、自国の領域内において開封越えしの運送を行なわない権利を留保する。この郵便物は、差出郵政庁に返送しなければならぬ。

第二十九条 関税を課されることがある物品

1 関税を課されることがある印刷物、小形包装物及び録音郵便物は、許される。

2 名あて国が同意したときは、関税を課されることがある物品を包有する書状について

ても、同様とする。ただし、各郵政庁は、関税を課されることがある物品を包有する書状の業務を書留書状に限定する権利を有する。

3 血清、痘苗及び緊急な必要性があり、かつ、入手が困難である医薬品の郵便物は、すべての場合に許される。

第三十条 税関検査

名あて国の郵政庁は、自国の法令に従つて、第二十九条に掲げる郵便物を税関検査に付し、また、必要があるときは、職権により開くことができる。

第三十一条 通関料

名あて国において税関検査に付される郵便物には、この郵便物に関税が課されるときは、このために郵便物一個につき最高六十センチメートルの通関料を郵便物の料金として課することができ、この料金の金額は、第十六条2後段の規定に該当する郵便物で同条1に定める重量制限をこえるものについては、一フラン五十センチメートルまで引き上げることができる。

第三十二条 関税その他の課金

郵政庁は、課されることがある関税その他のすべての課金を郵便物の名あて人から徴収することができる。

第三十三条 課金別納郵便物

1 郵政庁が同意を表明した加盟国の間の関係においては、差出人は、差出局に予告した上、郵便物の配達に際して課される料金及び課金の全部を負担することができる。郵便物が名あて人に配達されるまでの間は、差出人は、差出しの後においても、最高六十センチメートルの料金を支払つた上、郵便物が課金別納で配達されることを請求することができる。請求が航空路又は電信により送達されなければならないときは、差出人は、さらに、相当する航空増料金又は電報料金を支払わなければならない。

2 1の場合には、差出人は、名あて局が請求することがある金額を支払うことを約束し、また、必要があるときは、十分な保証金を払い込まなければならない。

3 名あて郵政庁は、郵便物一個につき六十センチメートルをこえない手数料を徴収することができる。この料金は、第三十一条に規定するものとは別個のものとする。

4 郵政庁は、課金別納郵便物の業務を書留郵便物に限定する権利を有する。

第三十四条 関税その他の課金の取消

郵政庁は、差出元へ返送し、包有品の完全な損傷を理由として棄却し、又は第三国に転送する郵便物について、関税その他の課金が取り消されるように自国の関係機関に交渉することを約束する。

第三十五条 取調請求及び通報請求

1 取調請求は、郵便物の差出しの日の翌日から起算して一年の期間内において許される。

2 郵政庁が行なう通報請求は、それが当該郵便物の差出しの日から起算して十五箇月の期間内に関係郵政庁に到着することのみを条件として、受領され、かつ、義務として処理される。各郵政庁は、通報請求をできる限りすみやかに処理するものとする。

3 各郵政庁は、他の郵政庁の業務において差し出された郵便物に関する取調請求及び通報請求を受理するものとする。

4 差出人が到達証についてすでに特別料金を支払つた場合を除くほか、各取調請求又は各通報請求については、最高六十センチメートルの料金を徴収することができる。取調請求及び通報請求は、職権により、かつ、常に最も速達路線（航空路又は平面路）によつて送達する。これらの請求を電信によつて送達するように請求された場合には、取調請求の料金は、電報の費

用及び、必要があるときは、返信のための電報の費用を徴収する。

5 取調請求又は通報請求が同一差出人から同一名あて人において同一郵便局に同時に差し出された二個以上の郵便物に関するときは、料金は、一個分のみを徴収するものとする。差出人の請求によつて異なつた線路により送達しなければならなかつた書留郵便物に関するときは、利用された各線路について料金を徴収する。

6 取調請求又は通報請求が業務上の過失に起因するものであつたときは、そのために徴収した料金は、還付する。

第二章 書留郵便物

第三十六条 料金

1 第十五条に掲げる通常郵便物は、書留として送送することができる。

2 書留郵便物の料金は、前納しなければならない。この料金は、次のものから成る。
(a) 郵便物の種類に従つて課される普通郵便料
(b) 最高六十センチメートルの定額の書留料

3 同一名あて地の同一名あて人にある印刷物で一又は二以上の特別の郵袋に納められたものに関するときは、郵政庁は、2(b)の最高六十センチメートルの料金に代えて、郵袋一個につき最高三フランの一括料金を徴収することができる。

4 往復郵便葉書の返信部についての定額の書留料は、その返信部の差出人でなければ、有効に支払うことができない。

5 書留郵便物の差出人には、差出しに際して無料で受領証を交付しなければならぬ。

6 不可抗力により生ずることがある危険を負担する国の郵政庁は、各書留郵便物につき最高四十センチメートルの特別料金を徴収することができる。

7 料金の未納又は不足の書留郵便物で名あ

て国に誤つて送達されたものについては、名あて人から、又は配達不能の郵便物に關する場合には差出人から、第二十二條一の料金を徴収する。ただし、この料金は、不納額自体を基礎として算出する。

第三十七條 到達証

1 書留郵便物の差出人は、差出しに際して最高四十サンチムの定額料金を支払つた上、到達証を請求することができる。この到達証は、差出人が前記の定額料金のほか、この式紙の重量に対応する航空増料金をこえない追加料金を支払うときは、航空路によりその者に送達する。

2 到達証は、郵便物の差出しの後において、一年の期間内に、かつ、第三十五條に定める条件に従つて、請求することができる。ただし、請求の送達及び到達証の返送が航空路により行なわれることを差出人が希望したときは、相当する航空増料金を徴収することができる。

3 差出人が通例の期間内に自己に到着しなかつた到達証を再び請求するときは、料金を新たに徴収せず、また、取調請求及び通報請求について第三十五條に規定する料金も徴収しない。

第三十八條 名あて人本人への手交

1 同意した郵政庁間の關係においては、到達証を添附した書留通常郵便物は、差出人の請求により、名あて人本人に手交する。この場合には、差出人は、二十サンチムの特別料金又は名あて人本人への手交の請求について差出国で徴収される料金を支払う。

2 郵政庁は、この郵便物の手交を二回まで試みるものとする。

第三章 責任

第三十九條 郵政庁の責任の原則及び範圍

1 郵政庁は、書留郵便物の亡失についての

み責任を負う。その責任については、郵便物が開封で運送されるものであるか、又は開封で運送されるものであるかを問わな

2 差出人は、このため、賠償金を請求する権利を有する。その金額は、郵便物一個につき二十五フランとする。この金額は、第十六條2及び3の印刷物を納めた特別の郵袋については、郵袋一個につき二百二十五フランとすることができる。

3 差出人は、名あて人のためにこの権利を放棄する権能を有する。

第四十條 郵政庁の免責

1 郵政庁は、書留郵便物であつて、同種の郵便物につき自国の規則で定める条件又は第十二條3に定める条件に従つて配達したものについては、責任を問われない。

2 次の場合には、郵政庁は、責任を負わな

一 書留郵便物の亡失については、

(a) 不可抗力による場合。自己の業務において亡失が生じた郵政庁は、自国の法令に従つて、亡失が不可抗力の場合を構成する事情によるものであるかどうかを決定しなければならず、この事情は、差出国の郵政庁が請求するとき

は、その郵政庁に通知する。ただし、不可抗力の危険を負担することを受諾した差出国の郵政庁に關しては、責任は、存続する(第三十六條)。

(b) 郵政庁の責任に關して別段の証拠がなく、かつ、不可抗力による業務書類の損傷のために郵政庁が郵便物について調査することができない場合

(c) 包有品が第十六條8及び11(c)並びに第二十八條1に規定する禁制に抵触する郵便物に關する場合において、当該郵便物がその包有品のために権限のあ

る当局により没収され又は棄却されたとき。

(d) 差出人が第三十五條に規定する一年の期間内になんらの請求も行なわなかつた場合

二 名あて人の法令に基づいて差し押えられた書留郵便物に關する場合

3 郵政庁は、税関告知書の内容(どのように記載されているかを問わない)及び税関検査に付される通常郵便物の検査の際に税関が行なつた決定については、なんらの責任を負わない。

第四十一條 差出人の責任

1 郵政庁又は運送事業者の過失又は怠慢がなかつたことを条件として、通常郵便物の差出人は、運送を許されぬ物品の差出し又は引受条件の不遵守によつて他の郵便物に与えたすべての損害について、郵政庁が有する責任の限度と同一の限度において責任を有する。

2 差出人は、差出局が前記の郵便物を引き受けたことによつてその責任を免れることはない。

3 必要があるときは、差出郵政庁は、差出人に対して訴えを提起するものとする。

第四十二條 郵政庁間の責任の決定

1 書留郵便物を異議なく受け取り、かつ、すべての所定の取調資料を受領した郵政庁は、名あて人に配達したこと又は他の郵政庁に運送した場合において正規に運送したことを立証することができないときは、反証があるまで、この郵便物の亡失について責任を負う。

2 次の場合には、3の規定に従うことを条件として、仲介郵政庁又は名あて郵政庁は、反証があるまで、すべての責任を免れる。

(a) 第三條並びに施行規則第五百七條5及び第五百八條4の規定を遵守した場

(b) 施行規則第八條に規定する保存期間が経過して当該郵便物に關する業務書類が棄却された後に取調請求に接したこと

を立証することができるとき。この留保は、請求者の権利に影響を及ぼさない。もつとも、亡失が運送中に生じ、その事実がいずれの国の領域又は業務において生じたかを確定することができないときは、

關係郵政庁は、平等に損害を負担する。

4 書留郵便物が不可抗力により亡失した場合に、自国の領域又は業務において亡失が生じた郵政庁は、差出郵政庁に対し、双方の国が不可抗力によつて生ずる危険を負担するときに限り、責任を負う。

5 取り消されなかつた関税その他の課金は、亡失について責任がある郵政庁の負担とする。

6 賠償金を支払つた郵政庁は、名あて人、差出人又は第三者に対して行なうことができるすべての請求の権利について、その賠償金の金額の限度において、賠償金を受け取つた者に代位する。

第四十三條 賠償金の支払

1 賠償金の支払の義務は、責任郵政庁に対する求償権を留保して、差出郵政庁又は第三十九條3の規定の適用がある場合には名あて郵政庁が負う。

2 この支払は、できる限りすみやかに、かつ、おそくとも請求の日の翌日から起算して六箇月の期間内に行なわなければならない。

3 支払の義務を負う郵政庁が不可抗力によつて生ずる危険を負担することを受諾しない場合において、郵便物の亡失が不可抗力によるものであるかどうか2の期間の満了の際に決定されていないときは、当該郵政庁は、例外として、この期間をこえて賠償金の決済を延期することができる。

二、〇〇〇海里をこえ二、五〇〇海里まで	三、七〇四キロメートルをこえ四、六三〇キロメートルまで
二、五〇〇海里をこえ三、〇〇〇海里まで	四、六三〇キロメートルをこえ五、五五〇キロメートルまで
三、〇〇〇海里をこえ三、五〇〇海里まで	五、五五六キロメートルをこえ六、四八二キロメートルまで
三、五〇〇海里をこえ四、〇〇〇海里まで	六、四八二キロメートルをこえ七、四〇〇キロメートルまで
四、〇〇〇海里をこえ五、〇〇〇海里まで	七、四〇〇キロメートルをこえ九、二六〇キロメートルまで
五、〇〇〇海里をこえ六、〇〇〇海里まで	九、二六〇キロメートルをこえ一一、一二二キロメートルまで
六、〇〇〇海里をこえ七、〇〇〇海里まで	一一、一二二キロメートルをこえ一二、九四六キロメートルまで
七、〇〇〇海里をこえ八、〇〇〇海里まで	一二、九四六キロメートルをこえ一四、八一六キロメートルまで
八、〇〇〇海里をこえ九、〇〇〇海里まで	一四、八一六キロメートルをこえ一六、七六〇キロメートルまで

2 二 国間で行なわれる海路運送でその一方の国の船舶によるものは、特別の合意がない限り、第三業務とみなす。

3 1の表による繰越料の決定に使用する距離は、陸路については施行規則第一百二十二条2(c)に掲げる「縦越閉袋の陸路のキロメートルによる距離表」に、海路については施行規則第一百二十二条2(d)に掲げる「船舶航路表」による。

4 海路繰越しは、閉袋が差立港内の船舶に連絡する岸壁に置かれた時に始まり、名あて港の岸壁に置かれた時に終わる。

5 誤送された閉袋は、繰越料の支払に關しては、正常の線路を經由したものとみなす。誤送閉袋の運送に参加した郵政庁は、このために割当金を差立郵政庁から徴収する權利を有しない。もつとも、差立郵政庁は、通常その閉袋の仲介を行なう国に對し、その閉袋に關する繰越料を負担するものとする。

第四十八条 経送料の免除
郵便料金の免除を受ける第八条、第九条及び第二十三条に規定する郵便物について

は、陸路又は海路のすべての継越料を免除する。

第四十九條 特殊業務

第四十七條に掲げる繼續料は、郵政庁が他の郵政庁の依頼によつて特に開設し又は維持する特殊業務による運送には、適用しない。

この種の運送に関する条件は、關係郵政庁間を協議して定める。

第五十條 継越料の差引計算

- 1 繰越料の總差引計算は、十四日の期間につき三年ごとに一回作成する統計資料に基づいて毎年行なう。前記の期間は、いずれかの国の業務により一週六回未滿交換される閑袋については、二十八日とする。統計の時期及び適用期間は、施行規則で定める。
- 2 二郵政庁間の年次差額は、二十五フランをこえないときは、借方郵政庁は、すべての支払を免除される。

3 各郵政庁は、実際と著しく相違すると認める統計の結果を仲裁委員会の評価に付託することができる。この仲裁は、一般規則第百二十六条に規定するところに従つて行なわれる。

4 仲裁者は、支払うべき継越料の金額を裁定する権利を有する。

第五十一条

袋の交換

1 開袋は、加盟国の郵便局とその国の外国にある艦隊、航空隊、軍艦若しくは軍用機の指揮官との間で、又はその艦隊、航空隊、軍艦若しくは軍用機の指揮官とその国の他の艦隊、航空隊、軍艦若しくは軍用機の指揮官との間で、他国の陸路又は海路の業務の仲介により、交換することができる。

2 この閉袋に納める通常郵便物は、閉袋があてられ又は差し立てられる各軍艦又は各軍用機の將校及び乗組員が発受するものに限る。この郵便物に適用する料金率及び送達の場合は、軍艦又は軍用機の所屬国の郵政庁がその規則に従つて定める。

3 特別の合意がない限り、軍艦又は軍用機の所屬国の郵政庁は、仲介郵政庁に対し、第四十七条の規定に従つて算出する閉袋の継続料を負担する。

第三部 通常郵便物の航空運送

第一章 一般規定

第五十二条 航空運送を許される郵便物

1 すべての通常郵便物は、航空運送を許される。この場合には、これらの郵便物は、「航空通常郵便物」という。

2 各郵政庁は、さらに、第五十三条に定める航空書簡について航空運送を許す権能を有する。

第五十三條 航空書簡

① 航空書簡は、適宜に折りたたみ、かつ、のりづけした一枚の紙から成り、その大きさは、この形態において郵便葉書の大きさと同一でなければならぬ。このように折りたたんだ紙片の表面となつた部分は、名

あてに用いて、かつ、必ず「Aérogramme」の印刷した記載を有しなければならない。差出国の言語による類似の記載は、任意とする。航空書簡は、いかなる物品も包有してはならない。航空書簡は、差出国の規則が許すときは、書留として発送することができる。

2 各郵政庁は、1に定める制限内において、航空書簡の発行、製造及び売りさばきの条件を定める。

3 航空書簡として差し出された航空通常郵便物で1及び2に定める条件を満たさないものは、第五十七条の規定に従つて取り扱う。もつとも、郵政庁は、このような郵便物をすべての場合に平路面路で達送する権能を有する。

第五十四条 増料金のある航空通常

郵便物及び増料金のない航空通常郵便物

1 航空通常郵便物は、料金上、さらに、増料金のある航空通常郵便物と増料金のない航空通常郵便物とに分けられる。

2 原則として、航空通常郵便物については、この条約及び約定により許される料金のほかに、航空運送の増料金を支払う。第八条及び第九条に規定する郵便物についても、同一の増料金を課する。これらのすべての通常郵便物は、増料金のある航空通常郵便物という。

3 郵政庁は、名あて国の郵政庁に通報することゝ条件として、航空運送の増料金を徴収しない権能を有する。この条件で許す通常郵便物は、増料金のない航空通常郵便物という。

4 国際事務局が差し出すものを除くほか、第二十三条に規定する郵便業務に関する通常郵便物については、航空増料金を支払わない。

5 第五十三条に規定する航空書簡については、差出国において増料金のない書状の最初の重量段階に適用する料金を少なくとも同額の料金を支払う。

第五十五条 増料金又は併合料金

1 郵政庁は、送達のために徴収する航空増料金を定める。郵政庁は、増料金の決定に当たつて、第十六条に規定する重量の単位より細分された重量段階を許容する機能を有する。もつとも、増料金は、運送料と密接な関係を有しなくてはならず、この増料金の総額は、原則として、支払うべき運送料をこえてはならない。

2 増料金は、利用される送達線路のいかんを問はず、同一名あて国の全領域について均一でなければならない。

3 郵政庁は、航空通常郵便物の料金前納のため、併合料金を定めることができる。

4 増料金は、差出しの際に支払わなければならない。

5 往復郵便書簡の返信部の復路の運送に關する増料金は、返信部の返送の際に支払わなければならない。

6 各郵政庁は、航空通常郵便物に適用する増料金の計算については、添附されることがある公衆用式紙の重量を算入することができる。

第五十六条 料金前納の方法

第二十条に規定する方法のほか、航空通常郵便物の料金前納は、たとへば、「Tax payable in advance」の形式により、差出国の通貨で表わされた徴収金額を手書した数字で表示することができる。この記載は、特別の印章内若しくは特別の票符面に行ない、又はなんらかの方法により単に郵便物の表記面に行なうことができる。すべての場合において、この記載は、差出局の日附印によつて証明されなければならない。

第五十七条 増料金のある航空通常郵便物で料金の未納又は不足のもの

1 料金の未納又は不足の航空通常郵便物で差出人による補正ができないものは、次のように取り扱う。

(a) 料金未納の場合には、増料金のある航空通常郵便物は、第十九条及び第二十二條の規定に従つて取り扱う。差出しの際に料金の前納を必要としない郵便物は、普通に利用される運送方法によつて送達する。

(b) 料金不足の場合には、増料金のある航空通常郵便物は、支払われた料金が少なくとも航空増料金の金額を表示するとき、航空路によつて送達する。もつとも、差出郵政庁は、支払われた料金が航空増料金の百分の七十五又は併合料金の百分の七十五を表示するにすぎないときも、この郵便物を航空路により運送する機能を有する。この限度に達しないときは、第十九条及び第二十二條の規定を適用する。

2 徴収すべき料金の金額が差出郵政庁によつて指示されていない限り、名あて郵政庁は、料金不足の航空通常郵便物であつてその前納料金が少なくとも普通運送の料金を表示しているものを、料金を徴収することなく配達する機能を有する。

第五十八条 送達

1 自国の航空通常郵便物の運送のために航空交通機関を利用する郵政庁は、他の郵政庁から到着する増料金のある航空通常郵便物をこの交通機関により送達しなければならない。増料金のない航空通常郵便物についても、航空機の積載容量が許し、かつ、差出郵政庁が請求する限り、同様とする。

2 航空業務を実施しない国の郵政庁は、郵便に利用される最も迅速の線路により航空

通常郵便物を送達する。平面路による送達になんらかの理由により航空線路の利用に比して有利であるときも、同様とする。

3 航空閉袋は、差立国の郵政庁が請求する線路により送達しなければならない。ただし、この線路が越境国の郵政庁によつて自己の閉袋の運送に利用される場合に限り、この送達が不可能であるとき、又は積換の時間が十分でないときは、差立国の郵政庁にその旨を通知しなければならない。

第五十九条 空港における作業の実施

郵政庁は、自国の空港に送付された航空閉袋の受領及び搬送を最良の状態で行なうために必要な措置を執る。

第六十条 航空通常郵便物の税関検査

郵政庁は、自国あての航空通常郵便物の税関検査に關する作業をすみやかに進めさせるため必要なすべての措置を執る。

第六十一条 配達

航空通常郵便物は、配達局に到着した後の最初の配達に付さなければならない。

第六十二条 航空通常郵便物の転送

1 住所を変更した名あて人あてた航空通常郵便物は、原則として、増料金のない通常郵便物について普通に利用される運送方法によつて新名あて地に転送する。これらの運送方法は、配達不能の航空通常郵便物及びなんらかの理由により名あて人に配達されなかつた航空通常郵便物の差出元への返送についても、利用される。

2 名あて人(転送の場合)又は差出人(差出元への返送の場合)の明らかな請求があり、かつ、関係者が新航空路に相当する増料金を若しくは併合料金を支払うことを約束する場合又は第三者がこの増料金若しくは併合料金を再発送局に支払う場合には、当該郵便物は、航空路によつて転送し又は返送することができる。関係者が支払う場合には、増料金又は併合料金は、原則として、郵便物の配達の際に徴収され、かつ、配達郵政庁が取得する。

3 最初の運送について平面路により送達された通常郵便物は、2に規定する条件で、航空路により再送送することができる。

4 転送の封筒及び合括の封筒は、あらかじめ増料金又は併合料金が転送局に支払われない限り、又は2の規定に従つて名あて人若しくは、場合に依り、差出人が新航空路に相当する増料金又は併合料金を負担しない限り、増料金のない通常郵便物について普通に利用される運送方法によつて新名あて地に送達する。

第二章 航空運送に対する報酬

第六十三条 一般原則

1 航空閉袋の航空運送料は、この閉袋の差立国の郵政庁の負担とする。

2 仲介郵政庁として航空閉袋又は開袋越境航空通常郵便物の航空運送を行なう郵政庁は、この運送に対する報酬を受ける権利を有する。この規則は、誤送された又は越境料を免除される航空閉袋及び開袋越境航空通常郵便物にも適用する。

3 2に規定する運送の報酬は、同一の運送路に關しては、この運送路による航空業務の事業費を分担することなくこれを利用するすべての郵政庁について均一でなければならない。

4 運送料免除につき合意がある場合を除くほか、自国内において郵便物の航空運送を行なう名あて郵政庁は、この運送に対する報酬を受ける権利を有する。この報酬は、外国から到着するすべての航空閉袋について、郵便物が航空路により送達されるかどうかを問はず、均一でなければならない。

第四十七条の規定は、航空通常郵便物に關しても、当該郵便物が運送されることがある陸路又は海路について適用する。ただし、越路料の支払は、次の事項については、行なわれない。

(a) 同一都市の二空港間の航空閉袋の積換え

(b) 一都市の空港とその都市にある倉庫との間における航空閉袋の往路の運送及び当該閉袋の送達のための復路の運送

第六十四条 閉袋に關する報酬の基本料金率及び計算

1 航空運送に關する郵政庁間の勘定の決済に適用すべき基本料金率は、総重量一キログラム及び一キロメートルについて定める。この料金率は、次のとおりとし、キログラムの端数には比例的に適用する。

(a) LC郵便物(書状、航空書簡、郵便集書、郵便為替証書、代金引換為替証書、現金取立証券、価格表記の書状及び箱物、払渡済通知書、登記済通知書及び到達証)については、最高一フランの千分の三。ただし、この單一料金率は、千九百五十二年七月一日現在の運送料金率が一フランの千分の三をこえる線路により運送されるLC郵便物については、最高一フランの千分の四とする。

(b) 録音郵便物を含むAO郵便物(LC郵便物以外の郵便物)については、最高一フランの千分の一

2 航空閉袋に対する航空運送の報酬は、現行の基本料金率(1に定める基本料金率の限度内にあるもの)、施行規則第二百三条1(b)に規定する「航空郵便距離表」に掲げるキロメートルによる距離及び当該閉袋の総重量に從つて計算する。ただし、合装郵便物を使用する場合には、この郵便物の重量は、算入しない。

3 名あて国内における航空運送のために支

払うべき報酬は、LC郵便物及びAO郵便物の二種類のそれぞれにつき、單一料金として定める。これらの料金は、1に定める料金率を基礎として、かつ、内国線路網において国際郵便に使用される運送路の加重平均による距離に從つて計算する。この加重平均による距離は、名あて国に到着するすべての航空閉袋(国内において航空路により運送されない郵便物を含む)の総重量を基礎として決定する。

4 3に規定する報酬の総額は、この運送のために実際に支払うべき報酬をこえることができない。

5 2及び3に規定する報酬の計算に用いるために現行の基本料金率に距離を乗じて算出する国内航空運送料金率及び国際航空運送料金率については、百分の一フランの位及び千分の一フランの位の数字により構成される数が五十をこえるかこえないかによつて、十分の一フランに満たない端数を切り上げ又は切り捨てる。

第六十五条 開袋越航空通常郵便物の航空運送に對する報酬の計算及び差引計算

1 開袋越航空通常郵便物に對する航空運送の報酬は、原則として第六十四条2に定めるところに準じて計算するが、当該郵便物の純重量に從うものとする。この場合には、運送の報酬の総額は、百分の五引き上げる。ただし、この通常郵便物の名あて国の領域がその領域内に二以上の寄港地を有する一又は二以上の線路により連絡されるときは、運送の報酬は、各寄港地において取り卸す郵便物の重量に從つて決定される加重平均による料金率に基づいて計算する。

2 もつとも、仲介郵政庁は、開袋通常郵便物につき、二十をこえない数の平均料金率

に基づいて運送の報酬を計算する権利を有する。各平均料金率は、それぞれ、名あて国の一集団に關するものとし、その集団内の各名あて国において取り卸す郵便物の重量を基礎として定める。その報酬の総額は、この運送のために支払うべき報酬をこえることができない。

3 開袋越航空通常郵便物の航空運送に對する差引計算は、原則として、十四日の期間につき六箇月ごとに一回作成する統計資料に基づいて行なう。

4 もつとも、仲介郵政庁は、照送され若しくは船舶内で差し出された通常郵便物に關する場合は当該郵政庁への通常郵便物の送付回数が不規則であり若しくはその数量の変動が大きい場合には、実際の重量に從つて支払を受ける権利を有する。

第六十六条 報酬の支払

1 航空閉袋の航空運送のために支払うべき報酬は、2及び3に規定する例外を除くほか、使用された航空業務が屬する国の郵政庁に支払う。

2 1の規定にかかわらず、運送の報酬は、航空運送事業により当該閉袋が引き継がれた寄港が所在する国の郵政庁に支払うことができる。ただし、この郵政庁と關係航空業務が屬する国の郵政庁との間の合意を条件とする。

3 1の規定にかかわらず、航空閉袋を航空運送事業に引き渡す郵政庁は、使用された航空業務が屬する国の郵政庁及び必要があるときは仲介郵政庁の同意を得た上、運送路の一部又は全部に對する運送の報酬についてこの事業と直接に決済することができ

4 開袋越航空通常郵便物を他の郵政庁に引き渡す郵政庁は、その後の全航空運送路に對する運送の報酬の総額を、この郵便物

の引渡しを受ける郵政庁に支払わなければならない。

第六十七条 所定の線路からそれた閉袋の航空運送に對する報酬

1 運送途中において所定の線路からそれた閉袋の差立郵政庁は、明細表AV7において当初予定されていた取卸空港までの当該閉袋の運送に對する報酬を支払わなければならない。

2 差立郵政庁は、また、閉袋が名あて地に到着するように実際に運送されたその後の運送路に關する運送の費用を支払う。

3 所定の線路からそれた閉袋が運送されたその後の運送路について生ずる追加の費用は、次の郵政庁が償還する。

(a) 送達の過誤を犯した業務が屬する郵政庁

(b) 明細表AV7に記載された地点以外の地点に取卸しをした航空会社に払い込まれる報酬を受領した郵政庁

第六十八条 亡失し又は損傷した郵便物の航空運送に對する報酬

航空機の突発事故その他航空運送事業者の責任を生じさせる理由によつて郵便物が亡失し又は損傷した場合には、運送の報酬は、使用線路の行程のいかなる部分についても、亡失し又は損傷した郵便物について支払われない。

第四部 最終規定

第六十九条 条約及びその施行規則に關する議案の承認の条件

1 この条約及びその施行規則に關する議案で大会に提出されたものは、実施されるためには、出席しかつ投票する加盟国の過半数によつて承認されなければならない。

投票の際には、大会議に代表された加盟国の半数が出席していなければならない。

2 この条約及びその施行規則に関する議案で大会議から大会議までの間において提出されたものは、実施されるためには、次の票数を得なければならない。

(a) (第一部) 第一条から第十四条まで、(第二部) 第十五条、第十六条、第十九条、第二十二條、第二十三條、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第五十一條まで、(第四部) 第六十九條及び第七十條、最終議定書のすべての条並びに施行規則第二百二條から第二百四條まで、第二百五十一條、第二百七十五條、第二百七十六條及び第二百四條の規定の改正に関する場合には、投票の総数

(b) (a)に掲げる規定以外の規定の本質的改正に関する場合には、投票の三分の二

(c) 次の場合には、投票の過半数

一 条約及び施行規則の規定 (a) に掲げる規定を除く。の編集上の改正に関する場合

二 条約並びにその最終議定書及び施行規則の規定の解釈に関する場合。ただし、憲章第三十二條に規定する仲裁に付すべき紛議の場合を除く。

第七十條 条約の効力発生及び有効期間
この条約は、千九百六十六年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書が効力を生ずるまで効力を有する。

千九百六十四年七月十日にウィーンで作成した。

アフガニスタンのために
M・アジーム・グラン
南アフリカ共和国のために
アルバニア人民共和国のために
ガゴ・ネシヨ
アルジェリア民主人民共和国のために
A・アムラーニ
ドイツのために
リヒャルト・シュテュックレン
ドクトル シュタインメッツ
アメリカ合衆国のために
ウィリアム・J・ハーティガン
フレデリック・E・バトラス
グリーヴァー・アラン
デイヴィッド・S・グッドソン
フランシス・L・クーリック
アーモンド・J・リウー
レイモンド・K・ハンコック
信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために
ウィリアム・J・ハーティガン
フレデリック・E・バトラス
グリーヴァー・アラン
デイヴィッド・S・グッドソン
フランシス・L・クーリック
アーモンド・J・リウー
レイモンド・K・ハンコック
アルゼンティン共和国のために
M・S・カルカダーン
アントニオ・パヘス・ララヤ
アルフレド・バルトロメ・ガソロ

E・カルベルマッテン
オーストラリア連邦のために
R・J・ペー
W・K・ウォーターソン
E・A・ヤング
オーストラリア共和国のために
ドクトル B・シャギンガー
ドクトル グラシャ
ドクトル P・マホルト
ドクトル J・パロウベク
ベルギーのために
L・コロ
E・ストウリユイフ
白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために
P・アフアナシエフ
ビルマのために
フラ・ジョウ
ボリヴィアのために
A・A・エステンソロ
ブラジル合衆国のために
カルロス・フレデリコ・ドゥアルト・ゴンサルヴェス・デ・ロシヤ
ルベンス・リクペロ
クリストバン・アラウジョ
ブルガリア人民共和国のために
V・マカルスキー
ブルンディ王国のために
ベルナル・ヌタウイガヤ
カンボディア王国のために
フォット・サム・アット
カメルーン連邦共和国のために
トンバ・ギヨム
カナダのために
W・H・ウィルソン
F・バジヨ
R・ゴスラン
W・M・マックリオン
中央アフリカ共和国のために

T・ソコニ
セイロンのために
W・S・A・グナセケラ
チリのために
A・ウルラ・ピント
中国のために
王季徴
于潤生
薛聘文
サイプレス共和国のために
P・ハジオアヌ
コロンビア共和国のために
テルモ・ムニョス・ボラノス
A・サラサル
J・C・カステイリョ
H・シンメルマン
コンゴ共和国(ブラザヴィル)のために
マティアス・マウニャ
コンゴ共和国(レオポルドヴィル)のために

テオフィル・シンプソン
ガストン・ケンダ
シモン・ムケンディ
ルイ・エルマン
アモス・G・ムビアイ
大韓民国のために
李昌熙
方文基
コスタ・リカ共和国のために
G・L・エルソグ
象牙海岸共和国のために
S・シソコ
キューバ共和国のために
D・ボルテラ
ドクトル ルイス・ソラ・ピラ
バルデス
ダホメ共和国のために
ガブリエル・グノンベ
デンマーク王国のために

アルネ・クロック J・M・S・アンデルセン T・W・マトセン ドミニカ共和国のために A・A・アスマール・サンチェス エル・サルヴァドル共和国のために J・コントゥレーラス エクアドル共和国のために ラモン・デ・イカサ スペインのために J・デ・エリセ マヌエル・ゴンサレス アニバル・マルティン サトゥルニノ・カサス ローベ・ヒメネス アフリカにおけるスペインの領土のために フリアン・アイエスタ・ブレンデス R・アパロス エティオピアのために マルコス・ハンナ タメラット ゲザヘン・ゲイブル・ウアルド フィンランド共和国のために オイヴァ・サロイラ タウノ・プロランネ フランス共和国のために イヴァン・カパンヌ ジョデール ラシャブト シャパール ムイユソ グーヨン R・モリオン A・ヴァテオンヌ フランスの海外郵便電気通信庁によつて代 表される地域全体のために E・スキナジ M・シャブロン L・シャブ	ガボン共和国のために E・ムファヌ ガーナのために J・M・アグリー 海峽諸島及びマン島を含むグレート・ブリ テン及び北部アイルランド連合王国のために K・S・ホームズ K・ハイン H・C・ヘインワース C・E・ヘインズ T・スコット V・C・ルーカス グレート・ブリテン及び北部アイルランド 連合王国政府が国際関係を処理する海外領土 のために K・S・ホームズ K・ハイン H・C・ヘインワース C・E・ヘインズ T・スコット V・C・ルーカス ギリシャのために ディモプーロス G・ヤンノ・ブーロス P・キオセオグル グアテマラ共和国のために R・メリダ ギニア共和国のために モンルイ ディアラ ハイティ共和国のために 上ヴォルタ共和国のために H・ヤメオゴ R・ギントラン ホンデラス共和国のために R・メリダ ハンガリー人民共和国のために	ホルン・デジュ インドのために M・ダヤル S・M・ブーシ K・ラジャ インドネシア共和国のために シマトゥパン イランのために ミルハエスカンダリ イラク共和国のために ナスラト・アルムダリス アイルランドのために オブロイン P・A・ドゥイグナン アイスランド共和国のために G・ブリーム ラフン・ジュリニソン イスラエルのために C・ベン・メナヘム A・ラナン Y・L・ランダウ イタリアのために アウレリオ・ボンシリオーネ ブルネット・ブルネット ジャマイカのために ケニス・A・ジョーシズ H・A・フエアウエザ 日本国のために 内田藤雄 ジョルダン・ハシエミット王国のために ミシエル・オー クウェイトのために I・Y・ラザック ラオス王国のために イヴァン・カパンヌ ジョデール ラシャブト シャパール ムイユソ	グーヨン R・モリオン A・ヴァテオンヌ レバノン共和国のために ミシエル・オー リベリア共和国のために バックス・ページ L・ベンジャミン・アンドリュース リビアのために K・マラブタシ A・B・シエハーブ リヒテンシュタイン公園のために ビュッヒエル ルクセンブルグのために ロース R・フルネル マレイシアのために イブラヒム・ヴァルシャイ ケン・リアン・オン マルティン マダガスカル共和国のために ジャン・ラライヴァオ アンリ・ラビエラ マリ共和国のために バカル・ディア モロッコ王国のために エル・ファッシ ベラーダ メキシコ合衆国のために ラウロ・F・ラミレス モナコ公国のために H・マスマジャン 蒙古人民共和国のために マグサリン・チミドドルジ ナツアグドルジ ネパールのために J・L・サチャル ニカラグアのために ドクトル グロヘル
--	---	---	---

ニジエール共和国のために

ムドール・ザカラ

アマドゥ・ムニ

ナイジェリア連邦共和国のために

O・バッシ

ノールウェーのために

カール・ヨハネセン

ウイリアム・シェーグレン

E・デーヴィング

K・ストレムスネス

ニュー・ジラランドのために

B・ダーネル

L・T・ヒース

F・J・ジェフリー

ウガンダのために

H・Z・E・ラモジ

R・H・ニューウェル

パキスタンのために

H・B・カージ

A・シャクル

Z・N・アーマド

パナマ共和国のために

パラグアイのために

カルル・ベネ

オランダのために

ホルボム

オランダ領アンティール及びスリナムのために

E・G・レーデ

P・H・J・ブリュセルス

ペルー共和国のために

H・メリーノ

エルネスト・カセレス

フィリピン共和国のために

パロマル

ナバロ

ポランド人民共和国のために

ファウステイン・ラドシ

ポルトガルのために

マルクス・デ・フォンテス・ペレイ

ラ・デ・メーロ・フォンセカ

ジョルジ・ブラガ

ドミンゴ・ドウアルテ・ペーロ

マトス・ペレイラ

ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・

デ・マトス

カルロス・アウグスト・デ・メロ

西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のために

ために

東部アフリカとアジアとオセアニアにおけるポルトガルの諸州のために

アラブ連合共和国のために

A・バキル

T・H・アブデル・ラフマーン

アワト・ハミト・ハッガール

アフマト・ソビヒ・エルリダリ

ルーマニア人民共和国のために

マリノ・グリゴレ

P・マテウス

I・ペトラール

P・ボステルニク

I・セーフエルド

ルワンダ共和国のために

ガブリエル・カマンジ

サン・マリノ共和国のために

ドメニコ・フォルチェリーニ

ドクトル ヴイルヘルム・ミューラー

フエンベック

セネガル共和国のために

I・スディアエ

M・ウアタラ

A・サルダ

D・ソウ

ミニエ

シエラ・レオネのために

クリストファー・デイヴィス

ソマリアのために

ジュゼッペ・トレル

スーダン共和国のために

M・S・スリマン

H・I・ベシール

スウェーデンのために

ヴィクトール・スワルトリッング

カール・アクセル・レーフグレン

K・H・イエーデル

スイス連邦のために

トゥアゾン

サウザー

ブッチ

シャプイ

マルゲラ

シリア・アラブ共和国のために

アブデル・カーデル・バグダディ

ムハンマド・エルリマハミド

タンガニカ・ザンジバル連合共和国のために

R・ユスフ

チャード共和国のために

J・ゴルサラ

チュエコスロヴァキア社会主義共和国のために

マニャーク

タイのために

T・キーラン

S・スカネート

チャオ・トンマ

T・ヤワカン

トリーゴ共和国のために

E・ローソン

I・エクエ

トリニダード・トバゴのために

カマルディン・モハメッド

ジョージ・リー

N・ウォーレン

カーマディーン

テュニジアのために

サラハ・ベウサウイヤ

フェンドウリ

トルコのために

F・アルプイスケンデル

A・クトカン

N・エキン

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために

G・シンチェンコ

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

K・セルゲイチュク

ウルグアイ東方共和国のために

カルロス・ワシントン・アリセリス

ヴァチカン市国のために

G・プリジョーネ

ヘルベルト・ミースラー

フランツ・ムシュル

ヴェネズエラ共和国のために

オスカル・ミズレ・リプス

J・マンデ・サンチエス

ヴィエトナムのために

トラン・ヴァン・ヴィエン

ヴォ・ヴァン・カッタ

イエメン・アラブ共和国のために

ムハンマド・ザイド

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のために

P・ヴァシリエヴィッチ

M・ミチツチ

ドラグーチン・パタキ

クリステイッチ・メロシ

万国郵便条約の最終議定書

下名の全権委員は、本日付けで締結された万国郵便条約に署名するに際し、次のとおり協定した。

第一条 郵便物の所属

1 条約第四条の規定は、オーストラリア連

邦と

七一九

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

邦、カナダ、サイプラス共和国、ガーナ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土、アイルランド、ジャマイカ、クウェイト、マレーシア、ナイジェリア連邦共和国、ニュー・ジブラルドル、ウガンダ、アラブ連邦共和国、シエラ・レオネ、タンガニカ・ザンジバル連合共和国、トリニダード・トバゴ、イエメン・アラブ共和国及びユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国には、適用しない。

2 同条の規定は、名あて人が自己あてに郵便物が到着する旨の通知を受けた後においては差出人の請求による通常郵便物の取りもどし又は名あて変更が許されないことを

法令で定めているデンマークにも、適用しない。

第二条 点字郵便物の郵便料金の免除に対する例外

条約第九条及び第十六条の規定にかかわらず、自国の内国業務において点字郵便物につき郵便料金の免除を認めない加盟国は、条約第九条に掲げる料金を徴収する権能を有する。ただし、これらの料金は、自国の内国業務の料金をこえることができない。

第三条 相当額、最高限及び最低限

1 各加盟国は、条約第十六条1に定める料金を、次の表に示すところに従つて、百分の六十を限度として引き上げ、又は百分の二十を限度として引き下げる権能を有する。

郵便物	料 金	
	最 高 限	最 低 限
書 状	サンチム 四〇	サンチム 二〇
郵便葉書	二四	二二
往 復	二四	二二
印刷物	四八	二四
点字郵便物	一九・二	九・六
商品見本	九・六	四・八
最低料金	一九・二	九・六
小形包装物	四〇	二〇
最低料金	一九・二	九・六
録音郵便物	五〇グラムごとに 三三	一六

2 選定した料金は、それらの間に基本料金の間における割合と同一の割合をできる限り保持しなければならない。各郵政庁は、

その料金につき、場合に依り、自国の貨幣制度の便宜に従つて端数を切り上げ又は切り捨てる権能を有する。

第四条 印刷物及び商品見本の料金の率の適用に対する例外

1 条約第十六条の規定にかかわらず、各加盟国は、印刷物及び商品見本に対し、最初の重量段階につき定める料金を適用せず、この段階について六サンチムの料金を適用する権能を有し、また、商品見本に対しては最低料金を十二サンチムとすることが出来る。印刷物と商品見本とが単一の郵便物として括合されるときは、支払われる料金は、商品見本の最低料金でなければならぬ。

2 例外として、加盟国は、印刷物及び商品見本に対する国際料金を内国業務の同種類の郵便物について自国の法令で定める率まで引き上げることが出来る。

第五条 常衡オンス

条約第十六条1の表にかかわらず、内国制度によりメートル法重量制を採用することができない加盟国は、これに代えて常衡オンス(二二・八・三四六五グラム)を使用し、書状については一オンスを二十グラムとみなし、また、印刷物、商品見本、小形包装物及び録音郵便物については二オンスを五十グラムとみなす権能を有する。

第六条 小形包装物

小形包装物の業務を実施する義務は、この業務を行なうことができない加盟国には、適用しない。

第七条 印刷物に関する規定に対する例外

条約第十六条2及び3、第二十条2並びに第三十九条2の規定にかかわらず、内国業務において三キログラム又は五キログラムの重量制限をこえる印刷物を許さないエチオピアにおいては、この種の郵便物は、通常郵便物の国際業務においても、差立方法が普通の郵便袋によると特別な票札を附した郵便袋によるとを問わず、許されない。

第八条 貴重品の書留書状への封入に対する例外

条約第十六条8の規定にかかわらず、アルゼンティン共和国、ブラジル合衆国、チリ、エル・サルヴァドル、インド、メキシコ、パキスタン、ペルー、アラブ連合共和国及びヴェネズエラ共和国の郵政庁は、同規定に掲げる貴重品の書留書状への封入を許さないことができる。

第九条 外国における通常郵便物の差出し

いかなる加盟国も、その領域内に居住する差出人が外国で定められた一層低い料金の利益を受けるためその外国において差出し又は差し出させる通常郵便物を送達し、又は名あて人に配達する業務を有しない。一層低い料金の利益を受けるための差出しであるかどうかを問わず、多量に差し出されるこのような郵便物についても、同様とする。この規則は、差出人が居住国において準備した上で国境を越え搬出した郵便物及び外国において作成した郵便物に対し、差別なく適用する。関係郵政庁は、当該郵便物を差出元へ返送し、又はこれに内国料金を課する権利を有する。料金徴収の方法は、関係郵政庁の選択にゆだねる。

第十条 国際返信切手券

条約第二十四条1の規定にかかわらず、郵政庁は、国際返信切手券を発売せず、又はその売りさばきを制限する権能を有する。

第十一条 取りもどし、名あての変更又は訂正

条約第二十六条の規定は、法令が差出人の請求による通常郵便物の取りもどし又は名あて変更を許さない南アフリカ共和国、オーストラリア連邦、ビルマ、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国政府が国際関係処理する海外領土の一部、アイルランド、ジャマイカ、クウェイト、マレーシア、ナイジェリア連邦共和国、ニュー・ジブラルダ、ウガンダ、シエラ・レオネ、タンガニカ・ザンジバル連合共和国及びトリニダード・トバゴには、適用しない。同条の規定は、通常郵便物の名あて変更については、インドにも、適用しない。また、アルゼンティン共和国は、条約第二十六条条に対して留保を行なつた国から発する取りもとし又は名あて変更の請求に応じない。

第十二条 前納料金以外の料金

1 条約第十六条の前納料金以外の料金に相当する内国業務の料金が条約に規定する料金をこえる加盟国は、国際業務においてもこの内国料金を適用することができる。

2 条約第三十六条3の規定にかかわらず、アルゼンティン共和国、キューバ共和国、ペルー及びフィリピンの郵政庁は、書留とする特別の郵袋により差し出す印刷物を引き受けないことができる。したがつて、これらの郵便物について条約第三十九条2に規定する特別の賠償金は、これらの郵政庁に請求することができない。

第十三条 シベリア横断鉄道及びアルゼンティン横断鉄道經由の特別料金

1 ソヴィエト社会主義共和国連邦の郵政庁は、シベリア横断鉄道を経由して継続運送される通常郵便物一キログラムごとに一フラン三十サンチムの補充料を、条約第四十七条1(一)陸路に掲げる継続料に加えて、徴収することができる。

2 アルゼンティン共和国の郵政庁は、andes横断鉄道のアルゼンティンに属する区間を経由して継続運送される通常郵便物一キログラムごとに三十サンチムの補充料を、条約第四十七条1(一)陸路に掲げる継続料に加えて、徴収することができる。

る継続料に加えて、徴収することができる。

第十四条 アフガニスタンのための特別の継続条件

条約第四十七条1の規定にかかわらず、アフガニスタンの郵政庁は、運輸及び通信手段についての特別の困難により、暫定的に、閉鎖及び開袋通常郵便物の同国を経由する継続しを同郵政庁と関係郵政庁との間で特別に合意する条件に従つて行なうことができる。

第十五条 アデンにおける特別保管料

例外として、アデンの郵政庁は、アデンにおいて保管するすべての閉鎖に対し、同郵政庁が当該閉鎖につき陸路又は海路の継続しの報酬を受けないときは、郵袋一個につき四十サンチムの料金を徴収することができる。

第十六条 例外的航空増料金

ソヴィエト社会主義共和国連邦の特殊な地理的位置にかんがみ、同国の郵政庁は、世界のすべての国に対し、ソヴィエト社会主義共和国連邦の全領域において均一の増料金を適用する権利を留保する。この増料金は、航空路による通常郵便物の運送から生ずる実費をこえないものとする。

第十七条 差出国が指示した送達線路の強制

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国は、航空閉鎖の郵便票札(AV8)に記載した線路に関する指示に従つて行なわれた運送の費用のみを認める。

以上の証拠として、下名の全権委員は、規定が条約の本文中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するこの議定書を作成し、連合所在国の政府に寄託されるべき本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その原本一通を各当事国に送付する。

千九百六十四年七月十日にウィーンで作成した。

アフガニスタンのために

M・アジーム・グラシ

南アフガニスタンのために

アルバニア人民共和国のために

ガゴ・ネシヨ

アルジェリア民主人民共和国のために

A・アムラーニ

ドイツのために

リヒャルト・シュテックレン

ドクトル シュタインメッツ

アメリカ合衆国のために

ウィリアム・J・ハーティガン

フレデリック・E・バトラス

グリーヴァー・アラン

ドイツ連邦共和国のために

フランシス・L・クリッパ

アーランド・J・リウ

レイモンド・K・ハンコック

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために

ウィリアム・J・ハーティガン

フレデリック・E・バトラス

グリーヴァー・アラン

ドイツ連邦共和国のために

フランシス・L・クリッパ

アーランド・J・リウ

レイモンド・K・ハンコック

サウディ・アラビア王国のために

イブラヒム・ザライ

A・アツキ

アリ・シェイク

M・S・カルカダイン

アルゼンティン共和国のために

アントニオ・パヘス・ララヤ

アルフレド・バルトロメ・ガソロ

E・カルベルマッテン

オーストラリア連邦のために

R・J・ベージ

W・K・ウォーターソン

E・A・ヤング

オーストラリア共和国のために

ドクトル B・シャギンガー

ドクトル グラシャ

ドクトル P・マホルト

ドクトル J・パロウベク

ベルギーのために

L・コロ

E・ストウリユイフ

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

P・アファナシエフ

ビルマのために

フラ・ジョウ

ボリヴィアのために

A・A・エステンソロ

ブラジル合衆国のために

カルロス・フレデリコ・ドゥアルテ

グンサルヴェス・デ・ロシヤ

ルベンス・リクペロ

クリストバン・アラウジョ

ブルガリア人民共和国のために

V・マカルスキー

ブルンディ王国のために

ベルナル・スタウイガヤ

カンボディア王国のために

フォット・サム・アット

カメルーン連邦共和国のために

トンバ・ギヨム

カナダのために

W・H・ウィルソン

F・パジョー

R・ゴスラン

W・M・マッククリーン

中央アフリカ共和国のために

T・ソコニ セイロンのために W・S・A・グナセケラ チリのために A・ウルラ・ピント 中国のために 王季徴 于潤生 薛聘文 サイプレス共和国のために P・ハジオアヌ コロンビア共和国のために テルモ・ムニョス・ボラノス A・サラサル J・C・カステイリョ H・シンメルマン コンゴ共和国(ブラザヴィル)のために マティアス・マヴニア コンゴ共和国(レオポルドヴィル)のため に テオフィル・シンブソン ガストン・ケンダ シモン・ムケンディ ルイ・エルマン アモス・G・ムビアイ 大韓民国のために 李昌熙 方文基 コスタ・リカ共和国のために G・L・エルソグ 象牙海岸共和国のために S・シソコ キューバ共和国のために D・ボルテラ ドクトル ルイス・ソラ・ピラ バルデス ダホメ共和国のために ガブリエル・グノンベ デンマーク王国のために	アルネ・クロック J・M・S・アンデルセン T・W・マトセン ドミニカ共和国のために A・A・アスマール・サンチエス エル・サルヴァドル共和国のために J・コントゥレーラス エクアドル共和国のために ラモン・デ・イカサ スペインのために J・デ・エリセ マヌエル・ゴンサレス アニバル・マルティン サトゥルニノ・サカス ローベ・ヒメネス アフリカにおけるスペインの領土のために フリアン・アイエスタ・ブレンデス R・アバロス エティオピアのために マルコス・ハンナ タメラット ゲザヘン・ゲイブル・ウォルド フィンランド共和国のために オイヴァ・サロイラ タウノ・プオランネ フランス共和国のために イヴァン・カパンヌ ジョーデル ラシャブト シャパール ムイユソ グーヨン R・モリヨン A・ヴァテオンヌ フランスの海外郵便電気通信庁によつて代 表される地域全体のために E・スキナジ M・シャブロン L・シャブ	ガボン共和国のために E・ムファヌ ガーナのために J・M・アグリ 海峽諸島及びマン島を含むグレート・ブリ テン及び北部アイルランド連合王国のために K・S・ホームズ K・ハイランド H・C・ヘインワース C・E・ヘインズ T・スコット V・C・ルーカス グレート・ブリテン及び北部アイルランド 連合王国政府が国際関係を処理する海外領土 のために K・S・ホームズ K・ハイランド H・C・ヘインワース C・E・ヘインズ T・スコット V・C・ルーカス グレート・ブリテン及び北部アイルランド 連合王国政府が国際関係を処理する海外領土 のために K・S・ホームズ K・ハイランド H・C・ヘインワース C・E・ヘインズ T・スコット V・C・ルーカス ギリシャのために デイモブローロス G・ヤンノブローロス P・キオセオグル グアテマラ共和国のために R・メリダ ギニア共和国のために モンルイ ディアラ ハイティ共和国のために 上ヴォルタ共和国のために H・ヤメオゴ R・ギントラン ホンデラス共和国のために R・メリダ ハンガリー人民共和国のために ホルン・デジュ	インドのために M・ダヤル S・M・ゴシユ K・ラジャ インドネシア共和国のために シマトゥパン イランのために ミルリエスカンダリ イラク共和国のために ナスラト・アルリムダリス アイルランドのために オブローイン P・A・ドワイグナン アイスランド共和国のために G・ブリーム ラフン・ジュリエーション イスラエルのために C・ベン・メナヘム A・ラナン Y・L・ランダウ イタリヤのために アウレリオ・ボンシリオーネ ブルネット・ブルネット ジャマイカのために ケニス・A・ジョーンズ H・A・フエアヴェザ 日本国のために 内田藤雄 ジョルダン・ハシエミット王国のために ミシエル・オー クウェイトのために I・Y・ラザック ラオス王国のために イヴァン・カパンヌ ジョーデル ラシャブト シャパール ムイユソ グーヨン
---	--	--	--

R・モリヨン
A・ヴァテオンヌ
レバノン共和国のために
ミシエル・オー
リベリア共和国のために
バツカス・ペー
L・ペンジャミン・アンドリュース
リビアのために
K・マラブタシ
A・B・シエハーブ
リヒテンシュタイン公国のために
ビエツヒエル
ルクセンブルグのために
ロース
R・フルネル
マレイシアのために
イブラヒム・ヴァルシャイ
ケン・リアン・オン
マルティン
マダガスカル共和国のために
ジャン・ラヴィヴァオ
アンリ・ラビエラ
マリ共和国のために
ブバカル・ディア
モロッコ王国のために
エル・コアッ
ベラード
メキシコ合衆国のために
ラウロ・F・ラミレス
モナコ公国のために
H・マスマジャン
蒙古人民共和国のために
マダサリン・チミドドルジ
ナツアグドルジ
ネパールのために
J・L・サチャル
ニカラグアのために
ドクトル・グロヘール
ニジニール共和国のために

ムドゥール・ザカラ
アマドゥ・ムムニ
ナイジェリア連邦共和国のために
O・バツシ
ノールウエーのために
カール・ヨハネセン
ウイリアム・シェーグレン
E・デーヴィン
K・ストレムスネス
ニユー・ジランドのために
B・ダーネル
L・T・ヒース
F・J・ジェフリー
ウガンダのために
H・Z・E・ラモジ
R・H・ニユーウェル
パキスタンのために
H・B・カー
A・シヤクル
Z・N・アーマド
パナマ共和国のために
パラグアイのために
カルル・ベネ
オランダのために
ホルボーム
オランダ領アンティール及びスリナムのた
めに
E・G・レーデ
P・H・J・ブリュセルス
ペルー共和国のために
H・メリーノ
エルネスト・カセレス
フィリピン共和国のために
パロマル
ナバロ
ポーランド人民共和国のために
ファウステイン・ラドシ
ポルトガルのために

マルクス・デ・フォンテス・ペレイ
ラ・デ・メーロ・フォンセカ
ジョルジ・ブラガ
ドミンゴ・ドゥアルテ・ペー
マツ・ベルレイラ
ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・
デ・マツ
カルロス・アウグスト・デ・メロ
西部アフリカにおけるポルトガルの諸州の
ために
東部アフリカとアジアとオセアニアにお
けるポルトガルの諸州のために
アラブ連合共和国のために
A・バキル
T・H・アブデル・ラフマーン
アワト・ハミット・ハッガ
アフマト・ソブヒ・エルハダ
ルーマニア人民共和国のために
マリン・グリゴレ
P・マテースク
I・ペトラール
P・ポステルニク
I・セーフエルド
ルワンダ共和国のために
ガブリエル・カマンジ
サン・マリノ共和国のために
ドメニコ・フォルチェリーニ
ドクトル・ヴィルヘルム・ミューラー
フエンベック
セネガル共和国のために
I・ヌディアエ
M・ウアタラ
A・サルダ
D・ソウ
ミニエ
シエラ・レオネのために
クリストファー・デイヴィス

ソマリアのために
ジュゼッペ・トレル
スーダン共和国のために
M・S・スリマン
H・I・ベシール
スウェーデンのために
ヴィクトール・スワルトリン
カール・アクセル・レーフグレン
K・H・イェーデル
スイス連邦のために
トゥアズン
サウザー
ブツチ
シャブイ
マルゲラ
シリア・アラブ共和国のために
アブデル・カデル・バグダ
ムハンマド・エルハミド
タンガニカ・ザンジバル連合共和国のた
めに
R・ユスフ
チャード共和国のために
J・ゴルサラ
チェコスロヴァキア社会主義共和国のた
めに
マニヤーク
タイのために
T・キーラン
S・スカネート
チャオ・トンマ
T・ヤワカン
トゴ共和国のために
E・ローソン
I・エクス
トリニダード・トバゴのために
カマルディン・モハメッド
ジョージ・リー
N・ウォーレン
カーマディーン

チュニジアのために

サラール・ベツサウイヤ

フエンドウリ

トルコのために

F・アルブイスケンデル

A・クトカン

N・エキンジ

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために

G・シンチエンコ

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

K・セルゲイチュク

ウルグアイ東方共和国のために

カルロス・ワシントン・アリセリス

ヴァチカン市国のために

G・プリジョーネ

ヘルベルト・ミースラー

フランツ・ムシュル

ヴェネズエラ共和国のために

オスカル・ミズレ・リプス

J・マンデ・サンチエス

ヴィエトナムのために

トラン・ヴァン・ヴィエン

ヴォ・ヴァン・カット

イエメン・アラブ共和国のために

ムハンマド・ザイド

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のために

P・ヴァシリエヴィッチ

M・ミチッチ

ドラグーチン・パタキ

クリステイッチ・メロシ

価格表記の書状及び箱物に関する約定
連合加盟国の政府の全権委員である下名
は、千九百六十四年七月十日にウィーンで締
結された万国郵便連合憲章第二十二條4の規
定にかんがみ、合意により、かつ、憲章第二

十五條3の規定を留保して、次の約定を締結した。

第一章 総則

第一条 約定の目的

1 有価証券又は有価の書類を包有する書状及び珠玉その他の貴重品を包有する箱物は、差出人が表記する価格に従つて包有品を保険に付した上、締約国間において交換することができる。

2 これらの郵便物は、「価格表記郵便物」又は「価格表記書状」若しくは「価格表記箱物」と称する。

3 価格表記箱物の交換は、この業務を行なうことを表明する締約国間に限定する。

第二条 価格の表記

1 価格表記金額は、原則として、無制限とする。

2 もつとも、各郵政庁は、おのおの、価格の表記を一定の金額以下に制限する権能を有する。この金額は、一万フランを下ることができない。

3 異なる最高限を採用した諸国間の関係においては、最も低い制限を相互に遵守しなければならない。

4 価格の表記は、郵便物の包有品の実価をこえることができない。もつとも、その価格の一部のみを表記することは、許される。書類の表記金額でその書類の作成費に相当する価格を表わすものは、亡失の場合にその書類の複製に要することがある費用をこえることができない。

5 郵便物の包有品の実価をこえる価格の詐欺表記は、差出国の法令で定める司法上の訴追を受ける。

第二章 引受条件

第三条 重量及び大きさの条件

1 価格表記書状は、普通書状に適用する重量及び大きさの条件に従う。

2 価格表記箱物は、重量については一キログラム、また、大きさについては、長さ三十センチメートル、幅二十センチメートル及び高さ十センチメートルをこえることができない。

3 価格表記の書状及び箱物でその大きさが条約第十六條1において書状につき定める最小限に達しないものは、許されない。

第四条 包有の許容

1 価格表記書状は、郵政庁が同意を表明した諸国間の関係においては、関税を課されることがある物品を包有することができる。

2 価格表記箱物は、必要な事項のみを記載した開封の案内書及び差出人の住所氏名を附記した箱物の表記の写し一通を包有することができる。

3 医療上又は学術上の目的で発送するあへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する価格表記箱物については、第五條1(b)の規定に従うものとする。

第五条 禁制

1 次に掲げる物品の発送は、すべての価格表記郵便物について禁止する。

(a) 性質上又は包装上、取扱者に危害を及ぼし、又は通常郵便物を汚染し若しくは損傷するおそれがある物品(e)参照

(b) あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬。ただし、この禁制は、医療上又は学術上の目的を有することを条件としてこれらの物品を許す国にあてて価格表記箱物の形態によりこの目的で行なう発送には、適用しない。

(c) 名あて国において輸入又は流布を禁止する物品

(d) 生きた動物

(e) 爆発性又は発火性の物質その他危険性がある物質

(f) わいせつな又は不道徳な物品

2 価格表記書状は、硬貨、加工した又は加工しない白金、金又は銀、宝石、珠玉その他の貴重品を包有してはならない。第四條1の規定を留保して、この書状は、また、関税を課されることがある物品を包有してはならない。

3 価格表記箱物は、次の物品を包有してはならない。

(a) 現実的かつ対人的な通信の性質を有する書類

(b) 銀行券、紙幣又は各種の持参人私有有価証券

第六条 誤つて引き受けられた郵便物の取扱

1 第三條の規定に適合しない価格表記郵便物であつて誤つて引き受けられたものは、差出郵政庁に返送しなければならない。ただし、名あて郵政庁は、条約第十六條14に規定する料金をこの郵便物に適用した上、これを名あて人に配達することができる。

2 第五條1に掲げる物品を包有する価格表記郵便物であつて誤つて引き受け発送されたものは、これらの物品の包有を発見した郵政庁が属する国の法令に従つて取り扱うものとする。第四條1の規定を留保して、有価証券以外の関税を課されることがある物品を包有する価格表記書状についても、同様とする。ただし、第五條1(b)、(e)及び(f)に掲げる物品を包有する価格表記郵便物については、いかなる場合にも、名あて地への送達、名あて人への配達及び差出元への返送を行なわれない。

3 第五條2及び3(b)に掲げる物品を包有する価格表記郵便物は、差出元へ返送しなければならない。ただし、これらの物品の包有が名あて郵政庁によつて発見されたときは、その郵政庁は、自国の規則で定める条

件に従つて、その郵便物を名あて人に配達することができ、
 4 誤つて引き受けられた価格表記郵便物について差出元への返送及び名あて人への配達が行なわれないときは、差出郵政庁は、その郵便物に適用された取扱について詳細に通報されるものとする。
 5 価格表記郵便物は、いかなる場合にも、現実的かつ対人的な通信の性質を有する書類一通を包有することを理由として差出人に返送することができない。

郵便物の名称	前納料金	定額の書留料	価格表記料
箱	条約第十六条の規定及び場合により条約の最終議定書第三条の規定に従つて算出した料金	条約第三十六条2 (b)又は条約の最終議定書第十二条に定める料金	名あて国のいかなるものを問わず、表記金額二〇〇フラン若しくは二〇〇フランの端数ごとに最高五〇〇サンチム又は表記金額の段階の四〇〇分の一。不可抗力により生ずることがある危険を負担する国においても、同様とする。
物	五〇グラムごとに二〇サンチム 最低一フラン		

3 価格表記の書状及び箱物については、1に掲げる料金のはかに、この約定の第十五条の規定に基づいて条約を適用した結果生ずる料金を徴収することができる。

8 郵政庁の間で、又は郵政庁と国際事務局との間で交換する郵便業務に関する価格表記書状については、すべての郵便料金を免除する。

9 輸出及び輸入の条件並びに課金
 1 価格表記郵便物は、輸出の条件及び課金に關しては差出国の法令の適用を受け、輸

第三章 料金及び課金
 第七条 料金
 1 価格表記の書状及び箱物については、次の料金をあらかじめ差出人から徴収するものとする。
 (a) 前納料金
 (b) 定額の書留料
 (c) 価格表記料
 2 これらの料金の料金率は、次のとおりとする。

入及び税関の条件及び課金に關しては名あて国の法令の適用を受ける。
 2 輸入に際して課される国税及び試験料は、配達の際に名あて人から徴収する。ならんかの理由により価格表記箱物が価格表記箱物の業務に参加する他の国に転送され、又は差出局に返送されるときは、再輸出に際して取り消されない課金及び費用は、名あて人又は差出人から徴収する。

1 第十一条に規定する場合を除くほか、郵

政庁は、価格表記箱物の亡失、盗取又は損傷について責任を負う。その責任については、郵便物が開袋で運送されるものであるか、又は開袋で運送されるものであるかを問わない。
 2 差出人は、亡失、盗取又は損傷の実額に原則として相当する賠償金を請求する権利を有する。間接の損害及び実現されなかつた利益は、考慮しない。なお、この賠償金は、いかなる場合にも、金フランによる価格表記金額をこえることができない。価格表記航空郵便物の転送又は差出元への返送が平面路によつて行なわれる場合には、責任は、この運送については、その平面路によつて送達される郵便物に適用される責任に限定される。

3 賠償金は、有価の物品の運送が引き受けられた場所及び時期における同種類の有価の物品の金フランに換算した時価に従つて算出する。時価がないときは、賠償金は、同一の基礎で評価された物品の普通価格に従つて算出する。
 4 価格表記郵便物の亡失、全部の盗取又は完全な損傷については賠償金が支払われなければならないときは、差出人は、価格表記料を除くほか、支払つた料金の還付を請求する権利を有する。価格表記料は、いかなる場合にも、差出郵政庁が取得する。
 5 差出人は、名あて人のために自己の権利を放棄する権能を有する。

1 郵政庁は、価格表記郵便物であつて、同種の郵便物について自国の内国規則で定める条件又は条約第十二条3に定める条件に従つて配達したものであるときは、責任を問われない。もつとも、次の場合には、責任は、存続する。
 (a) 盗取され又は損傷した郵便物の配達を受ける際に留保を行なうことを内国規則が許

す場合において、この留保が名あて人により、又は差出元への返送のときは差出人によつて行なわれたとき。
 (b) 名あて人又は差出元への返送のときは差出人が、正規に受領証を差し出していかどうかを問わず、損害を発生した旨を郵便物を配達した郵政庁に遅滞なく申し出た上、盗取又は損傷が配達後に生じたものでないことを立証した場合
 2 次の場合には、郵政庁は、責任を負わな

い。
 一 価格表記郵便物の亡失、盗取又は損傷については、
 (a) 不可抗力による場合。自己の業務において亡失、盗取又は損傷が生じた郵政庁は、自国の法令に従つて、その亡失、盗取又は損傷が不可抗力の場合を構成する事情によるものであるかどうかを決定しなければならず、この事情は、差出国の郵政庁が請求するとき、その郵政庁に通知する。ただし、不可抗力の危険を負担することを受諾した差出国の郵政庁に關しては、責任は、存続する。
 (b) 郵政庁の責任に關して別段の証拠がなく、かつ、不可抗力による業務書類の損傷のために郵政庁が郵便物について調査することができない場合
 (c) 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は郵便物の包有品の性質から生じたものである場合
 (d) 包有品が第五条1、2及び3(b)に規定する禁制品に抵触する郵便物に關する場合において、当該郵便物がその包有品のために権限のある当局により没収され又は棄却されたとき。
 (e) 包有品の実価をこえる価格の詐欺表記の対象となつた郵便物に關する場合

昭和四十年五月十七日 參議院會議錄第十九号(その二) 万国郵便連合章程、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び關係諸約定

(f) 差出人が郵便物の差出しの日の翌日から起算して一年の期間内になんらの請求も行なわなかつた場合

二 名あての法令に基づいて差し押えられた価格表記郵便物に関する場合

三 海路又は航空路の運送に關しては、締約国の郵政庁がその利用する船舶又は航空機内にある有価物について責任を負うことができない旨を通知した場合。ただし、この郵政庁は、開袋による価格表記郵便物の差越しについては、書留郵便物について規定される責任を負う。

3 郵政庁は、税関告知書の内容(どのように記載されているかを問わない)及び税関検査に付される郵便物の検査の際に税関が行なつた決定については、なんらの責任も負わない。

第十二条 差出人の責任

1 郵政庁又は運送事業者の過失又は怠慢がなかつたことを条件として、価格表記郵便物の差出人は、運送を許されない物品の差出し又は引受条件の不遵守によつて他の郵便物に与えたすべての損害について、郵政庁が有する責任の限度と同一の限度において責任を負う。

2 差出人は、差出局が前記の価格表記郵便物を引き受けたことによつてその責任を免れることはない。

3 必要があるときは、差出郵政庁は、差出人に対して訴えを提起するものとする。

第十三条 郵政庁間の責任の決定

1 郵便物を異議なく受け取り、かつ、すべての所定の取調資料を受領した郵政庁は、名あて人に配達したこと又は他の郵政庁に運送した場合において正規に運送したことを立証することができないときは、反証があるまで、責任を負う。

2 次の場合には、4、7及び8の規定に従うことを条件として、仲介郵政庁又は名あて

て郵政庁は、反証があるまで、すべての責任を免れる。

(a) 施行規則第百八条の価格表記郵便物の個別の点検に關する規定を遵守した場合

(b) 条約の施行規則第百八条に規定する保存期間が経過して当該郵便物に關する業務書類が棄却された後に取調請求に接したことを立証することができるときは、この留保は、請求者の権利に影響を及ぼさない。

3 価格表記郵便物を他の郵政庁に運送した郵政庁は、郵便物の引渡しを受けた交換局が、点検の後に利用することができ最初の郵便物、価格表記の包装物の全部又は郵便物自体の不着又は異状を証明する調書を差出郵政庁に送付しなかつたときは、反証があるまで、すべての責任を免れる。

4 亡失、盗取又は損傷が運送中に生じ、その事実がいずれの国の領域又は業務において生じたかを確定することができないときは、関係郵政庁は、平等に損害を負担する。ただし、盗取又は損傷が名あて国において判明したとき、又は、差出人への返送の場合には、差出国において判明したときは、その国の郵政庁、次の事項を証明しなければならぬ。

(a) 包装物、封筒又は郵便袋及びそれらの封かん並びに郵便物の包装及びその封かんに盗取又は損傷の明らかな形跡がなかつたこと。

(b) 差出しの際に確認された重量が変わつていなかつたこと。

名あて郵政庁又は場合により差出郵政庁によつて前記の事項が証明されたときは、他のいずれの關係郵政庁も、異議を受けることなく次の郵政庁に郵便物を引き渡した事実を援用して責任の分担を拒むことができない。

5 一郵政庁が他の郵政庁に対して負う責任は、いかなる場合にも、自己が採用した価格表記の最高限をこえないものとする。

6 価格表記郵便物が不可抗力により亡失し、盗取され、又は損傷した場合には、自国の領域又は業務において亡失、盗取又は損傷が生じた郵政庁は、差出郵政庁に対し、両郵政庁が不可抗力によつて生ずる危険を負担するときに限り、責任を負う。

7 亡失、盗取又は損傷がこの約定の当事国でない国の仲介郵政庁又は損害額より低い最高限を採用している仲介郵政庁の領域又は業務において生じたときは、差出郵政庁及び名あて郵政庁は、当該仲介郵政庁が5及び条約第一条3の規定により負担しない損害を平等に負担する。

8 支払うべき賠償金の關係郵政庁間における分担については7に規定する手続は、海路又は航空路の運送の場合において、亡失、盗取又は損傷が責任を認めない締約国に属する郵政庁(第一、二、三)の業務において生じたときにも適用する。

9 取り消されなかつた関税その他の課金は、亡失、盗取又は損傷について責任がある郵政庁の負担とする。

10 賠償金を支払つた郵政庁は、名あて人、差出人又は第三者に対して行なうことがあるすべての請求の権利について、その賠償金の金額の限度において、賠償金を受け取つた者に代位する。

第十四条 差出人又は名あて人からの賠償金の回収

1 条約第四十五条の規定は、価格表記郵便物に適用する。

2 郵便物が後日発見され、かつ、その包有品が支払われた賠償金の金額よりも低い価格のものであると認定された場合には、差出人は、郵便物の交付と引換えにこの賠償金を返付しなければならぬ。この場合に

は、第二条5に規定する価格の詐欺表記に対する措置の適用を妨げない。

第五章 雜則及び最終規定

第十五条 条約の適用

条約は、必要があるときは、この約定で明らかに定められていないすべての事項に準用する。ただし、条約第二十五条の規定にかかわらず、名あて郵政庁は、自国の規則で規定するときは、郵便物自体に代えて到着通知書の特便をもつて配達する権能を有する。なお、条約第二十六条3(b)の規定にかかわらず、また、条約の最終議定書第十一條の規定を留保して、名あて変更の電信による請求については、電報料金のほかに、書留料を支払わなければならない。

第十六条 業務に参加する郵便局

郵政庁は、価格表記の書状及び箱物の業務をできる限り自国のすべての郵便局において行なうため必要な措置を執るものとする。

第十七条 条約の約定及びその施行規則に關する議案の承認の条件

1 この約定及びその施行規則に關する議案で大会議に提出されたものは、実施されるためには、この約定の当事国である加盟国で出席しかつ投票するものの過半数によつて承認されなければならない。投票の際には、大会議に代表されたこれらの加盟国の半数が出席していなければならない。

2 この約定及びその施行規則に關する議案で大会議から大会議までの間において提出されたものは、実施されるためには、次の票數を得なければならない。

(a) 規定の追加に關する場合又は第一条から第八条まで、第十条から第十五条まで、第十七条及び第十八條の規定、最終議定書の規定並びに施行規則の最終の条の規定の改正に關する場合には、投票の總數

(b) (a)に掲げる諸条の規定以外の約定の規定又は施行規則第百一条2、第百二条から第百五条まで、第百六条2から第百七条、第百八条並びに第百十一条(注)及び(ロ)の規定の本質的改正に関する場合は、投票の三分の二

(c) 施行規則のその他の諸条の規定の改正に関する場合は又は約定並びにその最終議定書及び施行規則の規定の解釈に関する場合には、投票の過半数。ただし、憲章第三十二条に規定する仲裁に付すべき紛議の場合を除く。

第十八条 約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百六十六年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書が効力を生ずるまで効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、連合所在国の政府に寄託されるべきこの約定の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その贈本一通を各当事国に送付する。

千九百六十四年七月十日にウィーで作成した。

アフガニスタンのために

南アフリカ共和国のために

アルバニア人民共和国のために

ガゴ・ネシ

アルジェリア民主人民共和国のために

A・アムラーニ

ドイツのために

リヒャルト・シュテュックレン

ドクトル シュタインメツツ

アメリカ合衆国のために

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために

サウディ・アラビア王国のために

A・アッギー

アリ・シェイク

M・S・カルカダーン

アルゼンティン共和国のために

アントニオ・パレス・ララヤ

アルフレド・バルトロメ・ガソロ

オーストラリア連邦のために

オーストリア共和国のために

ドクトル B・シャギンガー

ドクトル グラシャ

ドクトル P・マホルト

ドクトル J・パロウベク

ベルギーのために

L・コロ

E・ストウリユイフ

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

P・アフアナシエフ

ビルマのために

フラ・ジョウ

ボリヴィアのために

A・A・エステンソロ

ブラジル合衆国のために

カルロス・フレデリコ・ドゥアルト・

ゴンサルベス・デ・ロシヤ

ルベンス・リクペロ

クリストバン・アラウジョ

ブルガリア人民共和国のために

V・マカリスキー

ブルンディ王国のために

ベルナル・ヌタウイガヤ

カンボディア王国のために

フォット・サム・アット

カメルーン連邦共和国のために

トンバ・ギヨム

カナダのために

中央アフリカ共和国のために

T・ソコニ

セイロンのために

W・S・A・グナセケラ

チリのために

A・ウルラ・ピント

中国のために

王季微

于潤生

薛聘文

サイプラス共和国のために

P・ハジオアヌ

コロンビア共和国のために

テルモ・ムニョス・ボラノス

A・サラサル

J・C・カステイリョ

H・シンメルマン

コンゴ共和国(ブラザヴィル)のために

マティアス・マウニャ

コンゴ共和国(レオポルドヴィル)のために

テオフィル・シンブソン

ガストン・ケンダ

シモン・ムケンディ

ルイ・エルマン

アモス・G・ムビアイ

大韓民国のために

コスタ・リカ共和国のために

G・L・エルソグ

象牙海岸共和国のために

S・シソコ

キューバ共和国のために

D・ボルテラ

ドクトル ルイス・ソラ・ピラ

バルデス

ダホメ共和国のために

ガブリエル・グノンベ

デンマーク王国のために

アルネ・クログ

J・M・S・アンデルセン

T・W・マトセン

ドミニカ共和国のために

エル・サルヴァドル共和国のために

J・コントゥレーラス

エクアドル共和国のために

スペインのために

J・デ・エリセ

マヌエル・ゴンサレス

アンバール・マルティン

サトゥルニノ・カサス

ローペ・ヒメネス

アフリカにおけるスペインの領土のために

フリアン・アイエスタ・ブレンデス

R・アパロス

エティオピアのために

フィンランド共和国のために

オイヴァ・サロイラ

タウノ・プオランネ

フランス共和国のために

イヴァン・カパンヌ

ジョーデル

ラシャブト

シャパール

ムイユソ

グーヨン

R・モリオン

A・ヴァテオンヌ

フランスの海外郵便電気通信庁によつて代

表される地域全体のために

七二七

E・スキナジ
M・シャブロン
L・シャブ
ガボン共和国のために
E・ムファス
ガーナのために
J・M・アグリー
海峡諸島及びマン島を含むグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
K・S・ホームズ
K・ハインド
H・C・ヘインワース
C・E・ヘインズ
T・スコット
V・C・ルーカス
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土のために
K・S・ホームズ
K・ハインド
H・C・ヘインワース
C・E・ヘインズ
T・スコット
V・C・ルーカス
ギリシャのために
V・C・ルーカス
ギリシャのために
V・C・ルーカス
P・キオセオグル
グアテマラ共和国のために
ギニア共和国のために
モンレイ
ハイティ共和国のために
上ヴォルタ共和国のために
H・ヤメオゴ
R・ギントラン
ホンデラス共和国のために

ハンガリー人民共和国のために
ホルン・デジュー
インドのために
M・ダヤル
S・M・ゴッシュ
K・ラジャ
インドネシア共和国のために
シマトウバン
イランのために
ミルリエスカンダリ
イラク共和国のために
ナスラト・アルリムダッリス
アイルランドのために
オプロイン
P・A・ドウィグナン
アイスランド共和国のために
G・ブリーム
ラフン・ジュリユソン
イスラエルのために
イタリヤのために
アウレリオ・ボンシリオーネ
ブルネット・ブルネット
ジャマイカのために
ケニス・A・ジョーンズ
H・A・フニアウエザ
日本国のために
内田藤雄
ジョルダン・ハシエミット王国のために
ミシエル・オー
クウェイトのために
I・Y・ラザック
ラオス王国のために
イヴァン・カバンヌ
ジョデール
ラシャブト
シャパール
ムイユソ

グーヨン
R・モリヨン
A・ヴァテオンス
レバノン共和国のために
ミシエル・オー
リベリア共和国のために
リビアのために
K・マラブタジ
A・B・シェハープ
リヒテンシュタイン公国のために
ビュッヒエル
ルクセンブルグのために
ロース
R・フルネル
マレイシアのために
イブラヒム・ヴァルシャイ
ケン・リアン・オン
マルティン
マダガスカル共和国のために
ジャン・ライヴァオ
アンリ・ラビエラ
マリ共和国のために
ブバカル・ディア
モロッコ王国のために
エル・ファッシ
ペラーダ
メキシコ合衆国のために
モナコ公国のために
H・マスマジャン
蒙古人民共和国のために
マクサリン・チミドルジ
ナツアグドルジ
ネパールのために
ニカラグアのために
ドクトル・グロヘル
ニジニル共和国のために

ムドワール・ザカラ
アマドゥ・ムムニ
ナイジェリア連邦共和国のために
O・パッシー
ノールウェーのために
カール・ヨハネセン
ウイリアム・シェーグレン
E・デーヴィング
K・ストレムスネス
ニユー・ジラランドのために
B・ダーネル
L・T・ヒース
F・J・ジェフリー
ウガンダのために
H・Z・E・ラモジ
R・H・ニューウェル
バキスタンのために
H・B・カージ
A・シャクル
Z・N・アーマド
パナマ共和国のために
パラグアイのために
カルル・ベネ
オランダのために
ホルボーム
オランダ領アンティール及びスリナムのために
E・G・レーデ
P・H・J・ブリューセル
ペルー共和国のために
フィリピン共和国のために
ポーランド人民共和国のために
ファウステイン・ラドシ
ポルトガルのために
マルクス・デ・フォンテス・ペレイ
ラ・デ・メーロ・フォンセカ

ジョルジ・ブラガ
ドミンゴ・ドゥアルテ・ペーロ
マトス・ペレイラ
ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・
デ・マトス
カルロス・アウグスト・デ・メロ
西部アフリカにおけるポルトガルの諸州の
ために

東部アフリカとアジアとオセアニアにお
けるポルトガルの諸州のために

アラブ連合共和国のために

A・バキル
T・H・アブデル・ラフマーン
アワト・ハミト・ハッガド
アフマト・ソブヒ・エルハダリ
ルーマニア人民共和国のために

マリニ・グリーゾレ

P・マテースク

I・ペトラール

P・ポステルニク

I・セーフェルンド

ルワンダ共和国のために

ガブリエル・カマンジ

サン・マリノ共和国のために

ドメニコ・フォルチュリーニ

ドクトル・ヴィルヘルム・ミューラー

フエンベック

セネガル共和国のために

I・ヌディアエ

M・ウアタラ

A・サルダ

D・ソウ

ミニユ

シエラ・レオネのために

クリストファー・デイヴィス

ソマリアのために

ジュゼッペ・トレル

スーダン共和国のために

スウェーデンのために

ヴィクトール・スワルトリン

カール・アクセル・レーフグレン

K・H・イニエデル

スイス連邦のために

トゥアゾン

サウザン

ブッチ

シャブイ

マルゲラ

シリア・アラブ共和国のために

アブデル・カデル・バグダディ

ムハンマド・エルマハミド

タンガニカ・ザンジバル連合共和国のた
めに

R・ユスフ

チャード共和国のために

J・ゴルサラ

チェコスロヴァキア社会主義共和国のた
めに

マニヤルク

タイのために

T・キーラナン

S・スカネート

チャオ・トンマ

T・ヤワカン

トロー共和国のために

E・ローソン

I・エクエ

トリニダード・トバゴのために

カマルディン・モハメッド

ジョージ・リー

N・ウォーレン

カーマディン

テニジアのために

サラハ・ベッサウイヤ

フエンドウリ

トルコのために

F・アルブイスケンデル

A・クトカン

N・エキン

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国の
ために

G・シンチュンコ

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

K・セルゲイチュク

ウルグアイ東方共和国のために

カルロス・ワシントン・アリセリス

ヴァチカン市国のために

G・ブリジョーネ

ヘリベルト・ミースラー

フランツ・ムシュル

ヴェネズエラ共和国のために

オスカル・ミズレ・リブス

J・マンデ・サンチエス

ヴィエトナムのために

トラン・ヴァン・ヴィエン

ヴォ・ヴァン・カッタ

イエメン・アラブ共和国のために

ムハンマド・ザイド

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国の
ために

P・ヴァシリエヴィッチ

M・ミチツチ

ドラグーチン・パタキ

クリスティーチ・メロシ

価格表記の書状及び箱物に関する約定
の最終議定書

下名の全権委員は、本日付けで締結された
価格表記の書状及び箱物に関する約定に署名
するに際し、次のとおり協定した。

第一条 価格表記の最高限

約定第二条の規定にかかわらず、各郵政庁
は、おのおの、価格表記の最高限を五千フラ
ンまで、又は自国の内国業務において採用す
る金額が五千フラン未満であるときはその採
用する金額まで引き下げる権能を有する。

第二条 相当額、最高限及び最低限

各国は、約定第七条2に定める価格表記箱
物の基本料金及び最低料金を、条約の最終議
定書第三条1に掲げる料金の一般段階に従つ
て、百分の六十を限度として引き上げ、又は
百分の二十を限度として引き下げる権能を有
する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、規
定が約定の本文中にある場合と同一の効力
及び同一の価値を有するこの議定書を作成
し、連合所在国の政府に寄託されるべき本書
一通に署名した。大会議開催国の政府は、そ
の贈本一通を各当事国に送付する。

千九百六十四年七月十日にウィーンで作成
した。

アフガニスタンのために

南アフリカ共和国のために

アルバニア人民共和国のために

ガゴ・ネシヨ

アルジェリア民主人民共和国のために

A・アムラーニ

ドイツのために

リヒャルト・シュテックレン

ドクトル シュタインメッツ

アメリカ合衆国のために

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含
むアメリカ合衆国の領土全体のために

サウディ・アラビア王国のために

イブラヒム・ザライ

A・アッキ

アリ・シェイク

七三〇

T・ソユニ

J・M・S・アンデルセン

J
・
M
・
ア
グ
リ
ー

K
・
ラ
ジ
ヤ

インドネシア共和国のために

シマトウパン

イランのために

ミルハエスカンダリ

イラク共和国のために

ナスラト・アルヒムダッリス

アイルランドのために

オプロイン

P・A・ドウィグナン

アイスランド共和国のために

G・ブリーム

ラフン・ジュリユーソン

イスラエルのために

イタリヤのために

アウレリオ・ボンシリオーネ

ブルネット・ブルネッティ

ジャマイカのために

ケニス・A・ジョーンズ

H・A・フエアウエザ

日本国のために

内田藤雄

ジョルダン・ハシエミット王国のために

ミシエル・オー

クウェイトのために

I・Y・ラザック

ラオス王国のために

イヴァン・カパンヌ

ジョーデル

ラシャプト

シャパール

ムイユソ

グーヨン

R・モリオン

A・ヴァテオンス

レバノン共和国のために

ミシエル・オー

リベリア共和国のために

リビアのために

K・マラブタシ

A・B・シエハーブ

リビエンシユタイン公園のために

ビュッヒル

ルクセンブルグのために

ロース

R・フルネル

マレイシアのために

イブラヒム・ヴァルシャイ

ケン・リアン・オン

マルティン

マダガスカル共和国のために

ジャン・ラライヴァオ

アンリ・ラビエラ

マリ共和国のために

ブバカル・ディア

モロッコ王国のために

エル・ファッシ

ペラーダ

メキシコ合衆国のために

モナコ公国のために

H・マスマジャン

蒙古人民共和国のために

マグサリン・チミドドルジ

ナツアグドルジ

ネパールのために

ニカラグアのために

ドクトル・グロヘル

ニジニル共和国のために

ムドゥール・ザカラ

アマドゥ・ムムニ

ナイジェリア連邦共和国のために

O・パッシー

ノールウェーのために

カール・ヨハネセン

ウイリアム・シェーグレン

E・デーヴィング

K・ストレムスネス

ニュー・ジージランドのために

B・ダーネル

L・T・ヒース

F・J・ジェフリー

ウガンダのために

H・Z・E・ラモジ

R・H・ニューウエル

パキスタンのために

H・B・カージ

A・シャクル

Z・N・アーマド

パナマ共和国のために

パラグアイのために

カルル・ベネ

オランダのために

ホルボーム

オランダ領アンティュー及びスリナムのために

E・G・レーデ

P・H・J・ブリューセルス

ペルー共和国のために

フィリピン共和国のために

ポーランド人民共和国のために

ファウステイン・ラドシ

ポルトガルのために

マルクス・デ・フォンテス・ペレイ

ラ・デ・メーロ・フォンセカ

ジョルジ・ブラガ

ドミンゴ・ドゥアルテ・ペーロ

マトス・ペレイラ

ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・

デ・マトス

カルロス・アウグスト・デ・メロ

西部アフリカにおけるポルトガルの諸州の

ために

東部アフリカとアジアとオセアニアとにお

けるポルトガルの諸州のために

アラブ連合共和国のために

A・バキル

T・H・アブデル・ラフマーン

アワト・ハミット・ハッガド

アフマト・ソブヒ・エルダリ

ルーマニア人民共和国のために

マリノ・グリゴレ

P・マテウス

I・ペトラール

P・ボステルニク

I・セーフエルド

ルワンダ共和国のために

ガブリエル・カマンジ

サン・マリノ共和国のために

ドメニコ・フォルチェリーニ

ドクトル・ヴァイルヘルム・ミューラー

フエンベック

セネガル共和国のために

I・ヌディアエ

M・ウアタラ

A・サルダ

D・ソウ

ミニエ

シエラ・レオネのために

クリストファー・デイヴィス

ソマリヤのために

ジュゼッペ・トレル

スーダン共和国のために

スウェーデンのために

ヴァイクトル・スワルトリグ

カール・アクセル・レーフグレン

K・H・イエーデル

スイス連邦のために

トゥアゾン

サウザー

ブツチ
シャブイ
マルゲラ
シリヤ・アラブ共和国のために
アブデル・カデル・バグダディ
ムハンマド・エルリマハミド
タンガニイカ・ザンジバル連合共和国のために
R・ユスフ
チャード共和国のために
J・ゴルサラ
チュウコスロヴァキア社会主義共和国のために
マニヤーク
タイのために
T・キートナン
S・スカネート
チャオ・トンマ
T・ヤワカン
ト・ゴリ共和国のために
E・ローソン
I・エクレ
トリニダッド・トバゴのために
カマルディン・モハメッド
ジョージ・リー
N・ウォーレン
カーマディーン
テュニジアのために
サラ・ハ・ベッサウイヤ
フエンドゥリ
トルコのために
F・アルブイスケンデル
A・クトカン
N・エキンジ
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために
G・シンチエニコ
ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
K・セルゲイチュク

ウルグアイ東方共和国のために
カルロス・ワシントン・アリセリス
ヴァチカン市国のために
G・プリジヨネ
ヘルベルト・ミースラー
フランツ・ムシニル
ヴェネズエラ共和国のために
オスカール・ミスレ・リプス
J・マンデ・サンチエス
ワイエトナムのために
トラン・ヴァン・ヴィエン
ヴォ・ヴァン・カッタ
イエメン・アラブ共和国のために
ムハンマド・ザイド
ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のために
P・ヴァシリエヴィッチ
M・ミチッチ
ドラグーチン・パタキ
クリスティーナ・メロシ

小包郵便物に関する約定
連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで締結された万国郵便連合憲章第二十二條4の規定にかんがみ、合意により、かつ、憲章第二十五條3の規定を留保して、次の約定を締結した。

序則

第一条 約定の目的

1 「小包郵便物」と称する郵便物で一個の重量が二十キログラムをこえないものは、締約国間において、直接に又は一若しくは二以上の締約国の仲介により、交換することができる。

2 十キログラムをこえる小包郵便物の交換は、任意とする。

3 この約定及びその最終議定書並びにこの約定の施行規則及びその最終議定書において

て、「小包」という略称は、すべての小包郵便物に適用する。

第二条 小包の種類

1 「普通小包」とは、2及び3に定義する種類について定める特別の手續に付されない小包とする。

2 次に掲げる小包は、それぞれ次に定めるものをいう。

(a) 「価格表記小包」とは、価格の表記を有する小包をいう。

(b) 「課金別納小包」とは、配達に際して小包に課される郵便料金及び課金の全部を差出人が負担することを請求する小包をいう。この請求は、郵便物の差出しの際に、又は差出しの後において名あて人への配達の時までに行なうことができる。

(c) 「代金引換小包」とは、代金の取立てを要する小包で代金引換郵便物に関する約定に規定するものをいう。

(d) 「ぜい弱な小包」とは、これれやすく、かつ、取扱いを特に注意しなければならぬ物品を包有する小包をいう。

(e) 「取扱困難な小包」とは、次のものをいう。

一 第二十五條1に定める制限又は郵政庁が相互の間で定めることができる制限をこえる大きさの小包

二 形状上、性質上若しくは構造上の理由で、他の小包とともに荷積みすることが容易でない小包又は特別の注意を必要とする小包

三 海路業務による小包であつてその容積が第二十五條2に定める制限をこえるもの。もつとも、この小包を取扱困難な小包とすることは、任意とする。

(f) 「業務小包」とは、郵便業務に関する小包であつて、もつぱら平路面路により、条約第二十三條に定める条件に従つて交換するものをいう。

(g) 「捕虜及び被抑留者小包」とは、条約第八條に規定する捕虜若しくは機関に於ける小包又はこれらから差し出される小包をいう。

3 次に掲げる小包は、送達又は配達の方法に従い、それぞれ次に定めるものをいう。

(a) 「航空小包」とは、二国間において航空運送を許される小包をいう。

(b) 「速達小包」とは、通常郵便に利用される迅速な方法をできる限り用いて運送されなければならない小包をいう。

(c) 「別配達小包」とは、名あて局に到着した後直ちに特使をもつて住所に配達しなければならない小包又は、郵政庁が住所への配達を行なわない国においては、特使をもつて到着通知書を配達しなければならない小包をいう。もつとも、名あて人の住所が到着局の配達区域外にあるときは、特使による配達、義務的ではない。

4 「価格表記小包」、「課金別納小包」、「代金引換小包」、「ぜい弱な小包」、「取扱困難な小包」、「航空小包」、「速達小包」及び「別配達小包」の交換については、差出郵政庁と名あて郵政庁との間の事前の取極を必要とする。

5 なお、「価格表記小包」(開袋で運送されるもの)、「速達小包」、「ぜい弱な小包」及び「取扱困難な小包」の交換のためには、仲介郵政庁が継続運送について同意しなければならない。

第三条 重量級

第二条に定義する小包には、次の重量級が適用される。

一 キログラムまで

一 キログラムをこえ三キログラムまで

三キログラムをこえ五キログラムまで

五キログラムをこえ十キログラムまで

十キログラムをこえ十五キログラムまで

十五キログラムをこえ二十キログラムまで

第一編 料金及び課金

第四条 料金及び課金の構成

郵政庁が徴収することができる料金及び課金は、第五条に定義する主要料金及び必要があるときは次の料金から成る。

(a) 第十二条又は最終議定書に規定する割当料金

(b) 第十三条から第十九条までに規定する追加料金

(c) 第三十六條及び第四十二條に規定する料金及び課金

(d) 第二十条に規定する課金

第一章 主要料金及び例外的割当料金

第五条 主要料金

主要料金は、陸路又は海路の運送に参加する各郵政庁に帰属する割当料金で第六條から

第九條までに規定するものから成る。また、第十條に規定する航空増料金は、場合により、主要料金に含まれる。

第六條 陸路割当料金

1 二郵政庁間で交換される小包には、4の表に掲げる発送及び到着の陸路割当料金を課する。

2 各通過国及び小包の陸路運送に参加する義務が属する国は、4の表に掲げる離越しの陸路割当料金を請求することができる。

3 1及び2に規定する割当料金は、差出国の郵政庁の負担とする。ただし、この約定の規定がこの原則に対する例外を定めている場合は、この限りでない。

4 発送、到着又は離越しの各陸路割当料金は、各国につき、かつ、各小包につき、次のとおりとする。

第九條までに規定するものから成る。また、第十條に規定する航空増料金は、場合により、主要料金に含まれる。

第六條 陸路割当料金

1 二郵政庁間で交換される小包には、4の表に掲げる発送及び到着の陸路割当料金を課する。

2 各通過国及び小包の陸路運送に参加する義務が属する国は、4の表に掲げる離越しの陸路割当料金を請求することができる。

3 1及び2に規定する割当料金は、差出国の郵政庁の負担とする。ただし、この約定の規定がこの原則に対する例外を定めている場合は、この限りでない。

4 発送、到着又は離越しの各陸路割当料金は、各国につき、かつ、各小包につき、次のとおりとする。

重 量	1	量	級
一キログラムまで	〇・六〇	〇・四〇	2
一キログラムをこえ三キログラムまで	〇・八〇	〇・五〇	3
三キログラムをこえ五キログラムまで	一・〇〇	〇・六〇	4
五キログラムをこえ一〇キログラムまで	二・〇〇	一・三〇	5
一〇キログラムをこえ一五キログラムまで	三・〇〇	一・九〇	6
一五キログラムをこえ二〇キログラムまで	四・〇〇	二・五〇	7

5 もつとも、最後の二重量級に關しては、差出郵政庁及び名あて郵政庁は、自己に帰属すべき陸路割当料金を任意に定める権能を有する。

6 航空小包については、仲介郵政庁の陸路割当料金は、その小包について陸路の仲介運送が行なわれる場合にのみ適用する。

第七條 陸路割当料金の引下げ又は引上げ

1 郵政庁は、発送の陸路割当料金及び到着の陸路割当料金を（したがって、離越しの陸路割当料金を除く）を同時に引き下げ、又は同時に引き上げる権能を有する。

2 このような変更又はその後の変更は、適用されるためには、

(a) 各郵政庁の便宜に従い、一月一日又は七月一日から限つて効力を生じなければならない。

(b) 少なくとも三箇月前にスイス郵政庁に通告されなければならない。この期限が遵守されなかつた変更は、その次の一月一日又は七月一日から限つて適用される。

(c) (a)に定める日付の少なくとも一箇月前に關係郵政庁に通知されなければならない。

(d) 少なくとも一年間協力を有しなければならない。

3 引上げは、十キログラムまでの各重量級については、第六條4に定める発送及び到着の陸路割当料金の半額をこえることができる。

きない。引下げは、当該郵政庁が任意に定めることができる。

第八條 海路割当料金

1 小包の海路運送に参加する業務が属する各国は、2の表に掲げる海路割当料金を請求することができる。この割当料金は、差出国の郵政庁の負担とする。ただし、この約定の規定がこの原則に対する例外を定めている場合は、この限りでない。

2 海路割当料金は、使用する各海路業務につき、次の表に示すところに従つて算出する。

距離の段階	1	2	3	4	5	6	7	8
(a) 海里による表	五〇海里まで	五〇海里をこえ一〇〇海里まで	一〇〇海里をこえ一五〇海里まで	一五〇海里をこえ二〇〇海里まで	二〇〇海里をこえ二五〇海里まで	二五〇海里をこえ三〇〇海里まで	三〇〇海里をこえ三五〇海里まで	三五〇海里をこえ四〇〇海里まで
(b) キロメートルによる表（海里を二・八五に換算する。）	五〇キロメートルまで	五〇キロメートルをこえ一〇〇キロメートルまで	一〇〇キロメートルをこえ一五〇キロメートルまで	一五〇キロメートルをこえ二〇〇キロメートルまで	二〇〇キロメートルをこえ二五〇キロメートルまで	二五〇キロメートルをこえ三〇〇キロメートルまで	三〇〇キロメートルをこえ三五〇キロメートルまで	三五〇キロメートルをこえ四〇〇キロメートルまで
重量	一キログラムまで	一キログラムをこえ三キログラムまで	三キログラムをこえ五キログラムまで	五キログラムをこえ一〇キログラムまで	一〇キログラムをこえ一五キログラムまで	一五キログラムをこえ二〇キログラムまで	二〇キログラムをこえ二五キログラムまで	二五キログラムをこえ三〇キログラムまで
級	一	二	三	四	五	六	七	八
料金	〇・一五	〇・二五	〇・三〇	〇・四〇	〇・五〇	〇・七五	一・一〇	一・六〇

3 二国間に適用すべき海路割当料金の金額を決定するために使用する距離の段階は、必要があるときは、両国の關係港間に運送

される閉袋の重量に従つて決定される加重平均による距離を基礎として算出する。

4 同一国の二港間の海路運送については、

その国の郵政庁が当該小包についてすでに陸路運送に対する報酬を受領したときは、2に規定する割当料金を徴収することができない。

5 航空小包については、仲介郵政庁又は仲介業務の海路割当料金は、その小包について海路の仲介運送が行なわれる場合にのみ適用する。差出国又は名あて国が行なう海路業務は、仲介業務とみなされる。

第九條 海路割当料金の引下げ又は引上げ

1 郵政庁は、第八條2に定める海路割当料金を百分の五十を限度として引き上げる権能を有する。もつとも、郵政庁は、任意に海路割当料金を引き下げることが出来る。

2 この権能は、第七條2に定める条件に従ふ。

3 引上げの場合には、引上げは、海路運送を行なう業務が属する国から発する小包にも適用しなければならない。ただし、この業務は、一国とその植民地、海外領土等との間の関係又はこれらの植民地、海外領土等の相互の関係には、適用しない。

第十條 航空増料金

1 郵政庁は、航空路による小包の送達につき徴収する航空増料金を定める。郵政庁は、増料金の決定に当たつて、最初の重量級より細分された重量段階を許容する権能を有する。

2 増料金は、利用される送達線路のいかんを問はず、同一名あて国の全領域について均一でなければならない。したがつて、二国が二以上の航空線路によつて連絡されるときは、航空増料金は、関係空港間の平均距離及び線路の国際交通上の重要度に從つて定める。

3 増料金は、運送料と密接な関係を有しなければならず、この増料金の総額は、原則として、支払うべき運送料をこえてはならない。

第十一條 航空運送に関する報酬の基本料金率及び計算

1 航空運送に関する郵政庁間の勘定の決済に適用すべき基本料金率は、総重量一キログラム及び一キログラムごとに最高一フランの千分の一とする。この料金は、キログラムの端数には比例的に適用する。

2 航空小包閉袋に対する航空運送の報酬は、1の規定による現行の基本料金率、条約の施行規則第二百三條1(b)に規定する「航空郵便距離表」に掲げるキロメートルによる距離及び当該閉袋の総重量に從つて計算する。

3 開袋航空小包につき仲介郵政庁に割り当てるべき航空運送の報酬は、原則として1に定めるところに準じて定める。ただし、この報酬は、各名あて国につき、一キログラム又は二分の一キログラムごとに定める。二国が二以上の航空線路によつて連絡されるときは、報酬は、仲介郵政庁が関係空港間の平均距離及び線路の国際交通上の重要度に從つて定める。支払うべき割当額の算出については、仲介郵政庁がこのために採用する重量の単位の端数は、場合に依り、一キログラム又は二分の一キログラムに切り上げる。

4 自国の領域内において航空路により航空小包を前送し又は後送する国は、この運送につき特別の報酬を請求する権能を有する。

5 4の特別の報酬は、一国から発し又は一国に到着するすべての航空小包につき、1に定める料金率に基づいて、かつ、内国航空線路網において国際業務の航空小包のために使用される運送路の加重平均による距離に從つて算出する単一料金として定める。

6 二以上の異なる航空業務により逐次運送される航空小包の同一空港における積換えは、無報酬で行なわれる。

7 越境の陸路割当料金は、次の事項について、支払われない。

(a) 同一都市の二空港間の航空閉袋の積換え

(b) 一都市の空港とその都市にある倉庫との間における航空閉袋の往路の運送及び当該閉袋の積送のための復路の運送

8 運送する航空機の突発事故その他航空運送事業者の責任を生じさせる理由によつて航空小包が線路上で亡失し又は損傷した場合に、航空運送の報酬は、その線路の行程のいかなる部分に關しても、亡失し又は損傷した航空小包について支払われない。

第十二條 發送及び到着の例外的割当料金

料金

第七條2に定める条件を尊重することを留保して、各郵政庁は、自己の郵便局から發送する小包及び自己の郵便局に到着する小包につき、最高二十五センチメートルの發送及び到着の例外的割当料金を同時に適用する権能を有する。

第二章 追加料金及び課金

第一節 ある種類の小包に対する料金

第十三條 速達小包 速達小包には、普通小包に適用する主要料金の二倍の主要料金を課する。場合により、第十二條に規定する發送及び到着の例外的割当料金も、二倍とする。

2 速達航空小包には、そのままの航空増料金を、二倍とし、そのほかの航空増料金を、二倍とし、そのほかの航空増料金を、二倍とする。

第十四條 別配達小包

1 別配達小包には、名あて郵政庁のために徴収する「別配達料」と称する追加料金を課する。

する。その金額は、八十センチメートルとし、差出しに際して全額を前納するものとす。特使をもつて小包を配達することができず到着通知書のみを配達する場合も、同様とする。

2 名あて人の住所が到着局の配達区域外にある例外的場合には、別配達料に「別配達補充料」と称する料金を加えることができる。この料金は、配達に際して徴収するものとす。当該小包が返送され又は差出元へ返送される場合にも、請求することができ。この補充料は、名あて国の内国業務において定める補充料をこえることができない。

第十五條 課金別納小包

1 課金別納小包には、「課金別納料」と称する料金を課する。その金額は、小包一個につき、最高六十センチメートルとする。この料金は、第十九條(b)に掲げる通関料に計算し、名あて郵政庁のために、手数料として差出人から徴収する。

2 課金別納の請求が小包の差出しの後に行なわれる場合には、その請求に際して課金別納請求料を差出人から徴収する。この料金は、最高六十センチメートルとし、差出人がその請求を航空路又は電信により送達することを希望したときは、航空増料金又は電報料金をこれに加算する。

第十六條 価格表記小包

1 価格表記小包には、差出局が徴収する普通価格表記料を課する。この料金は、この編において認める料金及び課金に加算するものとし、次のいずれかの方式に從つて算出する。

(a) 第一方式 表記金額二百フラン又は二百フランの端数ごとに表記金額二百フラン又は二百フランの端数ごとに	陸路運送に参加する郵政庁ごとに五センチメートル 使用する海路業務ごとに十センチメートル 使用する航空業務ごとに十センチメートル 最高五十センチメートル
(b) 第二方式	

2 前記の料金のほかに、次の料金を徴収することができる。

(a) 不可抗力により生ずることがある危険を負担することを要する郵政庁においては、「不可抗力危険負担料」。この料金は、普通価格表記料との合計額が(b)に規定する最高額をこえないように定めるものとする。

(b) 差出郵政庁においては、価格表記小包一個につき、最高五十センチメートルの発送料。もつとも、この徴収は、任意とする。

3 例外として、特殊な危険がある航空業務により運送するために徴収する航空価格表記料は、各場合に依り、当該郵政庁が定める。したがって、この場合には、1(b)に掲げる一括料金は、引き上げることができない。

第十七条 ぜい弱な小包、取扱困難な小包

ぜい弱な小包及び取扱困難な小包には、主要料金(場合により、これに第十二条又は最終規定書に規定する割当料金を加えたもの)の百分の五十に等しい追加料金を課する。小包がぜい弱かつ取扱困難である場合にも、この追加料金の徴収は、一回に限る。もつとも、これらの小包に対する航空増料金は、引き上げることができない。料金の合計額は、必要があるときは、これを切り上げ、五センチメートルで整除することができる金額とする。

第二節 すべての種類の小包に対する料金及び課金

第十八条 追加料金

郵政庁は、次の追加料金を徴収することができる。

(a) 輸出税関手続料。この料金は、差出郵政庁が、税関への提示について徴収する。この徴収は、原則として、小包の差出しの際に行なう。

(b) 通関料。この料金は、名あて郵政庁が、税関への交付及び通関について又は単に税関への交付について徴収する。特別の合意がない限り、この徴収は、名あて人への小包の配達に際して行なう。ただし、課金別納小包に關するときは、通関料は、差出郵政庁が名あて郵政庁のために徴収する。

(c) 配達料。この料金は、名あて郵政庁が、小包の住所への配達を試みた回数について徴収することができる。ただし、別配達小包については、住所への第二回以後の配達を試みについてのみ徴収することができる。

(d) 配達不能通知料。この料金は、第三十二条3に定める条件に従って徴収する。

(e) 到着通知料。この料金は、名あて郵政庁が、自国の法令によつてその徴収を義務づけられており、かつ、住所への配達を実施しない場合に、名あて人の住所に配達することがある最初の通知書(別配達小包の最初の通知書を除く)又はその後の通知書について徴収する。

(f) 再装料。この料金は、包有品を保護するために小包を自国の領域において再装しなればならなかつた最初の国の郵政庁が徴収する。この料金は、名あて人又は場合により差出人から回収する。

(g) 留置郵便料。この料金は、名あて郵政庁が、留置とされている小包について、交付の際に徴収する。

(h) 保管料。この料金は、名あて郵政庁が、小包が留置とされている住所にあてられていないとを問はず、所定の期間内に引き取られなかつた小包について徴収する。

(i) 到達証料。この料金は、条約第三十七条に定める条件に従つて差出人が到達証を請求した場合に徴収する。

(j) 船積通知料。この料金は、郵政庁が船積通知の業務を行なうことを受諾した諸国間

(k) 第四十三条4に規定する取調請求料
取りもどし又は名あて変更の請求料

(m) 不可抗力危険負担料。この料金は、不可抗力により生ずることがある危険を負担することを要する郵政庁が徴収する。
第十九条 料金率
第十八条に定義する追加料金の率は、次の表に示すところに従つて定める。

料金の名称	金 額	備 考
(a) 差出郵政庁が徴収する輸出税関手続料	小包一個につき最高五〇センチメートル	
(b) 名あて郵政庁が徴収する通関料	小包一個につき最高一フラン	
(c) 配達料	内国制度における同一の料金 最高四〇センチメートル	小包一個につき最高六〇センチメートル
(d) 配達不能通知料	内国制度における同一の料金 最高四〇センチメートル	配達不能通知書が航空路により差出人又は第三者に送達されなければならないときは、これらの者は、相当する航空増料金を支払うものとする。新たな指示が航空路又は電信により送達されなければならないときは、差出人又は第三者は、このほかに、電報料金を支払わなければならない。
(e) 到着通知料	内国制度における並通書状の最初の重量段階の料金に等しいものを最高限とする料金 小包一個につき最高五〇センチメートル	この料金は、全運送路を通じて一回に限り適用する。 最高一〇フラン
(f) 再装料	内国制度における同一の料金	
(g) 留置郵便料	内国法令で定める率により徴収する料金	
(h) 保管料	内国法令で定める率により徴収する料金 (a) 差出しの際、最高四〇センチメートル (b) 差出しの後、最高六〇センチメートル	差出人が到達証を航空路により自己に送達することを希望したときは、この料金に航空増料金を加算する。 請求が航空路又は電信により送達されなければならないときは、差出人は、このほかに、場合に応じ、航空運送に関する料金又は電報料金を支払わなければならない。 差出人が到達証を航空路により自己に送達することを希望したときは、さらに、相当する航空増料金を支払わなければならない。
(j) 到達証料	内国法令で定める率により徴収する料金 (a) 差出しの際、最高四〇センチメートル (b) 差出しの後、最高六〇センチメートル	

(j) 船積通知料	小包一個につき四〇センチメートル
(k) 取調請求料	最高六〇センチメートル
(l) 取りもとし又は名あて変更の請求料	最高六〇センチメートル
(m) 不可抗力危険負担料	(a) 価格表記小包については、第十六条2(a)の規定による金額 (b) 価格表記としない小包については、小包一個につき最高四〇センチメートル

差出人がその請求を航空路又は電信により送達することを希望したときは、この料金に航空増料金又は電報料金を加算する。請求が郵便(航空路又は平路面路)により送達されること、及び請求が価格表記小包に留料を徴収するときは、このほか、書

第二十条 課金

1 名あて郵便物は、名あて国において郵便物に課される課金、特に、関税を名あて人から徴収することができる。

2 郵政庁は、次の小包について課金(関税を含む)を取り消されるように自国の権限のある当局に交渉することを約束する。

- (a) 差出人へ返送する小包
- (b) 差出人が放棄した小包
- (c) 包有品の完全な損傷を理由として棄却した小包

(d) 第三国に転送する小包

(e) 自己の業務において亡失し、盗取され、又は損傷した小包

第三節 郵便料金の免除

第二十一条 業務小包

郵便業務に關する小包であつて、もつぱら平路面路により、条約第二十三条に定める条件に従つて交換するものについては、すべての郵便料金を免除する。

第二十二条 捕虜及び被拘留者小包

捕虜及び被拘留者小包は、条約第八条の規定により郵便物に与えられる料金免除の利益を同一の条件で享有するものとし、これらの

小包については、いずれの郵政庁も、航空小包に適用する航空増料金のほか、なんらの報酬も受けない。

第二編 業務の実施

第一章 引受条件

第二十三条 引受条件

包有品が第二十四条に掲げる禁制に抵触しないこと及び運送に参加する郵政庁の領域において適用される禁制又は制限に抵触しないことを条件として、小包は、発送が許されるためには、

- (a) 第二条の規定に基づいて許されるいずれかの小包の種類に属さなければならない。
- (b) 第一条及び第二十五条に定める重量及び大きさの条件に適合しなければならない。
- (c) 差出局が要求するすべての料金を前納しなければならない。

第二十四条 禁制

次に掲げる物品の発送は、禁止する。
(a) すべての種類の小包については、
一 性質上又は包装上、取扱者に危害を及ぼし、又は他の小包を汚染し若しくは損傷するおそれがある物品(六参照)
二 あへん、モルヒネ、コカイン、その他

の麻薬。ただし、この禁制は、医療上又は學術上の目的を有することを条件としてこれらの物品を許す国にあつてこの目的で行なう発送には、適用しない。

三 名あて国において輸入又は流布を禁止する物品
四 現実的かつ対人的な通信の性質を有する書類及び小包の名あて人又はその同居者の名あて以外の名あてを有する各種書類の通常郵便物。ただし、必要な事項のみを記載したもつぱら輸送商品に關する書類、すなわち、案内書、明細表、発送通知書又は荷渡指圖書のうち一を開封で入れることを許す。

五 生きた動物。ただし、郵便によるその運送が関係国の郵便規則によつて許される場合は、この限りでない。

六 爆発性又は発火性の物質その他危険性がある物質。ただし、郵政庁は、携帯銃、爆発性の大砲用信管原料並びにマッチ、引火しやすいフィルム、原料セルロイド又はセルロイド製品の運送について合意することができ。

七 わいせつな又は不道徳な物品
価格表記を許す二箇間で交換される小包で価格表記としないものについては、硬貨、銀行券、紙幣、各種の特參人私有証、加工した又は加工しない白金、金又は銀、寶石、珠玉その他の貴重品。この規定は、価格表記小包を許す二郵政庁間の小包の交換が価格表記小包を許さない郵政庁の開袋縫越しによる仲介によらなければ行なわれることができないときは、適用しない。

各郵政庁は、価格表記としない又は価格表記としない郵便物で、自国の領域に到着し又は自国の領域を経由して開袋で縫越されるものに金の地金を入れることを禁止

し、又はこの種の郵便物の実価を制限する機能を有する。

第二十五条 大きさ及び容積の制限

1 第二条2(a)の規定に基づいて取扱困難な小包とされるものを除くほか、平路面路により運送される小包は、長さについては一・五メートルを、長さとし長さ以外の方向に計つた最大の横周との合計については三メートルをこえてはならない。

2 1の規定にかかわらず、海路により運送される小包の大きさ及び容積については、長さ一・二五メートル及び次の容積に制限することができる。

五キログラムまでの小包については六十立方デシメートル
五キログラムをこえ十キログラムまでの小包については八十立方デシメートル
十キログラムをこえ十五キログラムまでの小包については百立方デシメートル
十五キログラムをこえ二十キログラムまでの小包については百二十立方デシメートル

3 1にいう取扱困難な小包とされるものを除くほか、航空小包は、次の大きさをこえてはならない。

長さ 一メートル
幅及び厚さ 五十センチメートル
長さとし長さ以外の方向に計つた最大の横周との合計 三メートル

4 送達方法のいかんを問はず、小包の大きさは、条約第十六条1に規定する書状の大きさの最小限を下つてはならない。

5 2に規定する制限を採用し、かつ、取扱困難な小包の運送を許さない郵政庁間の関係において、重量に対応する所定の容積制限をこえる小包が許されるためには、当該小包の容積に対応する重量級に適用する料

金が支払われなければならない。この場合には、この小包は、関係郵政庁間で許される小包の容積の最大限をこえることができない。

第二十六条 誤つて引き受けられた小包の取扱

1 第二十四条(a)に掲げる物品を包有する小包が誤つて引き受け発送されたときは、これを発見した郵政庁が属する国の法令に従つて取り扱うものとする。ただし、同条(a)二、六及び七に掲げる物品を包有する小包については、いかなる場合にも、名あて地への送達、名あて人への配達及び差出元への返送を行なわれない。

2 第二十四条(a)四の規定の適用上許されない通常郵便物が単に通入れられているときは、その郵便物は、条約第二十二条に定めるところに従つて取り扱うものとし、小包は、これを理由として差出元へ返送することができない。

3 価格表記を許す二国間で交換される小包で価格表記としないものが第二十四条(b)に掲げる物品を包有するときは、誤りを発見した越境郵政庁は、この小包を差出元へ返送しなければならない。この誤りが名あて郵政庁に小包が到着した後に発見されたときは、その郵政庁は、自国の規則で定める条件に従つて、その小包を名あて人に配達することができ、前記の規則によつてその配達が許されないときは、小包は、差出元へ返送されなければならない。第三十八条の規定の適用を受けるものとする。

4 3の規定は、重量又は大きさが許された限度を著しくこえる小包にも適用する。もつとも、この小包は、課されることがある料金をあらかじめ名あて人が支払つたときは、その者に配達することができ、

5 誤つて引き受けられた小包について名あて人への配達及び差出元への返送が行なわ

れないときは、差出郵政庁は、その小包に適用された取扱について詳細に通報されるものとする。

第二十七条 差出しの際の差出人の指示

1 差出人は、小包の差出しに際し、配達不能の場合にその小包に適用すべき取扱を指示するものとする。

2 差出人は、次の事項の一に限つて指示することができる。

(a) 配達不能通知書を平面路又は航空路により差出人に送付すること。

(b) 配達不能通知書を平面路又は航空路により名あて人に居住する第三者に送付すること。

(c) 小包を平面路又は航空路により差出人に直ちに返送すること。

(d) 一定期間が経過した後には小包を平面路又は航空路により差出人に返送すること。

(e) 必要があるときは小包を平面路又は航空路により転送した後、(場合により、第三十二条(c)二に規定する特殊の指示に従つて)他の名あて人に配達すること。

(f) 最初の名あて人に配達するために小包を平面路又は航空路により転送すること。

(g) 差出人の危険負担で小包を売却すること。

(h) 差出人が小包を放棄すること。

第二節 引受けの特別条件
第二十八条 価格表記小包
1 価格表記小包の価格の表記は、次の規則に従う。

(a) 郵政庁に關しては、
一 各郵政庁は、おのおの、価格の表記を一定の金額以下に制限する権能を有

する。この金額は、千フランを下ることができない。

二 郵政庁が異なる制限を採用した諸国間の関係においては、各郵政庁は、最も低い制限を相互に遵守する義務を有する。

(b) 差出人に關しては、
一 小包の包有品の実価をこえる価格を表記することを禁止する。

二 小包の包有品の実価の一部のみを表記することを許す。

3 小包の実価をこえる価格の詐欺表記は、差出国の法令で定める司法上の訴追を受ける。

価格表記小包の差出人には、差出しに際して無料で受領証を交付しなければならない。

第二十九条 課金別納小包
1 課金別納小包は、到着局が名あて人に請求する権利を有するすべての金額及び第十五条に規定する課金別納料を支払うことを差出人が約束する場合に限り、引き受けることができる。

2 差出局は、十分な保証金の払込みを要求することができる。

第二章 配達及び転送の条件
第一節 配達
第三十条 配達の一般規則、保管期

1 一般に、小包は、名あて国における現行の規定に従つて、できる限りすみやかに名あて人に配達する。

2 到着が名あて人に通知された小包は、通知書の発送の日の翌日から起算して十五日又は最長一箇月の間、名あて人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の規則が許すときは、例外として、前記の期間をこえることができる。

3 到着通知書を発送することができなかつ

たときは、保管期間は、名あて国の規則で定める期間とする。この期間は、留置とされている小包にも適用し、一般に、遠隔の国(条約の施行規則第七十二条に規定する遠隔の国をいう。)については五箇月、その他の国については三箇月をこえることができない。小包の差出局への返送は、差出人が名あて国において通用する言語で請求したときは、一層短かい期間内に行なわなければならない。

4 2及び3に規定する保管期間は、転送の場合には、新名あて局が配達すべき小包に適用する。

第三十一条 別配達小包の配達
1 別配達小包又は到着通知書の特使による配達は、一回に限り試みる。

2 前記の試みが目的を達しなかつたときは、当該小包は、その後においては、別配達小包として取り扱われない。

第三十二条 名あて人への配達不能
1 第二十七条(a)及び(b)に掲げる配達不能通知書の受領の後、差出人又は配達不能通知書に記載された第三者は、指示を行なうものとし、その指示は、同条(c)から(h)までの規定によつて許される指示及び次の指示の一に限る。

(a) 再度名あて人に通知すること。

(b) 名あてを訂正し、又は補足すること。

(c) 代金引換小包に關するときは、一 指示した金額と引換に名あて人以外の者に当該小包を配達すること。

二 代金引換としないときは、最初の金額より低い金額の代金引換として、最初の名あて人又は他の名あて人に当該小包を配達すること。

(d) 小包を課金別納として最初の名あて人又は他の名あて人に配達すること。

2 差出人又は第三者の指示を受領してない限り、名あて郵政庁は、小包を最初に指定

された名あて人若しくは場合により次に指定された他の名あて人に配達し、又は新名あてに転送することができる。新たな指示の受領の後には、この指示のみが効力を有し、かつ、実施されるものとする。この指示は、差出人又は第三者が相当する航空増料金又は電報料金を支払う場合には、航空路又は電信により送達することができる。

3 配達不能通知書が差出人の指示に従い航空路により差出人に送達されたときは、差出郵政庁は、通知書を配達する際に航空運送に關する料金を徴収する。1に規定する指示の送付については、第十八条(d)に掲げる料金を差出人又は第三者から徴収する。通知書が同一差出人から同一名あて人であつて同一郵便局に同時に差し出された二個以上の小包に關するときは、この料金は、一個分のみを徴収する。

第三十三条 配達不能の小包の差出人への返送

1 配達することができなかつた小包は、(a) 次の場合には、直ちに差出局に返送する。

一 差出人が第二十七条(c)の規定に基づいて小包を直ちに返送することを請求した場合

二 差出人又は第二十七条(b)に掲げる第三者が許されない請求を行なつた場合

三 差出人又は第三者が第三十二条に規定する料金の支払を拒絶した場合

四 差出人又は第三者の指示が差出しの際に行なわれたものであるか、また、配達不能通知書の受領の後に行なわれたものであるかを問はず、この指示の所期の結果が得られなかつた場合

(b) 次の場合には、それぞれ所定の期間が経過した後に直ちに差出局に返送する。

一 差出人が第二十七条(d)の規定に基

づいて期間を定めた場合には、その期間

二 差出人が第二十七条の規定に従わなかつた場合には、第三十条に規定する保管期間

三 配達不能通知書を作成した郵便局が差出人又は第三者から十分な指示を受領しなかつた場合又は指示がこの郵便局に到着しなかつた場合には、配達不能通知書の発送の日から起算して二箇月の期間。この期間は、遠隔の諸国間の關係においては、四箇月とする。

2 小包は、できる限り往路に經由した線路と同一の線路により返送する。もつとも、航空小包については、差出人が航空運送の費用の支払を保証していない限り、航空路による返送を行なわれない。

3 この条の規定に基づいて差出人へ返送される小包には、料の料金及び課金を課する。

(a) 差出局までの新運送に要する料金

(b) 取り消されない料金及び課金であつて、差出人への返送の際に名あて郵政庁が回収していないもの

4 これらの料金及び課金は、差出人から徴収する。

第三十四条 配達不能の小包の差出人による放棄

名あて人に配達することができなかつた小包を差出人が放棄したときは、名あて郵政庁は、自国の法令に従つて当該小包を取り扱う。

第三十五条 配達不能の小包の差出人からの費用の回収

1 名あて人に配達されなかつた小包の差出人は、小包が放棄され、売却され、又は棄却された場合においても、配達不能により郵政庁が回収することができなかつた運送

料その他の費用を支払うものとする。

2 差出局は、前記の費用に充てるため、必要があるときは、保証金を徴収することができる。

第二節 再發送

第三十六条 名あて人の住所変更又は名あて変更による転送

1 名あて人の住所変更又は第四十二条の規定に基づいて行なう名あて変更による転送は、名あて国内においても行なうことができ、また、名あて国外へも行なうことができる。

2 名あて国内における転送は、差出人の請求により、又は、名あて国の規則が許すときは、名あて人の請求により若しくは職権により行なうことができる。

3 名あて国外への転送は、差出人又は名あて人の請求によつてのみ行なうことができる。この場合には、小包は、新運送について必要とされる条件に適合しなければならぬ。

4 1から3までに定める条件に従つて行なう転送は、差出人又は名あて人が請求するときは、新運送に關する航空増料金の支払が保証されることを条件として、航空路により行なうことができる。

5 差出人は、すべての転送を禁止することができる。

6 各小包の最初の転送又はその後の転送については、次の料金及び課金を徴収することができる。

(a) 名あて国内における転送の場合には、この転送についてその国の郵政庁の規則によつて許される料金

(b) 名あて国外への転送の場合には、新運送に要する料金

(c) 転送前の名あて郵政庁が取消しを認めない料金及び課金

7 6に掲げる料金及び課金は、名あて人から徴収する。

第三十七条 誤送されて到着し、転送される小包

1 差出人又は差出郵政庁の責めに帰すべき過誤により誤送されて到着した小包は、この小包を受領した郵政庁が利用する最も直接の線路により正当な名あて地に転送する

2 誤送されて到着した航空小包は、必ず、航空路により転送しなければならない。

3 この条の規定に基づいて転送する小包には、正当な名あて地への運送に要する料金並びに第三十六条(c)に掲げる料金及び課金を課する。

4 これらの料金及び課金は、小包を誤送した交換局が屬する郵政庁から回収する。この郵政庁は、場合により、これらの料金及び課金を差出人から徴収する。

第三十八条 誤つて引き受けられた小包の差出人への返送

1 誤つて引き受けられ、差出人へ返送される小包には、第三十三条3に掲げる料金及び課金を課する。

2 小包を返送する郵政庁に割り当てられた割当料金その他の料金が1に規定する料金及び課金を償うに足りない場合には、その不足額は、小包が郵便業務の責めに帰すべき過誤により誤つて引き受けられたものであるときは、その過誤につき責任を有する郵政庁から、また、小包が差出人の過誤により誤つて引き受けられたものであるとき、又は第二十四条に掲げる禁制の一に抵触するものであるときは、差出人から徴収する。

3 2の場合と反対の場合には、小包を返送する郵政庁は、過剰に割り当てられた割当料金その他の料金を、この小包の差出人へ

の送達を担当する最初の郵政庁に返還する。

第三十九条 業務の停止による差出元への返送

業務の停止による小包の差出元への返送は、無料とする。往路の行程につき徴収した料金のうち、運送のための割当額として割り当てられなかったものは、差出人に還付する。

第三章 特別規定

第四十条 与えられた指示の郵政庁による不遵守

差出しの際又はその後与えられた指示を名あて郵政庁又は仲介郵政庁が守らなかったときは、これらの郵政庁は、運送（往路及び復路）の割当額及び取り消されなかった他の料金又は課金を負担するものとする。もつとも、配達不能の場合には小包を放棄する旨又はそのような場合にはこれを売却することを希望する旨を差出人が差出しの際又はその後申し出たときは、往路について支払われた費用は、差出人の負担とする。

第四十一条 損壊し又は腐敗する差し追つたおそれがある物品を包有する小包

小包の包有品で損壊し又は腐敗する差し追つたおそれがある物品に限り、往路又は復路の途中においても、予告なしに、かつ、司法上の手続を経ることなく、権利者のために直ちに売却することができる。なんらかの理由によりこの売却が不可能であるときは、損壊し又は腐敗した物品は、棄却する。

第四十二条 取りもどし、名あての変更又は訂正

小包の差出人は、条約第二十六条に定める条件に従つて、かつ、各新運送につき第三十三條三及第三十六條の規定により必要とされる金額の支払を保証することを条件として、小包の差出元への返送又はその名あての変更を請求することができる。価格表記小包の名あて変更の電信による請求については、電報料金のほかに、書留料を支払わなければならない。

変更を請求することができる。価格表記小包の名あて変更の電信による請求については、電報料金のほかに、書留料を支払わなければならない。

第四十三条 取調請求及び通報請求

1 各郵政庁は、他の郵政庁の業務において差し出された小包に関する取調請求及び通報請求を受理するものとする。

2 取調請求は、小包の差出しの日の翌日から起算して一年の期間内に限り許される。

3 郵政庁が行なう通報請求は、それが当該小包の差出しの日から起算して十五箇月の期間内に関係郵政庁に到着することのみを条件として、受領され、かつ、義務として処理される。各郵政庁は、通報請求をできる限りすみやかに処理するものとする。

4 差出人が第十八条(i)に規定する到達証明を完全に支払つた場合を除くほか、各取調請求又は各通報請求については、第十九条(ii)に定める率により「取調請求料」と称する料金を徴収するものとする。取調請求又は通報請求は、条約第三十五条4に定める条件に従つて送達する。

5 取調請求又は通報請求が同一差出人から同一名あて人にあてて同一郵便局に同時に差し出されかつ同一線路により送達された二個以上の小包に関するときは、前記の料金は、一個分のみを徴収する。取調請求又は通報請求が業務上の過失に起因するものであるときは、この料金は、還付する。

第四十四条 郵政庁の責任の原則及び範囲

1 第四十五条に規定する場合を除くほか、郵政庁は、小包の亡失、盗取又は損傷について責任を負う。その責任については、小包が開袋で運送されるものであるか、又は

閉袋で運送されるものであるかを問わない。

2 差出人は、亡失、盗取又は損傷の実額に原則として相当する賠償額を請求する権利を有する。間接の損害及び実現されなかつた利益は、考慮しない。なお、この賠償金は、いかなる場合にも、次の金額をこえることができない。

(a) 価格表記小包については、金フランによる価格表記金額。価格表記航空小包の転送又は差出元への返送が平路面路によつて行なわれる場合には、責任は、この運送については、その平路面路によつて送達される小包に適用される責任に限定される。

(b) その他の小包については、次の金額
一 キログラムまでの小包一個につき十フラン
一 キログラムをこえ三キログラムまでの小包一個につき十五フラン
三キログラムをこえ五キログラムまでの小包一個につき二十五フラン
五キログラムをこえ十キログラムまでの小包一個につき四十フラン
十キログラムをこえ十五キログラムまでの小包一個につき五十フラン
十五キログラムをこえ二十キログラムまでの小包一個につき七十フラン

3 賠償金は、小包の運送が引き受けられた場所及び時期における同種類の物品の金フランに換算した時価に従つて算出する。時価がないときは、賠償金は、同一の基礎で評価された物品の普通価格に従つて算出する。

4 小包の亡失、全部の盗取又は完全な損傷について賠償金が支払われなければならないときは、差出人は、価格表記料を除くほか、支払つた料金の還付を請求する権利を有する。不良状態のために名あて人が受領を拒絶した郵便物に關しても、その不良状態が郵便業務によつて生じ、その郵便業務がこれについて責任を負うべきであるときは、同様とする。

5 亡失、全部の盗取又は完全な損傷が不可抗力によるものであるために賠償金が支払われないときは、差出人は、小包が実際に運送されなかつた運送路に対する陸路及び海路の割当料金並びに航空増料金のほか、種類のいかんを問わず、あらかじめ支払つた料金であつて行なわれなかつた業務に關するものについても、還付を請求する権利を有する。

6 盗取された小包若しくは損傷した小包の配達を受ける際に留保を行なつた後に、又は差出人が名あて人のためにその権利を放棄した場合において、名あて人が賠償金を請求するときは、賠償金は、名あて人に支払ふ。

第四十五条 郵政庁の免責
1 郵政庁は、小包であつて、同種の郵便物について自国の内国規則で定める条件又は条約第十二條3に定める条件に従つて配達したものであるときは、責任を問われない。もつとも、次の場合には、責任は、存続する。
(a) 盗取され又は損傷した小包の配達を受ける際に留保を行なうことを内国規則が許す場合において、この留保が名あて人により、又は差出元への返送のときは差出人によつて行なわれたとき。

(b) 名あて人又は差出元への返送のときは差出人が、正規に受領証を差し出していかどうかを問わず、損害を発見した旨を小包を配達した郵政庁に遅滞なく申し出た上、盗取又は損傷が配達の後には生じたものでないことを立証した場合

2 次の場合には、郵政庁は、責任を負わない。
1 郵政庁は、小包であつて、同種の郵便物について自国の内国規則で定める条件又は条約第十二條3に定める条件に従つて配達したものであるときは、責任を問われない。もつとも、次の場合には、責任は、存続する。
(a) 盗取され又は損傷した小包の配達を受ける際に留保を行なうことを内国規則が許す場合において、この留保が名あて人により、又は差出元への返送のときは差出人によつて行なわれたとき。
(b) 名あて人又は差出元への返送のときは差出人が、正規に受領証を差し出していかどうかを問わず、損害を発見した旨を小包を配達した郵政庁に遅滞なく申し出た上、盗取又は損傷が配達の後には生じたものでないことを立証した場合

一 小包の亡失、盗取又は損傷について

(a) 不可抗力による場合。自己の業務において亡失、盗取又は損傷が生じた郵政庁は、自国の法令に従つて、その亡失、盗取又は損傷が不可抗力の場合を構成する事情によるものであるかどうかを決定しなければならず、この事情は、差出国の郵政庁が請求するとき、その郵政庁に通知する。ただし、不可抗力の危険を負担することを受諾した差出国の郵政庁(第十六条2(a))に關しては、責任は、存続する。

(b) 郵政庁の責任に關して別段の証拠がなく、かつ、不可抗力による業務書類の損傷のために郵政庁が小包について調査することができない場合

(c) 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は小包の包有品の性質から生じたものである場合

(d) 包有品が第二十四条(a)二、三、五、六及び七並びに同条(b)に規定する禁制に抵触する小包に關する場合において、当該小包がその包有品のために権限のある当局により没収され又は棄却されたとき。

(e) 包有品の実価をこえる価格の詐欺表記の対象となつた小包に關する場合

(f) 差出人が第四十三條2に規定する期間内になんらの請求も行なわなかつた場合

(g) 捕虜及び被拘留者小包に關する場合
二 名あての法令に基づいて差し押えられた小包に關する場合

3 郵政庁は、税関告知書の内容(どのように記載されているかを問わない。)及び税関検査に付される小包の検査の際に税関が行なつた決定については、なんらの責任も負わない。

第四十六條 差出人の責任

1 郵政庁又は運送事業者の過失又は怠慢がなかつたことを条件として、小包の差出人は、運送を許されない物品の差出し又は引受条件の不遵守によつて他の郵便物に与えたすべての損害について、郵政庁が有する責任の限度と同一の限度において責任を負する。

2 差出人は、差出局が前記の小包を引き受けたことによつてその責任を免れることはない。

3 必要があるときは、差出郵政庁は、差出人に対して訴えを提起するものとする。

第四十七條 郵政庁間の責任の決定
1 小包を異議なく受け取り、かつ、すべての所定の取調資料を受領した郵政庁は、名あて人に配達したこと又は他の郵政庁に運送した場合において正規に運送したことを立証することができないときは、反証があるまで、責任を負う。

2 次の場合には、4の規定に従うことを条件として、仲介郵政庁又は名あて郵政庁は、反証があるまで、すべての責任を免れる。

(a) 施行規則の閉袋及び小包の点検並びにそれらの事故の確認に關する規定を遵守した場合

(b) 正規の保存期間が経過して当該小包に關する業務書類が棄却された後に取調請求に接したことを立証することができる場合。この留保は、請求者の権利に影響を及ぼさない。

3 亡失、盗取又は損傷が航空運送事業者の業務において生じたときは、運送の報酬を受領する国の郵政庁は、差出人に支払われた賠償金を差出郵政庁に償還しなければならない。

4 亡失、盗取又は損傷が運送中に生じ、その事実がいずれの国の領域又は業務におい

て生じたかを確定することができないときは、関係郵政庁は、平等に損害を負担する。もつとも、損傷した普通小包に關する場合において、賠償金の金額が二十五フランをこえないときは、この金額は、仲介郵政庁を除いて、差出郵政庁及び名あて郵政庁が平等に負担する。盗取又は損傷が名あて国において判明したとき、又は、差出人への返送の場合には、差出国において判明したときは、その国の郵政庁は、次の事項を証明しなければならない。

(a) 小包の包装及びその封かんに盗取又は損傷の明らかな形跡がなかつたこと。

(b) 価格表記小包の場合には、差出しの際に確認された重量が変わつていなかったこと。

(c) 閉鎖した納器で運送した小包については、納器及びその封かんに異状がなかつたこと。

名あて郵政庁又は場合により差出郵政庁によつて前記の事項が証明されたときは、他のいずれの関係郵政庁も、異議を受けることなく次の郵政庁に小包を引き渡した事実を援用して責任の分担を拒むことができない。

5 第五十一條2及び3の規定に基づいて個数方式で運送される郵便物の場合には、いずれの関係郵政庁も、責任の分担を拒む目的をもつて、閉袋に納められていた小包の個数が小包目録に記載された個数と相違する事実を主張することができない。

6 一括運送の場合には、関係郵政庁は、合意により定める特定の種類の小包の亡失、盗取又は損傷の場合に責任を分担することを合意することができる。

7 価格表記小包に關しては、一郵政庁が他の郵政庁に対して負う責任は、いかなる場合にも、自己が採用した価格表記の最高限をこえないものとする。

8 小包が不可抗力により亡失し、盗取さ

れ、又は損傷した場合には、自国の領域又は業務において亡失、盗取又は損傷が生じた郵政庁は、差出郵政庁に対し、両郵政庁が不可抗力によつて生ずる危険を負担するときに限り、責任を負う。

9 取り消されなかつた関税その他の課金は、亡失、盗取又は損傷について責任がある郵政庁の負担とする。

10 賠償金を支払つた郵政庁は、名あて人、差出人又は第三者に対して行なうことがあるすべての請求の権利について、その賠償金の金額の限度において、賠償金を受け取つた者に代位する。

第四十八條 賠償金の支払

1 賠償金の支払及び料金の還付の業務は、責任郵政庁に対する求償権を留保して、差出郵政庁又は第四十四條6の規定の適用がある場合には名あて郵政庁が負う。

2 この支払は、できる限りすみやかに、かつ、おそくとも請求の日の翌日から起算して六箇月の期間内に行なわなければならない。

3 支払の業務を負う郵政庁が不可抗力によつて生ずる危険を負担することを受諾しない場合において、小包の亡失、盗取又は損傷が不可抗力によるものであるかどうかは2の期間の満了の際に決定されないときは、当該郵政庁は、例外として、この期間をこえて賠償金の決済を延期することができる。

4 差出郵政庁又は場合により名あて郵政庁は、運送に参加した他の郵政庁であつて、正規に照会を受けた後五箇月を経過するまでに、事件を解決せず、又は亡失、盗取若しくは損傷が不可抗力によるものであると思われる旨を差出郵政庁若しくは場合により名あて郵政庁に通知しなかつたものために、権利者に賠償することができない。

第四十九條 支払を行なつた郵政庁

に対する賠償金の償還

- 1 責任郵政庁又は第四十七條の規定に従つて自己のために支払が行なわれた郵政庁は、権利者に実際に支払われた賠償金の金額を、第四十八條の規定により支払を行なつた郵政庁（支払郵政庁）という。）に償還するものとする。この償還は、支払を行なつた旨の通告の発送の日から起算して四箇月の期間内に行なわなければならない。
- 2 第四十七條の規定に従つて賠償金が二以上の郵政庁により負担されるべきときは、支払すべき賠償金の総額は、請求を受けた小包を正当に受領したがこれを相手業務に正規に送達したことを立証することができない最初の郵政庁が、1の期間内に、支払郵政庁に払い込まなければならない。払込みを行なつた郵政庁は、他の各責任郵政庁から、権利者への損害賠償についてのそれらの郵政庁の分担額を回収するものとする。
- 3 貸方郵政庁への償還は、条約第十三條に規定する支払の規則に従つて行なう。
- 4 責任があると思われる場合及び第四十八條4に規定する場合には、賠償金の金額は、職権により、差引計算の方法で、直接に又は最初の継続郵政庁の仲介により、責任郵政庁から回収することができる。最初の継続郵政庁は、次の郵政庁に対して貸方となり、この手続は、支払われた金額が責任郵政庁の借方に記入されるまで順次繰り返される。必要があるときは、計算書の作成に関する施行規則の規定に従うものとする。
- 5 支払郵政庁は、支払を行なつた旨の通告の発送の日又は、必要があるときは、第四十八條4に規定する期間が満了した日から起算して一年の期間内に限り、責任郵政庁

に対して賠償金の償還を請求することができる。

- 6 責任があることが正当に立証された郵政庁で当初において賠償金の支払を拒んだものは、支払の不当な遅延によるすべての附随の費用を負担しなければならない。
- 第五十條 差出人又は名あて人からの賠償金の回収
- 1 亡失したものとときに認められた小包又はその一部が賠償金の支払の後に発見されたときは、その事実を名あて人及び差出人に通知する。差出人（第四十四條6の規定の適用があつた場合には、名あて人）に対しては、さらに、受け取つた賠償金の金額の返付と引換えに三箇月の期間内に前記の小包を受け取ることができるよう旨を通知する。この期間内に当該差出人又は名あて人が小包を請求しないときは、名あて人（第四十四條6の規定の適用があつた場合には、差出人）に対して同様の措置を執る。
- 2 差出人又は名あて人が賠償金の金額を返付して小包又は発見されたその小包の一部を受け取つたときは、この金額は、損害を負担した一又は二以上の郵政庁に還付する。
- 3 差出人及び名あて人が小包を受け取ることを放棄したときは、その小包は、損害を負担した一又は二以上の郵政庁の所有に帰する。
- 4 第四十八條4に規定する五箇月の期間の後に配達の実績が立証された場合において、支払つた賠償金の金額をなんらかの理由により差出人から回収することができないときは、当該賠償金は、仲介郵政庁又は名あて郵政庁の負担とする。
- 5 価格表記小包が後日発見され、かつ、その包有品が支払われた賠償金の金額よりも低い価格のものであると認定された場合には、差出人は、価格表記小包の交付と引換

えにこの賠償金を返付しなければならない。この場合には、第二十八條2に規定する価格の詐欺表記に対する措置の適用を妨げない。

第四編 料金の割当て

第五十一條 一般原則

- 1 関係郵政庁への料金の割当ては、原則として、小包一個ごとに行なう。
- 2 もつとも、直接閉袋による運送の場合には、差出郵政庁は、陸路及び海路の割当料金を重量級ごとに一括して割り当てること（その他の料金の割当ては、小包一個ごとに行なう。）について、名あて郵政庁及び必要があるときは仲介郵政庁と合意することができる。
- 3 直接閉袋による運送の場合には、差出郵政庁は、また、小包の個数又は閉袋のキログラムによる総重量を基礎として算出する金額であつて、陸路及び海路の割当料金（その他の料金は、小包一個ごとに割り当てる。）のみに又は割り当てるべき報酬の全体に相当するものを名あて郵政庁及び必要があるときは仲介郵政庁に割り当てることについて、これらの郵政庁と合意することができる。

第五編 雜則

第五十二條 条約の適用

条約は、必要があるときは、この約定で明らかに定めていないすべての事項に準用する。

第五十三條

この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件

- 1 この約定及びその施行規則に関する議案で大会議に提出されたものは、実施されるためには、この約定の当事国である加盟国で出席しかつ投票するものの過半数によつて承認されなければならない。投票の際に

は、大会議に代表されたこれらの加盟国の半数が出席していなければならない。

- 2 この約定及びその施行規則に関する議案で大会議から大会議までの間において提出されたものは、実施されるためには、次の票数を得なければならない。

- (a) 規定の追加に関する場合又は約定及びその最終議定書の諸条若しくは施行規則の最終の条の規定の本質的改正に関する場合には、投票の総数
- (b) 施行規則（最終の条を除く。）及びその最終議定書の規定の本質的改正に関する場合には、投票の三分の二
- (c) 次の事項に関する場合には、投票の過半数

- 1 約定及びその最終議定書並びに施行規則及びその最終議定書の規定の解釈。ただし、憲章第三十二條に規定する仲裁に付すべき紛議の場合を除く。
- 2 一に掲げる文書に加えるべき編集上の改正
- 3 連合加盟国が大会議以外の場合においてこの約定に加入する希望を表明し、かつ、第十二條の規定によつて許される率より高率の発送及び到着の例外的割当料金を徴収する権能を請求するときは、国際事務局は、この請求をこの約定の署名国であるすべての加盟国に提出する。これらの加盟国のうち三分の一をこえるものがこの請求に対し六箇月の期間内に反対を表明しないときは、この請求は、認められたものとされる。

第五十四條

約定の非当事国であつて小包又は非当事国から発する小包

- 1 この約定の当事国の郵政庁で非当事国の郵政庁と小包の交換を行なうものは、当該非当事国の反対がない限り、すべての当事

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 万国郵便連合憲章、万国郵便連合一一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

七四二

国の郵政庁に対し、その関係を利用することを許す。

2 非当事国にあつては小包又は非当事国から発する小包は、この約定の当事国の陸路業務、海路業務又は航空業務による越境しについては、陸路及び海路の割当料金並びに航空増料金に関する限り、この約定の当事国間において交換される小包とみなされる。損害がこの約定の当事国の業務内で生じたことが立証された場合において、賠償金がこの約定の当事国内において差出人(盗取又は損傷のときは、場合により名あて人)に支払われなければならないときは、責任に關しても、同様とする。

第六編 最終規定

第五十五条 約定の効力発生及び有効期間
この約定は、千九百六十六年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書が効力を生ずるまで効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、連合所在国の政府に寄託されるべきこの約定の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その原本一通を各当事国に送付する。

千九百六十四年七月十日にウィーンで作成した。

アフガニスタンのために

M・アジーム・グラン

南アフガニスタンのために

アルバニア人民共和国のために

ガゴ・ネシヨ

アルジェリア民主人民共和国のために

A・アムラーニ

ドイツのために

リヒャルト・シュテュックレン

ドクトル シュタインメツツ

アメリカ合衆国のために

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために

サウディ・アラビア王国のために

イブラヒム・ザライ

A・アツキ

アリ・シェイク

M・S・カルカダーン

アルゼンティン共和国のために

アントニオ・パヘス・ララヤ

アルフレド・バルトロメ・ガソロ

E・カルベルマッテン

オーストラリア連邦のために

R・J・ページ

W・K・ウオーターソン

E・A・ヤング

オーストラリア共和国のために

ドクトル B・シャギンガー

ドクトル グラシャ

ドクトル P・マホルト

ドクトル J・パロウバク

ベルギーのために

L・コロ

E・ストウリニフ

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

P・アフナシエフ

ビルマのために

フラジョウ

ボリヴィアのために

A・A・エステンソロ

ブラジル合衆国のために

カルロス・フレデリコ・ドゥアルト

ゴンサルヴェス・デ・ロシャ

ルベンス・リクベロ

クリストバン・アラウジョ

ブルガリア人民共和国のために

V・マカルスキー

ブルンディ王国のために

ベルナル・スタウイガヤ

カンボディア王国のために

フォット・サム・アット

カメルーン連邦共和国のために

トンバ・ギヨム

カナダのために

中央アフリカ共和国のために

T・ソコニ

セイロンのために

W・S・A・グナセケラ

チリのために

A・ウルラ・ピント

中国のために

王季微

于潤生

薛聘文

サイプラス共和国のために

P・ハジオアス

コロンビア共和国のために

テルモ・ムニョス・ボラノス

A・サラサル

J・C・カステイリ

H・シンメルマン

コンゴ共和国(ブラザヴィル)のために

マティアス・マヴニア

コンゴ共和国(レオポルドヴィル)のために

テオフィル・シンプレ

ガストン・ケンダ

シモン・ムケンディ

ルイ・エルマン

アモス・G・ムビアイ

大韓民国のために

李昌熙

方文基

コスタ・リカ共和国のために

G・L・エルソグ

象牙海岸共和国のために

S・シニコ

キューバ共和国のために

D・ボルテラ

ドクトル ルイス・ソラ・ピラ

バルデス

ダホメ共和国のために

ガブリエル・グノンベ

デンマーク王国のために

アルネ・クログ

J・M・S・アンデルセン

T・W・マトセン

ドミニカ共和国のために

A・A・アスマール・サンチエス

エル・サルヴァドル共和国のために

J・コストウレラス

エクアドル共和国のために

ラモン・デ・イカサ

スペインのために

J・デ・エリセ

マヌエル・ゴンサレス

アニバル・マルティン

サトゥルニノ・カサス

ローベ・ヒメネス

アフリカにおけるスペインの領土のために

フリアン・アイエスタ・ブレンデス

R・アバロス

エチオピアのために

マルコス・ハンナ

タメラット

ガザヘン・ゲイブル・ウォルド

フィンランド共和国のために

オイヴァ・サロイラ

タウノ・プオランネ

フランス共和国のために

イヴァン・カバンヌ

ジョーデル

ラシャプト

シャパール

ムイユソー
グーヨン
R・モリヨン
A・ヴァテオンス
フランスの海外郵便電気通信庁によつて代
表される地域全体のために
E・スキナジ
M・シャブロン
L・シャブ
ガボン共和国のために
E・ムファス
ガーナのために
J・M・アグリ
海峡諸島及びマン島を含むグレート・ブリ
テン及び北部アイルランド連合王国のために
K・S・ホームズ
K・ハインド
H・C・ヘインワース
C・E・ヘインズ
T・スコット
V・C・ルーカス
グレート・ブリテン及び北部アイルランド
連合王国政府が国際關係を処理する海外領土
のために
K・S・ホームズ
K・ハインド
H・C・ヘインワース
C・E・ヘインズ
T・スコット
V・C・ルーカス

ギリシャのために
デイモブロー
G・ヤンノブロー
P・キオセオグラー
グアテマラ共和国のために
R・メリダ
ギニア共和国のために
モンレイ
ディアラ

ハイティ共和国のために

上ヴォルタ共和国のために

H・ヤメオゴ
R・ギントラン
ホンデラス共和国のために
R・メリダ
ハンガリー人民共和国のために
ホルン・デジュ
インドのために
M・ダヤル
S・M・ゴシニ
K・ラジャ
インドネシア共和国のために
シマトウパン
イランのために
ミルハエスカンダリ
イラク共和国のために
ナスラト・アルハムダッリス
アイルランドのために
オプロイン
P・A・ドゥイグナン
アイスランド共和国のために
G・ブリーム
ラフン・ジュリユソン
イスラエルのために
C・ベン・メナヘム
A・ラナン
Y・L・ランダウ
イタリヤのために
アウレリオ・ボンシリオーネ
ブルネット・ブルネット
ジャマイカのために
ケニス・A・ジョーンズ
H・A・フエアウエザ
日本国のために
内田藤雄
ジョルダン・ハシエミット王国のために
ミシエル・オー

クウェイトのために

I・Y・ラザック
ラオス王国のために
イヴァン・カパンヌ
ジョデール
ラシャブト
シャバール
ムイユソー
グーヨン
R・モリヨン
A・ヴァテオンス
レバノン共和国のために
ミシエル・オー
リベリア共和国のために
バックス・ベージ
L・ベンジャミン・アンドリュース
リビアのために
K・マラブタシ
A・B・シエハーブ
リヒテンシュタイン公国のために
ビュッヒェル
ルクセンブルグのために
ロース
R・フルネル
マレイシアのために
イブラヒム・ヴァルシャイ
ケン・リアン・オン
マルティン
マダガスカル共和国のために
ジャン・ラライヴァオ
アンリ・ラビエラ
マリ共和国のために
ブバカル・ディアル
モロッコ王国のために
エル・ファウッ
ペラーダ
メキシコ合衆国のために
ラウロ・F・ラミレス
モナコ公国のために

H・マスマジャン
蒙古人民共和国のために
マグサリン・チミドドルジ
ナツアグドルジ
ネバールのために
ニカラグアのために
ドクトル・グロヘール
ニジニル共和国のために
ムドゥール・ザカラ
アマドゥ・ムムニ
ナイジェリア連邦共和国のために
O・バッシ
ノールウェーのために
カール・ヨハネセン
ウイリアム・シェーグレン
E・デーヴィング
K・ストレムスネス
ニュー・ジールランドのために
B・ダーネル
L・T・ヒース
F・J・ジェフリー
ウガンダのために
H・Z・E・ラモジ
R・H・ニューウェル
パキスタンのために
H・B・カージ
A・シャクトル
Z・N・アーマド
パナマ共和国のために
パラグアイのために
カルル・ベネ
オランダのために
ホルボーム
オランダ領アンティル及びスリナムのた
めに
E・G・レーデ
P・H・J・ブリーセルス

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

七四四

ベルー共和国のために

H・メリーノ

エルネスト・カセレス
フィリピン共和国のために

ボーランド人民共和国のために

ファウステイン・ラドシ

ポルトガルのために

マルクス・デ・フォンテス・ペレイ

ラ・デ・メーロ・フォンセカ

ジョルジ・ブラガ

ドミンゴ・ドゥアルテ・ペーロ

マトス・ペレイラ

ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・

デ・マトス

カルロス・アウグスト・デ・メロ

西部アフリカにおけるポルトガルの諸州の
ために

東部アフリカとアジアとオセアニアにお
けるポルトガルの諸州のために

アラブ連合共和国のために

A・バキル

T・H・アブデル・ラフマーン

アワト・ハミット・ハッガード

アフマト・ソブヒ・エルハダリ

ルーマニア人民共和国のために

マリノ・グリゴレ

P・マテウス

I・ペトラール

P・ボステルニク

I・セーフエルド

ルワンダ共和国のために

ガブリエル・カマンジ

サン・マリノ共和国のために

ドメニコ・フォルチェリーニ

ドクトル ヴィルヘルム・ミューラー

フエンベック

セネガル共和国のために

I・スディアエ

M・ウアタラ

A・サルダ

D・ソウ

ミニエ

シエラ・レオネのために

クリストファー・デイヴィス

ソマリヤのために

ジュゼッペ・トレル

スーダン共和国のために

M・S・スリマン

H・I・ベシル

スウェーデンのために

ヴィクトール・スワルトリン

カール・アクセル・レーフグレン

K・H・イューデル
スイス連邦のために

トゥアゾン

サウザ

ブッチ

シャブイ

マルゲラ

シリア・アラブ共和国のために

アブデル・カーデル・バグダディ

ムハンマド・エルハミド

タンガニカ・ザンジバル連合共和国のた
めに

R・ユスフ

チャード共和国のために

J・ゴルサラ

チュエッコスロヴァキア社会主義共和国のた
めに

マニヤーク

タイのために

T・キーラナン

S・スカネート

チャオ・トンマ

T・ヤワカン

トーゴ共和国のために

E・ローソン

I・エクエ

トリニダード・トバゴのために

カマルディン・モハメッド

ジョージ・リー

N・ウォーレン

カーマディーン

チュニジアのために

サラハ・ベッサウイヤ

フエンドウリ

トルコのために

F・アルブイスケンデル

A・クトカン

N・エキン

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国の
ために

G・シンチェン

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

K・セルゲイチュク

ウルグアイ東方共和国のために

カルロス・ワシントン・アリセリス

ヴァチカン市国のために

G・ブリジョーネ

ヘルベルト・ミースラー

フランツ・ムシュル

ヴェネズエラ共和国のために

オスカル・ミズレ・リブス

J・マンデ・サンチェス

ワイエトナムのために

トラン・ヴァン・ヴィエン

ヴォ・ヴァン・カット

イエメン・アラブ共和国のために

ムハンマド・ザイド

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国の
ために

P・ヴァシリエヴィッチ

M・ミチッチ

ドラグーチン・パタキ

クリステイッチ・メロシ

小包郵便物に関する約定の最終議定書
下名の全権委員は、本日付けで締結された
小包郵便物に関する約定に署名するに際し、
次のとおり協定した。

序則

第一条 運送事業者による業務の経

営

1 約定の当事国でその郵政庁が小包の運送
を現に実施しないものは、鉄道事業者及び
海運事業者が約定の条項を実施させる権能
を有する。また、この国は、これらの運送
事業者によつて連絡される地方から発し又
はその地方にある小包にこの業務を限定
することができる。

2 前記の国の郵政庁は、約定のすべての条
項が鉄道事業者及び海運事業者により完全
に実施されることを確保すること、特に交
換業務を行なわせることについて、これら
の運送事業者と合意しなければならない。

3 前記の郵政庁は、前記の運送事業者とこ
の約定の他の締約国の郵政庁及び国際事務
局との間のすべての関係について、仲介者
となる。

第二条 小包の差出しの後に請求す
る課金別納による配達

課金別納小包の業務を行なうオーストラリ
ア連邦、サイプレス、グレート・ブリテン及
び北部アイルランド連合王国、グレート・ブ
リテン及び北部アイルランド連合王国政府が
国際関係を処理する海外領土、アイルラン
ド、クウェイト、マレーシア、ナイジェリア
連邦共和国、ニュー・ジラランド、ウガン
ダ、シエラ・レオネ、タンガニカ・ザン
ジバル連合共和国及びトリニダード・トバゴ
は、小包の差出しの後に行なう課金別納によ
る配達を請求を許さない。

第三条 常衡ポンド

内国制度によりメートル法重量制を採用することができない国は、約定第三条に規定する重量級に代えて、これに相当する次の重量級を使用する権能を有する。

一キログラムまで

二ポンドまで

一キログラムをこえ三キログラムまで

二ポンド—七ポンド

三キログラムをこえ五キログラムまで

七ポンド—十一ポンド

五キログラムをこえ十キログラムまで

十一ポンド—二十二ポンド

第四条 繰越し

条約第一条の規定にかかわらず、アフガニスタン、イラン及びアフリカにおけるポルト

第一表 発送及び到着の割当料金

1 連統 番号	2 徴収する 郵政庁	3 小包一個 ごとの料 金額	4 考
1	アフガニ スタン	一・五〇(1) フラス チム	(1) 割当料金は、五キログラムをこえ一〇キログラムまでの小包については、三フラン五〇サンチムとすることができる。
2	アルバニ ア(人民 共和国)	一・〇〇	
3	アルゼン ティン (共和国)	〇・七五(2)	(2) 割当料金は、コスタ・デル・スール、ティエーラ・デル・フエーゴ、南極地域及び南大西洋の諸島の郵便局から発し又はこれにあててる小包については、一フラン二五サンチムとすることができる。
4	オースト リア	(3)	(3) 割当料金は、次の金額に達することができる。 一キログラムまでの小包 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包 〇・四五 〇・九〇

ガルの諸州には、その領域を通過する繰越小包の運送を行なわれない権能を暫定的に付与する。

第一編 料金

第一章 例外的割当料金

第五条 例外的陸路割当料金

次の第一表及び第二表に掲げる郵政庁は、暫定的に、次の料金を徴収することができる。

(a) 第一表に掲げる発送及び到着の割当料金。この料金は、約定第十二条の規定によつて許される発送及び到着の例外的割当料金に代わるものとする。

(b) 第二表に掲げる繰越しの陸路割当料金。この料金は、約定第六条に掲げる繰越しの割当料金に加算する。

5	6	7	8	9	10	11	12
白ロシ ア・ソ ヴィエト 社会主義 共和国	ビルマ ポリウイ ア	〇・七五	ブラジル (合衆国) ブルガリ ア(人民 共和国)	二・二五(6) 〇・五〇	カメル ン 共和国	中央アフ リカ(共 和国)	セイロン
(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
(4) 次の地域にあててる小包郵便物についての発送及び到着の割当料金は、次のとおりとする。 ソヴィエト社会主義共和国連邦のヨーロッパ地域 ソヴィエト社会主義共和国連邦のアジア地域 一キログラムまでの小包 〇・四〇 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包 〇・七〇 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包 一・〇〇 五キログラムをこえ一〇キログラムまでの小包 二・〇〇 一〇キログラムをこえ一五キログラムまでの小包 三・〇〇 一五キログラムをこえ二〇キログラムまでの小包 四・〇〇 二〇キログラムをこえ二五キログラムまでの小包 五・〇〇 二五キログラムをこえ三〇キログラムまでの小包 六・〇〇 三〇キログラムをこえ三五キログラムまでの小包 七・〇〇 三五キログラムをこえ四〇キログラムまでの小包 八・〇〇 四〇キログラムをこえ四五キログラムまでの小包 九・〇〇 四五キログラムをこえ五〇キログラムまでの小包 一〇・〇〇 五〇キログラムをこえ五五キログラムまでの小包 一一・〇〇 五五キログラムをこえ六〇キログラムまでの小包 一二・〇〇 六〇キログラムをこえ六五キログラムまでの小包 一三・〇〇 六五キログラムをこえ七〇キログラムまでの小包 一四・〇〇 七〇キログラムをこえ七五キログラムまでの小包 一五・〇〇 七五キログラムをこえ八〇キログラムまでの小包 一六・〇〇 八〇キログラムをこえ八五キログラムまでの小包 一七・〇〇 八五キログラムをこえ九〇キログラムまでの小包 一八・〇〇 九〇キログラムをこえ九五キログラムまでの小包 一九・〇〇 九五キログラムをこえ一〇〇キログラムまでの小包 二〇・〇〇	(5) 割当料金は、コチャバンバ、ラ・パス、オルロロ、ポトシ、スクレ及びタリハ以外の地方から発し又はこの地方にあててる小包については、次の金額に達することができる。 一キログラムまでの小包 三・〇〇 一キログラムをこえ五キログラムまでの小包 七・〇〇 五キログラムをこえ一〇キログラムまでの小包 一四・〇〇 一〇キログラムをこえ一五キログラムまでの小包 二一・〇〇 一五キログラムをこえ二〇キログラムまでの小包 二八・〇〇 二〇キログラムをこえ二五キログラムまでの小包 三五・〇〇 二五キログラムをこえ三〇キログラムまでの小包 四二・〇〇 三〇キログラムをこえ三五キログラムまでの小包 四九・〇〇 三五キログラムをこえ四〇キログラムまでの小包 五六・〇〇 四〇キログラムをこえ四五キログラムまでの小包 六三・〇〇 四五キログラムをこえ五〇キログラムまでの小包 七〇・〇〇 五〇キログラムをこえ五五キログラムまでの小包 七七・〇〇 五五キログラムをこえ六〇キログラムまでの小包 八四・〇〇 六〇キログラムをこえ六五キログラムまでの小包 九一・〇〇 六五キログラムをこえ七〇キログラムまでの小包 九八・〇〇 七〇キログラムをこえ七五キログラムまでの小包 一〇五・〇〇 七五キログラムをこえ八〇キログラムまでの小包 一一二・〇〇 八〇キログラムをこえ八五キログラムまでの小包 一二九・〇〇 八五キログラムをこえ九〇キログラムまでの小包 一三六・〇〇 九〇キログラムをこえ九五キログラムまでの小包 一四三・〇〇 九五キログラムをこえ一〇〇キログラムまでの小包 一五〇・〇〇	(6) 割当料金は、遠隔の郵便局にあててる小包については、三フラン二五サンチムに引き上げることができる。	(7) 交換局以遠の小包の運送については、名あて地に応じて異なる内国運送料金を徴収する。ただし、この料金は、内国業務の小包に適用する料金をこえないものとする。	(8) 交換局以遠の小包の運送については、名あて地に応じて異なる内国運送料金を徴収する。ただし、この料金は、内国業務の小包に適用する料金をこえないものとする。	(9) 割当料金は、次の金額に達することができる。 一キログラムまでの小包 〇・三五	(10) 割当料金は、次の金額に達することができる。 一キログラムまでの小包 〇・三五	(11) 割当料金は、次の金額に達することができる。 一キログラムまでの小包 〇・三五

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び翼係諸約定

七
四
六

14 13	15	16	17	18		19	20
チリ 中国	サイプラ ス	コロンビ ア(共和 国)	コンゴ ー (ブラザ ヴィル)	コンゴ ー (レポオ ルドヴィ ル)		象牙海岸 (共和国)	ダホメ (共和国)
〇・七五 〇・七五 〇・七五	110	112	113	114		115	116
① 中国(上海及び広東を除く。)から発し又はこれにあて る小包については、暫定的に、中国の内国業務の小包郵便 物の料金率に相当する割当料金を差出人又は名あて人から 徴収する。	① 割当料金は、次の金額に達することができる。 一 キログラムまでの小包 一 キログラムをこえ三キログラムまでの小包 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包 五キログラムをこえ十キログラムまでの小包 一・二五 一・五〇 一・七五 一・一〇	② 割当料金は、海港にあてる小包については小包一個につ き一フランに、また、その他の地方にあてる小包について は一キログラム又はその端数ごとに一フランに引き上げる ことができる。	③ 交換局以遠の小包の運送については、名あて地に応じて 異なる内国運送料金を徴収する。ただし、この料金は、内 国業務の小包に適用する料金率をこえないものとする。	④ 割当料金は、次の金額に達することができる。 一 キログラムまでの小包 一 キログラムをこえ三キログラムまでの小包 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包 五キログラムをこえ十キログラムまでの小包 一・三〇 一・五〇 一・七五 一・一〇		⑤ 交換局以遠の小包の運送については、名あて地に応じて 異なる内国運送料金を徴収する。ただし、この料金は、内 国業務の小包に適用する料金率をこえないものとする。	⑥ 割当料金は、次の金額に達することができる。 一 キログラムまでの小包 一 キログラムをこえ三キログラムまでの小包 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包 五キログラムをこえ十キログラムまでの小包 一・五〇 二・〇〇 三・〇〇 四・〇〇 五・〇〇

[illegible]

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

[illegible]

昭和四十年五月十七日 参議院會議錄第十九号(その二) 万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び關係諸約定

七四八

58	57	56	55	54	53	52	51	50
スーダン (共和国)	シエラ・ レオネ	セネガル (共和国)	アンゴラ 及びモザ ンビクの ポルトガ ルの諸州	ペルー 一・二五	パナマ (共和国) 〇・七五	パキスタ ン	ウガンダ	ニュー・ ジーラン ド
(40)	(39)	(38)	(37)			(36)	(35)	(34)
一キログラムまでの小包 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包 五キログラムをこえ〇キログラムまでの小包 割当料金は、次の金額に達することができる。	一キログラムまでの小包 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包 五キログラムをこえ〇キログラムまでの小包 割当料金は、次の金額に達することができる。	交換局以遠の小包の運送については、名あて地に於いて異なる内国運送料金を徴収する。ただし、この料金は、内国業務の小包に適用する料金をこえないものとする。 割当料金は、次の金額に達することができる。	交換局以遠の小包の運送については、内国業務の小包に適用する料金をこえない割当料金を許す。		一キログラムまでの小包 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包 五キログラムをこえ〇キログラムまでの小包	一キログラムまでの小包 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包 五キログラムをこえ〇キログラムまでの小包 割当料金は、次の金額に達することができる。	一キログラムまでの小包 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包 五キログラムをこえ〇キログラムまでの小包 割当料金は、次の金額に達することができる。	割当料金は、次の金額に達することができる。
〇・五〇	〇・二五 〇・七五 一・一〇 一・一〇	〇・二五 〇・七五 一・一〇 一・一〇	〇・二五 〇・七五 一・一〇 一・五〇		〇・二五 〇・七五 一・一〇 一・五〇	〇・二五 〇・七五 一・一〇 一・一〇	〇・七〇 〇・八〇 〇・九〇 一・〇〇	〇・七〇 〇・八〇 〇・九〇 一・〇〇
66	65	64	63	62	61	60	59	
ウクライ ナ・ソヴ ィエト社 会主義共 和国	アジア・ トルコ	トリニダ ッド・ト バゴ	タイ トロー (共和国)		チャード (共和国)	(連合共 和国)	スウェー デン タンガニ イカ・ザ ンジバル	
(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	
一キログラムまでの小包 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包 五キログラムをこえ〇キログラムまでの小包 割当料金は、次の金額に達することができる。	一キログラムまでの小包 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包 五キログラムをこえ〇キログラムまでの小包 割当料金は、鉄道及び海岸から遠隔の郵便局に於いては、二フランとすることが出来る。	一キログラムまでの小包 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包 五キログラムをこえ〇キログラムまでの小包 割当料金は、次の金額に達することができる。	一キログラムまでの小包 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包 五キログラムをこえ〇キログラムまでの小包 割当料金は、次の金額に達することができる。	一キログラムまでの小包 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包 五キログラムをこえ〇キログラムまでの小包 交換局以遠の小包の運送については、名あて地に於いて異なる内国運送料金を徴収する。ただし、この料金は、内国業務の小包に適用する料金をこえないものとする。	一キログラムまでの小包 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包 五キログラムをこえ〇キログラムまでの小包 割当料金は、次の金額に達することができる。	一キログラムまでの小包 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包 五キログラムをこえ〇キログラムまでの小包 割当料金は、次の金額に達することができる。	一キログラムをこえ三キログラムまでの小包 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包 五キログラムをこえ〇キログラムまでの小包 割当料金は、次の金額に達することができる。	
〇・四〇	〇・二五 〇・七五 一・一〇 一・一〇	〇・二五 〇・七五 一・一〇 一・一〇	〇・二五 〇・七五 一・一〇 一・五〇	〇・二五 〇・七五 一・一〇 一・一〇	〇・二五 〇・七五 一・一〇 一・一〇	〇・二五 〇・七五 一・一〇 一・一〇	〇・二五 〇・七五 一・一〇 一・一〇	〇・八五 一・二〇 二・四〇

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び關係諸約定

七四九

69	68	67
ウルグアイ(東方共和国)	○・七五	ソヴィエト社会主義共和国連邦
ヴェネズエラ(共和国)	一・二五	
		(7)
		(4)
		一キログラムをこえ三キログラムまでの小包 〇・七〇 二・二〇 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包 一・〇〇 三・〇〇 五キログラムをこえ一〇キログラムまでの小包 二・〇〇 六・〇〇 一〇キログラムをこえ一五キログラムまでの小包 三・〇〇 九・〇〇 一五キログラムをこえ二〇キログラムまでの小包 四・〇〇 一二・〇〇 前記の發送及び到着の割当料金は、ソヴィエト社会主義共和国連邦の全領域において、小包郵便物に適用される。
		次(4)の地域にあつては、小包郵便物に適用される。 割当料金は、次のとおりとする。
		ソヴィエト社会主義共和国連邦のヨーロッパ地域 ソヴィエト社会主義共和国連邦のアジア地域 フランス フランス

第二表 繰越しの陸路割当料金

[illegible]

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 万国郵便連合憲章、万国郵便連合一一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

七五〇

34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24
パキスタン ペルー シエラ・レオネ スーダン（共和国） タンガニカ・ザン ジバル（連合共和国） (2) チャード（共和国） ゴリニダッド・トバ アジア・トルコ(4) ウクライナ・ソヴィ エト社会主義共和国 (3) ソヴィエト社会主義 共和国連邦 (a) ソヴィエト社会 主義共和国連邦の ヨロップ地域を 經由して運送され る小包について (b) ソヴィエト社会 主義共和国連邦の アジア地域を經由 して運送される小 包について (c) ソヴィエト社会 主義共和国連邦の ヨロップ地域及 びアジア地域を 經由して運送され る小包について ソエネズエラ（共和 国）	一・〇〇 〇・七〇 一・〇〇 〇・九〇 一・七五 〇・六〇 一・〇〇 二・二〇 二・〇〇 二・〇〇 一・四〇 〇・四〇 〇・四〇	一・〇〇 〇・六〇 一・〇〇 一・四〇 二・二〇 一・五〇 二・〇〇 二・〇〇 二・〇〇 一・二〇 一・〇〇 〇・七〇	一・〇〇 〇・五〇 一・〇〇 一・二〇 二・六五 二・〇〇 一・二〇 一・〇〇 一・〇〇 一・四〇 二・〇〇 一・〇〇	一・〇〇 〇・五〇 一・〇〇 一・二〇 三・八〇 四・〇〇 一・四〇 一・四〇 一・四〇 一・四〇 一・四〇 一・四〇	一・〇〇 〇・五〇 一・〇〇 一・二〇 二・八〇 六・〇〇 六・〇〇 六・〇〇 六・〇〇 一・四〇 一・四〇 一・四〇	一・〇〇 〇・五〇 一・〇〇 一・二〇 二・八〇 六・〇〇 六・〇〇 六・〇〇 六・〇〇 一・四〇 一・四〇 一・四〇	一・〇〇 〇・五〇 一・〇〇 一・二〇 二・八〇 六・〇〇 六・〇〇 六・〇〇 六・〇〇 一・四〇 一・四〇 一・四〇	一・〇〇 〇・五〇 一・〇〇 一・二〇 二・八〇 六・〇〇 六・〇〇 六・〇〇 六・〇〇 一・四〇 一・四〇 一・四〇	一・〇〇 〇・五〇 一・〇〇 一・二〇 二・八〇 六・〇〇 六・〇〇 六・〇〇 六・〇〇 一・四〇 一・四〇 一・四〇	

備考

- (1) アンデス横断鉄道により運送する小包に限る。
- (2) この表に掲げる金額は、最高限とする。
- (3) ソヴィエト社会主義共和国連邦の項参照。同項に掲げる料金は、ソヴィエト社会主義共和国連邦の全領域において、小包郵便物に適用される。
- (4) トレビゾンド・エルゼルム・ベイジッド線經由でイランから発し又はこ

れにあてゐる小包については、各重量級の陸路割当料金は、さらに一フラン五十サンチム引き上げることができ

第六条 海路割当料金

オーストラリア連邦、サイプレス、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土、ジャマイカ、マレーシア、ナイジェリア連邦共和国、ウガンダ、シエラ・レオネ、

タンガニカ・ザンジバル連合共和国及びトリニダッド・トバゴは、約定第八条及び第九条に規定する海路割当料金を最高百分の五十引き上げることができ、また、クウェイトは、この海路割当料金を最高百分の百引き上げることができ。

第七条 追加割当料金

1 コルシカから発し又はこれにあてゐる小包については、次の追加料金を課する。

- 2 次の区間の運送については、各小包につき、次の追加割当料金を徴収することを許す。
 - (a) フランス本土から発し又はこれにあてゐる小包に適用する陸路割当料金の半額に等しい金額を最高とする追加陸路割当料金
 - (b) フランスにおいて第一距離段階に適用する海路割当料金に等しい金額の追加海路割当料金

運送区間	徴収する追加割当料金
1 方 他 方	3
スペイン本土	
(a) バレアール諸島及びアフリカ北部におけるスペインの領土	第一距離段階について定める海路割当料金に等しい金額の料金
(b) カナリ諸島	第二距離段階について定める海路割当料金に等しい金額の料金

3 ポルトガルの郵政庁は、ポルトガル本土とマデイラ島及びアゾレス島との間の運送については、小包一個につき最高一フラン五十サンチムの追加割当料金を徴収する権能を有する。

4 イラク—シリアさばく横断自動車業務により運送される小包については、次に定める特別追加割当料金を徴収する。

重量	追加割当料金
1 量 級	2
一キログラムまで	〇・五〇
一キログラムをこえ	一・五〇
三キログラムまで	二・五〇
三キログラムをこえ	五・五〇
五キログラムまで	七・五〇
五キログラムをこえ	一〇・〇〇

5 カラチ (パキスタン) とオルマラ、バスニ及びグワダールのパキスタン郵便局との間の小包の運送については、約定第八条2において第一距離段階について定める海路割当料金に等しい金額の追加割当料金を徴収する。

6 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土、インド、マレーシア、パキスタン及

7 西パキスタンと東パキスタンとの間の小包の運送については、次に定める特別追加割当料金を徴収する。

重 量	追 加 割 当 料 金	重 量	追 加 割 当 料 金
1 量 級	2	1 量 級	2
一キログラムまで	〇・五〇	三キログラムまで	〇・八〇
一キログラムをこえ	〇・六五	五キログラムまで	一・四五
三キログラムまで		一〇キログラムまで	

この特別追加割当料金は、外国から発し東パキスタンに於ける小包で西パキスタンの交換局を経由するもの又は外国から発し西パキスタンに於ける小包で東パキスタンの交換局を経由するものについてのみ徴収する。

第八条 特別料金率

1 イラクの郵政庁は、自国から発する小包に對し、それぞれの重量に對する段階料金を適用する権能を有する。ただし、この料金の平均額が、同郵政庁が請求する権利を有する例外的割当料金及び追加割当料金を含む通常の料金をこえないことを条件とする。

2 前記の権能は、また、次の大会議までに約定に加入することがある国にも付与する。

3 パキスタン及びヴェネズエラ共和国の郵

政庁は、一キログラムをこえ三キログラムまでの小包については、三キログラムをこえ五キログラムまでの小包に適用する料金を徴収することができる。

4 フランスの郵政庁は、航空小包をすべての場合に連達小包として取り扱い、かつ、この小包について、約定第六条、第七条及び第十二条に規定する陸路割当料金の二倍の金額を徴収する権能を有する。

5 オーストラリア連邦は、約定第四条に掲げる料金及び課金を地帯別に從つて公衆から徴収する権能を有する。

第二章 追加価格表記料

第九条 価格表記小包

第十八条の規定にかかわらず、次の郵政庁は、各価格表記小包郵便物につき、次の表に示すところに從つて追加価格表記料を徴収することができる。

徴収する郵政庁	表記金額二〇〇フラン又は二〇〇〇フランの端数ごとに徴収する料金	適用される 価格表記小包
1	2	3
(a) アルゼンティン (共和国)	一・〇	コスタ・デル・スール、ティエラ・デル・フエゴ、南極地域及び南大西洋の諸島の郵便局から発し又はこれに於ける小包
(b) コンゴ (レオポルドヴィル)	一・〇	コンゴ (レオポルドヴィル) から発し若しくはこれに於ける小包又はコンゴ (レオポルドヴィル) 越境し的小包
(c) フランス	一・五	フランス本土とコルシカとの間を運送される小包
(d) イラク	一・〇	イラク・シリア及び横断自動車業務により運送される小包

(e) ウガンダ	一・〇
(f) スーダン (共和国)	五
(g) タンガニカ・ザンジバル (連合共和国)	一・〇

第二編 業務の実施

第一章 引受条件

第十条 大きさ及び容積

1 ギリシャ、テュニジア及びアジア・トルコは、暫定的に、約定第二十五条2の規定により海路業務につき許される最大限をこえる大きさ又は容積の小包を許さない権能を有する。

2 オーストラリア連邦及びインドは、自国の内国業務において定める制限をこえる大きさの小包を許さない権能を有する。

第十一条 取扱困難な小包

約定第二十五条2(e)の規定に基づき、約定第二十五条1に定める制限にかかわらず、(a) スーダン共和国は、他国との関係において、長さが一・一メートルをこえる小包又は長さと長さ以外の方向に計つた最大の横周との合計が一・八五メートルをこえる小包を取扱困難な小包とする権能を有する。

(b) サイプラス、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土、アイルランド、ジャマイカ、クウェイト、マレーシア、ナイジェリア連邦共和国、ニュー・ジラランド、ウガンダ、シエラ・レオネ、タンガニカ・ザンジバル連合共和国及びトリニダード・トバゴは、他国との関係において、長さが一・〇五メートルをこえる小包又は長さと長さ以外の方向に計つた最大の横周との合計が一・八メートルをこえる小包を取扱困難な小包とする権能を有する。

第十二条 差出しの際の差出人の指

1 約定第二十七条2(8)の規定にかかわらず、コロンビア共和国、イスラエル、白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、暫定的に、「差出人の危険負担における売却」の旨の記載を有する小包を許さない権利を有する。

2 約定第二十七条2(a)、(b)及び(8)の規定にかかわらず、オーストラリア連邦、セイロン、サイプラス、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土、アイルランド、ジャマイカ、クウェイト、マレーシア、ナイジェリア連邦共和国、ニュー・ジラランド、ウガンダ、シエラ・レオネ、タンガニカ・ザンジバル連合共和国及びトリニダード・トバゴは、配達不能通知書の送付及び差出人の危険負担における小包の売却に関する措置を許さない権能を有する。

第十三条 価格表記小包、価格表記の最高限

約定第二十八条の規定にかかわらず、内国業務における価格表記の最高限を千フラン未満の金額としているオーストラリア連邦、サイプラス、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土の一部、ジャマイカ、マレーシア、

ナイジェリア連邦共和国、ウガンダ、シエラ・レオネ、タンガニカ・ザンジバル連合共和国及びトリニダード・トバゴは、国際業務における価格表記の最高限をその金額に制限する権能を有する。

第二章 雑則

第十四条 取りもどし、名あての変更又は訂正

約定第四十二条の規定は、オーストラリア連邦、ビルマ、サイプラス、エル・サルヴァドル共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、アイルランド、クウェイト、マレーシア、ナイジェリア連邦共和国、ニュー・ジブラント、ウガンダ、シエラ・レオネ、タンガニカ・ザンジバル連合共和国及びトリニダード・トバゴには、適用しない。この規定は、また、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土であつて、その法令が差出人の請求による小包の取りもどし又は名あて変更を許さないものには、適用しない。この規定は、小包の名あて変更については、インドにも、適用しない。

第十五条 到達証

セイロン、サイプラス、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土、アイルランド、ジャマイカ、クウェイト、マレーシア、ナイジェリア連邦共和国、ニュー・ジブラント、ウガンダ、シエラ・レオネ、タンガニカ・ザンジバル連合共和国及びトリニダード・トバゴは、到達証を価格表記小包に限定する権能を有する。

第三編 責任

一般規定

第十六条 責任の原則に対する例外
約定第四十四条の規定にかかわらず、コンゴ(レオポルドヴィル)、イラク、クウェイト及びスーダン共和国は、すべての国から発しコンゴ(レオポルドヴィル)、イラク、クウェイト又はスーダンにある小包であつて、液体、液化しやうい物並びにガラス製品及びこれと同様にぜい弱な物品を包有するものの損傷については、なんらの賠償金も支払わないことを許される。

第十七条 損害賠償

約定第四十四条の規定にかかわらず、オーストラリア連邦、サイプラス、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土であつてその内国規則が前記の規定に反するもの、ジャマイカ、ナイジェリア連邦共和国、ウガンダ、シエラ・レオネ、タンガニカ・ザンジバル連合共和国及びトリニダード・トバゴは、その業務において亡失し、盗取され、又は損傷した価格表記としない小包については、損害賠償金を支払わない権能を有する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、規定が約定の本文中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するこの議定書を作成し、連合所在国の政府に寄託されるべき本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その議定書一通を各当事国に送付する。

千九百六十四年七月十日にウィーンで作成した。

アフガニスタンのために
M・アジーム・グラ
南アフリカ共和国のために
アルバニア人民共和国のために
ガゴ・ネシ
アルジェリア民主人民共和国のために
A・アムラーニ
ドイツのために
リヒャルト・シュテュックレン

ドクトル シュタインメッツ
アメリカ合衆国のために
信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために

サウディ・アラビア王国のために
イブラヒム・ザライ

A・アツキ

アリ・シェイク

M・S・カルカダーン

アルゼンティン共和国のために
アントニオ・パレス・ラヤ

アルフレド・バルトロメ・ガソロ

E・カルベルマッテン

オーストラリア連邦のために
R・J・ベージ

W・K・ウオーターソン

E・A・ヤング

オーストラリア共和国のために
ドクトル B・シャギンガー

ドクトル グラシャ

ドクトル P・マホルト

ドクトル J・パロウベク

ベルギーのために
L・コロ

E・ストウリニフ

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために
P・アフアナシエフ

ビルマのために
フラ・ジョウ

ボリヴィアのために
A・A・エステンソ

ブラジル合衆国のために
カルロス・フレデリコ・ドゥアルト

ブルガリア人民共和国のために
V・マカルスキー
ブルンディ王国のために
ベルナルル・ヌタウィガヤ
カンボディア王国のために
フォット・サム・アット
カメルーン連邦共和国のために
トンバ・ギョム
カナダのために
中央アフリカ共和国のために
T・ソコニ
セイロンのために
W・S・A・グナセケラ
チリのために
A・ウルラ・ピント
中国のために
王季微
于潤生
薛聘文
サイプラス共和国のために
P・ハジオアス
コロンビア共和国のために
テルモ・ムニョス・ボラノス
A・サラサル
J・C・カステイリョ
H・シンメルマン
コンゴ共和国(ブラザヴィル)のために
マティアス・マウニャ
コンゴ共和国(レオポルドヴィル)のために
テオフィル・シンブソン
ガストス・ケンダ
シモン・ムケンディ
ルイ・エルマン
アモス・G・ムビアイ
大韓民国のために
李昌熙
方文基

コスタ・リカ共和国のために

G・L・エルソーグ

象牙海岸共和国のために

S・シソコ

キューバ共和国のために

D・ボルテラ

ドクトル ルイス・ソラ・ピラ

バルデス

ダホメ共和国のために

ガブリエル・グノンベ

デンマーク王国のために

アルネ・クロツグ

J・M・S・アンデルセン

T・W・マトセン

ドミニカ共和国のために

A・A・アスマール・サンチエス

エル・サルヴァドル共和国のために

J・コントゥレーラス

エクアドル共和国のために

ラモン・デ・イカサ

スペインのために

J・デ・エリセ

マヌエル・ゴンサレス

アニバル・マルティン

サトゥルニノ・カサス

ローペ・ヒメネス

フリカにおけるスペインの領土のために

フリアン・アイエスタ・ブレンデス

R・アパロス

エチオピアのために

マルコス・ハンナ

タメラット

ゲザヘン・ゲトブル・ウオルド

フィンランド共和国のために

オイヴァ・サロイラ

タウノ・プオランネ

フランス共和国のために

イヴァン・カパンヌ

ラシャブト

シャパール

ムイユソ

グーヨン

R・モリヨン

A・ヴァテオンヌ

フランスの海外郵便電気通信庁によつて代

表される地域全体のために

E・スキナジ

M・シャブロン

L・シャブ

ガボン共和国のために

E・ムファス

ガーナのために

J・M・アグリ

海峡諸島及びマン島を含むグレート・ブリ

テン及び北部アイルランド連合王国のために

K・S・ホームズ

K・ハイナンド

H・C・ヘインワース

C・E・ヘインズ

T・スコット

V・C・ルーカス

グレート・ブリテン及び北部アイルランド

連合王国政府が国際関係を処理する海外領土

のために

K・S・ホームズ

K・ハイナンド

H・C・ヘインワース

C・E・ヘインズ

T・スコット

V・C・ルーカス

ギリシャのために

デイモブロー

G・ヤンノブロー

P・キオセオグル

グアテマラ共和国のために

R・メリダ

モンルイ

ディアラ

ハイタイ共和国のために

上ヴォルタ共和国のために

H・ヤメオゴ

R・ギントラン

ホンデュラス共和国のために

R・メリダ

ハンガリー人民共和国のために

ホルン・デジュ

インドのために

M・ダヤル

S・M・ゴシユ

K・ラジャ

インドネシア共和国のために

シマトゥパン

イランのために

ミルリエスカンダリ

イラク共和国のために

ナスラト・アルムダッリス

アイルランドのために

オプロイン

P・A・ドワイグナン

アイスランド共和国のために

G・ブリーム

ラフィン・ジュリユソン

イスラエルのために

C・ベン・メナヘム

A・ラナン

Y・L・ランダウ

イタリアのために

アウレリオ・ボンシリオーネ

ブルネット・ブルネット

ジャマイカのために

ケニス・A・ジョーンズ

H・A・フエアウエザ

日本国のために

内田藤雄

ジョルダン・ハシエメット王国のために

ミシエル・オー

クウェイトのために

I・Y・ラザック

ラオス王国のために

イヴァン・カパンヌ

ジョデール

ラシャブト

シャパール

ムイユソ

グーヨン

R・モリヨン

A・ヴァテオンヌ

レバノン共和国のために

ミシエル・オー

リベリア共和国のために

バックラス・ペー

L・ベンジャミン・アンドリュース

リビアのために

K・マラブタシ

A・B・シェハーブ

リヒテンシュタイン公園のために

ビュッヒエル

ルクセンブルグのために

ロース

R・フルネル

マレイシアのために

イブラヒム・ヴァルシャイ

ケン・リアン・オン

マルティン

マダガスカル共和国のために

ジャン・ラライヴァ

マリ共和国のために

プバカル・デアアル

モロコシ王国のために

エル・ファッ

ベラーダ

メキシコ合衆国のために

ラウロ・F・ラミレス モナコ公国のために H・マスマジャン 蒙古人民共和国のために マクサリン・チミドドルジ ナツアグドルジ ネパールのために ニカラグアのために ドクトル・グロヘール ニジニール共和国のために ムドゥール・ザカラ アマドゥ・ムムニ ナイジェリア連邦共和国のために O・バッシ ノールウエーのために カール・ヨハネセン ウイリアム・シェーグレン E・デーヴィング K・ストレムスネス ニユー・ジブランドのために B・ダーネル L・T・ヒース F・J・ジェフリー ウガンダのために H・Z・R・ラモジ R・H・ニユーウエル パキスタンのために H・B・カージ A・シャクル Z・N・アーマド パナマ共和国のために パラグアイのために カルル・ベネ オランダのために ホルボーム オランダ領アンティユ及びスリナムのた めに E・G・レーデ	P・H・J・ブリュセルス ペルー共和国のために H・メリノ エルネスト・カセレス フィリピン共和国のために ポーランド人民共和国のために ファウステイン・ラドシ ポルトガルのために マルクス・デ・フォンテス・ペレイ ラ・デ・メーロ・フォンセカ ジョルジ・ブラガ ドミンゴ・ドゥアルテ・ペーロ マトス・ペレイラ ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・ デ・マトス カルロス・アウグスト・デ・メロ 西部アフリカにおけるポルトガルの諸州の ために 東部アフリカとアジアとオセアニアにお けるポルトガルの諸州のために アラブ連合共和国のために A・バキル T・H・アブデル・ラフマーン アワト・ハミト・ハッガダ アフマト・ソブヒ・エルハダリ ルーマニア人民共和国のために マリノ・グリゴレ P・マテイスク I・ペトラール P・ボステルニク I・セーフエルド ルワンダ共和国のために ガブリエル・カマンジ サン・マリノ共和国のために ドメニコ・フォルチェリーニ ドクトル・ヴァルヘルム・ミューラー フェンベック セネガル共和国のために	I・ヌデアアエ M・ウアタラ A・サルダ D・ソウ ミニエ シエラ・レオネのために クリストファー・デイヴィス ソマリアのために ジュゼッペ・トレル スーダン共和国のために M・S・スリマン H・I・ベシール スウェーデンのために ヴィクトール・スワルトリンゲ カール・アクセル・レーフグレン K・H・イエーデル スイス連邦のために トゥアゲン サウザ ブツ シャブイ マルゲラ シリア・アラブ共和国のために アブデル・カーデル・バグダディ ムハンマド・エルハミド タンガニカ・ザンジバル連合共和国のた めに R・ユスフ チャード共和国のために J・ゴルサラ チエッコスロヴァキア社会主義共和国のた めに マニヤーク タイのために T・キーラナン S・スカネート チャオ・トンマ T・ヤワカン	トロー共和国のために E・ローソン I・エクエ トリニダード・トバゴのために カマルディン・モハメッド ジョージ・リー N・ウォーレン カーマディン テニジアのために サラハ・ベッサウイヤ フェンドウリ トルコのために F・アルプイスケンデル A・クトカン N・エキンジ ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国の ために G・シンチェンコ ソヴィエト社会主義共和国連邦のために K・セルゲイチュク ウルグアイ東方共和国のために カルロス・ワシントン・アリセリス ヴァチカン市国のために G・ブリジョーネ ヘルベルト・ミースラー フランツ・ムシュル ヴェネズエラ共和国のために オスカール・ミスレ・リプス J・マンデ・サンチエス ヴィエトナムのために トラン・ヴァン・ヴィエン ヴォ・ヴァン・カット イエメン・アラブ共和国のために ムハンマド・ザイド ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国の ために P・ヴァシリエヴィッチ M・ミッチ
--	---	---	---

ドラグーテン・パタキ
クリスティッチ・メロシ

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する
約定

連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで締結された万国郵便連合憲章第二十二條4の規定にかんがみ、合意により、かつ、憲章第二十五條3の規定を留保して、次の約定を締結した。

第一編 序則

第一条 約定の目的

この約定は、締約国がその相互の關係において郵便為替及び郵便旅行小為替の業務を行なうことに同意するときは、一方において郵便為替(以下為替という)の交換を、及び他方において郵便旅行小為替の業務を規律する。

第二編 為替

第一章 總則

第二条 交換方式

1 為替は、郵便により、又は為替電報が關係国間の關係において許されているときは電信により、交換することができる。

2 郵便による交換は、郵政庁の選択に従い、カード又は目録により行なうことができる。為替証書は、カードによる場合には「カード式為替」といい、目録による場合には「目録式為替」という。

3 電信による交換は、カード式電信為替又は目録式電信為替により行なうことができる。これらの両種の為替は、「電信為替」という。

第二章 為替の振出し

第三条 通貨、換等

1 為替の金額は、特別の合意がない限り、払渡国の通貨で表示する。

2 振出郵政庁は、払渡国の通貨に対する自

国の通貨の換算割合を定める。

第四条 振出最高額

1 為替一口の金額は、二千フランに相当する金額をこえることができない。もつとも、各郵政庁は、この金額より少ない金額を最高額として定める権能を有する。

2 例外として、第七條の為替に対しては、なんらの最高額も定めない。

第五條 為替金の払込み、受領証

1 各郵政庁は、為替の差出人が送付しようとする為替金を払い込む方法を定める。

2 受領証は、為替金の払込みの際に差出人に無料で交付する。

第六条 料金

1 振出しの際に徴収すべき料金は、次のものから成る。

(a) 次の最高定額料金

カード式為替については、四十サン

チーム

目録式為替については、八十サン

チーム

(b) 払込金額の二百分の一をこえない比例

料金

(c) 場合により、特殊業務(払渡済通知の請求、特使による払渡しの請求等)に対する料金

2 各郵政庁は、比例料金の徴収のため、自己の業務上の便宜に最も適合する段階を採用する権能を有する。

3 この約定の当事国の仲介により締約国と非締約国との間で交換する為替については、仲介国の郵政庁は、為替証書の金額から控除することにより、最高四百分の一の比例的追加料金を徴収することができる。

ただし、關係郵政庁が同意するときは、この料金は、差出人から徴収して仲介国の郵政庁に割り当てることことができる。

第七條 料金の免除

条約第二十三條に定める条件により交換す

る郵便業務に関する為替については、すべての料金を免除する。

第八章 電信為替の振出しの特則

1 電信為替は、國際電気通信条約附屬電信規則の規定に従う。

2 電信為替の差出人は、郵便料金のほかに、電報料金(場合により、受取人にあてた私用通信文の電報料金を含む)を支払う。

第三章 公衆に認められる權利に関する事項

第九章 払渡済通知、別配達、本人払い、航空路による送達、受取人にあてての通信文

1 為替の差出人は、払渡済みの通知を受け、これを請求することができる。条約第三十七條の規定は、払渡済通知に適用する。

2 第十六條の規定に従うことを条件として、為替の差出人は、為替の到着の後直ちに特使をもつて住所で為替金を交付することを請求することができる。この場合には、条約第二十五條の規定を適用する。

3 本人払いを許す国との關係においては、為替の差出人は、払渡しを受取人に直接に、かつ、本人の受領証と引換えにのみ行なわれることを、式紙に記載して請求することができる。この場合には、差出人は、二十サンチームの特別料金又は振出国において本人払いの請求について徴収する料金を支払う。

4 カード式為替又は目録式為替の差出人は、航空増料金を支払つた上、為替の航空路による送達を請求することができる。

5 差出人は、通知票の裏面に為替の受取人にあてた私用通信文を附記することができる。目録式為替に関しては、参照事項に限り許される。

第十條 取りもどし、名あて変更

為替の差出人は、為替証書又は為替金が受

取人に交付されるまでは、条約第二十六條に定める条件に従つて、為替を取りもどし、又はその名あてを変更することができる。名あて変更の電信による請求については、電報料金のほかに、書留料を支払わなければならない。

第十一條 転送

1 受取人の住所が変更された場合には、転送国と新名あて国との間における為替業務の取扱範圍内において、為替は、差出人又は受取人の請求により、郵便又は電信により転送することができる。

2 新名あて国が振出国との間にこの約定の規定に基づくカード式為替の交換を行なっているときは、郵便又は電信によるカード式為替の郵便による転送は、料金を徴収することなく、かつ、新為替証書を発行することなく行なう。

3 その他のすべての場合には、転送は、新為替により行ない、その料金(場合により電報料金を含む)は、転送する為替の金額から控除する。

4 転送の場合には、条約第二十七條9の規定は、留置料金及び別配達補充料に適用する。

第十二條 裏書

いずれの国も、他の国において振り出された為替の權利を自国の領域内において裏書によつて移転することができる旨を表明する權利を有する。

第十三條 為替の払渡し

1 為替証書は、次の期間において効力を有する。

(a) 原則として、振出しの月の翌月の末日までの期間。關係郵政庁間の合意があるときは、振出しの月の後三月目の月の末日までの期間

昭和三十九年五月十七日 參議院會議錄第十九号(その二) 万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び關係諸約定

(b) 遠隔の国との関係においては、振出し

2 この期間の後には、カード式為替は、払渡郵政庁の請求により振出郵政庁が与える「日付認証」がない限り、払い渡さない。目録式為替は、日付認証を受けることができる。

3 日付認証を受けたカード式為替は、日付認証を受けた日から新しい効力を付与され、その効力の期間は、その日に振り出された為替の有効期間と同一とする。

4 有効期間の満了前に払渡しをしなかつたことが業務上の過失によるものでないときは、条約第三十五条4に規定する料金と同額の「日付認証料」と称する料金を徴収することができる。

第十四条 払渡最高額

1 一国における為替の払渡最高額は、特別の合意がない限り、その国の郵政庁が振出しについて採用した最高額と同額とする。

2 同一差出人が同一日に同一受取人において二口以上の為替を振り出した場合において、その総額が払渡郵政庁の採用した最高額をこえるときは、その郵政庁は、受取人に対する一日の払渡金額が前記の最高額をこえないように、為替の分割払をすることができる。

第十五条 為替の払渡しの通則

1 為替の払渡しは、払渡国の規則に従つて行なわれる。

2 為替金は、払渡国の法定通貨で受取人に払い渡す。為替金は、相手郵政庁との特別の合意に従つて、他の通貨で払い渡すことができる。

3 払渡しは、払渡郵政庁における現行の規則に従つて、郵便振替口座への払込みにより有効に行なうことができる。

4 払渡郵政庁は、自国の法令により必要とされるときは、その旨を関係郵政庁に通知

した後、貨幣単位の端数を切り捨て、又は、その他の端数整理により、金額を最も近い貨幣単位若しくは最も近い十分の一単位の金額とする権能を有する。

第十六条 別配達

差出人が特使による払渡しを請求したときは、払渡郵政庁は、自国の規則で定めるところに従つて、為替金、為替証書又は為替の到着通知書をこの方法によつて交付する権能を有する。

第十七条 受取人から徴収することがある料金

次の料金は、受取人から徴収することができる。

(a) 住所で払渡しをするときは、交付料金

(b) 第二十条4に規定する払渡承認書料

(c) 場合により、第十三条4に規定する日付認証料

(d) 日付認証又は払渡承認書の請求及び振出郵政庁の執つた措置の結果が、受取人の請求により、航空路によつて送達されるときは、相当する航空送料

(e) 為替が留置とされているときは、条約第三十七条2に規定する料金

第十八条 電信為替の払渡しの特別

1 電信為替の交付は、必ず、第十六条に規定する方法によつて行なう。

2 特使をもつて住所で為替金を交付するとき、払渡郵政庁は、これについて特別の料金を徴収することができる。ただし、為替電報に有料取扱振定XPがあるときは、差出人が支払つた特使の料金を前記の特別の料金から差し引くものとする。

3 到着通知書又は為替証書は、無料で受取人に交付する。ただし、受取人の住所が払渡国の配達区域外にあり、かつ、為替電報に有料取扱振定XPがないときは、受取人から特使による交付の料金を徴収することができる。

第五章 払渡不能の為替、払渡承認書

第十九条 払渡不能の為替

1 為替であつて、受取を拒絶されたもの、受取人が不明のもの、受取人が名を明かさないで出発したもの、転送することができない国に向かつて受取人が出発したもの又は有効期限内に払渡しの請求がされなかつたものは、直ちに振出郵政庁に返送する。

2 なんらかの理由により払渡しをすることができなかつた為替は、差出人に払いもどす。

3 条約第二十七条9の規定は、留置料金及び別配達補充料に適用する。

第二十条 払渡承認書

1 カード式為替証書が払渡しの前に所在不明となり、亡失し、又は損傷したときは、差出人又は受取人の請求により、振出郵政庁が交付する払渡承認書をもつてこれに替えることができる。

2 払渡承認書は、振出局に責任がある換算の誤りによつて受取人のために追加の払渡しをすることが必要となつたときも、交付する。

3 払渡承認書の有効期間は、払渡承認書の発行の日振出される為替証書の有効期間と同一とする。

4 なんらの業務上の過失もなかつた場合には、取調請求、通報請求又は払渡済通知について料金がすでに徴収されていない限り、条約第三十五条4に規定する料金と同額の「払渡承認書料」と称する料金を差出人又は受取人から徴収することができる。

第六章 責任

第二十一条 責任の原則及び範囲

1 郵政庁は、為替金が正規に払い渡されるまで、払い込まれた金額について責任を負う。

2 責任は、換算の誤り及び電信による送達の誤りにまで及ぶ。

3 郵政庁は、為替の送達及び払渡しにおいて生ずることがある遅延については、なんらの責任を負わない。

第二十三条 責任の原則に対する例外

次の場合には、郵政庁は、すべての責任を免れる。

(a) 郵政庁の責任に關して別段の証拠がなく、かつ、不可抗力による業務書類の損傷のために郵政庁が為替の払渡しについて調査することができない場合

(b) 第二十一条に規定する有効期間が経過した場合

(c) 払渡しが正規に行なわれたかどうかについての異議の申立てに關しては、条約第三十五条1に規定する期間が経過した場合

第二十四条 責任の決定

1 2から5までの規定に従うことを条件として、責任は、振出郵政庁が負う。

2 払渡郵政庁が自国の規則で定める条件に従つて払い渡したことを立証することができないときは、払渡郵政庁が責任を負う。

3 次の場合には、誤りが生じた国の郵政庁が責任を負う。

(a) 業務上の誤り(換算の誤りを含む)に關する場合

(b) 振出国又は払渡国において生じた電信による送達の誤りに關する場合

4 次の場合には、振出郵政庁及び払渡郵政庁が平等に責任を負う。

(a) 誤りについて両郵政庁に責任がある場

合又はいずれの国で誤りが生じたかを確定することができない場合

(b) 電信による送達の際に中継国において生じた場合

(c) 電信による送達の際に誤りが生じた国を確定することができない場合

5 2の規定に従うことを条件として、次の場合には、それぞれ次の郵政庁が責任を負う。

(a) 虚偽の為替を払い渡した場合には、その為替が業務に受け入れられた地域の属する国の郵政庁

(b) 金額が高額に変造された為替を払い渡した場合には、その為替が変造された国の郵政庁。もつとも、変造が行なわれた国を決定することができないとき、又はこの約定の規定に基づく為替業務に参加していない中継国において行なわれた変造の被害額を回収することができないときは、その損害は、振出郵政庁及び払渡郵政庁が平等に負担する。

第二十五条 支払うべき金額の支払、求償

1 請求人に対する賠償の義務は、金額を受取人に交付すべきときは払渡郵政庁が負い、差出人に返還すべきときは振出郵政庁が負う。

2 賠償すべき金額は、賠償の理由のいかんを問わず、払い込まれた金額をこえることができない。

3 請求人に賠償を行なつた郵政庁は、正規でない払渡しについて責任がある郵政庁に対して求償権を有する。

4 損害を最終的に負担した郵政庁は、支払つた金額の限度において、差出人、受取人又は第三者に対して求償権を有する。

第二十六条 支払期間

1 請求人に支払うべき金額の支払は、できる限りすみやかに、かつ、おそくとも請求

の日の翌日から起算して六箇月の期間内に行なわなければならない。

2 第二十五条1の規定により請求人に賠償を行なわなければならない郵政庁は、事件に対する積極的調査にもかかわらず前記の期間が責任を決定するために十分でなかつたときは、例外として、この期間をこえて支払を延期することができる。

3 請求を受けた郵政庁は、責任郵政庁が正規に照会を受けた後五箇月を経過するまでに請求を解決しなかつたときは、責任郵政庁のために、請求人に賠償することができ

第二十七条 賠償した郵政庁に対する償還

1 郵政庁は、請求人に対する賠償が自己のために行なわれたときは、賠償した郵政庁に対し、支払を行なつた旨の通告の発送の日から起算して四箇月の期間内に、支払金を償還しなければならない。

2 この償還は、次のいずれかの方法により、貸方郵政庁になんらの費用も負担させることなく行なう。

(a) 条約の施行規則第百三条3に規定するいずれかの支払方法

(b) 合意を条件として、為替計算書における貸方国の郵政庁の貸方への記入

3 四箇月の期間が経過したときは、貸方郵政庁に支払うべき金額は、この期間が満了した日から年五分の割合で利子を生ずる。

第七章 計算

第二十八条 料金の割当て

1 振出郵政庁は、第六條1(a)及び(b)の規定に基づいて徴収した料金のうち次の料金を払渡郵政庁に割り当てる。

二十サンチムの定額割当料金及び払渡済みのカード式為替の総額の四百分の一の比例割当料金

四十サンチムの定額割当料金及び差

し出した目録式為替の総額の四百分の一の比例割当料金

2 無料で振り出された為替については、割当てをしない。

3 転送の場合には、新名あて国の郵政庁は、振出郵政庁が実際に徴収する料金のい

かんを問わず、自己が最初の名あて国の郵政庁である場合に受けるべき割当料金を受ける。

4 1に規定する割当料金を除き、かつ、この約定に明らかに定める規定を留保して、各郵政庁は、自己が徴収した料金の全額を

第二十九条 計算書の作成

1 各払渡郵政庁は、振出郵政庁ごとに、カード式為替については払渡金額の月次計算書、目録式為替については当該月中に受領した目録の金額の月次計算書を作成する。この月次計算書は、定期的に、差額を決定するための総計算書として取りまとめ

2 異なつた通貨で為替の払渡しが行なわれた場合には、計算書の関係期間内における借方郵政庁の国の公定為替相場平均値を基礎として、少額の貸高を多額の貸高の通貨に換算する。この相場平均値は、一様に小数点以下四位まで計算しなければなら

3 計算書の決済は、相殺することなく、月次計算書に基づいて行なうこともできる。

第三十条 計算書の決済

1 総計算書の差額又は月次計算書の金額の支払は、特別の合意がない限り、為替の払渡しのために貸方郵政庁が使用する通貨で行なう。

2 郵政庁は、相手国の郵政庁の下に、支払うべき金額を控除するための資金を保有することができ

3 郵政庁は、他の郵政庁に対して施行規則

で定める限度額をこえる金額の債権を有すると認めるときは、内払金の払込みを請求する権利を有する。

4 支払うべき金額は、施行規則で定める期間内に支払われない場合には、その期間が満了した日から支払の日までの間、年五分の利子を生ずる。

5 この約定及びその施行規則の計算書の作成及び決済に関する規定は、モラトリアム、送金禁止等の一方的措置によつて効力を害されることはない。

第八章 雑則

第三十一条 為替取扱局

郵政庁は、できる限り自国のすべての地方において為替の払渡しを行なうため、必要なすべての措置を執るものとする。

第三十二条 郵政機関以外の機関の参加

1 郵政機関以外の機関が為替業務を行なう国は、この約定の規定に従つて行なわれる為替の交換に参加することができる。

2 前記の機関は、この約定の各条項の完全な実施を確保することについて、自国の郵政庁と合意しなければならない。この郵政庁は、この機関と他の締約国の郵政庁及び国際事務局との関係について仲介する。

第三十三条 国税等の禁止

為替証書及び為替証書に記載する受領証には、この約定により認められる料金及び課金以外のなんらの料金又は課金も課することができない。

第三編 払込為替

第三十四条 払込為替の性格

為替の差出人は、名あて国の規則が許すときは、現金による払渡しに代えて、受取人の郵便振替口座への為替の金額の受入登記を請求することができる。

第三十五条 一般規定

払込為替は、第三十六条から第三十九条ま

での規定に従うことを条件として、この約定の郵便為替について定める規定に従う。

第三十六条 振出最高額

払込為替の金額は、無制限とする。ただし、各郵政庁は、払込人が一日に又は一定期間内に請求することができる払込為替の金額を制限する権能を有する。

第三十七条 料金

振出しの際に徴収すべき料金は、次のものから成り、振出国が全国を取得する。

(a) 次の最高定額料金

カード式為替については、二十サンチーム

目録式為替については、四十サンチーム

(b) 払込金額の四百分の一をこえない比例料金

(c) 場合により、特殊業務(受取人の郵便振替口座への受入登記済みの通知の請求等)に対する料金

第三十八条 登記済通知

郵政庁が同意した国の関係において、払込人は、受取人の口座への受入登記済みの通知を受けることを請求することができる。条約第三十七条1及び2の規定は、登記済通知に適用する。

第三十九条 禁止

1 払込為替の他の名あて国への転送は、許されない。

2 第十二条の規定にかかわらず、払込為替については、裏書は、許されない。

第四編 郵便旅行小為替

第一章 総則及び振出し

第四十条 定義、小為替帳

1 郵便旅行小為替は、締約国の郵政庁がこの約定の原則に基づいて振出し及び払渡しをすることができる証書とする。

2 この証書は、つづり合わせて小為替帳とする。

第四十一条 通貨、最高額、換算

1 各小為替証書は、約二十五フラン、約五十フラン又は約百フランに相当し、かつ、関係郵政庁間の合意により定める定額の金額について払渡国の通貨で表示する。

2 特別の場合には、小為替証書は、払渡国の通貨以外の通貨で表示し、又は1に規定する相当額のいずれとも異なる金額について作成することができる。

3 換算割合は、為替に対するものと同一とする。

4 小為替帳一冊の小為替証書の数は、最高十枚とする。各小為替帳は、異なる金額の小為替証書を包有することができる。

第四十二条 料金

各小為替に適用する料金は、振出郵政庁が定める。この料金は、払込金額の二百分の一をこえることができない。また、十サンチームを下ることができない。

第四十三条 売渡価格

振出郵政庁は、小為替証書の額面金額及び料金のほかに、小為替証書及びその表紙の代金並びに小為替帳の調製のために必要な各種の役務の費用に相当する金額を徴収する権能を有する。

第二章 小為替の払渡し

第四十四条 証書の効力、為替金の交付

1 小為替証書は、振出しの日から起算して四箇月間効力を有する。月は、その日数にかかわらず、起算日から応当日までとして計算する。

2 払渡業務は、十分な資金の準備がないときは、払渡しの資金を得るまで小為替の払渡しを停止することができる。

3 小為替帳及び小為替証書に関する権利は、裏書によっても引渡しによっても、移転することができない。また、この小為替

帳及び小為替証書は、担保とすることができない。

第四十五条 払渡しの差止め

郵政庁は、自国の法令の適用を留保して、正規に振り出された小為替の払渡しの差止めの請求があつた場合にも、差止めをすることができない。

第三章 取調請求、責任、計算

第四十六条 取調請求及び責任

1 取調請求は、小為替帳を提示しない限り、振出郵政庁に対して行なうことができない。

2 小為替帳又は小為替証書を亡失した場合には、請求人は、当該金額の払いもどしを受けるためには、小為替帳の交付を請求したことが及び小為替帳に対する総額を払い込んだことを振出郵政庁に証明しなければならぬ。

3 振出郵政庁は、有効期間の経過後三箇月をこえない期間内において、亡失の届出に係る小為替証書が未払いであることを確かめた後、払いもどしを行なうことができる。この三箇月の期間は、連隔の国との関係においては、六箇月とする。

4 郵政庁は、小為替帳又は小為替証書の亡失、盗取又は詐欺使用によつて生ずることがある結果については、責任を負わない。

第四十七条 料金の割当て、計算書の作成

1 振出郵政庁は、払渡済みの小為替の金額の四百分の一を払渡郵政庁に割り当てる。

2 小為替について払い渡した金額の計算書は、為替について払い渡した金額の計算書と同時に毎月作成する。

第五編 最終規定

第四十八条 郵便旅行小為替について

この約定の適用第二編の規定は、第四編に明らかに定めて

いないすべての事項について、郵便旅行小為替に適用する。

第四十九条 条約の適用

条約は、必要があるときは、この約定で明らかに定めていないすべての事項に準用する。

第五十条 憲章の適用の例外

憲章第四条の規定は、この約定について適用しない。

第五十一条 この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件

1 この約定及びその施行規則に関する議案で大会議に提出されたものは、実施されるためには、出席しかつ投票する加盟国の過半数によつて承認されなければならない。投票の際には、大会議に代表された加盟国の半数が出席していなければならない。

2 この約定及びその施行規則に関する議案で大会議から大会議までの間において提出されたものは、実施されるためには、次の票数を得なければならない。

(a) 規定の追加に関する場合又は第一条から第十條まで、第十一條4、第十二條から第十四條まで、第十五條1、2及び4、第十六條から第十八條まで、第十九條3、第二十條4、第二十二條から第三十條まで、第三十三條並びに第四十八條から第五十二條までの規定並びに施行規則第二百二條から第二百六條まで、第二百十條、第二百十七條、第二百二十條から第二百二十二條まで、第二百二十五條、第二百三十條から第二百三十四條まで、第二百三十七條1及び第二百三十八條の規定の改正に関する場合には、投票の総数

(b) (a)及び(c)に掲げる諸条の規定以外の約定の規定並びに施行規則第二百七條から第二百九條まで、第二百十一條、第二百十三條、第二百十六條、第二百十八條、第二百十九條、

第二百二十三條、第二百二十四條、第二百二十六條、第二百二十八條、第二百三十五條、第三百三十八條及び第三百三十九條から第四百十五條までの規定の改正に関する場合には、投票の三分の二

(e) 第二十條の規定及び施行規則のその他の諸條の規定の改正に関する場合は、約定及び施行規則の規定の解釈に関する場合には、投票の過半数。ただし、憲章第三十二條に規定する仲裁に付すべき紛議の場合を除く。

第五十二條 約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百六十六年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書が効力を生ずるまで効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全權委員は、連合所在国の政府に寄託されるべきこの約定の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その原本一通を各当事国に送付する。

千九百六十四年七月十日にウィーンで作成した。

アフガニスタンのために

南アフリカ共和国のために

アルバニア人民共和国のために

ガゴ・ネン

アルジェリア民主人民共和国のために

A・アムラーニ

ドイツのために

リヒャルト・シュテュックレン

ドクトル シュタインメッツ

アメリカ合衆国のために

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含む

むアメリカ合衆国の領土全体のために

サウディ・アラビア王国のために

A・アッキ

アリ・シェイク

M・S・カルカダイン

アルゼンティン共和国のために

アントニオ・パレス・ラヤ

アルフレド・バルトロメ・ガソロ

E・カルベルマッテン

オーストラリア連邦のために

オーストラリア共和国のために

ドクトル B・シャギンガー

ドクトル グラシャ

ドクトル P・マホルト

ドクトル J・パロウベク

ベルギーのために

L・コロ

E・ストウリュイフ

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

ビルマのために

ボリヴィアのために

A・A・エステンソロ

ブラジル合衆国のために

ブルガリア人民共和国のために

V・マカルスキー

ブルンディ王国のために

ベルナル・ヌタウイガヤ

カンボディア王国のために

フォット・サム・アット

カメルーン連邦共和国のために

トンバ・ギヨム

カナダのために

中央アフリカ共和国のために

T・ソコニ

セイロンのために

チリのために

A・ウルラ・ピント

中国のために

王季徴

于潤生

薛聘文

サイプレス共和国のために

コロンビア共和国のために

テルモ・ムニョス・ボラノス

A・サラサール

J・C・カステイリョ

H・シンメルマン

コンゴ共和国(ブラザヴィル)のために

マティアス・マヴニア

コンゴ共和国(レオポルドヴィル)のため

テオフィル・シンブソン

ガストン・ケンダ

シモン・ムケンディ

ルイ・エルマン

アモス・G・ムビアイ

大韓民国のために

李昌熙

方文基

コスタ・リカ共和国のために

G・L・エルソグ

象牙海岸共和国のために

S・シソコ

キューバ共和国のために

D・ボルテラ

ドクトル ルイス・ソラ・ピラ

バルデス

ダホメ共和国のために

ガブリエル・グノンベ

デンマーク王国のために

アルネ・クログ

J・M・S・アルデンセン

T・W・マトセン

ドミニカ共和国のために

エル・サルヴァドル共和国のために

J・コントゥレーラス

エクアドル共和国のために

スペインのために

J・デ・エリセ

マヌエル・ゴンサレス

アニバル・マルティン

サトゥルニノ・カサス

ローベ・ヒメネス

アフリカにおけるスペインの領土のために

フリアン・アイエスタ・ブレンデス

R・アパロス

エチオピアのために

フィンランド共和国のために

オイヴァ・サロイラ

タウノ・プロランネ

フランス共和国のために

イヴァン・カパンヌ

ジョーデル

ラシャブト

シャパール

ムイユソ

グーヨン

R・モリオン

A・ヴァテオンヌ

フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体のために

E・スキナジ

M・シャブロン

L・シャブ

ガボン共和国のために

E・ムファス

ガーナのために

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 万国郵便連合憲章、万国郵便連合一一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

海峽諸島及びマン島を含むグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土のために

ギリシャのために

デモブローロス

G・ヤンノブローロス

P・キオセオグルー

グアテマラ共和国のために

ギニア共和国のために

モンルイ

ハイティ共和国のために

上ヴォルタ共和国のために

H・ヤメオゴ

R・ギントラン

ホンデュラス共和国のために

ハンガリー人民共和国のために

ホルン・デジュ

インドのために

インドネシア共和国のために

シマトゥバン

イランのために

イラク共和国のために

アイルランドのために

アイスランド共和国のために

G・ブリーム

ラフン・ジュリユーソン

イスラエルのために

イタリアのために

アウレリオ・ボンシリオーネ

ブルネット・ブルネット

ジャマイカのために

日本国のために

内田藤雄

ジョルダン・ハシェミット王国のために

クウェイトのために

ラオス王国のために

イヴァン・カバンヌ

ジョデール

ラシャブト

シャパール

ムイユソ

グーヨン

R・モリオン

A・ヴァテオンヌ

レバノン共和国のために

ミシエル・オー

リベリア共和国のために

リビアのために

K・マラブタシ

A・B・シェハーブ

リヒテンシュタイン公国のために

ピュウヒエル

ルクセンブルグのために

ロース

R・フルネル

マレイシアのために

マダガスカル共和国のために

ジャン・ラヴィヴァオ

アンリー・ラビエラ

マリ共和国のために

ブバカル・ディアール

モロッコ王国のために

エル・ファウシ

ベラーダ

メキシコ合衆国のために

ラウロ・F・ラミレス

モナコ公国のために

H・マヌジャン

蒙古人民共和国のために

ネパールのために

ニカラグアのために

ドクトル・グロヘル

ニジェール共和国のために

ムドゥール・ザカラ

アマドゥ・ムムニ

ナイジェリア連邦共和国のために

ノールウェーのために

カール・ヨハネセン

ウイリアム・シェーグレン

E・デーヴィング

K・ストレムスネス

ニュー・ジージランドのために

ウガンダのために

パキスタンのために

パナマ共和国のために

パラグアイのために

カルル・ベネ

オランダのために

ホルボーム

オランダ領アンティル及びスリナムのために

E・G・レーデ

P・H・J・ブリュセルス

ペルー共和国のために

フィリピン共和国のために

ポランド人民共和国のために

ファウステイン・ラドシ

ポルトガルのために

マルクス・デ・フォンテス・ペレイ

ラ・デ・メーロ・フォンセカ

ジョルジ・ブラガ

ドミンゴ・ドゥアルテ・ペーロ

マトス・ペレイラ

ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・

デ・マトス

カルロス・アウグスト・デ・メロ

西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のために

東部アフリカとアジアとオセアニアにおけるポルトガルの諸州のために

アラブ連合共和国のために

A・バキル

T・H・アブデル・ラフマーン

アワト・ハミト・ハッガール

アフマト・ソブヒ・エルダリ

ルーマニア人民共和国のために

マリン・グリゴレ

P・マテイスク

I・ペトラール

P・ポステルニク

I・セーフエルド

ルワンダ共和国のために

サン・マリノ共和国のために

ドメニコ・フォルチエリニ

ドクトル ヴイルヘルム・ミューラー

フエンベック
セネガル共和国のために

I・スディアエ

M・ウアタラ

A・サルダ

D・ソウ

ミニエ

シエラ・レオネのために

ソマリヤのために

ジュゼッペ・トレル

スーダン共和国のために

M・S・スリマン

H・I・ベシール

スウェーデンのために

ヴィクトール・スワルトリンゲ

カール・アクセル・レーフグレン

K・H・イエーデル

スイス連邦のために

トゥアゾン

サウザン

ブッチ

シャブイ

マルゲラ

シリア・アラブ共和国のために

アブデル・カール・バグダディ

ムハンマド・エルハミ・ハミド

タンガニカ・ザンジバル連合共和国のため

に

チャード共和国のために

J・ゴルサラ

チュエコスロヴァキア社会主義共和国のため

に

マニヤーク

タイのために

T・キーラナン

S・スカネート

チャオ・トンマ

T・ヤワカン

トーゴ共和国のために

E・ローソン

I・エクエ

トリニダード・トバゴのために

テニジアのために

サラ・ハ・ベツサウイヤ

フエンドゥリ

トルコのために

F・アルブイスケンデル

A・クトカン

N・エキンジ

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のため

に

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

ウルグアイ東方共和国のために

カルロス・ワシントン・アリセリス

ヴァチカン市国のために

G・ブリジョーネ

ヘルベルト・ミースラー

フランツ・ムシュル

ヴェネズエラ共和国のために

オスカル・ミズレ・リプス

J・マンデ・サンチエス

ワイエトナムのために

トラン・ヴァン・ヴィエン

イエメン・アラブ共和国のために

ムハンマド・ザイド

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のため

に

P・ヴァシリエヴィッチ

M・ミチッチ

ドラグーチン・パタキ

クリステイッチ・メロシ

郵便振替に関する約定

連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで締結された万国郵便連合憲章第二十二條4の規定にかんがみ、合意により、かつ、憲章第二十五條3の規定を留保して、次の約定を締結した。

第一編 序則

第一条 約定の目的

1 この約定は、締約国が行なうことに同意する郵便振替の交換を規律する。同意するいずれかの国が所管する郵便振替口座の加入者は、同意する他の国が所管する郵便振替口座に於て振替を請求することができ

る。

2 他方において、この約定は、相互の関係において郵便振替の業務並びに郵便小切手及び郵便旅行小切手の業務の全部又は一部を行なうことに同意する国の間における郵便振替の交換並びに郵便小切手及び郵便旅行小切手の交換を規制する。

3 業務は、関係郵政庁間の特別の合意を条件として、郵便小切手局支払の有価証券の郵便振替による決済にまで及ぼすことができる。

第二編 郵便振替

第一章 振替請求の受理条件及び処理

第二条 交換方式

郵便振替は、郵便により、又は振替電報が関係国間の関係において許されているときは電信により、交換することができる。

第三条 通貨、換算

1 振替金額は、特別の合意がない限り、振あて国の通貨で表示する。

2 もつとも、各郵政庁は、払出口座の加入者が振替金額を払出国の通貨で指示することを許すことができる。

3 払出郵政庁は、振あて国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。

第四条 最高額

各郵政庁は、口座の加入者が一日に又は一定期間内に請求することができる振替の金額を制限する権能を有する。

第五条 料金

1 振替の料金は、振替金額の千分の一をこえてはならない。ただし、各郵政庁は、次の権能を有する。

(a) 自己の業務上の便宜に従つて端数を切り上げ又は切り捨てること。
(b) 二十サンチムをこえない最低徴収額を定めること。

2 もつとも、郵政庁は、この比例料金に代えて、振替金額に関係のない均一料金を徴収する権能を有する。この均一料金は、五十サンチムをこえてはならない。

3 郵便振替口座への振替の受入登記の料金は、内国業務において同一の取扱ひにつき徴収することがある料金をこえることができない。

第六条 料金の免除

条約第二十三條に定める条件により交換する郵便業務に関する振替については、すべての料金を免除する。

第七条 振替通知書

1 郵便により送達される振替については、払出人又は払出人の口座を所管する郵便小切手局が振替通知書を作成する。

2 この通知書の裏面には、振あて人にあるた私用通信文を記載することができる。

3 振替通知書は、振あて人の口座への振替金額の受入登記の後、振あて人に無料で送付する。

第八条 電信振替の特則

1 電信振替は、国際電気通信条約附属電信規則の規定に従う。

2 電信振替の払出人は、第五條に規定する料金のほかに、電報料金(場合により、振あて人にあるた私用通信文の電報料金を含

む。及び一フランをこえない定額料金を支払ふ。

3 振あて郵便小切手局は、各電信振替について到着通知書を作成し、かつ、この通知書を振あて人に無料で送付する。

第九條 振あて人の口座への受入登記、登記済通知

1 振あて郵政庁は、自国の法令により必要とされるときは、その旨を関係郵政庁に通知した後、振あて人の口座に受入登記を行なうに際し、貨幣単位の端数を切り捨て、又は、その他の端数取扱いにより、金額を最も近い貨幣単位若しくは最も近い十分の一単位の金額とする権能を有する。

2 郵政庁が同意した国の関係において、払出人は、振あて人の口座への取入登記済みの通知を受けることを請求することができる。条約第三十七條1及び2の規定は、登記済通知に適用する。

3 2の規定により徴収すべき料金は、払出人の口座から控除する。

4 登記済通知の請求は、振替請求の後に行なわれるときは、取調請求とみなされ、第十三條の規定に従う。

第十條 振替の交換

1 振替は、目録により払出郵政庁が振あて郵政庁に通知する。

2 振替金額は、特別の合意がない限り、振あて国の通貨で目録に表示する。

第十一條 交換局

振替目録の交換は、各締約国の郵政庁が指定する小切手局(「交換局」といふ)の仲介によつてのみ行なう。

第二章 取消し、取調請求

第十二條 振替の取消し

振替の払出人は、振あて人の口座に受入登記が行なわれるまでは、条約第二十六條に定める条件に従つて、振替を取り消すことができる。取消しの電信による請求の場合には、

払出人は、電報料金のほかに、書留料を支払わなければならない。取消しの請求は、文書により、かつ、払出人が振替請求を行なつた郵政庁に於て行なわなければならない。

第十三條 取調請求、通報請求

1 振替の処理に関する取調請求又は通報請求は、払出人が、振替請求を行なつた郵政庁に於て行なう。ただし、払出人が、振あて人の口座を所管する郵政庁と合意をすることを振あて人に許したときは、この限りでない。

2 条約第三十五條の規定は、取調請求及び通報請求に適用する。

第十四條 振あて人の口座に受入登記をされなかつた振替

なんらかの理由により振あて人の口座に受入登記をすることができなかつた振替の金額は、払出人の口座にもどし入れらる。

第三章 責任

第十五條 責任の原則及び範囲

1 郵政庁は、振替が正規に処理されるまで、払出人の口座に払出登記を行なつた金額について責任を負う。

2 郵政庁は、自己の業務により生じた振替目録又は電信振替の誤記について責任を負う。責任は、換算の誤り及び電信による送達の誤りにまで及ぶ。

3 郵政庁は、振替の送達及び処理において生ずることがある遅延については、なんらの責任も負わぬ。

第十六條 責任の原則に対する例外
次の場合には、郵政庁は、すべての責任を免れる。

(a) 郵政庁の責任に関して別段の証拠がなく、かつ、不可抗力による業務書類の損傷のために郵政庁が振替の処理について調査することができない場合

(b) 払出人が条約第三十五條1に規定する期間内に取調請求を行なわなかつた場合

第十七條 責任の決定

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定第二十四條2から5までの規定に従うことを条件として、責任は、誤りが生じた国の郵政庁が負う。

第十八條 支払うべき金額の支払、求償

1 請求人に対する賠償の義務は、請求を受けた郵政庁が負う。

2 振替の払出人に賠償すべき金額は、賠償の理由のいかんを問わず、払出人の口座に払出登記を行なつた金額をこえることができない。

3 請求人に賠償を行なつた郵政庁は、責任郵政庁に対して求償権を有する。

4 損害を最終的に負担した郵政庁は、支払つた金額の限度において、当該誤りにより利益を受けた者に対して求償権を有する。

第十九條 支払期間

1 請求人に支払うべき金額の支払は、業務上の責任が確定した後直ちに、おそくとも請求の日の翌日から起算して六箇月の期間内に行なわなければならない。

2 請求を受けた郵政庁は、責任があると推定される他の郵政庁が正規に照会を受けた後五箇月を経過するまでに請求を解決しなかつたときは、当該他の郵政庁のために、請求人に賠償することができらる。

第二十條 賠償した郵政庁に対する償還

1 責任郵政庁は、請求人に賠償した郵政庁に対し、賠償した旨の通告の発送の日から起算して四箇月の期間内に償還をしなければならない。

2 前記の期間の満了の後には、請求人に賠償した郵政庁に対して支払うべき金額は、年五分の割合で延滞利子を生ずる。

第四章 計算

第二十一條 料金の帰属

各郵政庁は、自己が徴収した料金の金額を取得する。

第二十二條 計算書の作成及び決済

1 郵政庁は、締約国ごとに、かつ、休日を除く振替を交換した日ごとに、その日に相互に送付した振替目録の各合計を集計した計算書を作成する。郵政庁は、二日以上の日の各合計を同一計算書に集計することを合意することができる。

2 計算書の決済は、相殺することなく行ない、各郵政庁は、借高の総額を支払わなければならない。この決済は、特別の合意がない限り、貸方国の通貨で行なう。

3 2の規定の例外として、両郵政庁は、相殺により計算書を決済することを合意することができる。この場合には、各関係国が特に指定した取引所又は銀行により差引計算の日の直前の日に建てられた公定為替相場算術平均値を基礎として、少額の貸高を多額の貸高の通貨に換算する。この相場の平均値は、一様に小数点以下四位まで計算しなければならない。

4 決済すべき金額は、締約国の郵政庁が合意により定める期間の満了の後には、合意により定める率によつて利子を生ずる。この利率は、年五分をこえることができない。

第二十三條 支払、延滞利子

1 各郵政庁は、相手国の郵政庁の下にその国の通貨により、借高を控除するための資金を保有することができらる。この資金が振替請求に応ずるために十分でない場合にも、振替は、振あて人の口座にその受入登記を行なう。

2 前記の資金は、いかなる場合にも、資金を設定した郵政庁の同意を得ない限り、他の用途に充てることができない。

3 貸方郵政庁は、いつでも、支払を受ける

べき金額の支払を請求する権利を有する。
貸方郵政庁は、場合により、距離による所要時日を考慮して支払期日を定める。借方郵政庁が所定の期日に支払を行わないときは、第二十二條4に規定する最高利率を適用する。

4 この約定及びその施行規則の計算書の作成及び決済に関する規定は、モラトリアム、送金禁止等の一方的措置によつて効力を害されることはない。

第二十四條 四半期ごとの總計算書
日總計算書を作成する郵政庁は、毎四半期の終りに、この計算書、支払済みの内払金及び、場合により、支払うべき利子を集計した總計算書を、承認を得るため、相手郵政庁に送付する。四半期ごとの總計算書の差額は、次期に繰り越す。郵政庁は、この四半期ごとの總計算書に代えて四半期の終りにおける差額を表示することを合意することができる。

第五章 雜則

第二十五條 外國に郵便振替口座を開設するための申込み
開設する申込みを交換している國に郵便振替口座を開設するための申込みがある場合には、申込人の居住する國の郵政庁は、申込みの審査のため、口座を所管することとなる郵政庁に援助を提供しなければならない。

2 郵政庁は、前記の審査をできる限り慎重に行なうことを約束する。ただし、郵政庁は、これについて責任を負わない。
3 加入者が居住する國の郵政庁は、口座を所管する郵政庁の請求により、加入者の法律上の能力の変更に關する届書の審査についても、できる限り協力する。

第二十六條 郵便料金の免除
1 郵便小切手局から加入者にあてた口座の受払通知票を包有する書状は、連合加盟國內において、無料で、最も速達路線（航空路又は平面路）により送付し、及び交付する。

2 前記の書状は、連合加盟國內において転送されるときは、いかなる場合にも、料金免除の利益を失わない。
第二十七條 加入者名簿
1 加入者は、自己の口座を所管する郵政庁の仲介により、他の郵政庁が発行する加入者名簿をその郵政庁が内國業務において定める価格で購入することができる。
2 各郵政庁は、業務の実施に必要な部数の加入者名簿を他の締約國の郵政庁に無料で提供する。

第三編 郵便払込み
第二十八條 一般規定
1 郵便払込みの業務を行ないずれかの國に居住する者は、他の國が所管する郵便振替口座にあてて払込みを請求することができる。
2 3 から5までの特別の規定に従うことを条件として、郵便振替について明らかに規定するところは、この払込みにも適用する。
3 郵便払込みの料金は、払込金額の四百分の一をこえてはならない。郵政庁は、この比例料金を代えて、払込金額に關係のない均一料金を徴収する権限を有する。この均一料金は、一フランをこえてはならない。
4 受領証は、払込金の払込みの際に払込人に無料で交付する。
5 郵政庁は、特別の合意がない限り、払込みについては、振替について第二十二條1に規定する計算書と類似の別個の計算書を作成する。

第四編 郵便小切手及び郵便旅行小切手
第二十九條 郵便小切手及び郵便旅行小切手
1 郵便小切手を交換することに同意するいずれかの國が所管する郵便振替口座の加入者は、同意する他の國に居住する非加入者は、同意する他の國に居住する非加入者に払い渡すことを希望する金額を自己の口座から払い出すことを請求することができる。
2 郵便旅行小切手を交換することに同意するいずれかの國が所管する郵便振替口座の加入者は、その請求により、同意する他の國において払渡しを受けることができる郵便旅行小切手の交付を受けることができる。
3 郵便小切手及び郵便旅行小切手による支払についての受理条件及び処理については、郵便小切手及び郵便旅行小切手の交換に同意する國が定める。

第五編 郵便小切手局支払の有価証券の振替による決済
第三十條 郵便小切手局支払の有価証券
1 外國の郵便小切手局支払の銀行小切手又は商業手形を取立てのため受け付けた郵便小切手局は、支払國の郵政庁との合意を条件として、郵便振替により決済を行なう支払郵便小切手局にこの銀行小切手又は商業手形を送付する。
2 郵便小切手局支払の有価証券は、現金取立てを行なうべき有価証券について規定する形式上の条件を満たすものでなければならぬ。
3 郵政庁は、合意により、拒絶証書の作成に必要な規定及び一部支払を受けるための条件を定める。

第三十一條 料金
郵便小切手局により取り立てられる有価証券については、これを受け付けた郵政庁において、最高二十サンチムを徴収することができる。
第三十二條 責任
1 郵政庁は、口座に払出登記を行なつた有価証券の金額について責任を負う。

第六編 最終規定
第三十三條 条約の適用
条約は、必要があるときは、この約定で明らかに定めていないすべての事項に準用する。
第三十四條 憲章の適用の例外
憲章第四條の規定は、この約定については、適用しない。
第三十五條 この約定及びその施行規則に關する議案の承認の条件
1 この約定及びその施行規則に關する議案で大会議に提出されたものは、実施されるためには、出席しかつ投票する加盟國の過半数によつて承認されなければならない。投票の際には、大会議に代表された加盟國の半数が出席していなければならない。
2 この約定及びその施行規則に關する議案で大会議から大会議までの間において提出されたものは、実施されるためには、次の票數を得なければならない。
(a) 規定の追加に關する場合又は約定及び施行規則の規定の改正に關する場合に、投票の三分の二
(b) 約定及び施行規則の規定の解釈に關する場合に、投票の過半数。ただし、憲章第三十二條に規定する仲裁に付すべき紛議の場合を除く。

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 万国郵便連合憲章、万国郵便連合一規規則、万国郵便条約及び関係諸約定

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、連合所在国の政府に寄託されるべきこの約定の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その原本一通を各当事国に送付する。

千九百六十四年七月十日にウィーンで作成した。

アフガニスタンのために

南アフリカ共和国のために

アルバニア人民共和国のために

ガゴ・ネシヨ

アルジェリア民主人民共和国のために

A・アムラーニ

ドイツのために

リヒャルト・シュテックレン

ドクトル シュタインメツツ

アメリカ合衆国のために

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために

サウディ・アラビア王国のために

アルゼンティン共和国のために

アントニオ・パレス・ラヤ

アルフレド・バルトロメ・ガソロ

E・カルベルマツテン

オーストラリア連邦のために

オーストラリア共和国のために

ドクトル B・シャギンガー

ドクトル グラシャ

ドクトル P・マホルト

ドクトル J・パロウベク

ベルギーのために

L・コロ

E・ストウリュイフ

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

ビルマのために

ボリヴィアのために

A・A・エステンソロ

ブラジル合衆国のために

ブルガリア人民共和国のために

ブルンディ王国のために

ベルナル・スタウイガヤ

カンボディア王国のために

カメルーン連邦共和国のために

トンバ・ギヨム

カナダのために

中央アフリカ共和国のために

T・ソコニ

セイロンのために

チリのために

A・ウルラ・ピント

中国のために

サイプレス共和国のために

コロンビア共和国のために

テルモ・ムニョス・ボラノス

A・サラサル

J・C・カステイリヨ

H・シンメルマン

コンゴ共和国(ブラザヴィル)のために

マティマス・マヴニア

コンゴ共和国(レオポルトヴィル)のために

テオフィル・シンブソン

ガストン・ケンダ

シモン・ムケンディ

ルイ・エルマン

アモス・G・ムビアイ

大韓民国のために

コスタ・リカ共和国のために

象牙海岸共和国のために

S・シソコ

キューバ共和国のために

D・ボルテラ

ドクトル ルイス・ソラ・ピラ

バルデス

ダホメ共和国のために

ガブリエル・グノンベ

デンマーク王国のために

アルネ・クログ

J・M・S・アンデルセン

T・W・マトセン

ドミニカ共和国のために

エル・サルヴァドル共和国のために

エクアドル共和国のために

スペインのために

J・デ・エリセ

マヌエル・ゴンサレス

アニバル・マルティン

サトゥルニノ・カサス

ローベ・ヒメネス

アフリカにおけるスペインの領土のために

フリアン・アイエスタ・ブレンデス

R・アバロス

エチオピアのために

フィンランド共和国のために

オイヴァ・サロイラ

タウノ・ブオランネ

フランス共和国のために

イヴァン・カパンヌ

ジョーデル

ラシャブト

シャパール

ムイユソ

グーヨン

R・モリヨン

A・ヴァテオンヌ

フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体のために

E・スキナジ

M・シャブロン

L・シャブ

ガボン共和国のために

E・ムファス

ガーナのために

海峽諸島及びマン島を含むグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土のために

ギリシャのために

ディモプーロス

G・ヤンブーロス

P・キオセオグル

グアテマラ共和国のために

ギニア共和国のために

モンルイ

ディアラ

ハイティ共和国のために

ハイティ共和国のために

ハイティ共和国のために

ハイティ共和国のために

ハイティ共和国のために

ハイティ共和国のために

ハイティ共和国のために

ハイティ共和国のために

ハイティ共和国のために

上ヴォルタ共和国のために

H・ヤメオゴ

R・ギントラン

ホンデユラス共和国のために

ハンガリー人民共和国のために

インドのために

インドネシア共和国のために

シマトゥバン

イランのために

イラク共和国のために

アイルランドのために

アイスランド共和国のために

イスラエルのために

イタリアのために

アウレリオ・ボンシリオーネ

ブルネット・ブルネッティ

ジャマイカのために

日本国のために

内田藤雄

ジョルダン・ハシェミット王国のために

クウェイトのために

ラオス王国のために

イヴァン・カバンヌ

ジョデール

ラシャブト

シャパール

ムイユソー

グーヨン

R・モリヨン

A・ヴァテオンヌ

レバノン共和国のために

ミシエル・オー

リベリア共和国のために

リビアのために

リヒテンシュタイン公国のために

ビュッヒエル

ルクセンブルグのために

ロース

R・フルネル

マレーシアのために

マダガスカル共和国のために

ジャン・ラライヴァオ

アンリ・ラビエラ

マリ共和国のために

ブバカル・ディア

セロコ王国のために

エル・ファッシ

ベラーダ

メキシコ合衆国のために

モナコ公国のために

H・マスマジャン

蒙古人民共和国のために

ネパールのために

ニカラグアのために

ドクトル・グロヘール

ニジェール共和国のために

ムドゥール・ザカラ

アマドゥ・ムムニ

ナイジェリア連邦共和国のために

ノールウェーのために

カール・ヨハネセン

ウイリアム・シェーグレン

E・デーヴィング

K・ストレルムスネス

ニュー・ジブラルドルのために

ウガンダのために

パキスタンのために

パナマ共和国のために

パラグアイのために

カルル・ベネ

オランダのために

ホルボーム

オランダ領アンティール及びスリナムのために

ベルー共和国のために

フィリピン共和国のために

ポーランド人民共和国のために

ポルトガルのために

ポルトガルにおけるポルトガルの諸州のために

アラブ連合共和国のために

A・バキル

T・H・アブデル・ラフマーン

アワト・ハミット・ハッガール

アフマト・ソフビ・エルリダリ

ルーマニア人民共和国のために

マリノ・グリゴレ

P・マテイスク

I・ペトラール

P・ポステルニク

I・セーフエルド

ルワンダ共和国のために

サン・マリノ共和国のために

ドメニコ・フォルチェリーニ

ドクトル・ヴァイルヘルム・ミュラー

フエンベック

セネガル共和国のために

I・スディアエ

M・ウアタラ

A・サルダ

D・ソウ

ミニエ

シエラ・レオネのために

ソマリアのために

ジュゼッペ・トレル

スーダン共和国のために

スウェーデンのために

ヴァイクトール・スワルトリン

カール・アクセル・レーフグレン

K・H・イーデル

スイス連邦のために

トゥアズン

サウジ

ブッチ

シャブイ

マルゲラ

シリア・アラブ共和国のために

タンガニカ・ザンジバル連合共和国のために

チャード共和国のために

J・ゴルサラ
チュッコスロヴァキア社会主義共和国のため
タイのために

トロー共和国のために

E・ローソン

I・エクス

トリニダード・トバゴのために

テニジアのために

サラハ・ベッサウイヤ

トルコのために

F・アルプイスケンデル

A・クトカン

N・エキン

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

ウルグアイ東方共和国のために

カルロス・ワシントン・アリセリス

ヴァチカン市国のために

G・プリジョーネ

ヘルベルト・ミースラー

フランツ・ムシニル

ヴェネズエラ共和国のために

オスカール・ミスレ・リプス

J・マンデ・サンチエス

ヴィエトナムのために

トラン・ヴァン・ヴィエン

ヴォ・ヴァン・カッタ

イエメン・アラブ共和国のために

ムハンマド・ザイド

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のために

P・ヴァシリエヴィッチ
M・ミチツチ
ドラグーチン・パタキ
クリスティッチ・メロシ

代金引換郵便物に関する約定

連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで締結された万国郵便連合憲章第二十二條4の規定にかんがみ、合意により、かつ、憲章第二十五條3の規定を留保して、次の約定を締結した。

第一章 序則

第一条 約定の目的

この約定は、締約国がその相互の關係において行なうことに同意する代金引換郵便物の交換を規律する。

第二章 一般条件、料金、取立金の移転

第二条 許される郵便物

1 条約、価格表記の書状及び箱物に関する約定又は小包郵便物に関する約定で定める条件をそれぞれ満たす書留通常郵便物、価格表記の書状及び箱物並びに小包郵便物は、代金引換として発送することができ。

2 郵政庁は、代金引換郵便物の業務を前記の郵便物のうち特定の種類のものに限り許す権能を有する。

第三条 引受条件

代金引換郵便物は、当該郵便物が属する種類の郵便物に適用される引受条件及び料金に従う。

第四条 最高額

決済方法のいかんを問わず、代金引換金額は、郵便物の差出国にあてて為替の振出しについて取立国で採用する最高額をこえることができない。ただし、合意によりこの額より

も多い最高額を定めているときは、この限りでない。

第五条 通貨

特別の合意がない限り、代金引換金額は、郵便物の差出国の通貨で表示する。ただし、取立国が所管する郵便振替口座への代金引換金額の払込み又は振替の場合には、この金額は、取立国の通貨で表示する。

第六条 差出人との決済方法

郵便物の差出人への取立金の送付は、次の方法によつて行なう。

(a) 「代金引換為替」。この代金引換為替の金額は、郵便物の差出国の郵政庁の規則が許すときは、郵便物の差出国が所管する郵便振替口座に受入登記をすることができ。

(b) 関係郵政庁が許すときは、取立国又は郵便物の差出国が所管する郵便振替口座への振替又は払込み

第七条 代金引換為替の交換方法

代金引換為替の交換は、郵政庁の選択に従い、カード又は目録により行なうことができる。為替証書は、カードによる場合には、カード式代金引換為替といひ、目録による場合には、「目録式代金引換為替」といふ。

第八条 料金

1 差出人は、第三条に掲げる料金のほか、次の料金を前納する。

(a) 差出人が代金引換為替によつて代金引換金額の送付を受けることを請求するときは、

一次の最高定額料金

勘定の決済がカード式代金引換為替により行なわれるときは、七十サナンチム

勘定の決済が目録式代金引換為替により行なわれるときは、一フラン

十ナンチム

二 代金引換金額の二百分の一をこえない

い比例料金。各郵政庁は、比例料金の徴収のため、自己の業務上の便宜に最も適合する段階を採用する権能を有する。

(b) 差出人がさらに代金引換為替証書の航空路による返送を請求した場合において、関係郵政庁の特別の合意がないときは、到達証式紙の航空路による返送について条約第三十七條1に規定する料金に等しい料金

(c) 取立国又は郵便物の差出国が所管する郵便振替口座への代金引換金額の振替又は払込みを差出人が請求するときは、最高三十ナンチムの定額料金

なお、取立国の郵政庁は、1(c)に規定する振替又は払込みについては、代金引換金額から次の料金を控除する。

(a) 最高三十ナンチムの定額料金

(b) 取立国が所管する郵便振替口座への振替又は払込みが行なわれるときは、場合により、振替又は払込みに適用される内

国料金

(c) 郵便物の差出国が所管する郵便振替口座への国際振替又は国際払込みが行なわれるときは、国際振替又は国際払込みに適用される料金

第九条 代金引換金額の取消し又は変更

1 代金引換郵便物の差出人は、条約第二十六條に定める条件に従つて、代金引換金額の全部又は一部の取消し及び引上げを請求することができる。代金引換金額の取消し又は変更の電信による請求については、電報料金は、書留料を支払わなければならない。

2 代金引換金額の引上げの場合には、差出人は、増加額について、第八条1(a)に定める比例料金を支払わなければならない。この比例料金は、決済が郵便振替口座への

払込み又は振替により行なわれるときは、徴収しない。

第十条 代金引換為替

- 1 代金引換為替は、第四条の規定に従つて採用された最高額まで許される。
- 2 施行規則に規定するところを留保して、代金引換為替は、郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の規定に従う。

第十一条 小包に関する代金引換為替の払渡し

代金引換小包に関する代金引換為替は、郵便物の差出郵政庁が定める条件に従つて差出人に払い渡す。

第十二条 権利者への払渡不能

- 1 なんらかの理由により権利者に払い渡されなかつた代金引換為替の金額は、権利者のために郵便物の差出国の郵政庁が保管する。この金額は、差出国において有効な法定の時効期間が満了した時に、その郵政庁に確定的に帰属する。
- 2 なんらかの理由により、第六条(b)の規定に従つて請求された郵便振替口座への払込み又は振替をすることができないときは、代金を取り立てた郵政庁は、取立金を郵便物の差出人の利益のために代金引換為替に組み替える。

第三章 責任

第十三条 責任の原則及び範囲

- 1 郵政庁は、代金引換為替が正規に払い渡されるまで、又は郵便振替口座に正規に受入登記をされるまで、取り立てた代金について責任を負う。
- 2 なお、郵政庁は、代金を取り立てることなく又は代金引換金額より低い金額を取り立てて郵便物を配達したときは、当該代金引換金額の限度において責任を負う。
- 3 郵政庁は、代金の取立て及び取立金の送付において生ずることがある遅延については、なんらの責任も負わない。

第十四条 例外

次の場合には、代金引換金額に関して、なんらの賠償金も支払われない。

- (a) 取立ての欠陥が差出人の過失又は怠慢による場合
- (b) 郵便物が条約(第十六条8及び11(c)並びに第二十八条1)、価格表記の書状及び箱物に関する約定(第二条4及び5並びに第五條)又は小包郵便物に関する約定(第二十四條(a)、二、三、五、六及び七、同条(b)並びに第二十八條)で定める禁制に抵触するために配達されなかつた場合
- (c) 条約第三十五條1に規定する期間内になんらの請求も行なわれなかつた場合

第十五条 賠償金の支払、求償、期間

- 1 賠償金の支払の義務は、郵便物の差出郵政庁が負う。もつとも、差出郵政庁は、責任郵政庁に対して求償権を行使することができる。責任郵政庁は、自己のために支払われた金額を、条約第四十四條に定める条件に従つて、差出郵政庁に償還しなければならない。
- 2 賠償金の支払を最終的に負担した郵政庁は、この賠償金の金額の限度において、名あて人、差出人又は第三者に対して求償権を有する。
- 3 条約第四十三條の書留郵便物の亡失に対する賠償金の支払期間に関する規定は、すべての種類の代金引換郵便物について、取立金又は賠償金の支払に適用する。

第十六条 取立てに関する責任の決定

- 1 取立郵政庁は、次のことを立証することができるときは、生じた事故について責任を負わない。
- (a) 差出国の郵政庁が規則を遵守しなかつたために過失が生じたこと。
- (b) 自己の業務への運送に際して、郵便物

(小包郵便物については、関係送状を含む)が所定の指示を有しなかつたこと。

- 2 責任が二郵政庁のいずれに属するかを明らかにすることができない場合には、両郵政庁は、平等に損害を負担する。

第十七条 代金引換金額を取り立てることなく名あて人に配達した郵便物の差出人への還付

- 1 代金引換金額を取り立てることなく配達した郵便物を名あて人が返還した場合に、差出人に対しては、代金引換金額の支払を受けることの放棄又は第十三條2の規定に基づいて受領した金額の返付を条件として三箇月の期間内にこの郵便物を受け取ることができる旨を通知する。
- 2 差出人が郵便物を受け取つたときは、返付された金額は、損害を負担した一又は二以上の郵政庁に還付する。
- 3 差出人が郵便物を受け取ることを放棄したときは、その郵便物は、損害を負担した一又は二以上の郵政庁の所有に帰する。

第四章 雑則及び最終規定

第十八条 代金引換金額の為替による決済の場合の料金の帰属

- 郵便物の差出国の郵政庁は、施行規則で定める条件に従つて次の料金を割り当てる。
- (a) 取立郵政庁に対しては、関係郵政庁がカード式代金引換為替を採用するか又は目録式代金引換為替を採用するかにより、払渡済みの代金引換為替一通につき三十五サンの割合の割合料金及び為替の総額の四分の一の割合割当料金
 - (b) 必要があるときは、代金引換為替証書を航空路により返送した郵政庁に対し、第八条1(b)に規定する料金

第十九条 条約及び特定の約定の適用

条約、郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定、郵便振替に関する約定、価格表記の書状及び箱物に関する約定並びに小包郵便物に関する約定は、必要があるときは、この約定の規定に反しないすべての事項に適用する。

第二十条 この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件

- 1 この約定及びその施行規則に関する議案で大会議に提出されたものは、実施されるためには、この約定の当事国である加盟国で出席しかつ投票するものの過半数によつて承認されなければならない。投票の際には、大会議に代表されたこれらの加盟国の半数が出席していなければならない。
- 2 この約定及びその施行規則に関する議案で大会議から大会議までの間において提出されたものは、実施されるためには、次の票数を得なければならない。

- (a) 規定の追加に関する場合又は第一条から第十條まで、第十二條から第十八條まで、第二十條及び第二十一條の規定並びに施行規則第二十條の改正に関する場合には、投票の総数
- (b) (a)に掲げる規定以外の規定の改正に関する場合には、投票の三分の二
- (c) 約定及び施行規則の規定の解釈に関する場合には、投票の過半数。ただし、憲章第三十二條に規定する仲裁に付すべき紛議の場合を除く。

第二十一条 約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百六十六年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書が効力を生ずるまで効力を有する。

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、連合所在国の政府に寄託されるべきこの約定の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その原本一通を各当事国に送付する。

千九百六十四年七月十日にウィーンで作成した。

アフガニスタンのために

南アフリカ共和国のために

アルバニア人民共和国のために

ガボ・ネシヨ

アルジェリア民主人民共和国のために

A・アムラーニ

ドイツのために

リヒャルト・シュテュックレン

ドクトル シュタインメツツ

アメリカ合衆国のために

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために

サウディ・アラビア王国のために

アルゼンティン共和国のために

アントニオ・パヘス・ララヤ

アルフレド・バルトロメ・ガソロ

E・カルベルマッテン

オーストラリア連邦のために

オーストラリア共和国のために

ドクトル B・シヤギンガー

ドクトル グラシャイ

ドクトル P・マホルト

ドクトル J・パロウベク

ベルギーのために

L・コロ

E・ストウリュイフ
白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

ビルマのために

ボリヴィアのために

A・A・エステンソロ

ブラジル合衆国のために

ブルガリア人民共和国のために

ブルンディ王国のために

ベルナル・ヌタウイガヤ

カンボディア王国のために

フォット・サム・アット

カメルーン連邦共和国のために

トンバ・ギョム

カナダのために

中央アフリカ共和国のために

T・ソコニ

セイロンのために

チリのために

A・ウルラ・ピント

中国のために

王季微

于潤生

薛聘文

サイプレス共和国のために

コロンビア共和国のために

テルモ・ムニョス・ボラノス

A・サラサル

J・C・カステイリョ

H・シンメルマン

コンゴ共和国(ブラザヴィル)のために

マティアス・マツニア

コンゴ共和国(レオポルドヴィル)のために

テオフィル・シンブソン

ガストン・ケンダ

シモン・ムケンディ

ルイ・エルマン

アモス・G・ムビアイ

大韓民国のために

コスタ・リカ共和国のために

象牙海岸共和国のために

S・シソコ

キューバ共和国のために

D・ポルテラ

ドクトル ルイス・ソラ・ピラ

バルデス

ダホメ共和国のために

デンマーク王国のために

アルネ・クロツグ

J・M・S・アンデルセン

T・W・マトセン

ドミニカ共和国のために

A・A・アスマール・サンチエス

エル・サルヴァドル共和国のために

エクアドル共和国のために

スペインのために

J・デ・エリセ

マヌエル・ゴンサレス

アニバル・マルティン

サトゥルニノ・カサス

ロペ・ヒメネス

アフリカにおけるスペインの領土のために

フリアン・アイエスタ・ブレンデス

R・アバロス

エティオピアのために

フィンランド共和国のために

オイヴァ・サロイラ

タウノ・プロランネ

フランス共和国のために

イヴァン・カパンヌ

ジョーデル

ラシャブト

シャパール

ムイユソ

グーヨン

R・モリヨン

A・ヴァテオンヌ

フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体のために

E・スキナジ

M・シャブロン

L・シャブ

ガボン共和国のために

E・ムファヌ

ガーナのために

海峡諸島及びマン島を含むグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土のために

ギリシャのために

デイモブロー

G・ヤンノブロー

P・キオセオグラー

グアテマラ共和国のために

ギニア共和国のために

ハイティ共和国のために

上ヴォルタ共和国のために

H・ヤメオゴ

R・ギントラン

ホンデラス共和国のために

ハンガリー人民共和国のために

ホルン・デジュ

インドのために

インドネシア共和国のために

シマトウパン

イランのために

イラク共和国のために

ナスラト・アル・ムダッリス

アイルランドのために

アイスランド共和国のために

G・ブリーム

ラフン・ジュリエーソン

イスラエルのために

イタリヤのために

アウレリオ・ボンシリオーネ

ブルネット・ブルネッティ

ジャマイカのために

日本国のために

内田藤雄

ジョルダン・ハシェミット王国のために

クウェイトのために

ラオス王国のために

イヴァン・カバンヌ

ジョデール

ラシャブト

シャパール

ムイユソー

グーヨン

R・モリヨン

A・ヴァテオンヌ

レバノン共和国のために

ミシユル・オー

リベリア共和国のために

リビアのために

K・マラブタシ

A・B・シエハーブ

リヒテンシュタイン公国のために

ビュッヒェル

ルクセンブルグのために

ロース

R・フルネル

マレーシアのために

マダガスカル共和国のために

ジャン・ラライヴァオ

アンリ・ラビエラ

マリ共和国のために

プバカル・ディアル

モロッコ王国のために

エル・ファッシ

ペラーダ

メキシコ合衆国のために

ラウロ・F・ラミレス

モナコ公国のために

H・マスマジャン

蒙古人民共和国のために

ネパールのために

ニカラグアのために

ドクトル・グロヘル

ニジニール共和国のために

ムドゥール・ザカラ

アマドゥ・ムムニ

ナイジェリア連邦共和国のために

ノールウェーのために

カール・ヨハネセン

ウィリアム・シェーグレン

E・デーヴィンク

K・ストレムスネス

ニョー・ジールランドのために

ウガンダのために

ウガンダのために

パキスタンのために

パナマ共和国のために

パラグアイのために

カルル・ベネ

オランダのために

ホルボーム

オランダ領アンティュー及びスリナムのた

めに

E・G・レーデ

P・H・J・ブリュセルス

ベルー共和国のために

フィリピン共和国のために

ポーランド人民共和国のために

ファウステイン・ラドシ

ポルトガルのために

マルクス・デ・フォンテス・ペレイ

ラ・デ・メーロ・フォンセカ

ジョルジ・ブラガ

ドミンゴ・ドゥアルテ・ペーロ

マトス・ペレイラ

ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・

デ・マトス

カルロス・アウグスト・デ・メロ

西部アフリカにおけるポルトガルの諸州の
ために

東部アフリカとアジアとオセアニアにお

けるポルトガルの諸州のために

アラブ連合共和国のために

A・バキル

T・H・アブデル・ラフマーン

アワト・ハミット・ハッガーク

アフマト・ソブヒ・エル・ダリ

ルーマニア人民共和国のために

マリノ・グリゴレ

P・マテースク

I・ペトラール

P・ボステルニク

I・セーフエルド

ルワンダ共和国のために

サン・マリノ共和国のために

ドメニコ・フォルチエリニ

ドクトル・ヴィルヘルム・ミューラー

フンベック

セネガル共和国のために

I・スディナム

M・ウアタラ

A・サルダ

D・ソウ

ミニエ

シエラ・レオネのために

ソマリアのために

ジュゼッペ・トレル

スーダン共和国のために

スウェーデンのために

ヴァイクトル・スワルトリン

カール・アクセル・レーフグレン

K・H・イエーデル

スイス連邦のために

トウアゼン

サウジ

ブッチ

シャブイ

マルゲラ

シリア・アラブ共和国のために

アブデル・カデル・バグダディ

ムハンマド・エル・マハムド

タンガニカ・ザンジバル連合共和国のために

チャード共和国のために

J・ゴルサラ

チエッコスロヴァキア社会主義共和国のために

マニヤーク

タイのために

T・キーラナン

S・スカネット

チャオ・トンマ

T・ヤワカン

トロー共和国のために

E・ローソン

I・エクス

トリニダード・トバゴのために

テニジアのために

サラ・ハ・ベッサウイヤ

フエンドウリ

トルコのために

F・アルプイスケンデル

A・クトカン

N・エキンジ

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

ウルグアイ東方共和国のために

カルロス・ワシントン・アリセリス

ヴァチカン市国のために

G・プリジオーネ

ヘルベルト・ミースラト

フランツ・ムシュル

ヴェネズエラ共和国のために

オスカール・ミスレ・リプス

J・マンデ・サンチエス

ヴィエトナムのために

トラン・ヴァン・ヴィエン

ヴォ・ヴァン・カット

イエメン・アラブ共和国のために

ムハンマド・ザイド

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のために

P・ヴァシリエヴィッチ

M・ミチツチ

ドラグーチン・バダキ

クリステイッチ・メロシ

貯金の国際業務に関する約定

連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで締結された万国郵便連合憲章第二十二條4の規定にかんがみ、合意により、かつ、憲章第二十五條3の規定を留保して、次の約定を締結した。

第一章 序則

第一条 約定の目的

1 この約定は、締約国がその相互の關係において行なうことに同意する貯金の国際業務を規律する。

2 業務は、各国の為替に関する規則により定める制限内において行なう。締約国は、

第二条に規定する取扱いのうちいずれか一又は二以上のものについてのみ業務を実施する権能を有する。

3 郵政庁に直屬し、又は郵便局の仲介により国の全域にわたつて活動する国営の貯金局は、前記の国際業務に参加することができる。

4 国際業務に参加する国営の貯金局が郵政庁以外の行政庁に屬する国においては、その国の郵政庁は、この約定の各条項の完全な実施を確保することについて、当該行政庁と合意しなければならない。この郵政庁は、この貯金局と他の締約国の郵政庁及び国際事務局との關係について仲介する。

5 この約定及びその施行規則において貯金局、貯金通帳及び通常貯金口座とは、それぞれ、3に定義する貯金局並びにこの貯金局が開設した通帳及び通常貯金口座のみをいう。

第二章 業務の範囲

1 通常貯金口座の名義人は、その名義人がいる国の貯金局の仲介により、自己の口座について預入及び払いのしを行なうことができる。名義人は、同様に、その口座の貯金を一貯金局から他の貯金局に預け替えることを請求することができる。

2 貯金局は、貯金通帳の開設について、通帳の取替又は更新について、通帳への利子記入について、及び貯金の国際業務の円滑な運行のため一般に必要な書類の送達について、仲介することを承諾する。

第三章 総則

第三条 資金の送付

1 貯金の取扱の実施における資金の送付は、国際業務の郵便為替又は郵便振替により行なう。この送付は、選択された方法を規律する条件に従う。

2 資金の送付の費用は、預金者の負担とする。

第四条 利子

預替えに関する第十六條の規定に従うことを条件として、利子の計算日は、資金の受入れであるか又は資金の払出しであるかにより、受入口座又は払出口座を所管する貯金局が決定する。

第五条 通帳及び各種書類の送達

1 締約国の郵便局は、補正し又は審査すべき通帳の引上げについて、相互に援助を提供する。

2 通帳並びに貯金の国際業務の円滑な運行のため一般に必要な通信及び書類については、これらを締約国の郵政庁又は貯金局が他の締約国の郵政庁又は貯金局にあてて送達するときは、郵便料金を免除する。通帳を包有する書状については、これを締約国の郵政庁又は貯金局が通帳の名義人に送達するときは、郵便料金を免除する。

3 送達は、最も便利な方法により行なう。

4 預金者の請求による迅速な送達(特に航

空路による送達)のための費用は、預金者の負担とすることができる。

第六条 預入及び預替えの共通規定
預入され又は預け替えらるる資金は、特に利率、利子の計算及び払いもどしの条件に關しては、資金を受け入れる貯金局の業務を規律する法令に従う。

第三章 預入

第七條 預入の申込み

1 通常貯金口座の名義人は、その名義人がいる他の貯金局又は郵便局に資金を差し出して、自己の口座に預入を行なうことができる。

2 通帳は、特別の合意がない限り、提出しなくてはならない。

3 締約国に居住する者は、他の締約国の貯金局に通帳を開設するため、居住国の貯金局又は郵便局に預入を行なうことができる。

第八條 最高額

1 各郵政庁は、通帳に記入することができ、預入金について、最低額及び最高額を定める権能を有する。

2 口座を所管する貯金局は、預入により口座の貯金が自国の内国規則で定める最高限をこえることとなる場合には、その預入の全部又は一部を拒絶する権利を留保する。

3 預入が行なわれる国においては、預入される金額は、資本の輸出可能額に制限することができる。

第九條 貨幣單位の端數整理

預入金は、口座を所管する国の通貨で表示されるものとし、その表示において、預入金には、貨幣單位の端數をつけてはならない。

第十條 通帳の返送

1 通帳は、提出されているときは、預入の登記の後、職権による書留として、書状により預金者に直接に返送する。

2 新規の預入により発行する通帳の場合に

も、同一の方法により預金者に送達する。

第四章 払いもどし

第十一條 払いもどしの請求

1 貯金通帳の名義人は、その名義人がいる締約国の貯金局の仲介により自己の口座を所管する貯金局に請求書を送付して、自己の貯金の一部又は全部の払いもどしを受けることができる。

2 払いもどしを請求される金額は、口座を所管する国の通貨で表示する。一部払いもどしの場合には、その金額には、貨幣單位の端數をつけてはならない。

3 郵政庁が同意した国の間の関係においては、預金者は、払いもどし請求書を、自己の口座を所管する貯金局にあてて直接に、かつ、自己の費用により送付することができる。

第十二條 払いもどしの承認

1 払いもどし承認書は、口座を所管する貯金局が、預金者の居住する国の通貨により、純支払額について作成する。承認書は、この金額に相当する資金とともに、払いもどしを行なう貯金局に送付する。

2 払いもどし承認書を作成する貯金局は、預金者の居住する国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を決定する。

第十三條 払いもどし

1 払いもどしは、締約国の法令に基づく金額制限以外の金額制限を受けない。

2 払いもどしは、貯金契約の条項により承認書に提出する資格があり、かつ、承認書に指定された一又は二以上の者に直接に行なう。

3 支払すべき金額は、支払国の通貨で承認書に指示された金額とし、支払貯金局のためにこの金額からのなんらの控除も行なわない。ただし、支払業務が属する国の法令により必要とされるときは、この業務は、貨幣單位の端數を切り捨て、又は、その他

の端數整理により、金額を貨幣單位の金額とする権限を有する。

第十四條 電信払いもどし

郵政庁が同意した国の間の関係においては、預金者は、自己の費用で、電信により、払いもどしを請求し、及びこれを受けることができる。この業務の実施規則は、郵政庁間で定める。

第十五條 その他の払いもどしの方法

郵政庁が同意した国の間の関係においては、払いもどしの請求及び承認に關する手続の一部を省略して払いもどしを行なうことができる。

第五章 預替え

第十六條 預替えに適用する一般原則

1 貯金口座の名義人は、その選択する他の貯金局に自己の貯金の全部又は一部を預け替えることができる。預替請求書は、締約国のいずれの貯金局又は郵便局に対しても提出することができる。

2 特別の合意がない限り、預金者は、その請求の根拠として通帳を提出しなければならない。

3 郵政庁が同意した国の間の関係においては、預金者は、内国規則に従って作成し、かつ、場合により通帳を添付した預替請求書で、自己の口座を所管する貯金局にあてて直接に、かつ、自己の費用により送付することができる。

4 預替金額は、口座からの払出しの月の末日までは資金を払い出す貯金局(払出貯金局)といふ。の負担により、翌月の最初の日からは預替えを受ける貯金局(受入貯金局)といふ。の負担により利子を生ずる。

第六章 責任

第十七條 責任の範囲

1 貯金の取扱の実施のため、国際郵便為替又は郵便振替に組み替える金額は、選択された資金の送付方法について定められて

いる保障を受ける。

2 貯金局は、換算の誤り、通常貯金口座についての取扱の登記の誤り及び、一般に、貯金の国際業務に關する書類の作成において生ずることがあるすべての誤りについて責任を負う。

3 払いもどしを仲介する貯金局は、受け入れた資金について、及び支払の取扱いが正規であることについて責任を負う。

4 貯金局は、資金の送付において生ずることがある遅延については、なんらの責任も負わない。

5 貯金局は、第二条に規定する取扱の実施のため利用者が申し出た事項中に不正確なものがあることについては、なんらの責任も負わない。

第十八條 責任の決定

1 責任は、誤りの生じた業務が属する貯金局が負う。

2 誤りについて二貯金局に責任があるとき、又は責任を決定することができないときは、両貯金局は、平等に補正の責任を負う。

第十九條 貯金口座の補正

貯金口座の補正は、責任貯金局に対する求償権を留保して、その口座を所管する貯金局が行なう。

第二十條 貸方貯金局に対する償還

1 責任貯金局は、口座の補正を行なつた旨の通告の後四箇月の期間内に、口座の補正を行なつた貯金局に償還をしなければなら

ない。

2 貸方貯金局に対する償還は、この貯金局になんらの費用も負担させることなく行なう。四箇月の期間が経過したときは、貸方貯金局に支払すべき金額は、この期間が満了した日から年五分の割合で利子を生ずる。

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二)

万国郵便連合会、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定 日本国とグレート・ブリテン及び北

七七二

第七章 雜則及び最終規定

第二十一条 条約及び特定の約定の適用

条約、郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定並びに郵便振替に関する約定は、必要があるときは、この約定で明らかに定めていないすべての事項に準用する。

第二十二條 憲章の適用の例外

憲章第四條の規定は、この約定については、適用しない。

第二十三條 この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件

1 この約定及びその施行規則に関する議案で大会議に提出されたものは、実施されるためには、出席しかつ投票する加盟国の過半数によつて承認されなければならない。投票の際には、大会議に代表された加盟国の半数が出席していなければならない。

2 この約定及びその施行規則に関する議案で大会議から大会議までの間において提出されたものは、実施されるためには、次の票數を得なければならない。

(a) 規定の追加に関する場合又は約定及び施行規則の規定の改正に関する場合には、投票の三分の二

(b) 約定及び施行規則の規定の解釈に関する場合には、投票の過半数。ただし、憲章第三十二條に規定する仲裁に付すべき紛議の場合を除く。

第二十四條 約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百六十六年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書が効力を生ずるまで効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全權委員は、連合所在国の政府に寄託されるべきこの約定の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その原本一通を各当事国に送付する。

千九百六十四年七月十日にウィーンで作成した。

ドイツのために

リヒャルト・シュテュクレン

ドクトル シュタインメツツ

ベルギーのために

L. コロ

E. ストゥリキエフ

カメルーン連邦共和国のために

トンバ・ギヨム

チリのために

A. ウルラ・ピント

コロンビア共和国のために

テルモ・ムニョス・ボラネス

A. サラサル

J. C. カステイリョ

H. シンメルマン

ダホメ共和国のために

ガブリエル・グノンベ

スペインのために

J. デ・エリセ

マヌエル・ゴンサレス

アニバル・マルティン

サトゥルニノ・カサス

ローベ・ヒメネス

アフリカにおけるスペインの領土のために

フリアン・アイエスタ・ブレシデス

R. アパロス

フィンランド共和国のために

オイヴァ・サロイラ

タウノ・プロランネ

フランス共和国のために

イヴァン・カパンヌ

ジョーデル

ラシャブト

シャパール

ムイユソ

グーモン

R. モリヨン

A. ヴァテオンヌ

イタリアのために

アウレリオ・ボンシリオーネ

ブルネット・ブルネット

日本国のために

内田藤雄

マリ共和国のために

ブバカル・ディア

ニジェール共和国のために

ムドゥール・ザカラ

アマドゥ・ムニ

ノールウェーのために

カール・ヨハネセン

ワイリアム・シェーグレン

E. デーヴィン

パラグアイのために

K. ストレムスネス

オランダのために

カルル・ベネ

ホルボーム

アラブ連合共和国のために

A. バキル

T. H. アブデル・ラフマーン

アワト・ハミッド・ハッガール

アフマト・ソフビ・エルリダリ

サン・マリノ共和国のために

ドメニコ・フォルチェリ

ドクトル ヴイルヘルム・ミラー

フィンベック

スウェーデンのために

ヴィクトル・スワルトリッング

カール・アクセル・レーフグレン

K. H. イエーデル

トゴ共和国のために

E. ローソン

I. エクエ

トルコのために

F. アルプイスケンデル

A. クトカン

N. エキンジ

ワイエトナムのために

トラン・ヴァン・ヴィエン

ヴォ・ヴァン・カッタ

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のために

P. ヴァシリエヴィッチ

M. ミチツチ

ドラグーチン・パタキ

クリステイッチ・メロシ

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便為替の交換に関する約定

日本国政府及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、両国の間の郵便為替の交換の業務を改善することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

(1) 一方日本国と他方グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間における通常郵便及び電信郵便の交換は、この約定の規定に従う。

(2) この約定において、「グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国」には、チャネル諸島及びマン島を含む。

第二条

(1) 郵便為替は、日本国政府及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のそれぞれの郵政庁間に特別の合意がない限り、名あて国の通貨で表示する。

(2) 各郵政庁は、他方の郵政庁との合意により、郵便為替一口の振出最高額を定める。

第三条

各郵政庁は、自己が振り出す郵便為替に適用する換算割合を事情に応じて定める権能を有する。

第四条

(1) 各郵政庁は、自己が振り出す郵便為替に

ついで徴収する料金の割合を事情に応じて定める権能を有する。料金は、為替を振り出す郵政庁に帰属する。

(2) 各郵政庁は、自国で振り出され他方の国に通知される郵便為替の金額の二百分の一を他方の郵政庁に割り当てなければならぬ。

第五条

(1) 電信為替は、為替電報により通知する。

(2) 国際電信通条約(千九百五十九年ジュネーブ改正)又は将来これに代わる規則は、為替電報に適用する。

(3) 電信為替の差出人は、所要の附加語に對して相当する料金を支払つた上、受取人に送付することを希望する通信文を為替電報に附加することを許される。

第六条

(1) 各郵政庁は、他方の郵政庁の仲介により、当該他方の郵政庁が郵便為替業務を実施している国又は地域に郵便為替によつて送金することができる。

(2) 仲介業務を行なう郵政庁は、その業務に對して特別の料金を徴収することができるものとし、その料金は、仲介される各為替の金額から控除される。

第七条

郵便為替の差出人は、振出しの際に、又は振出しの月の末日から十二箇月以内に、その為替の払渡通知を請求することができる。

第八条

郵便為替は、振出しの月の満了の後十二箇月の間は払い渡される。この期間内に払い渡されなかつた郵便為替の金額は、振出郵政庁の規則に従つて処理されるため、振出郵政庁に返還する。

第九条

郵便為替の差出人は、受取人の氏名若しくは住所の訂正若しくは変更又はその為替の取りもどしを請求することができる。

第十条

一方の国から他方の国に送達される郵便為替は、振出しについては振出国の現行の規則に、払渡しについては名あて国の現行の規則に従う。

第十一条

(1) 特別の合意がない限り、各郵政庁が振り出した郵便為替の総額を記載した郵便為替計算書は、いずれか一方の郵政庁が、施行規則に定める条件に従い、他方の郵政庁に送付する。

(2) 両郵政庁間に特別の合意がない限り、計算書の差額は、差額の支払を受ける国の通貨で表示する。このため、差額は、計算書が関係する期間内における借方国の市場為替相場平均値によつて少額の貸高を多額の貸高を有する国の通貨に換算した上、多額の貸高から少額の貸高を差し引いて確定する。

第十二条

(1) 両郵政庁間に特別の合意がない限り、計算書の差額の支払は、貸方国の通貨で行なわなければならない。

(2) 借方郵政庁は、貸方郵政庁に對し、施行規則に定める条件に従つて支払を行なわなければならない。

第十三条

いずれの郵政庁も、特別な事情により、郵便為替業務の全部又は一部を一時停止しなければならないときは、この事実を、必要ときは電信により、直ちに他方の郵政庁に通知しなければならない。

第十四条

両郵政庁は、合意により、この約定の実施のために必要な施行規則を定める。

第十五条

(1) この約定は、日本国がその国内法上の手続に従つてこの約定を承認した旨の書面に

よる通告をグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が日本国政府から受領した日に、効力を生ずる。

(2) この約定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に對しこの約定を廃棄する意思を通告した後十二箇月を経過するまで、引き続き効力を有する。

第十六条

この約定は、次の協定を廃棄し、かつ、これに代わるものとする。

(a) 千九百八年十一月四日にロンドンで、及び明治四十一年十二月七日に東京で署名された「日本郵便省並大不列顛及愛爾蘭聯合王國郵政廳間郵便為替業務約定」

(b) 千九百十三年二月六日にロンドンで、及び大正二年三月六日に東京で署名された(a)に掲げる約定の追加規定

以上の証憑として、下名は、それぞれの政府からこのために正当に委任を受け、この約定に署名した。

千九百六十五年二月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

権名悦三郎

徳安實藏

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

F. B. A. ランドール

日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に関する約定

日本国政府及びインド政府は、両国の間の国際郵便為替の交換に関する約定を締結することを希望するので、

下名は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、次の諸条を協定した。

第一条

日本国とインドとの間に郵便為替を常時交換する。

第二条

郵便為替業務は、もつぱら交換局を経て行なう。各郵政庁は、このために指定した自国の交換局の名称を他方の郵政庁に通知する。

第三条

郵便為替の金額は、払渡国の通貨で表示する。ただし、この通貨は、両郵政庁が必要と認めるときは、その合意により変更することができる。

第四条

郵便為替一口の金額の限度は、両郵政庁間の合意により定める。

第五条

郵便為替の公衆による払込み又は公衆への払渡しは、それぞれの場合に応じ、振出国又は払渡国の法定通貨によつて行なう。

第六条

郵便為替を振り出す方法及び条件は、振出国の現行の規則に従う。

第七条

各郵政庁は、この約定に規定する諸種の業務に對して自己が徴収する諸料金を定める権能を有する。各郵政庁は、これらの料金及び決定されることのあるその変更を他方の郵政庁に通知しなければならない。

第八条

各郵政庁は、自己が徴収した諸料金を取得する。ただし、各郵政庁は、自国で振り出され他方の国に通知される郵便為替の金額の二百分の一を他方の郵政庁に支払わなければならない。

第九条

(1) 各交換局は、他方の国で払い渡すため自国で受領した金額の細目を目録により他方の交換局に通知する。

(2) 氏名に関する細目には、差出人と受取人との氏名の全体若しくは差出人と受取人

昭和四十年五月十七日 参議院會議録第十九号(その二) 日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に関する約定

七七四

との姓の全体及び少なくとも一の洗礼名若しくは個人名のかしり字又は差出人若しくは受取人として指定された組合若しくは会社の名称を含ませるものとする。受取人の住所は、受入交換局が最も便利な払渡局を選挙し、かつ、受取人への郵便為替証書の正確な交付を確保することができるよう完全かつ正確に記載しなければならない。

第十条

(1) 各交換局から発送される目録には、毎年の初めに第一号から始まる連続番号を附する。

(2) この目録に記載された振出為替にも、目録ごとに第一号から始まる連続番号を附する。

この番号を国際番号という。

第十一条

目録が相当の期間内に受領されない場合において、その旨の通知を受けたときは、発送交換局は、正當に証明されたその目録の謄本を遅滞なく受入交換局に送付する。

第十二条

受入交換局は、目録を慎重に検査し、単純な誤りについては、直ちにこれを訂正し、発送交換局にその訂正を通知する。

第十三条

発送交換局に照会しなければ訂正することができない誤り又は事故が目録にあるときは、受入交換局は、直ちにその照会を行ない、回答を受領するまでは、正規でない記載に係る為替の払渡しを停止する。

第十四条

目録が受入交換局に到着したときは、その交換局は、直ちに、目録に記載された金額に対する内国の郵便為替証書を作成し、払渡国の現行の規則に従つて受取人への払渡しの手続を行なう。

第十五条

差出人若しくは受取人の氏名の誤記の訂正

又は為替金額の差出人への払いもどしについては、差出人が振出郵政庁にその請求を行なうものとする。

第十六条

郵便為替の払いもどしは、その為替が払い渡されておらず、かつ、払い渡されたことのないことが払渡郵政庁を通じて確認された後でなければ、差出人に対して行なつてはならない。

第十七条

(1) 郵便為替の差出人は、振出しの際に、又は振出しの月の末日の後一年以内に、料金を前納してその為替の払渡済通知を請求することができる。

(2) 払渡済通知の請求が為替の振出しの際に行なわれるときは、「PAID」の文字を目録に記載された為替に対応して記入する。払渡済通知書は、払渡局が作成し、払渡局又は名あて交換局が差出人に直接に送付する。

(3) 払渡済通知の請求が為替の振出しの後に行なわれるときは、発送交換局は、為替及び通知のすべての細目を記入した払渡済通知書の式紙を名あて交換局に送付し、名あて交換局は、これを完成した上、差出人に送付する。

第十八条

(4) 仲介為替に関する払渡済通知書は、両国の交換局を経て送付する。

第十九条

郵便為替は、振出しの月の末日の後十二箇月の間は払い渡される。この期間内に払い渡されなかつた各為替の金額は、振出国の現行の規則に従つて処理されるため、振出郵政庁に返還する。

る。為替証書を郵送中に亡失したと認めるべき理由がないときは、為替証書を再交付する局は、自国の内国規則に基づき為替証書の再交付について徴収することができる料金と同額の料金を徴収することができる。

第二十条

(1) 各交換局は、毎月末、他方の国で振り出された為替であつて、振出しの月の末日の後十二箇月以内に払い渡されなかつたために他方の郵政庁の処理に任されるものの目録二通を作成し、他方の交換局に送付する。

(2) 通知すべき為替がないときは、「NIL」と記載した目録を送付しなければならない。

第二十一条

(1) 各郵政庁は、自己が郵便為替の交換を保持していない国と他方の郵政庁が郵便為替の交換を保持しているときは、当該他方の郵政庁の仲介により、その国との間に郵便為替を交換することができる。

(2) 各郵政庁は、仲介為替に対し、他方の郵政庁で払い渡される郵便為替に対する同一の割合の金額(第八条参照)を他方の郵政庁に支払う。

(3) 仲介業務に対しては、各郵政庁が定める特別の手数料を仲介される各為替の金額から控除する。このようにして徴収された手数料は、仲介為替の金額が差出人に払いもどされる場合にも、還付されない。

第二十二条

(4) 各郵政庁は、自己が仲介業務を行なうことができる国の名、それぞれの国に適用する金額の限度及びその仲介業務に対して控除する手数料を他方の郵政庁に通知する。

第二十三条

郵便為替に関する計算書は、両郵政庁が合意する取極に従つて、作成され、かつ、決済される。

悪用され、又は当該国の収入に損失を生ずることがある場合その他特別な事情がある場合には、郵便為替の交換を一時停止し又は制限する権能を有する。

第二十四条

誤り又は詐欺のある場合には、これによつて生じた損失に対する責任は、誤り又は詐欺があつた業務の属する郵政庁が負う。誤り又は詐欺がいずれの業務にあつたかを決定することができない場合には、前記の損失に対する責任は、両郵政庁が平等に負担する。

第二十五条

この約定の実施を確保するため必要な事項は、両郵政庁間の合意により定める。

第二十六条

(1) この約定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、両締約国政府が合意する日に効力を生ずる。

(2) この約定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対しこの約定を廃棄する意思を通告した後十二箇月を経過するまで、引続き効力を有する。

本書二通を作成し、千九百六十五年一月二十六日に東京で、及び千九百六十五年二月二十四日にニュー・デリーで署名した。

日本国のために

椎名悦三郎

徳安實藏

インドのために

サティア・ナラヤン・シンハ

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 二十五円
(ただし長紙は三十円)
(送料別)

発行所
東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六)